平成２５年　第４回定例会

# 摂津市議会会議録

平成２５年１２月　４日　開会
平成２５年１２月２０日　閉会

摂　津　市　議　会

# 目　　次

平成２５年第４回定例会

○１２月４日（第１日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
　議会事務局職員 ----------1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------1－ 2
開会の宣告 ----------1－ 4
　市長あいさつ
開議の宣告 ----------1－ 4
会議録署名議員の指名 ----------1－ 4
日程１　会期の決定 ----------1－ 4
日程２　認定第１号～認定第８号 ----------1－ 4
　委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、
　　駅前等再開発特別委員長）
　討論（弘豊議員、嶋野浩一朗議員）
　採決
日程３　議案第６０号～議案第９２号 ----------1－15
　提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、
　　生涯学習部長、次世代育成部長、生活環境部長、消防長）
　質疑（野口博議員）
　委員会付託
日程４　報告第１１号 ----------1－35
　提案理由の説明（総務部長）
　質疑（野口博議員）
　採決
日程５　報告第１２号 ----------1－37
　提案理由の説明（土木下水道部長）
　質疑（安藤薫議員）
休会の決定 ----------1－41
散会の宣告 ----------1－41

○１２月１９日（第２日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
　議会事務局職員 ----------2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------2－ 2
開議の宣告 ----------2－ 3
会議録署名議員の指名 ----------2－ 3

日程１　一般質問
上村高義議員 ----------2－ 3
水谷毅議員 ----------2－ 7
野口博議員 ----------2－14
中川嘉彦議員 ----------2－25
大澤千恵子議員 ----------2－34
嶋野浩一朗議員 ----------2－43
東久美子議員 ----------2－50
安藤薫議員 ----------2－56
渡辺慎吾議員 ----------2－66
延会の宣告 ----------2－71

○１２月２０日（第３日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------3－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------3－ 2
開議の宣告 ----------3－ 4
会議録署名議員の指名 ----------3－ 4
日程１　一般質問
福住礼子議員 ----------3－ 4
山崎雅数議員 ----------3－ 8
藤浦雅彦議員 ----------3－14
森西正議員 ----------3－21
増永和起議員 ----------3－33
南野直司議員 ----------3－41
日程２　議案第６０号～議案第９２号 ----------3－45
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長）
質疑（安藤薫議員）
討論（弘豊議員）
採決
日程３　議会議案第１３号～議会議案第１５号 ----------3－55
討論（山崎雅数）
採決
閉会の宣告 ----------3－56

☆添付資料

審議日程 ---------- 資料－ 1
議案付託表 ---------- 資料－ 2
一般質問要旨 ---------- 資料－ 4
議決結果一覧 ---------- 資料－ 8

# 摂　津　市　議　会　会　議　録

平成２５年１２月４日

（第１日）

# 平成２５年第４回摂津市議会定例会会議録

平成２５年１２月４日（水曜日）
午前 １０時 １分 開 会
摂 津 市 議 会 議 場

---

１ 出席議員 （２１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 森 西 正 | ２番 | 木 村 勝 彦 |
| ３番 | 上 村 高 義 | ４番 | 福 住 礼 子 |
| ５番 | 藤 浦 雅 彦 | ６番 | 村 上 英 明 |
| ７番 | 三 好 義 治 | ８番 | 東 久美子 |
| ９番 | 市 来 賢太郎 | １０番 | 中 川 嘉 彦 |
| １１番 | 増 永 和 起 | １２番 | 弘 豊 |
| １３番 | 山 崎 雅 数 | １４番 | 水 谷 毅 |
| １５番 | 南 野 直 司 | １６番 | 渡 辺 慎 吾 |
| １７番 | 嶋 野 浩一朗 | １８番 | 大 澤 千恵子 |
| １９番 | 野 原 修 | ２０番 | 安 藤 薫 |
| ２１番 | 野 口 博 | | |

１ 欠席議員 （０名）

---

１ 地方自治法第１２１条による出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森 山 一 正 | 副市長 | 小 野 吉 孝 |
| 教育長 | 箸尾谷知也 | 市長公室長 | 乾 富 治 |
| 総務部長 | 有 山 泉 | 生活環境部長 | 杉 本 正 彦 |
| 保健福祉部長 | 堤 守 | 都市整備部長 | 吉 田 和 生 |
| 土木下水道部長 | 藤 井 義 己 | 教育委員会次世代育成部長 | 登 阪 弘 |
| 教育委員会教育総務部長 | 山 本 和 憲 | 教育委員会生涯学習部長 | 宮 部 善 隆 |
| 水道部長 | 渡 辺 勝 彦 | 消防長 | 熊 野 誠 |

---

１ 出席した議会事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 寺 本 敏 彦 | 事務局次長 | 藤 井 智 哉 |

１ 議 事 日 程

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1, | | | | 会期決定の件 |
| 2, | 認 | 定 第 | １号 | 平成２４度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 | 定 第 | ３号 | 平成２４年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 | 定 第 | ７号 | 平成２４年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 | 定 第 | ８号 | 平成２４年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 | 定 第 | ２号 | 平成２４年度摂津市水道事業会計決算認定の件 |
| | 認 | 定 第 | ４号 | 平成２４年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 | 定 第 | ５号 | 平成２４年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 | 定 第 | ６号 | 平成２４年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 3, | 議 | 案 第 | ６０号 | 平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号） |
| | 議 | 案 第 | ６１号 | 平成２５年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号） |
| | 議 | 案 第 | ６２号 | 平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号） |
| | 議 | 案 第 | ６３号 | 平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号） |
| | 議 | 案 第 | ６４号 | 平成２５年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| | 議 | 案 第 | ６５号 | 平成２５年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） |
| | 議 | 案 第 | ６６号 | 指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか６施設） |
| | 議 | 案 第 | ６７号 | 指定管理者指定の件（摂津市立温水プール） |
| | 議 | 案 第 | ６８号 | 指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター） |
| | 議 | 案 第 | ６９号 | 指定管理者指定の件（正雀市民ルーム） |
| | 議 | 案 第 | ７０号 | 指定管理者指定の件（摂津市立小川自動車駐車場） |
| | 議 | 案 第 | ７１号 | 指定管理者指定の件（摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか６施設） |
| | 議 | 案 第 | ７２号 | 指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか２施設） |
| | 議 | 案 第 | ７３号 | 指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地） |
| | 議 | 案 第 | ７４号 | 指定管理者指定の件（摂津市立障害児童センター） |
| | 議 | 案 第 | ７５号 | 指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設） |
| | 議 | 案 第 | ７６号 | 指定管理者指定の件（摂津市立みきの路） |
| | 議 | 案 第 | ７７号 | 指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール） |
| | 議 | 案 第 | ７８号 | 指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３） |
| | 議 | 案 第 | ７９号 | 指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ） |
| | 議 | 案 第 | ８０号 | 指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場） |
| | 議 | 案 第 | ８１号 | 指定管理者指定の件（摂津市立保健センター） |
| | 議 | 案 第 | ８２号 | 指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所） |
| | 議 | 案 第 | ８３号 | 指定管理者指定の件（摂津市斎場） |
| | 議 | 案 第 | ８４号 | 指定管理者指定の件（せっつメモリアルホール） |
| | 議 | 案 第 | ８５号 | 吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件 |
| | 議 | 案 第 | ８６号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | ８７号 | 摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | ８８号 | 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | ８９号 | 摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | ９０号 | 摂津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | ９１号 | 摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 議　　案 第 | ９２号 | 摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 報　　告 第 | １１号 | 平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第４号）専決処分報告の件 |
| 5, | 報　　告 第 | １２号 | 訴えの提起専決処分報告の件 |

---

１　本日の会議に付した事件
　日程１から日程５まで

（午前１０時１分　開会）

○村上英明議長　ただいまから平成２５年第４回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

１２月に入りまして、はや４日目を迎えております。だんだん慌ただしくなってまいりましたが、本日は第４回定例市議会を招集させていただきましたところ、議員各位には、師走何かとお忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今議会では、報告案件といたしまして平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第４号）専決処分報告の件ほか１件、予算案件といたしまして平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）ほか５件、条例案件といたしまして摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件ほか６件、その他の案件といたしまして指定管理者指定の件１９件及び吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件、合計３５件の審議をお願いいたすものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○村上英明議長　あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、弘議員及び山崎議員を指名いたします。

日程１、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から１２月２０日までの１７日間とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程２、認定第１号など８件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（野口博総務常任委員長　登壇）

○野口博総務常任委員長　ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

１０月１０日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２４年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第４号、平成２４年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件の以上２件について、１１月７日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○村上英明議長　建設常任委員長。

（木村勝彦建設常任委員長　登壇）

○木村勝彦建設常任委員長　ただいまより、建設常任委員会の審査報告を行います。

１０月１０日、本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２４年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第２号、平成２４年度摂津市水道事業会計決算認定の件及び認定第５号、平成２４年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の以上３件について、１１月６日及び８日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第１号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○村上英明議長　文教常任委員長。

（嶋野浩一朗文教常任委員長　登壇）

○嶋野浩一朗文教常任委員長　ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

１０月１０日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２４年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、１１月７日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

○村上英明議長　民生常任委員長。

（森西正民生常任委員長　登壇）

○森西正民生常任委員長　ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

１０月１０日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２４年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第３号、平成２４年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第６号、平成２４年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第７号、平成２４年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第８号、平成２４年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、１１月６日及び１１月８日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第１号所管分、認定第３号、認定第７号及び認定第８号については賛成多数、認定第６号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○村上英明議長　議会運営委員長。

（南野直司議会運営委員長　登壇）

○南野直司議会運営委員長　ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

１０月１０日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２４年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、１２月２日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○村上英明議長　駅前等再開発特別委員長。

（藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長　登壇）

○藤浦雅彦駅前等再開発特別委員長　ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

１０月１０日の本会議において本委員会に付託されました認定第１号、平成２４年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、１１月１２日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

○村上英明議長　委員長の報告を終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

弘議員。

（弘豊議員　登壇）

○弘豊議員　それでは、日本共産党議員団を代表しまして、認定第１号、３号、７号及び８号に対して一括して反対討論を行います。

２０１２年度はどういう年だったでしょう。民主党が政権交代時の国民への公約をことごとく裏切り、自民公明と一体となった消費税増税、社会保障改悪の路線に変質を遂げていく中、１２月の総選挙で壊滅的な敗退。自公政権への逆戻りという結果をもたらしました。

こうした状況のもと、政治の表層では、自民党とその補完勢力が多数を握っていますが、社会の土台においては、「アメリカいいなり政治の異常」「極端な大企業中心の異常」、これを特質とした自民党政治は行き詰まりを深刻にし、崩壊的な危機に陥っていると私どもは考えています。

日本は、働く人の所得が減り続け、経済全体が停滞・縮小する国となり、国内総生産比での長期債務残高が先進国で最も高い水準の国に落ち込んでいます。米軍基地問題の矛盾が限界点を超えるとともに、ＴＰＰ問題に見られるように、日本の経済主権・食料主権が根底から破壊される危機に直面しています。

今、臨時国会で強行されようとしている秘密保護法案についても、国政の重要問題で国民のｏｏｏｏｏｏｏｏｏ、国民の知る権利、言論・表現の自由を脅かし、憲法の基本原理を根底から覆す希代の悪法であります。党派を超えた国民の多数はこの法案の成立に異議を唱えていますし、強硬に成立を急ぐ政府の姿勢に国民は違和感と不信感・危機感を強めています。

日本を「海外で戦争をする国」につくりかえるために、国家が強権的に情報を統制し、国民の言論・表現を抑圧することを目的とするこの悪法の成立を食いとめるために、日本共産党は、広範な国民・市民の皆さんと共同して最後まで戦うことを表明します。

まず最初に、今日の地方自治体を取り巻く環境について申し上げます。

消費税大増税、社会保障切り捨て、ＴＰＰ推進でも、安倍政権の暴走による犠牲は地方経済、地方自治体に深刻な形であらわれざるを得ません。また、この間、市町村合併と地方財政削減、社会保障などの最低基準を定めた「義務づけ・枠づけ」の見直しなどによって、「住民福祉の機関」としての自治体の機能と役割は弱体化しています。住民の福祉と暮らしの破壊、地域経済の衰退は加速し、地方自治の危機が進行しています。

本市も現在、来年度の予算編成作業に入っていますが、今日のこうした状況のもとでも、基礎自治体としての「住民福祉の機関」としての立ち位置に立った行政全般の総点検を行うことを求めます。

それでは具体的に、市政運営の基本問題にかかわって、２点申し上げます。

一つは、市民の暮らし最優先の立場での市政運営を貫くべきだという点です。昨年度、年少扶養控除の廃止による増税、年金支給額の０．３％削減などで、若い世代も高齢者にも負担は増やされました。その上、来年４月からの消費税８％引き上げにより８兆円の増税、年金はこの１２月支給分から１％削減、来年６月支給分からさらに１％削減など、一層の国民負担が押しつけられようとしています。

先ほど申し上げましたように、働く人の所得は減り続けていますが、本市の状況はより深刻で、市民税を納めている方々の１人当たりの平均年間所得金額を見ると、１９９７年３５６万円、２０１１年は２８８万円で、この１４年間で６８万円も減少しています。また、市内企業の状況はどうかといいますと、この間、事業所実態調査も実施されましたが、この１０年間に事業所数が１８％も減少しています。その大半が従業員９人未満であります。

日本共産党は、国のさまざまな財政的押しつけの中でも、市民の暮らし総点検で、こうした市民生活の実態を直視し、市民サービス切り捨ての行革はやめるべきだと主

張してまいりました。しかし、２０１２年度は、就学援助制度の認定所得基準の切り下げ、上下水道料金福祉減免制度の廃止、高校生への奨学資金制度廃止、これに加えて、国民健康保険料限度額の引き上げ、後期高齢者医療保険料６．８９％引き上げ、介護保険料も１４．７％引き上げなどにより、大きな負担が増やされた年度でありました。

これから、第５次行政改革実施計画がまとめられようとしていますが、暮らしの予算を増やし、とことん暮らし守る方向での改革こそ行うべきだと考えるものであります。

二つ目に、災害、安全対策についてです。本市は、昨年度「災害に強い安全を実感できるまち」ということを目標に掲げました。市内３８橋梁の修繕計画策定を初め、水害時の避難勧告・判断伝達マニュアルの策定、災害時要援護者台帳整備などのソフト面とハード面の取り組みも行われました。そして今年度も、地域防災計画の見直し等々さまざまな計画が実施されています。

先日、政府の地震調査委員会が、南海トラフの災害想定について新予測の公表を行いましたが、南海トラフ全域でマグニチュード８から９クラスの地震が、今後３０年以内では６０％から７０％の確率で起こると算出したところです。

これから地域防災計画の見直し作業が行われていきますが、まず建物の倒壊を防ぐことが一つは重要で、住宅の耐震化とともに、とりわけ避難困難な人が利用する高齢者施設、児童福祉施設などを重点的に進めること。第２に、住民の目線で住民避難を軸とした総合的な対策を防災計画見直しの基本に据えること。第３に、災害時公務労働者のあり方についても検討すること。などが重要だと考えます。

現在、さまざまな防災訓練が毎年実施されていますが、やはり、豪雨なり、地震なり、災害が発生したとき、どういう伝達があり、住民それぞれがどういう行動をし、避難所へたどり着くのかを、お互いに確認できるような取り組みが必要です。そのために専従職員を配置し、具体的にその作業を進めていくべきではないでしょうか。

次に、産業振興にかかわってです。

アベノミクスの恩恵を受けたのはグローバル企業と大株主、海外投資家ばかりで、中小企業や国民は深刻な不況に苦しんでいます。

摂津市では小規模事業者が大半をなしていることが、昨年度市が行った実態調査からもわかりますが、調査の結果、小規模事業者の約半数が「景況は下降している」と回答するなど、厳しい実態が浮かび上がっています。雇用の拡大、中小業者や商店街への支援策が求められます。

商品券発行、事業所ネットの改良などが行われましたが、経済効果としては弱いと言わざるを得ないのではないでしょうか。事業所実態調査をまとめられ、アクションプランを立てていくということですが、地域経済への刺激策は待ったなしの状態です。より経済波及効果の高い住宅・店舗リフォーム助成制度の創設や中小企業向け融資制度の拡充、工場等の家賃補助など、中小業者への直接的な支援が必要です。

企業立地等促進条例により、３社で奨励金１，３００万円が支払われましたが、全てが大企業対象でした。摂津市内での雇用の拡大や市内中小業者への優先発注など、摂津市の経済活性、市民への還元についても、この大企業がどれだけの貢献を果たすのか、追求していく必要があると考えます。

次に、生活保護にかかわっては、保護の申請と開始の件数が急増した四、五年前と比べ、伸び率は鈍っている傾向ですが、一方で、制度の無理解からくる心ないバッシングが、マスコミが助長して広がってしまうような状況は見過ごせません。自助自立を殊さら強調し、制度を必要としているにもかかわらず助けの声を発することができない風潮がつくり出されているとも言えるのではないでしょうか。

東淀川区の餓死事件など、痛ましい事件が起こっています。生活保護は最後のセーフティーネットとしての役割がますます重要になっています。水際作戦で追い返すようなことがないよう、市民の立場に立った親身な対応が必要です。ケースワーカーを増員し、受給者一人一人に寄り添った支援ができる体制づくりをすべきです。

国に対して、生活保護の基準引き下げを撤回するよう求めるとともに、保護基準の引き下げが他施策の引き下げに直結しないよう、市民の生活を守る手だてをとることを求めます。

上下水道料金の福祉減免制度が廃止され、３，４６１世帯に影響が出ています。年金引き下げ、生活保護切り下げなど、国の制度が低所得の世帯を追い詰め、消費税増税などさらに負担を増やす計画の中です。減免制度の復活を改めて求めるものです。同時に、北摂一高い上下水道料金の引き下げについても強く求めるものです。

公共交通整備事業ということで、市長は、２０１０年度の市政運営の基本方針で充実を掲げられました。そして３年が経過し、実施された中身はと言えば、循環バスのルート変更と巡回バスの新たな停留所の設置。これでやりましたということになれば、市民が期待したものとはほど遠い内容だと言わざるを得ません。

高齢者の孤立防止、社会参加や健康づくりなど、ニーズは高まっています。今後一層免許証の返納者が増加すること、若年者層のマイカー離れや環境負荷の低減といった側面からも、公共交通の役割は増しています。

当初行うとしていた市民の声を聞く懇談会を開き、これまでにも寄せられている休止路線の復活を求める声や、割引制度や高齢者への無料パスの実施への要望についても取り組むように求めます。

吹田操車場跡地に、吹田貨物ターミナル駅が昨年度末に開業しました。これまでにも、大阪貨物ターミナル駅の状況とあわせて環境への影響が心配されてきたわけですが、トラック排ガスによる環境悪化については、一層監視を強める必要が増しています。貨物取扱量の問題や環境対策、緑化推進の問題も含め、ＪＲ貨物、吹田市などと結ばれている協定の内容がきちっと守られること、市民の暮らしや健康に悪影響をもたらさないことが強く求められます。

ごみ収集の問題では、民間委託拡大による影響、状態の検証が十分なされないまま、さらに委託の拡大が計画されています。「収集の仕方が雑になっている」「分別していなくても持っていく」「収集車がスピードを出し過ぎ危険」などの声が市民から寄せられています。任用替え推進や現業不補充の方向は一旦改め、ごみの減量や市民サービスの向上に必要な職員の採用を進めること、市民の声に応えられる態勢をとることを求めます。

子育て、教育の分野についてです。

子育て支援策の大きな柱である就学援助金制度が第４次行革によって後退しました。ＰＴＡ会費、生徒会費が支給品目に追加さ

れたものの、認定所得基準を２６万４，０００円引き下げたことで、認定者数２５２人、支給額１，１５０万７，４４４円も削減されました。認定基準の引き下げは今年度も引き続き行われており、２年間の認定者数減は７５９人にもなります。認定所得基準をもとに戻すこと、支給品目の拡大と、保護者の費用負担の大きい年度当初にこそ援助金支給日を設定することを求めます。

次に、学校給食について３点申し上げます。

第１は、小学校給食調理業務の民間委託についてです。鳥飼西、鳥飼北小学校の２校に加え、今年度から味舌小学校でも民間委託が拡大しました。退職者不補充方針の上、職種任用替えによる正規調理員の減少を民間委託に置きかえるやり方は、看過できません。食育、食の安全に対し、給食丸ごと市が責任を負うべきで、正規調理員の採用と育成を行い、民間委託の拡大の中止を求めます。

第２に、栄養教諭の体制についてです。除去食対応児童が昨年３５人、今年には７２人と、増加傾向にあります。栄養教諭・職員は６人で、細心の注意が必要なアレルギー対応や衛生管理には不十分な体制です。早急な改善を求めます。

第３は、中学校給食導入に向けた取り組みです。２０１５年実施に向け、保護者説明会、アンケート調査、保護者を加えた検討委員会などが行われました。しかし、デリバリー選択制ありきの進め方に大きな批判の声が上がっています。安全で栄養バランスのとれた温かくおいしい給食、量の調整、アレルギー対応、就学援助など、出された課題に真摯に向き合い、対応策を強く求めます。

そのほか、安威川以北、ゼロから２歳児に集中する待機児の対策、非構造部材を含めた学校・幼稚園・保育所・公民館・スポーツ施設の耐震化及び老朽化対策、また、深刻な教員・講師不足の抜本的な解決のため、採用増と少人数学級を国・府に働きかけるとともに、病欠教職員の速やかな補充に向けて市独自ででも対応すること、学校や子どもの序列化、過度な競争をあおる学力テストへの不参加を求めておきます。

国民健康保険特別会計は、昨年度の単年度では１，８００万円の赤字ですが、２０１１年度は１億１，３００万円の黒字です。５年間を見ると、赤字・黒字を繰り返しつつも、５年前と比べ累積赤字を大きく減らしている状況です。国保料は、所得２００万円４人世帯で年間三十数万円と高額で、払いたくても払えない金額で、これ以上の値上げは滞納者を増やすばかりです。保険料率の引き上げを行わず、市独自の繰り入れを堅持し一部増額されてきたことは評価をしますが、会計繰り入れの継続など、保険料を引き上げない努力を引き続き求めます。

１２７件の差し押さえなど厳しい滞納処分が増えていますが、所得の低い世帯のわずかな預貯金や保険を差し押さえることは、国保加入者の生活を脅かし、生活保護への移行を推し進めることにもつながります。国・府に対して抜本的な予算措置の改善を求めるとともに、市民に寄り添った対応ができなくなり、運営の改善にもつながらない「広域化」には断固反対するよう求めます。

介護保険特別会計では、昨年度から第５期事業計画が始まり、介護保険料は本人非課税・家族課税の第４段階で、月額４，９９０円へと値上げされました。２か月に一度の年金支給で、非課税の低年金の中から

約１万円の天引きとなり、悲鳴が上がっています。第５期の保険料決定に当たっては、２０１１年度末の基金残高８，２００万円を取り崩し、値上げ幅を極力抑えるとしていたにもかかわらず、２０１２年の基金残高は１億２，０００万円、２０１３年には１億３，５００万円へと積み上がっていくような状況です。

事業計画に記されている地域包括ケアの体制が十分整備されていないことなど、実態とほど遠い計画を国の方針で描いていることに問題があるとも言えますが、基金がどんどん積み上がっていくということは、保険料設定が高過ぎたわけであり、一方的に天引きされる高齢者の皆さんに過大な負担を与えているわけであります。今後の保険料値上げをしないことを強く求めるとともに、保険料の軽減制度を拡充することを求めます。

また、国会では、要支援の人を保険給付から外し、施設入所も重度の人に限るなど、介護保険の大改悪を計画したプログラム法案が衆議院を通過しました。制度改悪に強く反対するよう求めます。介護保険を使いたくても使えない人をなくすため、市独自の利用料減免制度の実施を求めます。

後期高齢者医療では、来年度の改定で、開始時と比べ保険料が１．５倍を超えてくると予想されています。これまで、国民世論の影響で、自己負担金は１割、低所得者には最高均等割を９割減免、資格証は発行しないなど、軽減制度の維持はさせていますが、７５歳以上の方への差別医療の本質は変わらず、制度が続けば続くほど矛盾は浮き彫りになっていきます。

大阪府広域連合に対しては、２年ごとの保険料値上げの抑制を求めるとともに、国に対しては、制度そのものの廃止を強く求めるべきです。

以上のことを申し上げ、反対の討論とします。

○村上英明議長　次に、嶋野議員。

（嶋野浩一朗議員　登壇）

○嶋野浩一朗議員　高志会を代表いたしまして、認定第１号から第８号までを一括して、賛成の立場から討論を行います。

平成２４年度は、東日本大震災からの復興需要等による経済再生への期待が高まる中、２０１０年欧州ソブリン危機の影響による世界経済の失速により、先行きへの不安感は払拭されることができず、特に年度前半は、不安のほうが大きかったように思います。その後の政権交代による金融緩和が功を奏し、株価も回復をし、本年９月に調査が実施された日銀短観では、円安進行に伴う輸出採算の好転が続いていることを背景に、大企業・製造業の景況感が３期連続で改善、リーマン・ショック以後で最高となりました。

しかし、我が国は、生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加する状況にあり、将来を見据えますと、社会保障・福祉関連行政のあり方を再考するべきときに来ており、楽観できない状況にあると思います。

平成２４年度の本市の決算の状況について見てまいりますと、市税収入が減少する一方で、高齢化に伴い扶助費が増加、その結果、経常収支比率は１００．２％と、前年度より０．８ポイントの悪化となりました。今後一層の行財政改革を推進し、持続可能な財政運営が求められているものと考えます。

それでは、平成２４年度における一般会計決算を初め、各特別会計決算、具体的な実施事業等について述べてまいります。

初めに、第４次総合計画の大きな柱である「協働」によるまちづくりについては、当年度ではコミュニティ施設のあり方が検討され、現在、鯵生野団地跡での整備を念頭に、ワークショップが開催されております。地域のつながりをさらに強くするために必要な機能を地域とともに協議し、地域に愛され、必要とされる施設を建設していただくとともに、ここで得たノウハウをその先の鳥飼地域での整備につなげていただきたいと思います。

また、市民活動の推進では、平成２５年２月には、将来的な自主運営を念頭に、コミュニティプラザと市民文化ホールにおきまして南千里丘ロックミュージアムが開催され、また、６月には、せっつ生涯学習大学の卒業生が中心となって企画されました淀川わいわいガヤガヤ祭が実施されました。着実に市民活動の推進に向けた取り組みがなされていると評価をいたします。

また、当年度には、協働と市民公益活動支援の指針が策定され、今後はガイドラインが策定されることと思いますが、その取り組みに期待しております。

次に、当年度の重点テーマであった「災害に強い、安心を実感できるまち」に関する取り組みでは、千里丘地域並びに別府地域における防災広場の整備、民間事業所との防災協定の締結、水害発生時に適切な判断を行い、迅速に安全な場所へ避難するための避難勧告判断・伝達マニュアル概要版が作成され、広く周知されるとともに、その実施に向けた支援体制の構築などがなされました。

また、災害時に備え、当年度は小学校５校、中学校３校の屋上にヘリサインが設置されました。今後も計画的に進めていただきたいと思います。

また、本年４月より群馬大学の片田教授を防災アドバイザーとして迎えることができました。これまでの市長を初め関係者のご努力に改めて敬意をあらわすとともに、今後の「災害に強い、安心を実感できるまち」のさらなる充実に努めていただきたいと思います。

消防、救急救助施策では、消防・救急無線のデジタル化に向けた基本設計が当年度に実施され、現在は実施設計に当たっておられるとお聞きしております。２７年度の整備、そして２８年度からの運用開始に向けまして、着実に取り組んでいただきたいと思います。

また、消防車両、救急車両を計画的に更新されるとともに、平成２０年度より北部ブロックでスタートした消防広域化の協議を受けて、本年２月から吹田市・摂津市消防指令業務共同運用検討委員会が設置され、広域化に向けた取り組みがなされたことを評価いたします。今後の消防、救急救命業務のさらなる充実をお願いをしたいと思います。

次に、吹田操車場跡地及び周辺のまちづくりについてでございますが、吹田市正雀下水処理場、及び本市のクリーンセンター機能が平成２５年９月末をもって機能停止となりました。これは、本市にとって長年の悲願でありました。当年度は具体的に本市と吹田市で協議が重ねられ、本年５月には、吹田市正雀処理場の機能停止に伴う基本協定書が締結されるに至りました。今後は、処理場跡地に残されました流量調整池の問題の解決を含め、吹田操車場跡地及び周辺のまちづくりの成功に向けて、着実に取り組んでいただきたいと思います。

次に、道路整備について、阪急京都線の連続立体交差事業において、大阪府と連携

して事業採択に向けた取り組みがなされた結果、社会資本総合整備計画に位置づけられたことを大いに評価いたします。今後の事業実施に向けて、取り組みを進めていただきたいと思います。

また、千里丘三島線の歩道整備が行われ、新在家鳥飼上線の歩道整備に向けた測量が実施され、そして、ＪＲ千里丘駅西口のエレベーター設置については、今までの取り組みの結果、平成２５年度には実施設計、支障物件の移転、そして２６年度中の完成予定とお聞きしております。早期の完成に向けまして、ＪＲ西日本との協議を今後もしっかりと進めていただくとともに、千里丘西口の安全対策にもしっかりと目を向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、交通安全については、府内で初となる自転車安全利用倫理条例が制定され、大いに注目されました。今後も、交通安全への市民意識の向上に向けて、取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、環境施策につきましては、平成２３年度から実施されております「セッツ電隊」の取り組みを当年度はさらに進められ、また、公用車に電気自動車を配備されるという取り組みを通して、環境負荷の低減に努められたことを評価いたします。

次に、福祉健康関係につきましては、平成２４年４月１日には地域福祉活動支援センターがオープンし、今現在、きめ細かな地域福祉活動の拠点として利用がされております。

また、当年度には、旧教育研究所の跡地に第五中学校区の地域福祉活動の拠点が整備され、平成２５年度より利用されております。

高齢者施策につきましては、行政機関と地域が一体となって「認知症高齢者徘徊ＳＯＳネットワーク」が構築されました。高齢化がさらに進んでいく状況にあって、今後予想されるさまざまな課題に対応できるよう、地域と行政機関が一体となった体制づくりの進展をお願いいたします。

子育て支援施策につきましては、子育て中の親子が気軽に集い、交流等を行うことができる「つどいの広場」が当年度新たに、べふこども園、とりかいひがし保育園で実施されました。

また、べふこども園の開設がなされ、新たにゼロ歳児保育が始められたとともに、幼児教育と保育の一体的な取り組みがなされました。これは、平成２３年度の機構改革によって次世代育成部が設けられた大きな成果であり、今後も就学前教育の充実に向けて着実に歩んでいただくとともに、家庭教育にも目を向けた取り組みを大いに期待しております。

次に、教育施策全般について申し上げます。

平成１５年度より「行きたくてたまらない学校づくり」「学びのある教室づくり」を目標に、教育改革が実施され、特に小学校と中学校のつながりを重視し、一貫的に子どもの教育に取り組む小中一貫教育が実践されてまいりました。

そこで、これまでの取り組みを確認するとともに、経験・ノウハウを共有するために、小中一貫教育実践の手引きが策定されたことは、大きな意義があると思います。

また、現在も、いわゆる小１プロブレムに対応するため、学級補助員が配置され、大きな成果を上げておられますが、小学校教育と中学校教育の連続性・一貫性とあわせて、就学前教育と小学校教育の連続性・一貫性を意識した、さらなる取り組みの実

践をお願いいたします。

また、不登校や問題行動に対応するスクールソーシャルワーカーの派遣回数の増や、中学校部活動振興相談員が配置されたことも評価いたします。

学校施設の改善では、耐震補強工事、実施設計、診断が計画どおりに行われ、平成２３年度に行われた教育施設劣化調査に基づいて改修工事も進められてまいりました。学校施設は、子どもたちが長時間学び、また、体育館は、緊急時の避難場所にもなる施設であり、そのような施設の性格上、安全確保のため、教育委員会と都市整備部との連携を密にし、日々の点検を行うとともに、今後も計画的に改修・補修等に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

生涯学習施策では、市指定有形文化財である第６集会所を保存するための補修工事が行われ、あわせて案内板が設置されました。市民共有の財産として親しまれ、継承されるために、さらなる取り組みに期待しております。

また、千里丘公民館及び新鳥飼公民館の耐震診断が当年度に実施され、新鳥飼公民館は、現状で問題なしという診断結果が出されました。千里丘公民館につきましては、地元の要望にしっかりと耳を傾けながら、耐震補強を含めた今後の対応をお願いしたいと思います。

次に、産業振興についてでありますが、当年度は企業立地等促進条例の支援制度に基づき、９事業所１２件の申請で、およそ６４億円の投資がございました。

また、摂津市商工会と地元金融機関、行政が連携して、産業振興融資ファンドの設置やビジネスマッチングの開催等も、当年度よりスタートいたしました。今後も、市内事業所の状況を見きわめ、効果的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、行政経営でございますが、平成２３年にいわゆる第２次一括法が成立いたしました。これに伴い、自治体に自主性・自立性が今まで以上に求められることとなりました。このような状況を考えると、行財政改革を引き続き着実に行うとともに、職員一人一人が長期的なビジョンを持って、前例にとらわれることなく、主体的に業務に当たることが肝要であると考えます。当年度も第４次行財政改革を実施し、また、創造的人材育成事業に引き続き取り組んでこられましたが、将来を見据え、勇気を持って思い切った取り組みがなされることを期待しております。

また、摂津市のブランド力の醸成に向け、摂津らしさをモチーフとしたご当地ナンバープレートが導入されました。これは職員提案がもとでスタートをし、好評であるとお聞きしております。今後も、本市のブランド力向上に向けて、さらなる取り組みを実施していただきたいと思います。

続きまして、各特別会計決算について述べてまいります。

水道事業会計につきましては、水需要が減少する中で、効率的な企業経営に努められ、料金改定をすることなく、当年度も純利益を計上するなど、安定した経営状態を維持されていることを評価したいと思います。

また、当年度は中央送水所ポンプ室の更新が実施されましたが、「安心して飲める水道水を、安定的に供給する」という使命を全うされるため、今後もしっかりと資金を留保していただいて、計画的に施設更新を行っていただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計についてでございますが、累積赤字の解消と財政健全

化に向け、料率の改定を見送る一方で、従前から実施してきたジェネリック医薬品差額通知、資格管理の適正化、コールセンターからの納付勧奨などに取り組み、医療費の適正化、資格の適正化、そして収納率の向上に努められました。

その結果といたしまして、平成２０年度末にはおよそ７億８，５００万円にものぼった累積赤字が、平成２４年度末ではおよそ３億７，８００万円へと、半分以下に減らすことができたことは、大いに評価できると思います。今後とも健康保持増進事業の推進及び啓発や、健全な国保財政の運営に努められるように期待をしております。

公共下水道事業特別会計につきましては、長年、実質収支の赤字が続いてきましたが、当年度は赤字が解消されたことを評価したいと思います。

しかし、これは一般会計からの繰り入れや資本費平準化債の発行によるところも大きいという側面は否めません。今後の水道事業の一体化といったことを念頭に、経営安定化に向けた取り組みをお願いをしたいと思います。

介護保険特別会計につきましては、当年度を期初とした第５期せっつ高齢者かがやきプランに基づき、料率が改定されました。これは、今後、一層高齢化が進む状況において、要介護者や認知症高齢者の増加、介護期間の長期化などの課題に対応するためのものであると理解をしております。

これまで行ってきた介護予防施策をさらに進めるとともに、介護給付費及び介護保険料の抑制に努め、将来にわたって安定的な保険運営を行っていただきたいと思います。

以上、平成２４年度各会計決算等について述べてまいりましたが、本市も他の自治体と同様に、依然として厳しい状況にあると認識をしております。平成２２年度予算に対する賛成討論におきましても申し上げたことでありますが、このような状況は、行政の努力だけで乗り切れるものではありません。多くの耳目を集め、叡智を結集しなくてはなりません。

第４次の総合計画の大きな柱は「協働によるまちづくり」であります。この「協働によるまちづくり」を進めるには、このまちをつくっているその主体が誰であるのかをいま一度見つめ直し、全ての者がこのまちの現状を「我がこと」と思って主体的に取り組むことが不可欠であると、私は考えます。「今のこの暮らしがあるのは、あの時代のあの先輩たちの努力のおかげなのだ」と、後人が感じることができるように、私たちはたゆまぬ努力をしていかなくてはなりません。

市民が思いやりと優しさの心を持ち、夢と希望と志を持って、そして未来の発展を願い、行動に移す、そんな魅力あるまち「摂津」を創造していくことを願いまして、以上で賛成の討論といたします。（「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ）

○村上英明議長　木村議員。

○木村勝彦議員　先ほど日本共産党の弘議員の反対討論をした中で、秘密保護法案の問題に触れられました。私も秘密保護法案については全く反対の立場でありますし、考えを一つにするんですけれども、その表現の中で、ｏｏｏｏｏｏｏｏｏというような表現があったんですけれども、これは、健常者のｏｏｏｏｏｏｏで、それを聞こえないように、言わないようにということになると思うんですけれども、やはりこのことを障害者の方がどう受けとめられるかということを考えたときに、障害のある方について

も、秘密保護法案については賛成、反対、意見が分かれると思います。反対の方もいらっしゃると思います。

そういう点では、そういうところにそういう表現を使うということについては、やはり、私は障害者に対する配慮が欠けているのではないかと。そういうことではなしに、言論の自由を封殺するというような、そういう考えのもとで表現をすべきであって、ｏｏｏｏｏｏｏｏｏという言葉は、私はやはり障害者に対する配慮に欠けると思いますので、そういう点では、議長によって、そのことについて整理を願いたいと思います。

○村上英明議長　今、木村議員のほうから議事進行がありました。この件につきましては、後刻議事録を起こしまして、議長のほうで適正に対処していきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　では、それで対応させていただきたいというふうに思っております。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　以上で討論を終わります。

認定第１号、認定第３号、認定第７号及び認定第８号を一括採決いたします。

本４件について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　賛成者多数です。

よって、本件は認定されました。

認定第２号、認定第４号、認定第５号及び認定第６号を一括採決します。

本４件について、認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、本４件は認定されました。

暫時休憩いたします。

（午前１０時５１分　休憩）

---

（午前１１時１９分　再開）

○村上英明議長　休憩前に引き続き再開いたします。

日程３、議案第６０号など３３件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　議案第６０号、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、歳入については、緊急雇用創出基金事業補助金の増額のほか、障害者施策に係る国庫府負担金などとなっています。

歳出については、緊急雇用創出基金事業補助金の内示に伴う事業費のほか、障害児通所給付費など一部緊急を要する事業についての追加補正となっています。

まず、補正予算の第１条としまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億９，６４１万４，０００円を増額し、その総額を３３９億２，６１０万８，０００円とするものです。

補正の款項の区分、当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、３ページからの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

歳入については、款１４、国庫支出金、項１、国庫負担金１，７００万６，０００円の増額は、障害児通所支援等負担金及び国民健康保険基盤安定負担金です。

款１５、府支出金、項１、府負担金３６８万６，０００円の減額は、国民健康保険

基盤安定負担金などです。

項２、府補助金４３６万８，０００円の増額は、緊急雇用創出基金事業負担金などです。

款１８、繰入金、項２、基金繰入金２億２，０１４万２，０００円の増額は、今回の補正財源を財政調整基金繰入金によって調整しています。

款１９、諸収入、項４、雑入１，５６８万４，０００円の増額は、鉄道運輸機構負担金などです。

款２０、市債、項１、市債４，２９０万円の増額は、コンピューターシステム新規構築事業債及びＪＲ千里丘駅エレベーター設置事業債です。

続いて、歳出ですが、人事異動等に伴う人件費を、款１、議会費から款９、教育費まで調整した結果、１億７３１万３，０００円を減額しています。なお、人件費の比較については、４４ページからの給与費明細書に記載しています。

次に、款１、議会費、項１、議会費、５６０万８，０００円の減額は、議員報酬及び政務活動費です。

款２、総務費、項１、総務管理費１億６，９７７万３，０００円の減額は、市交際費及び内部業務系システム構築委託料などの増額のほか、２億円の減債基金積立金の減額です。

款３、民生費、項１、社会福祉費では、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金及び緊急雇用創出基金事業に伴う介護予防活動促進業務委託料など、４，０３０万円を増額しています。

項３、生活保護費は、平成２４年度実績報告に基づく過年度分国庫府費返還金４，１２９万１，０００円の増額です。

款４、衛生費、項２、清掃費では、正雀終末処理施設整備負担金をクリーンセンター機能停止に伴う繰り上げ償還費用として、１億９，２９６万７，０００円増額しています。

款６、商工費、項１、商工費では、消費生活相談ルーム事業に係る庁用器具費など、１９５万７，０００円を増額しています。

款７、土木費、項１、土木管理費では、公共下水道事業特別会計への繰出金を、大阪府貸付金繰り上げ償還費用として、２億４，５３５万３，０００円増額しています。

項４、都市計画費では、ＪＲ千里丘駅エレベーター設置事業に係る負担金１，５００万円及び補助金３，０００万円を増額しています。

款８、消防費、項１、消防費では、避難所看板製作委託料８３万円を増額しています。

款９、教育費、項２、小学校費では、小学校施設改修事業に係る設計委託料６１１万３，０００円を増額しています。

次に、第２条、繰越明許費につきましては、６ページ、第２表繰越明許費に記載のとおり、ＪＲ千里丘駅エレベーター設置事業について、事業の進捗状況を勘案し、繰越明許するものです。

次に、第３条、債務負担行為の補正につきましては、７ページ、第３表債務負担行為の補正をご覧ください。

ごみ収集処理事業は、ごみ収集運搬の委託拡大に伴い、平成２６年度から平成２７年度までの期間、２億５，０００万円を限度額として設定するものです。

ごみ処理施設維持管理事業は、運転管理業務の一部の委託に伴い、平成２６年度から平成２８年度までの期間、２億５，８００万円を限度額として設定するものです。

次に、第４条、地方債の補正につきましては、８ページからの第４表地方債の補正に記載しています。変更の内容につきましては、各事業の事業費総額の増額に伴い、起債の限度額を変更するものです。

以上、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第６６号から議案第８４号までは、いずれも公の施設の指定管理者の指定を行うものでありますが、議案のご説明に先立ち、総括的に手続及び議案の内容についてご説明申し上げます。

本市におきましては、平成１８年４月から公共施設で指定管理者制度を導入しておりますが、今回、平成２５年度末をもって、３５施設の各指定管理者の指定期間が満了し、また、新たに直営の５施設について指定管理制度を導入いたします。これらの施設につきまして、指定管理者の指定及び新たな指定期間を設定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、１として、指定管理者に管理を代行させる公の施設の名称を明記したものでございます。

次に、２として、当該施設の管理を代行させる指定管理者の住所及び名称を明記したものでございます。

次に、３として、当該指定管理者として指定する期間を明記したものでございます。

議案第６６号から議案第７３号までは、公募を実施し、指定管理者選定委員会において選定を行い、審査結果から、管理の代行を行わせるにふさわしい者と判断したものでございます。

議案第７４号から議案第８４号までは、平成２５年３月付でお示ししております指定管理者制度導入に関する指針（第２次改訂版）に基づき、現在、指定管理者として指定している団体を、引き続き指定管理者として指定するものでございます。これらの施設につきましても、指定を受けようとする者から事業計画書等の提出を受け、提出された書類を慎重に審査し、管理の代行を行わせるにふさわしい者と判断したものでございます。

なお、指定期間につきましては、同指針に基づき原則５年とし、施設の特性、性質など、特別の事情がある場合は、１０年以下で個々の施設ごとに決定しております。

以上が、指定管理者の指定に関する各議案の共通事項でございます。

それでは、まず、議案第７３号、指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）について、提案内容のご説明を申し上げます。

本件は、鳥飼八町団地ほか３団地の指定管理者として、日本住宅管理株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、日本住宅管理株式会社の主たる事務所は大阪市中央区淡路町３丁目１番５号で、代表者は代表取締役真見誠二でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第７３号、指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第８６号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、

提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法の改正に伴う所要の改正のために制定するものです。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の１ページからの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、第２４条の２第２項及び附則第９条の３の改正は、平成２５年度から復興特別所得税が課税されたことに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合のふるさと寄附金に係る個人住民税の特例控除の見直しに関する引用条文の整備でございます。

第２９条第１項の改正は、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の個人市民税の申告書の提出を不要とするものでございます。

附則第３条及び第４条の改正は、延滞金の割合が、近年の低金利状況を踏まえ、国税において延滞金等の割合の見直しが行われることに合わせ、特例基準割合を貸出約定平均金利に年１％を加算した割合とする見直しと、延滞金の割合が年１４．６％の場合は特例基準割合に年７．３％を加算した割合、年７．３％の場合は特例基準割合に１％を加算した割合とするなどの延滞金割合の見直しに伴う条文の修正でございます。

附則第４条の２の改正は、公益法人等に係る市民税の課税の特例において、租税特別措置法第４０条第１０項を追加することに伴う条文の修正でございます。

附則第１２条第２項の改正は、固定資産税等の課税標準の特例に関する読みかえに関する引用条文のうち、港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が施行されたことに係る条文の整備でございます。

附則第４０条第３項の改正は、租税特別措置法において、第３７条の９の２及び第３７条の９の３が削除されたことに伴う条文の修正でございます。

附則第５２条の２の改正及び追加は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、対象者を、納税義務者に加え、その家屋に居住していた相続人にも拡大したことに伴う文言の修正と、引用条文の整備でございます。

最後に、附則でございますが、第１項、施行期日につきましては、この条例は平成２６年１月１日から施行するものでございます。ただし、附則第１２条第２項の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

第２項は、改正後の摂津市税条例第２９条及び附則第４条の２の規定は、平成２６年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成２５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による旨の経過措置の規定でございます。

第３項は、改正後の条例附則第５２条の２第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成２５年１月１日以降に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する旨の規定でございます。

第４項は、改正後の附則第３条の規定は、延滞金のうち平成２６年１月１日以後の期間に対応するものについて適用し、期日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による旨の経過措置でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長　水道部長。

（渡辺水道部長　登壇）

○渡辺水道部長　議案第６１号、平成２５年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

今回、お願いいたします補正予算の内容につきましては、給料の３．８％減額に伴う人件費関係予算及び本年４月１日付人事異動等に伴う人件費関係予算の補正を行うものでございます。

補正予算の内容につきましては、予算書１ページに記載いたしております。

まず、第２条は、収益的支出の予定額の補正を定めるもので、款１、水道事業費用の既決額２０億１，０３３万５，０００円から１，２１６万５，０００円を減額し、補正後の額を１９億９，８１７万円とするものでございます。これは、項１、営業費用において、既決額１８億７，５８８万６，０００円から１，２１６万５，０００円を減額し、補正後の額を１８億６，３７２万１，０００円とするもので、この内容につきましては、１２ページから１３ページにかけての補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第３条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、款１、資本的支出の既決額６億５４２万円から１３７万１，０００円を減額し、補正後の額を６億４０４万９，０００円とするものでございます。これは、項１、建設改良費において、既決額３億３，５２８万３，０００円から１３７万１，０００円を減額し、補正後の額を３億３，３９１万２，０００円とするもので、この内容につきましては、１３ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

これに伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額５億７，４５２万円を５億７，３１４万９，０００円に改め、補てん財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金５億５，９５０万５，０００円を過年度分損益勘定留保資金５億５，８１３万４，０００円に改めるものでございます。

第４条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費の既決額３億４，２３２万７，０００円から１，３５３万６，０００円を減額し、補正後の額を３億２，８７９万１，０００円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は２ページに、補正予算資金計画は３ページに、予定貸借対照表は４ページから５ページに、また、給与費明細書につきましては６ページから１１ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照願います。

以上、平成２５年度摂津市水道事業会計補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９１号、摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の２３ページから２５ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

消費税につきましては、平成２４年８月２２日に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律が公布され、その後、平成２５年１０月１日に、消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応についてを閣議決定されております。

平成２６年４月１日から消費税及び地方消費税が５％から８％へ引き上げられることになっております。

以上のことにより、本市公共下水道における使用料及び水道事業における水道料金等についても、円滑かつ適正な転嫁が行われることが必要でありますことから、条例の改正をお願いするものでございます。

本条例は、第１条で摂津市下水道条例、第２条で摂津市水道事業の給水等に関する条例について、それぞれ一部を改正するもので、公共下水道使用料及び水道料金等に対する消費税の転嫁を行うものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成２６年４月１日から施行することと、消費税の転嫁時期についての経過措置を定めたものでございます。

以上、摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　議案第６２号、平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、保険基盤安定繰入金などの確定に伴う一般会計繰入金の減が主なものでございます。

歳出におきましては、過年度分国庫府費等返還金の確定に伴う増のほか、人事異動等に伴う人件費につきましてもあわせて計上いたしております。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２７８万円を減額し、歳入歳出予算の総額を１１４億４，０２８万１，０００円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款８、繰入金、項１、一般会計繰入金９５４万６，０００円の減額は、本年度の国保財政安定化支援事業繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定に伴うもののほか、職員の人事異動等に伴います人件費の減額分を職員給与費等繰入金に計上いたすものでございます。

款９、諸収入、項１、雑入は、６７６万６，０００円の増額でございます。

続きまして、歳出でございますが、款１、総務費、項１、総務管理費３３８万８，０００円の減額は、繰入金でご説明申し上げました職員の人事異動等に伴う補正でございます。

款９、諸支出金、項１、償還金及び還付加算金６０万８，０００円の増額は、平成２４年度決算の確定に伴う国庫府費返還金でございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、１２ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６４号、平成２５年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内

容としましては、人事異動に伴う人件費の精査額等でございます。

それでは、予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６２万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を４６億１２５万１，０００円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款６、繰入金、項１、一般会計繰入金６２万１，０００円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費相当額の繰り入れの減額を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款１、総務費、項１、総務管理費６２万１，０００円の減額は、介護保険制度運営に係る人件費で、人事異動に伴う人件費の精査額等を計上いたしております。

なお、給与費全体の比較につきましては、８ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、平成２５年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６５号、平成２５年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３５７万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を７億８，７８２万１，０００円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款３、繰入金、項１、一般会計繰入金で３５７万４，０００円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額でございます。

次に、歳出でございますが、款２、後期高齢者医療広域連合納付金、項１、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定繰入金の増額に伴う納付額を計上いたしております。

以上、補正予算（第１号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第７４号から議案第７６号及び第８１号から第８２号までの指定管理者指定の件でございますが、これらはいずれも公の施設の指定管理者を指定することにつきまして、議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第７４号、指定管理者指定の件（摂津市立障害児童センター）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立障害児童センターの指定管理者として、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津市社会福祉事業

団の主たる事務所は摂津市鳥飼上五丁目２番８号で、代表者は理事長上田晞二氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第７４号、指定管理者指定の件（摂津市立障害児童センター）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７５号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設の指定管理者として、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団の主たる事務所は摂津市鳥飼上五丁目２番８号で、代表者は理事長上田晞二氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第７５号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７６号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立みきの路の指定管理者として、社会福祉法人宥和会を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人宥和会の主たる事務所は摂津市桜町二丁目１番７号で、代表者は理事長上田晞二氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第７６号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８１号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立保健センターの指定管理者として、一般財団法人摂津市保健センターを指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市保健センターの主たる事務所は摂津市南千里丘５番３０号で、代表者は理事長河野公一氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第８１号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８２号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立休日小児急病診療所の指定管理者として、一般財団法人摂津市保健センターを指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市保健センターの主たる事務所は摂津市南千里丘５番３０号で、代表者は理事長河野公一氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第８２号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第９０号、摂津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本条例は、平成２５年３月３０日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことを受け、保険料の延滞金の割合に係ります特例措置などにつきまして、摂津市国民健康保険条例、摂津市介護保険条例及び摂津市後期高齢者医療に関する条例の３条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、議案参考資料、議案第９０号の１７ページから２２ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

まず、第１条は、摂津市国民健康保険条例の改正でございます。

第２２条第１項は、延滞金について規定したもので、延滞金の計算において納期限から１か月を経過するまでの間について、延滞金の利率を軽減することを規定しておりますが、今回の改正で、その期間を３か月に延長するものでございます。

また、ただし書におきまして、やむを得ない理由があると市長が認めるときの免除規定を加えるとともに、延滞金の最低徴収金額を、これまでの５００円から１，０００円に改めるものでございます。

附則第５条は、延滞金の割合の特例について規定したもので、地方税法の一部改正に合わせ、第２２条第１項に規定する延滞金の割合について、各年の特例基準の割合が７．３％に満たない場合、年１４．６％、年７．３％のそれぞれについて軽減を行うものでございます。

続きまして、第２条は、摂津市介護保険条例の改正でございます。

第１１条第１項は、延滞金について規定したもので、摂津市国民健康保険条例第２２条第１項と同様の改正をするものでございます。

次に、附則第６条、延滞金の割合の特例につきましても、摂津市国民健康保険条例附則第５条と同様の改正をするものでございます。

続きまして、第３条は、摂津市後期高齢者医療に関する条例の改正でございます。

第６条第１項は、延滞金について規定したもので、摂津市国民健康保険条例第２２条第１項と同様の改正をするものでございます。

次に、附則第４項、延滞金の割合の特例につきましても、摂津市国民健康保険条例附則第５条と同様の改正をするものでございます。

次に、今回の条例改正の附則としまして、第１項、施行期日につきましては、この条例は、平成２６年１月１日から施行するものでございます。

第２項、適用区分につきましては、改正後の摂津市国民健康保険条例第２２条第１項、摂津市介護保険条例第１１条第１項及び摂津市後期高齢者医療に関する条例第６条第１項の規定は、施行日以降に納期限の

到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

第３項につきましては、新国民健康保険条例附則第５条、新介護保険条例附則第６条及び新後期高齢者医療条例附則第４項の規定は、延滞金のうち施行日以降の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○村上英明議長　暫時休憩します。

（午前１１時５９分　休憩）

――――――――――――――――

（午後　０時５９分　再開）

○村上英明議長　休憩前に引き続き再開します。

土木下水道部長。

（藤井土木下水道部長　登壇）

○藤井土木下水道部長　議案第６３号、平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いする予算の内容といたしましては、人事異動等に伴います人件費の減額及び公債費の増額を計上いたしております。

それでは、補正予算書１ページをご覧願います。

第１条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億４，５３５万３，０００円を追加し、その総額を５９億６，２９２万６，０００円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款４、繰入金、項１、一般会計繰入金は、２億４，５３５万３，０００円を増額いたしております。これは、主に公債費の増額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、款１、下水道費は、５０３万３，０００円を減額いたしております。その内容といたしましては、項１、下水道総務費で５９４万７，０００円の減額で、人事異動などに伴います人件費の精査によるものでございます。

項２、下水道事業費で９１万４，０００円の増額で、人事異動などに伴います人件費の精査によるものでございます。

款２、公債費、項１、公債費は、２億５，０３８万６，０００円の増額で、大阪府市町村施設整備資金貸付金の繰り上げ償還によるものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、１２ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第７１号と議案第７２号及び議案第８０号でございますが、これらはいずれも、公の施設の指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第７１号、指定管理者指定の件（摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか６施設）についてご説明申し上げます。

本件は、１、管理を行わせる施設の名称に記載しております摂津市立摂津駅前自動

車駐車場ほか６施設の指定管理者としまして、アマノマネジメントサービス株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、アマノマネジメントサービス株式会社の本社の所在地は横浜市港北区菊名七丁目３番２２号で、代表者は代表取締役宇山生顕氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第７１号、指定管理者指定の件（摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか６施設）についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第７２号、指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか２施設）についてご説明申し上げます。

本件は、１、管理を行わせる施設の名称に記載しております摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか２施設の指定管理者としまして、アマノマネジメントサービス株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、アマノマネジメントサービス株式会社の本社の所在地は横浜市港北区菊名七丁目３番２２号で、代表者は代表取締役宇山生顕氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第７２号、指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか２施設）についての提案説明とさせていただきます。

最後に、議案第８０号、指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場の指定管理者としまして、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、摂津都市開発株式会社の所在地は摂津市千里丘東二丁目１０番１号で、代表者は代表取締役小山和重氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第８０号、指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場）についての提案説明とさせていただきます。

訂正させていただきます。

アマノマネジメントサービス株式会社の住所、本社の所在地は、横浜市港北（みなときた）区と申し上げましたが、港北（こうほく）区の間違いでございます。よろしくお願いいたします。

○村上英明議長　生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長　登壇）

○宮部生涯学習部長　議案第６６号及び議案第６７号でございますが、これらはいずれも公の施設の指定管理者を指定することにつき議会の議決を求めるもので、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第６６号、指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか６施設）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市青少年運動広場ほか６施設の指定管理者として、公益社団法人摂津市シルバー人材センターを指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、公益社団法人摂津市シルバー人材センターの主たる事務所は津市南千里丘５番３５号で、代表者は理事長林敏夫氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第６６号、指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか６施設）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６７号、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立温水プールの指定管理者として、特定非営利活動法人摂津市水泳連盟を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、特定非営利活動法人摂津市水泳連盟の主たる事務所は摂津市正雀本町一丁目３７番４号で、代表者は理事長丸山政克氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第６７号、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第８７号、摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係）１２ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本条例は、摂津市立柳田及びくすのき公園テニスコートの開場時間につきまして、通常は午前９時から午後９時まで、ただし、６月１日から８月３１日の期間にありましては開始時間が午前８時からとなっておりますが、施設の有効活用と利用者の利便性の向上に資するため、開始時間を通年午前８時に変更し、テニスコートの開場時間を延長するため、制定するものでございます。

改正の内容でございますが、第５条中「午前９時（６月１日から８月３１日までの期間にあっては、午前８時)」を「午前８時」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成２６年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第８７号、摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件についての提案説明とさせていただきます。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　議案第６８号、指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立第１児童センターの指定管理者として、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、社会福祉法人摂津市社会福祉事業団の主たる事務所は摂津市鳥飼上五丁目２番８号で、代表者は理事長上田晴二氏でご

ざいます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

以上、議案第６８号、指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）についての提案説明とさせていただきます。

○村上英明議長　生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　それでは、議案第６９号から議案第８４号までのうち生活環境部が所管するものを、議案番号を追って提案内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第６９号、指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）についてご説明申し上げます。

本件は、正雀市民ルームの指定管理者として、株式会社ビケンテクノを指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社ビケンテクノの主たる事務所は吹田市南金田二丁目１２番１号で、代表者は代表取締役社長梶山龍誠氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

続きまして、議案第７０号、指定管理者指定の件（摂津市立小川自動車駐車場）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立小川自動車駐車場の指定管理者として、アマノマネジメントサービス株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、アマノマネジメントサービス株式会社の主たる事務所は横浜市港北区菊名七丁目３番２２号で、代表者は代表取締役宇山生顕氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

続きまして、議案第７７号、指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市民文化ホールの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所は摂津市香露園３２番１９号で、代表者は理事長羽原修氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

続きまして、議案第７８号、指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）についてご説明申し上げます。

本件は、フォルテ３０１及びフォルテ３０３の指定管理者として、摂津都市開発株式会社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、摂津都市開発株式会社の主たる事務所は摂津市千里丘東二丁目１０番１号で、代表者は代表取締役小山和重氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの

５年間とするものでございます。

続きまして、議案第７９号、指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市立コミュニティプラザの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所は摂津市香露園３２番１９号で、代表者は理事長羽原修氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までの５年間とするものでございます。

次に、議案第８３号、指定管理者指定の件（摂津市斎場）についてご説明申し上げます。

本件は、摂津市斎場の指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所は摂津市香露園３２番１９号で、代表者は理事長羽原修氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までの３年間とするものでございます。

続きまして、議案第８４号、指定管理者指定の件（せっつメモリアルホール）についてご説明申し上げます。

本件は、せっつメモリアルホールの指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所は摂津市香露園３２番１９号で、代表者は理事長羽原修氏でございます。

指定の期間につきましては、平成２６年４月１日から平成２９年３月３１日までの３年間とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第６９号から８４号までのうち、生活環境部が所管します指定管理者の件についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８８号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、平成１８年度から指定管理者制度により運営しております摂津市斎場の業務につきまして、新たに指定管理者の業務として施設使用許可業務を加え、申請許可事務の簡素化を図ることで、施設使用者の利便性を向上させることを目的とするものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料１３ページから１４ページの新旧対照表もあわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、第３条、指定管理者が行う業務におきまして、斎場の使用の許可に関する業務を加えるものでございます。

第６条、使用の許可におきまして、斎場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないことを明記するものでございます。

第７条、使用の制限におきまして、斎場

の使用を許可しない権限を市長から指定管理者に移管するものでございます。

第８条、使用許可の取消し等におきまして、斎場の使用許可の取消し権限を市長から指定管理者に移管するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成２６年４月１日から施行いたすものでございます。

以上、議案第８８号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８９号、摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、平成１８年度から指定管理者制度により運営しております摂津市立葬儀会館の業務につきまして、新たに指定管理者の業務として施設使用許可業務を加え、申請許可事務の簡素化を図ることで、施設使用者の利便性を向上させることを目的とするものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料１５ページ、１６ページの新旧対照表もあわせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

まず、第３条、指定管理者が行う業務におきまして、葬儀会館の使用の許可に関する業務を加えるものでございます。

第６条、使用の許可におきまして、葬儀会館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならないことを明記するものでございます。

第７条、使用の制限におきまして、葬儀会館の使用を許可しない権限を市長から指定管理者に移管するものでございます。

第８条、使用許可の取消し等におきまして、葬儀会館の使用許可の取消し権限を市長から指定管理者に移管するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成２６年４月１日から施行いたすものでございます。

以上、議案第８９号の提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長　消防長。

（熊野消防長　登壇）

○熊野消防長　議案第８５号、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本議案につきましては、本市と吹田市が消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的に、地方自治法第２５２条の２第１項の規定により、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会を設置し、吹田市と協議するため、同条第３項の規定により議会にご提案いたすものであります。

なお、議案参考資料（議案第８５号）に検討の経過、協議会規約（案）の内容等を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、今回、吹田市と協議会の設置について検討するに至った経緯をご説明いたします。

平成１７年、総務省消防庁からの通知により、消防指令業務の共同運用の推進について示され、追って大阪府が提示した大阪府消防広域化推進計画に基づき、平成２０年に、北部ブロック内での消防広域化について検討を開始いたしました。しかし、広域化に伴う一定のメリットは見出せたものの、ブロック内で足並みがそろわないことなどの理由で実施が困難となり、新たな方策として、消防指令業務の共同運用につい

て検討を開始いたしました。

消防通信指令施設の更新予定時期や地域性等を勘案した結果、吹田市と摂津市の組み合わせで検討を進めることとし、平成２５年２月に吹田市・摂津市消防指令業務共同運用検討委員会を設置し、先進都市への視察、調査など、情報収集等に努め、共同運用の効果等、詳細な検討を行ってまいりました。

消防指令業務の共同運用の最大の効果といたしましては、１１９番通報の受信能力、処理能力の向上、大規模火災発生時等の相互応援体制の強化を初めとする市民サービスの向上であります。また、設備整備費や維持管理費等の低減化を図れることなど、財政面の効果も期待できるところであります。

それでは、協議の内容につきまして、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約（案）の各条文に沿ってご説明申し上げます。

第１条は、協議会の目的に関する規定で、消防通信指令施設において消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的といたします。

第２条は協議会の名称、第３条は協議会を設ける市について規定いたしております。

第４条は、協議会が管理及び執行をする事務を定めたものであります。

第５条では、協議会の事務の管理及び執行を行う場所を吹田市消防本部内とすることと規定しております。

第６条から第８条は、協議会の組織を定めたものであります。

第９条及び第１０条は、協議会の事務に従事する職員定数、事務処理をするための組織について規定したものであります。

第１１条から第１３条は、協議会が会議で決定する事項、協議会の会議の招集、運営を定めたものであります。

第１４条は、事務を処理する際、市、市長、消防長の名において事務を管理し、及び執行する場合は、吹田市の条例等に基づいて処理することなどを規定しております。

第１５条は、協議会の経費の負担について定めたもので、吹田市が協議会経費の全額を一旦負担し、会計事務を行い、本市が負担すべき費用を負担金として吹田市に納付することと規定いたしております。

第１６条は、協議会財産の取得、管理及び処分の方法について規定しております。

第１７条は、協議会が解散した場合の措置を定めたものであります。

第１８条では、協議会の事務執行等に係る規定を定めることができる旨を規定しております。

附則といたしまして、本規約は平成２６年２月１日から施行いたすものであります。

以上、議案第８５号の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第９２号、摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の２６ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、本市が加入する財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会が、公益法人制度改革に伴い一般財団法人に移行し、一般財団法人大阪市町村消防財団に名称を変更したため、その関係を明確にするため所要の整備を行うものであります。

なお、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第９２号の提案内容の説明と

させていただきます。

○村上英明議長　説明が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員　説明にありましたように、指定管理に当たってたくさんの議案が出ております。説明がありましたように、平成１８年度から本市は指定管理について動いてきました。今回、本格的に民間会社に移行していくという内容が含まれておりますので、これから、各議案については、委員会付託で細かい議論も含めて深められていくだろうと思いますけども、一応、基本的な問題について幾つかこの場でお尋ねさせていただきたいと思います。

一つは、これは私ども、指定管理の問題については、市民サービスを低下させないということと、そこで働く方々の労働条件について指摘をしてまいりました。この間、国が平成１５年にこの問題を提案されてから、各自治体が動いてきておりますけども、いろんな問題も発生する中で、平成２２年度に総務省が通達を出しました。これを指針として、全国の自治体でいろんな改善がなされてきましたけれども、この総務省通達を、本市として、この３月に第２次改訂をつくりましたけども、どういうふうに生かしてきたのかという問題が第１点であります。

二つ目には、地元雇用の問題であります。選定委員会の報告書を見させていただきましたが、各施設について選定基準と評価というのを示されて、選定委員の皆さんが配点をつけて、総合計を一応基本として指定先を決定するということで、今回の提案だったのでありますけども、地元雇用機会拡大という選定基準そのものの配点が、大変少ないのが気になります。

その点で、駐車場関係だとか、正雀市民ルームだとか幾つかありますけれども、この地元雇用の問題について、どういう位置づけで選定されたのかということがその一つ。

もう一つは、今回、地元雇用の問題を選定基準に入れた施設が、駐車場関係、正雀市民ルーム、市営住宅はありませんけども、ある程度関連工事で地元の方たちの仕事もあるかと思いますけども、これまで各、こういう施設で、シルバー人材センターの方も含めて高齢者の方々が仕事をなされてきてますけども、今回のこの指定管理変更によって民間に移転する中で、今働いている方々がどういう格好で変化していくのかということについても、あわせてお示しいただければと思います。

３点目は、選定委員会の報告書では選定委員に６人ということで書かれています。その関係と、選定委員会の評価点をつけた、各施設の選定委員の、評価点をつけることに参加した選定委員の数の違いでありますけども、例えば、第１児童センターは選定委員４名、小川駐車場は選定委員５人だとか、いろいろ数の変動があるわけでありますけれども、選定の報告書の中では、選定委員としては識見のお二人の委員さん、副市長、総務部長、公室長、そして該当する部長さんが入っていると。合計６名になるわけです。重なったとしても、最高５人の方が選定の評価をして参加するだろうと思いますけども、その辺の、各施設によって選定委員の数が違いますけども、その理由について。これが３点目です。

４点目は、市営住宅の問題であります。第２回定例議会で民間に委託するための諸条件の条例が提案されて、私どもは公営住宅として、いわゆる現在の地方公務にかかわるコストの関係、仕事がしにくいのはあ

るけれども、行政全体の力を発揮して公費の歳出で頑張ってほしいということを申し上げましたけども、実際は日本住宅管理株式会社がこの４施設をこれから管理する場合、どういう流れで、当然、管理事務所も当然、指定されておりますけども、今後の流れについて一応基本的に確認したいと。

以上、４点です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長　１点目、平成２２年の総務省の通達を生かして、指定管理をどのように、指定管理の指針等、そういったことをどういうふうに改善したかというようなお問いでございます。

私ども、指定管理を活用する、その制度を活用する場合の考え方といたしましては、指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするというふうに定めておりまして、まず、経費の節減に、それだけに強くこだわるのではなく、住民サービスの向上、あるいは公共施設としての機能を全うするというんですか、そういったことにも十分注意をして、指定管理制度を活用していくということを定めるところでございます。

それから、地元雇用の採点が低いということなんでございますけれども、私ども、いろいろな項目について採点しております。例えば、具体的には、施設の管理運営に関する理念や基本方針、経営状況、職員配置及び研修体制、個人情報の保護、あるいは情報公開、それから地元業者の活用、それから何よりも公共施設としてのサービスの向上、それから指定管理料、そういったことも含めて、いろいろ点数化して総合点数をつけたわけでございます。

その中で、地元雇用というものも当然、採点項目というふうに考えておりましたので、一定、採点の結果に反映させていただいているところでございます。その点数は、低いか、あるいは点数配分が低いか高いかということにつきましては、これは私どもは適正に行ったというふうに考えているところでございます。

それから、選考委員の人数は、指定管理者の候補者の選定の委員会の都度、人数が異なっているというご指摘でございます。これにつきましては、私ども委員、確かに固定の委員が５名、それからその施設を担当している所管の部長等を１名入れて、６名で行うこととしておりましたけれども、固定の委員の中で、公務の都合上どうしても選定委員会に出席できなかった者があるということでございます。

以上でございます。

○村上英明議長　市長公室長、先ほどのご質問の中で、今、働いておられる方のことについてということでもご質問されていたと思いますので、その点についてのご答弁をお願いしたいと思います。市長公室長。

○乾市長公室長　今、働いている方につきましてのことでございますが、基本的には、先ほども申しましたように、地元雇用といいますか、今働いている方を優先的に雇用できないかということで、プレゼンテーションの中等で問うております。それに対して、今回の候補者の方は総じて前向きな答えをいただいております。したがいまして、一定の、現在働いておられる方などの一定の雇用は確保されるものと、そのように考えているところでございます。

○村上英明議長　では、市営住宅のことにつ

いて。総務部長。

○有山総務部長　公営住宅の今後の流れということでございますが、スケジュール的には１２月議会で指定業者に対する議決をいただきまして、この議決を受けて協定の内容を詰めていくということの作業をします。もちろん、そのことによって業者が特定をされ、私どもで指定の通知を行い、中身を詰めていくという作業が行われます。その後、現在の管理状況を、引き継ぎの業務もさせていただき、３月には協定書を締結し、４月から移行するということになります。

それから、お問いの中で、公営住宅直営というような考えはどうだということは、前回のときに話をしたということでございました。私どもは、市営住宅の条例は依然、私どものほうで管理しているということで持っております。市営住宅の業務を分野的に大きく分けますと、家賃の決定や入居者などを決定するという、こういう行政処分、こういうものにつきましては、依然、市が権利を持っております。また、国や府の調査、あるいは交付金の申請など、こういった業務についても市が直営する部分だというふうに考えております。

そこで、施設の設備や維持補修、入居者対応などの運営業務について、指定管理者にお願いをするものでございまして、市営住宅、公営住宅全般につきましても、住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃で住宅を貸すというような、こういう国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することということが公営住宅法に出ております。この理念を捨てたわけではございませんので、先ほど申しましたように、公的な行政処分、あるいは国とのかかわりについては、依然、私どものほうで管理すると。運営については委託といいますか、指定管理者のほうで管理いただくといった、こういった内容になっていますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　一応、ご答弁いただきましたけども、これから、今回を皮切りにしてどんどんこれが広がっていくだろうと思いますので、きちんとしたやっぱり立ち位置で進めていただきたいという趣旨での質問でありますけれども、最初の問題、総務省通達を参考にして、選定委員なり、今後に全て生かしていくんだという話でありましたけども、例えば、平成２２年１２月２８日総務省通達の中心点は、公共サービスの水準を確保するんだと、単なる価格競争になったらあきませんよというのが一つあります。これは、平成１５年の国の考え方以降、いろんな問題が入ってまして、当時の国も、経費削減中心の方向を出していましたけども、それがいろいろな問題が発生する中で、こういう趣旨に変更になったという経過もあります。もう一つは、労働法令の遵守や労働条件の問題についてきちんと留意することだという、この二つが中心点にあります。

ぜひこれを、今後、この議会の議決を経て結ぶだろうこの基本協定書に生かしていただいて、きちっとこれが実行できるように、最大限努力をしていただきたいと思います。

その上で、地元雇用の問題であります。確かに、そういうことをおっしゃって進めてきたと思いますけども、前向きに対応するという話でありますけども、実際、基本協定書を結ぶ中で、少なくとも、現在ある施設でも多くの施設が地元の方を採用されていますので、そうなると思いますけれども、ぜひ目配りしていただいて、きちっと

そういう姿勢が、実際に働けるようになるように、ご配慮いただきたいと。

ちなみに、簡単にちょっと言いますと、例えば小川駐車場は、現在５人体制で１日３交代でお仕事されています。５人の方々が時間短くても働かれて、一月数万円の給料をいただいているとなりますけども、こういう５人の登録の方々が働いているという状況が、例えば今回のこのアマノによって、どう変わるのかということをきちっと目配りしていただいて、地元雇用を徹底させていくということで努力をいただきたいと思うんですけれども、もう一度ちょっと公室長にご答弁いただきたいと思います。

その関係で、定数の問題であります。施設によっては、当然、地元雇用という評価点が、設定基準が少なくても構わんと言う風になっておりますけども、見てみますと、小川駐車場、千里丘駅、阪急摂津市駅前、それとモノレール周辺の駐車場、正雀市民ルーム、これらについては全評価点の１０分の１が地元雇用なんですよね。自然に考えて大変少ないなというふうに思うんですけども、先ほどご答弁いただいたけれども、もう一回、この地元雇用という設定基準の問題について、どういう考え方であったのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

あと、市営住宅の問題については、委員会付託されますので、事前にいろいろ聞きたいこともありますけども、これ以上問いませんので。

以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長　まず１点目、平成２２年度の総務省通達に基づく関係でございますけれども、通達の趣旨を十分踏まえて、サービス水準をしっかり確保するとともに、労働関係法令の遵守も指定管理者に、決定された業者さんにしっかりと守るように周知していきたいと、あるいは基本協定の中でしっかりうたっていきたいというふうに思っております。

それから、地元雇用でございますが、先ほども申したところでございますけれども、地元雇用につきましては、やはり重要なことというふうに考えておりますので、当然、採点項目、あるいはプレゼンテーションの中で、そういったことを積極的にしていくというふうに述べられたところについては、しっかりと採点させていただいたところでございます。

総合的にどれぐらい、公募によってシルバー等の会員さんが、今後、採用が継続されていくのかということでございますけども、平成２５年度では、この公募した施設では、１０２人の職員さんが雇用されておりました。一応、現在、これはプレゼンテーションを行って、平成２６年度の見込みを立てますと、それが約８８人ということになります。

やはり、減少するという点はございますけども、やはりいろいろな点を総合的に勘案して、競争の結果、高得点を上げられて、総合的な点数として高得点を上げられて、指定管理者の候補者になられたということでございますので、その点については一定、やむを得ない部分もあるかというふうに考えているところでございます。

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　具体的に予測数字が出されたので、一定、目配りしているなという気がしておりますので、よりきちっと最終的に決着できるように努めていただきたいと思います。

関連して、選定委員会での第１児童セン

ターですね、ここは、固定は一応５人プラス１人で６人の委員になりますけども、４人の委員しか参加されていないという中で、社会福祉事業団が２７２点、４００点満点中ですよ、で、Ａ団体が２５８点、Ｂ団体が２３４点になっております。Ａ団体に比べたら１４点しか差がありませんけれど、例えばこれが選定委員４名出ておりますけども、５名、６名になった場合、どうなのかという問題も、素朴な質問としてあるわけですけど、委員が審議されますから、余り詳しくは聞きませんけども、今度、基本的なこういう場合の考え方ですね。ちょっとお考えをお示ししていただきたいと思います。

○村上英明議長　市長公室長。

○乾市長公室長　選定委員の人数が変更になると、点数が変わる可能性があったのではないかというようなご指摘でございます。

　これは、公務の都合でやむなく選定委員の数が変動したわけでございますけれども、その結果について、これについて、もし参加されていたならばとかいうような、そういうような仮定でどうこう申し上げるようなことはないというふうに考えております。あくまで、出席した委員によって結果を決したということでございます。（「議事進行」と野口博議員呼ぶ）

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　今、公室長、参加されたメンバーとか、出なかった方おりました云々と、公室長言ってるんだけど、みずから固定５人決めたわけですわな。最低、その５人は参加されて、評価点をつけて云々するのは当然だと思うんですよ。そういうことで、最大限努力されて、みずから決めた委員の方々の中で評価点をつけていくという流れをつくるのが普通だと思うんですけれども、そういうご答弁はないと思うんだけれども、きちっと精査してそういうことを言っていただければ助かります。

○村上英明議長　この場で暫時休憩します。

（午後１時５２分　休憩）

---

（午後１時５３分　再開）

○村上英明議長　再開します。

　市長公室長。

○乾市長公室長　第１児童センターのことについて、審査しているときの具体的な審査委員の内容でございますけども、学識経験者といいますか、有識者の中のお一人が、そこに候補者、候補者といいますか、応募した指定管理者の候補者といいますか、その事業者の監事をされている方がおられまして、自主的に１人、選考の場から退席されというのがお一人おられます。それから、もう一人は公務の都合で欠席された委員が１人おられるということでございます。

　私ども、決して委員が欠けて当然だったというふうには思っておりません。確かに、全員でするのがもちろん好ましいということは重々承知しておりますけれども、やはり、公務の都合その他によって委員の数が欠けたときも、やっぱり、できる限りの公平な採点を行うよう努めて、この結果を得たところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○村上英明議長　よろしいですか。

　では、そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

　本３３件につきましては、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託をします。

　日程４、報告第１１号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　報告第１１号、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第４号）専決処分報告の件につきまして、その内容について報告いたします。

本件につきましては、法人税額の更正による還付費用を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、平成２５年１１月１２日に専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告いたします。

まず、補正予算の第１条としまして、規定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，７８０万円を追加し、その総額を３３６億２，９６９万４，０００円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款１８、繰入金、項２、基金繰入金の５，７８０万円の増額は、補正財源として財政調整基金を取り崩すものです。

次に、歳出ですが、款２、総務費、項２、徴税費の５，７８０万円の増額は、更正により過納となった法人市民税を還付するものです。

以上、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第４号）の専決内容の報告といたします。

○村上英明議長　報告が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員　前回の議会中において、いわゆる法人市民税をお返しするということになりました。関連してちょっと、世間のお話の中との関連の質問になりますけども、いろいろ、連結決算になりまして、大手の企業でも法人市民税を納めてないという、法人税も含めてですけど、そういう記事がよく走りませんか。今回も２回も続きましたので、例えば摂津市内での大企業の中で、法人市民税を納めてない、均等割の最高３００万円は別ですよ、そういう企業はあるのかどうかという、数字も含めてですね、１回教えていただきたいと。

ちなみに、地方税法でいうこの一番、大企業は第９号法人になります。資本金５０億円超、従業員５０人超、第９号法人です。これは摂津の場合は、今年度決算時点では１９事業所であります。８号法人、資本金１０億円を超えて５０億円以下で従業員５０人超というところで、これは１０ですね。合計９、８号、二つの法人で、２９事業所ありますけども、こういう中で、摂津市内の場合、その法人市民税、いわゆる均等割以外に納めてない数といいますか、どのぐらいのものか、ちょっとこの際、お聞きしておきたいと思います。

○村上英明議長　では、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長　具体的に９号法人及び８号法人の納税状況の資料は今、持ち合わせておりませんので、数字的にはうち何社が均等割のみかというのはお示しはできませんが、そのような法人があるというのは事実でございます。

損金扱いというものがございまして、これが７年、繰り越しが可能ということで、大きく特別損失を計上すると、何年間については法人税がそのまま繰り越していくというような制度的な運用がありますので、そういうことで、大手の企業でありましても損失を償却させるということで、そういうふうになっているケースがございます。

以上です。

○村上英明議長　野口議員。
○野口博議員　なかなか難しいかもわかりませんけども、数だけでも、細かいやつは要りませんよ、２９会社の中で５乃至何社といった、そういう枠の中でのことで結構ですから言ってもらいたいと思います。
○村上英明議長　総務部長。
○有山総務部長　先ほど申しましたように、資料を持ち合わせておりませんので、議長の、もし許可がいただけるなら、今議会終了後に税のほうで調整させていただいて、数ということでございますので。
　ただ、個々の事情でということで、そこまで公表はできない部分がありますので、単に数ということのお問いだと思います。一度、持ち帰って、議長の許しが得られるなら、後日ということでさせていただきたいと思います。
○村上英明議長　それでは、後日ということで、そのほかございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○村上英明議長　以上で質疑を終わります。
　お諮りします。
　本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をいたしました。
　討論に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○村上英明議長　討論なしと認め、討論を終わります。
　報告第１１号を採決します。
　本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。
（起立する者あり）
○村上英明議長　全員賛成。
　よって、本件は承認されました。
　日程５、報告第１２号を議題とします。
　報告を求めます。土木下水道部長。
（藤井土木下水道部長　登壇）
○藤井土木下水道部長　報告第１２号、訴えの提起専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。
　本件は、本市が吹田簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行いました水洗便所改造資金貸付金返還請求につきまして、連帯保証人から督促異議の申し立てがあり、民事訴訟法第３９５条の規定により、支払督促の申立日にさかのぼって市の訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法第１８０号第１項の規定により、平成２５年１１月２１日に専決処分しましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。
　訴えの相手方、請求額、支払督促申立日、異議申立日、訴えの提起の専決処分の日は、報告第１２号に記載のとおりでございます。
　訴えの提起に至る経緯でございますが、借受人は、平成１７年９月に水洗便所改造資金１０万７，０００円を借り入れておられます。これを、平成１７年１０月から平成２０年９月の３６か月で毎月返済することになっておりましたが、返済が滞り、文書や面談による催告を繰り返したものの、平成２３年９月以降、返済がなかったことから、平成２４年１１月に配達証明郵便にて法的手続をとる旨の最終催告文書を送付いたしました。
　しかしながら、これに対しても何の応答もなかったことから、本年１１月５日に吹田簡易裁判所に未返済額６万３，３００円の支払督促申立を提出いたしました。その後、１１月２１日に吹田簡易裁判所より、１１月２０日に連帯保証人から異議申立が提出されたことにより訴訟に移行した旨連

絡がございましたので、専決処分を行ったものでございます。

なお、異議申し立てにより訴訟に移行しましたが、１１月２１日に借受人本人が来庁され、請求額６万３，３００円、申立費用３，４８０円が弁済されましたので、同日中に吹田簡易裁判所へ訴えの取り下げ文書を提出いたしました。

以上、訴えの提起専決処分報告の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長　報告が終わり、質疑があれば受けます。安藤議員。

○安藤薫議員　この報告第１２号につきましては、平成２２年の第１回定例会におきまして、議会の議決を経ずに裁判、訴訟に持ち込めるようにしようということで、議会提案で専決事項の拡大をした件で、一番初めてのケースになるということですので、ちょっと質問をしたいと思います。

もともと、議会の議決なしに強制回収ができるものについては、税金とか、国民健康保険料などがありますが、議会の議決を受けなければ裁判手続ができない債権、それに対して回収をする手段として、今回の支払督促制度、もしくは少額訴訟の制度がある。

しかし、裁判の手続をとるためには議会の議決を経なければいけないので、その議会の開会中なら間に合うかもしれないけれども、休会中、もしくは閉会中にこういった事案が起きたときには、議会の議決を得ることができなくて、機会を逸するということで、専決処分ですね、議会の側から提案をして、認めてきたという経過があります。

しかし、この間、多くの市民の中では、長引く不況の中でさまざまな市の債権、債務、個人で言えば債務ですね、払いたくても払えないような方々もいらっしゃる。市の担当者のほうも、徴収する方々も、その人の実態をよく調査し、面談をして、丁寧な対応をとるということが、行ってきたというふうに思っているわけですが、この専決処分の議案を提案する際にも、当時の議案の提案説明の中にもありますように、支払いが滞っている方、払いたくても払えない方がいらっしゃるということと、誠意ある対応と、諸事情もしんしゃくした上で、それでもなお司法対応が必要となる場合のために、この専決処分ということで対応してきた経過がありました。

今回、今、部長からも、経緯について簡単にご説明をいただいたんですけども、当該連帯保証人さん、当該市民の方々との面談ですとか、それから、諸事情をしんしゃく、どのようにされているのか、もう一回ちょっと、わかる範囲で、許される範囲で、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○村上英明議長　では、答弁を求めます。土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長　こういうふうな支払督促を申し立てるまでにどのように行ったかということでございますが、先ほども申し上げましたように、この方におきましては平成１７年の９月に借りてられまして、そのときの約束事でございますが、３６か月、要するに３年ですね、３年の分割払いで納付しますということですので、そのときにまとめまして３６回分の納付書をお渡ししまして、納付していただけるものだと、こういうふうに考えておったわけでございますが、借りておられました翌月からすぐに滞りました。支払いがなかったということから、翌年に調べまして、お話しさせていただきました。そうしますと、払っていただけるようになりました。なりましたが、

途中でまた滞ってしまったということで、十数回面談に伺いまして、話をできた日もあれば、会えなかった日もあると、こう聞いているところです。

しかしながら、いずれにしましても、払ってもらえないということから、面談を繰り返してきたわけでございますが、最終的には文書で法的手段にも訴えますよということを言ったわけで、その後にも面談をしましたけれども、会えないこともございましたし、１年以上滞ったということから、吹田簡易裁判所への督促の申し立てに踏み切ったと、こういう話であります。

ただ、支払い能力があったからこそ、裁判所からの納付の通知が届いた日に早速、うちのほうに、今度は連帯保証人、ここには、報告第１２号に書いております相手方につきましては、これは連帯保証人さんです。うちのほうで支払いに来られましたのは、借受人本人さんが来られまして、その日のうちに全て払えると、こういうような次第でございますので、決して支払い能力がない方にそういうようなことをしたものではなく、明らかにあると思われたからこそ、それが払わないということが明らかに見えたから、うちのほうは簡易裁判所へ申し立てたと言う、こういうような次第でございます。

以上です。

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　ご説明をいただきました。

相手の資力があるからこそ、この専決処分についても、資力があるのに、それから特段の理由がないのにもかかわらず支払いをしていただけない、滞納が続いている方に対しての回収の手段として、専決処分を認めてきた経過がございます。

ですから、この支払督促制度や少額訴訟の提起については、慎重にも慎重を期して行うべきものだということは、改めて申し上げておきたいと思いますし、今回の例は、余り細かく聞きますと、個人のプライバシーの問題、それから既にお支払いをされていらっしゃいますので、深くは入りませんが、金額的には６万３，３００円、全体で言うと１０万何千円かの３６分割、月々でいきますと数千円のものになるかと思います。数千円の支払いが滞るということは、その方の家庭の状況とか、生活、経済環境から見ますと、それだけではないだろうと。さまざまな困難を抱えておられる可能性が非常に想像できるわけです。

十数回の面談を持ってやっていく中で、相手の事情もよくつかんでおられる中での支払督促というふうに私は、そのように理解をしておきますが、今後、支払督促というのは、巨大な権力を持っている行政側が一番強力な武器として持っていただいているわけですから、それをもってして、本当に困難されている方が裁判所からの通知で驚いて、本来、支払えない方が無理して支払いをするための借金を重ねるような事態になりかねないとも限らない問題でありますので、慎重には慎重を期して、これは土木下水道部だけではなく、給食費であるとか、それからさまざまな使用料等、これも対象になってくると思いますので、全市的にしっかりとした認識を改めて持っていただきたいと思いますが、関連してちょっとお聞きしておきたいのは、今回、支払督促を裁判所に提起して、裁判所から当該市民の方のところに通知が行って、で、異議申し立てがあって初めて裁判になると。

ですから、裁判になって初めて議会のほうに専決処分として報告されるわけで、例えば、支払督促を既に今までやってこられ

た中で、裁判になっていないような事案は、果たしてあったのかどうか。少額訴訟の場合ですと、もういきなり裁判ですので、専決処分という形にはなりますが、土木下水道部、それからその他の部署で、この間、支払督促のケースがあったのかどうか、その点、ぜひこの際、お聞かせいただきたいというように思います。

○村上英明議長　暫時休憩します。

（午後２時１４分　休憩）

---

（午後２時１５分　再開）

○村上英明議長　では、再開いたします。

総務部長。

○有山総務部長　法規を担当しますので、その者で回答させていただきます。

この支払督促に至るまでの場合は、起案という形でうちのほうに書類が回っているかと思います。現在のところ、支払督促をやったという旨の起案をうちは見ていないというふうに記憶しております。

それと、過去に水道部で、水道の料金で支払督促を使ったケースがございました。これは、もう十数年前だったと思いますが、そのようなことがありまして、前回、支払督促あるいは少額訴訟について、議会にお願いに上がったときに、過去の例として水道部があるというふうには、それは承知をいたしているところでございます。

以上です。

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　専決処分が拡大されてからは、今回の支払督促の例は、今回初めての提起であり、裁判手続に移行したという例だというふうに認識をいたしました。

改めて申し上げておきたいと思いますけども、さまざまな使用料、利用料、それから市税、国民健康保険料、さまざまな市民がお支払いいただくお金があります。そして、その中には、本当に払いたくても払えない方々がたくさんいらっしゃって、市の担当者の方々は、電話をかけたり、訪問をされたり、事情をお聞きしたりと、本当に苦労されながら回収業務に当たっておられるということは認識もしております。

その中で、どうしても資力があるにもかかわらず、何の理由もないのにもかかわらずという方に対してのみ、こういった強力な権限を市の当局のほうが持ったというわけですから、そうした権限を持ったという認識は本当に、改めて自覚をしていただいた上で、今後もさらに、こういった安易な、もしくは少額訴訟や支払督促の濫用にならないようにしていただきたいと思います。

先般、第４次行革の進行状況の表が配付されて、見させていただきましたが、もちろん行革の中に収納の改善という項目があって、支払督促、少額訴訟の検討をするというような文言も入っておりますが、これを推進というのではなくて、基本はやはり、しっかりと相手の状況をつかんで、面接をして、場合によっては生活改善のための提案も行いつつ、親身になって回収の努力をしていくと、大変でしょうけども、そういう努力をしていただくというのが市の本分だと思いますので、その点については申し上げておきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長　市長。

○森山市長　私のほうから、ちょっとお答えといいますか、安藤議員に先ほどからご指摘いただいていることについて、何も否定はいたしませんけれど、安易とか濫用とか、全くそんなことはやってないですからね。別に取り消していただかなくてもええですけど。６万円のお金をいただくのに、この

コストだけでも何十倍ものコストが今回かかっているんですよ。だから、丁寧に、そういうことになったらいかんということで、十何回も行ったり来たりしたんですね。

それから、いつも言いますけれども、まちづくりは税金、皆さんの汗の結晶でできているんですね。片や、必死になって働いて、余り多くない収入から何とかして払ってという方もたくさんおられるから、その方がずるしているとは、私は言いませんけれども、やっぱり一生懸命何とかして払っておられる方が片方におられるから、やっぱり、常に議会のほうで徴収率のアップ、アップと、いろんな料金のご指摘にはあるわけですね。

だから、やっぱり払えるのに払わんというのはないとは思いますけれども、やっぱりある程度払えるものは払ってくださいよという姿勢は、やっぱり見せておかないと、見せておかないとというより、そんなん払わんでもええやないかの理屈ばっかり言ってしまうと、僕も、こっちで一生懸命何とかして払ってはる人の、やっぱりそっちのほうにしっかり目を向けて、公平に税金は徴収するんだと。濫用とか、安易にはやってないんで、そこだけはひとつよろしくお願いします。

○村上英明議長　では、そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　以上で質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

１２月５日から１２月１８日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれで散会します。

（午後２時１９分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　村　上　英　明

摂津市議会議員　　弘　　豊

摂津市議会議員　　山　崎　雅　数

# 摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２５年１２月１９日

（第２日）

# 平成２５年第４回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２５年１２月１９日（木曜日）
午前 １０時　　開 議
摂　津　市　議　会　議　場

1 出席議員 （２１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 森西　正 | ２番 | 木村勝彦 |
| ３番 | 上村高義 | ４番 | 福住礼子 |
| ５番 | 藤浦雅彦 | ６番 | 村上英明 |
| ７番 | 三好義治 | ８番 | 東　久美子 |
| ９番 | 市来賢太郎 | １０番 | 中川嘉彦 |
| １１番 | 増永和起 | １２番 | 弘　豊 |
| １３番 | 山崎雅数 | １４番 | 水谷　毅 |
| １５番 | 南野直司 | １６番 | 渡辺慎吾 |
| １７番 | 嶋野浩一朗 | １８番 | 大澤千恵子 |
| １９番 | 野原　修 | ２０番 | 安藤　薫 |
| ２１番 | 野口　博 | | |

1 欠席議員 （０名）

1 地方自治法第１２１条による出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森山一正 | 副市長 | 小野吉孝 |
| 教育長 | 箸尾谷知也 | 市長公室長 | 乾　富治 |
| 総務部長 | 有山　泉 | 生活環境部長 | 杉本正彦 |
| 保健福祉部長 | 堤　守 | 都市整備部長 | 吉田和生 |
| 土木下水道部長 | 藤井義己 | 教育委員会次世代育成部長 | 登阪　弘 |
| 教育委員会教育総務部長 | 山本和憲 | 教育委員会生涯学習部長 | 宮部善隆 |
| 水道部長 | 渡辺勝彦 | 消防長 | 熊野　誠 |

1 出席した議会事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 寺本敏彦 | 事務局次長 | 藤井智哉 |

1 議　事　日　程

1,　　一般質問

上　村　高　義　議員
水　谷　　毅　議員
野　口　　博　議員
中　川　嘉　彦　議員
大　澤　千恵子　議員
嶋　野　浩一朗　議員
東　　久美子　議員
安　藤　　薫　議員
渡　辺　慎　吾　議員

---

1 本日の会議に付した事件

日程１

（午前１０時　開議）

○村上英明議長　おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、水谷議員及び南野議員を指名いたします。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

上村議員。

（上村高義議員　登壇）

○上村高義議員　おはようございます。

それでは、通告内容に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、１点目、南千里丘地区への郵便ポスト設置についてお尋ねいたします。

南千里丘地区は、平成２２年に阪急摂津市駅が開業し、その後、コミュニティプラザのオープン、そして高層マンションの建設と続き、来年３月完成予定の３５階建て高層マンションをもってほぼまちづくりが完成されますが、入居者数の増加とともに、新たな課題も発生してきております。

その中の一つとして、今回お尋ねいたします郵便ポストの設置が、市民の方から要望が寄せられてきております。とりわけ、高齢者マンションにお住まいの方々は、足の不自由な方や車椅子の方もおられ、この南千里丘地区への郵便ポストの設置を望んでおられます。その実現性についてお尋ねするものであります。ぜひ答弁をお願いします。

また、あわせて、この地区の総戸数と阪急摂津市駅の乗降客数についても答弁をお願いいたします。

次、２点目の「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」の取り組み状況についてお尋ねいたします。

この質問は、さきの６月議会でも質問しております。その当時からの、現在の取り組み状況についてお尋ねするものであります。

私は前回、質問の際に、住民の意見を反映した取り組みをされるよう要望しております。具体的にこのことがどのように実践されているのかをお答え願います。

また、健康遊具を設置されるわけですけども、それの完成時期等々についても答弁をお願いいたします。

以上で１回目の質問を終わります。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　南千里丘地区への郵便ポスト設置についてのご質問にお答えいたします。

南千里丘まちづくりは、平成２２年春に阪急摂津市駅が開業し、同年７月にコミュニティプラザがオープンいたしました。翌年、５８６戸の大型マンションと１２８戸のシニアマンションがそれぞれ完成し、まちづくりは着実に進められてまいりました。来春、４７０戸の高層マンションが完成いたしますと、一層の活況が生まれてくるものと考えております。

同駅の利用につきましては、現在、平日の平均乗降客数は約１万人に達していると聞き及んでおります。

新規の郵便ポストについてですが、摂津郵便局にお尋ねをいたしましたところ、同駅を中心とした南千里丘地区の南側、東正雀に摂津郵便局本局があり、東側の市道沿いには香露園郵便局が、さらに西側のドラッグストア店内にもポストが設置されており、郵政民営化後の状況から、ポストの新設はコスト面からも厳しいとされており、新規の郵便ポストの設置の要望については対応できないとのお答えをいただいており

ます。

なお、南千里丘地区の戸数についてのお問いもございましたので、お答えをいたします。平成２３年、パークシティ、今のマンションですが、の入居が始まりましたときに３８４世帯９３５名であったものが、この１１月では７７４世帯１，９１９名となっているということでございます。

以上でございます。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」の取り組み状況と、今後の予定についてのご質問にお答え申し上げます。

平成２５年度から、重点事業といたしまして、誰でもどこでも、そして特別な道具がなくても手軽に取り組めるウオーキングしやすい環境整備を行い、健康づくりや介護予防を図る、魅力あるまちづくりを進める事業としまして、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」を開始し、平成２７年度までの３年間で市内全域に拡大していく予定で進めております。

本年度は、別府、味生地域に、新たにウオーキングコースや健康遊具を設置してまいります。本年度の５月から８月にかけまして、庁内の関係課と調整会議を２回開催いたしまして、年間の事業内容やスケジュールなどの調整、情報交換を行って、本事業の共有化を図り、健康づくり地域ネットワーク推進事業の補助を行う国保連合会との打ち合わせや、地域の自治会、団体へ相談をいたしまして、ウオーキングコースや健康遊具の選定を行っております。

９月にはレッツウオーキングと題した市民健康教室を開催しましたところ、８８名もの市民の参加があり、関心の高さを感じております。

引き続き、本事業の運営や推進を担っていただくウオーキング推進リーダーの養成講座を１１月までに６回開催しまして、１４名の方が受講されております。この１４人のリーダーを中心に、１２月からはオープニングイベントに向け、ウオーキングマップの作成やイベントの準備を進めてまいります。

現在は、健康遊具の設置工事が進行しており、今後は、看板の設置を行いまして、設置した健康遊具やウオーキングコースを市民の皆様に紹介するオープニングセレモニーを３月に開催する予定で準備をいたしております。

平成２６年度は新幹線公園の周辺地域、平成２７年度は吹田操車場跡地の緑地帯を活用した千里丘地域への設置を計画しておりますが、今後は、整備できた地域から順次ウオーキングコースや健康遊具を活用いただくよう、地域の自治会、町会への周知や市民ウオーキング講座、紹介イベントの開催など実施してまいります。

○村上英明議長　上村議員。

○上村高義議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

まず１点目の郵便ポストの件ですけども、今の答弁では、郵便局側の見解、非常に難しいということでの答弁でありました。

郵便ポストの設置は郵便局側に権限があるわけですが、郵便局側の言っている見解も、民営化して、コスト面の問題が等々の見解はわかるんですけども、既存の住宅地に新たな郵便ポストを設置するのであれば、その見解はわかるんですけれども、この南千里丘、新たなまちができた中での郵便ポストの設置であります。そういったことでは、既存の住宅地への設置とはちょっと違

うのではないかなと思っています。

まち開きから３年が経過して、先ほど答弁にありましたように、完成済みの新築マンションが約７２０戸ということでありますし、住民登録の報告もありましたけども、現在、１，９１９人ということでありますし、まちができる前、平成２２年は２０２人だったんですよね。それが、１，９１９人と、約１０倍に増えてきておるわけであります。

現在建設中の３５階建てのマンションが約４７０戸ということでありますので、そうすると、さらに１，０００人ぐらい増えるんではないかなという予測も立つわけですけれども、それと同時に、摂津市内の各駅、ポストが設置してあるかどうか、私、見て回ったんですけども、摂津市内、現在ある駅、ＪＲ千里丘、阪急正雀、モノレールの摂津、南摂津、いずれも駅にはポストが設置してあるんですよ。とりわけ、この千里丘の駅、こう写真撮ってきたわけですけども、これは西口にもポストがありますし、東口にもポストが設置してあるということで、今、摂津の駅でポストが設置されてないのは、この阪急の摂津市駅だけがポストが設置されていないという状況であります。

そういった観点から、私は、この阪急摂津市駅、南千里丘地区に郵便ポストを設置する必要性は十分あると思うんですけども、市民の暮らしのサービスの向上を図るというのは、市の責務であります。郵便局の設置は郵便局側にあるわけですけども、やっぱり市民の要望をかなえるということでは、市の責務であると思いますけども、このことについて、再度答弁をお願いいたします。

２点目の「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」の取り組みでございますけども、今、答弁ありましたように、別府、味生地区の新たなウオーキングコースのオープニングセレモニーを来年３月に行うことでありました。着実に計画どおり進んでいるなということであります。

それと、非常に感心したのは、レッツウオーキングと題した講座に８８名が参加されたと。非常に関心度が高いと。そして、ウオーキング推進リーダー養成講座、１４名が参加されたと。今後は、この推進リーダーを中心にウオーキングを、健康づくりを進めていくということでありました。

そういった中でありますが、気になる点を再度質問させていただきます。この健康遊具使用時の安全配慮でありますが、遊具の適正利用の啓発とともに、もし事故やけががあった場合の対応をどのように考えておられるのかということと、あと、ウオーキングコース、このオープニングセレモニーに参加しますけども、その後の２６年度の取り組み、どのようなことを考えておられるのかを再度お答え願います。

以上、２回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　南千里丘地区における郵便ポストの新規設置につきましては、住民の方からも要望が郵便局のほうに直接届いているということもお聞きをいたしております。

ただ、現状では、既存の郵便局、ポストとの位置関係、また近年の郵便取り扱い数の減少から、設置は難しいというのが郵便局の判断でございます。

しかし、郵便局においては、コンビニ店舗内へのポスト設置を進められるなど、利用者の利便にも一定考慮されていることから、議員ご指摘のように、新たなまちづく

りを行っている本市の立場も踏まえ、今後、同地区における住民や駅利用者の増加に対応する形でポストの設置をご検討いただけるよう、要望してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　健康遊具の安全対策や今後の市民ウオーキングの進め方についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、公園やふれあいづつみに設置されております健康遊具は、全国市長会市民総合賠償保険で対応しておりますので、今回設置する健康遊具におきましても同様となるものでございます。

また、使用方法につきましては、使用方法の説明看板を設置するほか、ウオーキングイベントの中で安全な使用方法の説明など行ってまいります。

また、今後の市民ウオーキングの推進につきましては、ウオーキング推進リーダーを所管する保健福祉課や、市民ハイキングなどを実施されておりますスポーツ推進委員を所管している文化スポーツ課、摂津市総合型地域スポーツクラブなど、関係機関に協力を得ながら、連携して進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長　上村議員。

○上村高義議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

郵便ポストの設置についてでございますけども、今、要望していただくということでありますので、私、今、説明しましたように、設置の必要性は十分あると思うんですよね。そのことをもって、やはり粘り強く今後も設置の要望をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。要望としておきます。

それと、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」の件ですけども、安全配慮につきましては、そういう保険に入るということでございますので、そのことはぜひよろしくお願いします。

そして、今後の取り組みでありますけども、実は、このウオーキングコース、以前から北コース、南コースあるわけですけども、そこでのイベントの実績が全然ないと。やってるかもしれませんけども、決算時の事務報告ではそのことが一切報告されておりませんので、やってないんではないかなと思うんですけども、今後、新しいコースを使ってのイベントを行うということでありますが、ぜひ、２６年度については、具体的な回数を設定するとか、あるいはスタンプラリーであったり、あるいは年間１００キロ歩こうみたいなイベントをするとか、そういった取り組みもぜひお願いしておきたいと思っていますし、実は、健康体操への取り組み、これは非常に摂津市内では定着しておりまして、事務報告にきっちり活動経過が載っております。グループ数が４１グループあって、おしゃべり交流会が１１３名参加しているとか、活動交流発表会が４５５名が参加したと、こういう実績を残しているわけですけども、ぜひこのウオーキングについても、この推進リーダーを含めて計画的に実施して、そのことが市民により健康への関心が高まるような活動をぜひしていただきたい。

そして、そのことがきっちりと、この２６年度の決算の事務報告では報告できるような取り組みをしていただきたいということで、このことを要望しておきます。それでもって私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○村上英明議長　上村議員の質問が終わりま

した。

次に、水谷議員。

（水谷毅議員　登壇）

○水谷毅議員　それでは、順位に従いまして質問させていただきます。大きく３点ございます。

まず、１点目は、小学校のパソコンの更新についてでございます。

小学校のコンピューター室や小中学校の図書室のパソコンは、２００３年に製造されたウインドウズＸＰのパソコンが使用されております。今年度末でマイクロソフトからのサポートも終了を迎えます。パソコンやＯＳの更新等についてお伺いしたいと思います。

次に、２点目は、児童生徒の安全対策についてでございます。

まず、先日の１２月７日土曜日、ある集合住宅のポストに、小学生の列に車を突入させるといった不審なメモが発見されるという事案が発生いたしました。本市の対応として、発生直後、どのような連絡網で連絡を進めていったのか、また、どのようなアクションをとられたのか、お伺いしたいと思います。

また、児童生徒の安全対策について、３項目ございます。

第１点目として、学校受付員は平成１６年の開設以来１０年が経過をいたしました。この際、受付員の業務の検証を行い、より充実したものにすべきと考えますが、現状と、充実のための今後の取り組みについてお伺いいたします。

第２点目は、通学路の安全対策についてでございます。昨年、亀岡市で発生した事件を受けて、本市も合同安全点検が行われ、その後の議会で課題となりました５４か所のうち２３か所が検討中という答弁がございましたけれども、その後の状況について、また、全小学校区に地域安全センターの名称で設置されておりましたが、その現状の取り組みについてお伺いしたいと思います。

第３点目として、交通専従員についてであります。現状、市内で２６名がつかれていますが、人員配置や配置箇所は適正かどうか、また、財源を含め今後も継続的な配置が可能かどうか、お伺いしたいと思います。

続いて、第３点目です。

市政の情報がわかるせっつ市民ハンドブックは、前回、平成１３年に作成されました。既に１２年が経過し、市役所内の体制や各種制度の変更も多くあります。この際、新しいハンドブックを市の負担をかけずに作成及び配布をすることについてお伺いいたします。

また、各種の取材の折に、秘書課応接室等にインタビューボードを設置し、市の特色をアピールすることについてお伺いしたいと思います。

以上で第１回目の質問を終わります。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　ウインドウズＸＰパソコンへの対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、小中学校の学校図書館に１台ずつ配備しておりますウインドウズＸＰを搭載したコンピューターにつきましては、今年度中に新しいＯＳのコンピューターに入れかえてまいります。

また、小学校のコンピューター室に配備しております２０台のデスクトップ型コンピューターにつきましても、ウインドウズＸＰのサポート切れに伴い、インターネッ

トの利用等に支障が出てくるものと思われます。

しかしながら、近年、小学校でのコンピューター活用は、コンピューター室での活用から、普通教室での社会や理科等の時間におけるデジタル教材の活用や調べ学習等での活用が中心になってきておりますことから、まずは、普通教室でも活用できるよう、持ち運びが可能なコンピューターの整備を優先してまいりたいと考えております。

現在、小学校では、普通教室で利用できる新ＯＳを搭載したタブレット型コンピューターとノート型コンピューター合わせて１０台前後と、全教室にインターネットへの接続環境やコンピューター画面を映すことのできる大型デジタルテレビを整備しております。

今後、教育委員会といたしましては、小学校においてこれらのＩＣＴ環境を最大限に活用した授業が展開されるよう、指導、助言するとともに、必要に応じてコンピューターの台数増なども要求しながら、小学校における情報教育のさらなる推進に努めてまいります。

続きまして、児童生徒の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

１２月７日の事案に対する保護者への周知につきましては、翌８日に警察からの一報を受け、教育委員会事務局、情報が寄せられた中学校区の学校関係者が対応を協議し、当該校区の保護者に対しＰＴＡ緊急メールを活用し、摂津警察署が登下校の時間帯にパトロールを強化するほか、交通専従員やセーフティパトロール隊に注意喚起を行っていくことをお知らせいたしました。また、メール登録されていない保護者には、電話で同様の内容をお伝えさせていただきました。

９日には、臨時校長会を開催し、全小中学校の保護者に対し注意喚起と付き添いのお願いをする文書の配布とともに、学校教職員による校区内巡回を指示いたしました。さらに、公私立幼稚園、保育所に対しても情報の提供を行い、園所内掲示板等による保護者への周知もあわせてお願いしたところでございます。

次に、各小学校区での地域安全センターの取り組みでございますが、本市では、平成２４年度に、同センター活動の一環として、小学校正門付近等にセーフティパトロール隊や子どもの安全見守り隊などの活動情報や、今般の事案のような不審者情報をお知らせする掲示板を設置しており、今後も学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもを守る取り組みを一層推進するためにご活用いただきたいと考えております。

○村上英明議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　児童生徒の安全対策の３点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、受付員の検証と再構築についてでございますが、ご承知のように、池田市での事件以来、小学校での不審者の侵入による事件が連続したことを受け、平成１６年度から小学校に受付員を配置いたしております。現在でも、学校や保護者の方々から、事件などの未然防止を防ぐことにつながり、校門に受付員がいることで非常に安心感があるとの感想が寄せられております。

また、受付員の方々も、本来の受付業務以外に、登下校時に子どもたちに親しく声をかけてくれますことから、子どもたちにも慕われ、受付員の皆様にとりましても、この事業への参画は、子どもたちとの触れ合いと、市民協働による生きがいづくりにもつながっているものと考えております。

一方で、最近は新しい教職員も増え、また、保護者の中には、受付員を配置した経過等を知らない方もあり、各小学校で作成し、配布しております入校証についても持参されずに来校される方も見受けられます。

受付員を設置いたしまして１０年が経過しておりますが、いま一度、地域の子どもは地域で守るという原点に立ち返り、各小学校での取り組みや、年度末に行っております受付員研修の充実を図るとともに、市広報や学校だより、またホームページなどを活用し、活動内容について地域の方々に周知してまいります。一人でも多くの方が安全な地域づくりに参加していただくことで、学校の安全・安心だけでなく、学校を中心とした地域の安全・安心をつくることを目指してまいります。

次に、通学路の安全対策についてお答えいたします。

昨年、各小中学校から、通学路の危険箇所として５４か所の報告がございました。平成２５年３月時点で、そのうち２３か所が検討中となっております。

今年度に入りまして、関係機関による協議等を進めており、これまでに７か所の対応を行ってまいりました。具体的な対応方法といたしましては、路面標示の整備や注意喚起等の看板設置などでございます。

これまでにもご答弁申し上げましたように、道路幅員が狭く、ガードレール等の設置等の対策が困難な箇所が多くございます。ハード面での整備だけでなく、注意喚起やドライバーへの意識啓発、児童生徒への安全指導なども含めたさまざまな方策で対応していくことが必要であるというふうに考えております。

次に、交通専従員についてお答え申し上げます。

交通専従員は、児童の登下校の見守りを行い、安全確保を行うことを目的とし、通学路の危険な箇所に配置をいたしておるものでございます。ご質問にありましたように、シルバー人材センターに業務を委託し、２６人を配置しております。

人員配置や配置箇所につきましては、道路の状況や交通量、地域での見守りの状況などを勘案し、総合的に判断いたしております。また、シルバー人材センターからの活動状況報告や、各学校からの通学路の危険箇所などの報告を参考に配置箇所の見直しを行うなど、より効率的な運用に努めているところでございます。

財源につきましては、一般財源で実施しておりますが、通学路の安全対策の観点から重要な事業であるという認識をいたしております。今後も効果的な配置に努めてまいります。

○村上英明議長　市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　市政情報がわかる冊子を市の負担をかけずに作成及び配布することについてのご質問にお答えいたします。

市に負担をかけずに、民間事業者との協働で作成、配布するという手法を用いた市政情報誌につきましては、現在、大阪府内４３市町村中３３団体が取り組んでおられる状況と伺っております。

本市におきましても、他市の作成方法などについて情報収集を行い、現在、発行に向けて手続を進めているところでございます。

その内容といたしましては、市役所の窓口案内でありますとか、各種手続等の行政情報、地域の歴史等の地域情報に企業等の広告を加えて、市民向け情報誌であるせっつ市民ハンドブックを発行するものとし、

企業からの広告費で発行費用を賄っていただく協働発行事業者を公募で募集、決定し、発行したいと考えているものでございます。

発行の時期につきましては、法改正や、年度末の国、府の制度変更などをハンドブックの内容に反映させるため、新年度が始まってから、新たな情報の収集、確認、構成を行った上で発行することを考えており、来年７月の完成、配布を予定しているところでございます。

それから、秘書課にインタビューボードを設置することについてのご質問にお答えいたします。

インタビューボードにつきましては、現在、協定書の締結時や新たな施策を展開するときなどでマスコミ等の取材が入る際には、摂津市と相手先や施策の名称を記載したボードをその都度手づくりで作成、設置しておりますが、市長への表敬訪問時、また、急な取材時などの多くの場合は、人間基礎教育の看板の前や、場合によっては壁の前で写真撮影などを行っている状況でございます。

インタビューボードの効果といたしましては、ボードを背景にした写真がメディアなどに掲載されることで本市をＰＲできるとともに、知名度アップ、イメージアップにもつながると認識いたしております。このため、今後、その作成に向けて、市章やマスコットキャラクター、人間基礎教育の文言、本市をアピールできる景観など、どのような構成のインタビューボードが効果的かなどを検討し、できるだけ早い時期に作成できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長　水谷議員。

○水谷毅議員　まず１点目の小学校のパソコンについてでございますけれども、コンピューターや大型テレビを活用した、いわゆるＩＣＴを活用した授業の取り組みについては、理解はできました。

しかしながら、１０年を経過したパソコンの更新については、残念ながら明確なご答弁をいただくことができませんでした。全ての入れかえとなると多額の財源が必要になることもよくわかりますけれども、次のような取り組みをしている先進事例もございます。

佐賀県の武雄市では、タブレットパソコンの貸与が、来春には小学生全員、再来年春には全中学生までに内定しているところもございます。タブレットＰＣを自宅に持ち帰り、予習を行うことで、学習意欲の向上を目指した内容でございます。

本市におかれましても、今後どのような計画でパソコンを教育現場で活用していくのか、ぜひともビジョンを明確にして取り組んでいただきたい、このように強く要望いたします。

また、このたびの案件に関連して、パソコンの更新ももちろんでございますけれども、パソコンを使ってどう児童生徒の学習意欲を向上させていくのか、日々教育現場でご尽力くださる教職員の皆さんへのソフト面での支援が、児童生徒の学力向上への最大のバックアップであると感じております。

教室には、既に液晶テレビもネット環境も整っております。また、子ども用のパソコンも整備されてまいりました。市販の教材もある程度は供給されていることとは思いますが、基本的には教職員がパワーポイント等で手づくりをしなければなりません。それができるに越したことはありませんが、実際の教育現場は、さまざまな対応もあり、授業準備への十分な時間の確保も難しい状

況にあると思います。

そこで、ハード面の充実とともに、教育環境の充実という観点から、次のような提案をいたします。

教育のＶＯＤの活用についてであります。世の中はインターネット環境の整備が進みまして、例えば、自宅でも見たい映画や番組をリクエストし、見ることができるビデオオンデマンドの導入も進んでまいりました。最近では、テレビも、ＬＡＮケーブルを差し込むだけでネットとつながる機種も主流となってまいりました。

先進的な事例といたしまして、東北は岩手県の教育センターでは、この教育用ＶＯＤを導入いたしまして、教職員が授業にマッチする番組を活用しております。また、多くの大学でも、学生に教育用のＶＯＤを提供いたしまして、学びの環境に活用されております。

教育環境の整備が、最も児童生徒への学力、意欲向上につながるものと考えます。市の方針として、市長からも常々、人間基礎教育の徹底とおっしゃっております。どうか、今回コンピューター室の更新が難しいようであれば、できれば、ぜひとも予算のやりくりをしていただき、来年度モデル校を設定して、教育用ＶＯＤ活用への足がかりをつくっていただきたいと思います。教育環境の整備を実現していただきたいと思います。また、今後の展開の一案として、場合によってはコンピューター室を廃止して、タブレットＰＣを１人１台活用できる機器導入も視野に入れて、時代にマッチした思い切った計画の推進も、ここに強く要望いたします。

次に、２点目の児童生徒の安全対策についてでございます。１２月７日の事案に関しまして、私も９日の月曜日の朝、防領橋の交差点に１時間立たせていただきました。教職員や警察、そして保護者等の顔も多く見受けられ、市が一丸となっての取り組みもよく理解できました。

現在のところ、実際に事件として発展していないことは幸いなことでございますが、何かあってからではなく、前兆をしっかりキャッチできるアンテナのさらなる整備が必要であると考えます。

先日の事案にも見られますように、学校をたて糸と例えるなら、学校受付員、交通専従員、そして見守り隊、保護者をよこ糸とするコミュニティーの場づくりが非常に重要と考えています。公明党も、以前より通学路安全対策協議会の提案をしてまいりましたが、地域安全センターという形での推進でもいいと思います。できるだけ小学校区単位で、関係の方々が情報交換と日ごろの労苦をねぎらえる場を定期的に設けていただきたいと考えますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

さらに、学校受付員と交通専従員について、それぞれの立場でご尽力いただいておりますけれども、この際、教職員や保護者も担当員さんへの感謝の気持ちを確認し、また、担当員さんもある意味で襟を正すいい機会になればと考えております。さらに永続的な取り組みができますよう要望いたします。

また、お一人お一人の実務を明確にするためにも、ガイドラインを示すわかりやすいマニュアルを、学校受付員の証、交通専従員の証と兼ねた形で、例えばＡ４判両面をパウチしたような簡潔な内容で作成をし、引き継ぎの折に必ず継承していただけるよう取り組んでいただきたいと思いますが、その点について可能かどうかお伺いしたいと思います。

通学路の安全対策については、一過性のものに終わることなく、定期的にさきの地域安全センターを意義のある情報交換の場に発展し、その情報をもとに毎年更新できるように取り組んでいただきたいと思います。

また、教育現場でも、児童とともに、例えば交通安全教室等の中で、子どもの目線から見た通学路の危険箇所の情報を発表できて、皆が共通認識できる通学路学習も設けていただきたいと思います。

さらに、さきのご答弁でもありましたような安全対策がどうしても困難な危険箇所の存在を、児童にも正確にお伝えいただけますよう要望いたします。

続いて、３点目のせっつ市民ハンドブックにつきまして、来年の７月に向けての完成を、市民の皆さんとともに心待ちにしてまいりたいというふうに思います。

また、インタビューボードについては、一日も早い完成を望みます。できれば、キャスターつきの移動式として、ふだんは市役所ロビーに配置をしていただきまして、市民の皆様が自由にそのボードを使って記念撮影をしていただけるよう要望いたします。その情報がフェイスブックやＳＮＳを通じて、摂津市の民間大使として市民の皆様がご活用いただけるものと確信をいたします。ご尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で２回目の質問を終わります。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　地域防犯関係者の定期的な情報交換の場の設定についてのご質問にお答えいたします。

子どもたちを犯罪から守るためには、関係団体等の活動の連携が図られ、継続して取り組まれることが重要であり、効果的であることから、平成２４年度から市長部局防犯担当課と連携し、セーフティパトロール隊、子どもの安全見守り隊、交通専従員、学校受付員など、市内で学校や地域で子どもの安全確保にご協力いただいている関係者の方々にお集まりいただき、地域安全センターの活動として地域防犯研修会を開催しております。研修会では、摂津警察署管内の犯罪発生状況や、子どもの被害状況などの報告のほか、子どもの見守り活動の進め方や、参加者が小学校区に分かれての意見交換会などを行い、防犯情報の共有と意識の共有化を図っているところでございます。

中学校区単位、小学校区単位での開催につきましては、今年度、第一中学校区におきまして、地域教育協議会青少年部会の主催で地域安全講習会が開催され、子どもたちへの声かけ活動や、家庭や地域でのコミュニケーションづくりなどについて活発な意見交換をされたとお聞きしております。

今後も、市が行う全体研修会に加え、各地域でより顔の見える関係の中での情報共有、情報交換の場の設定について、地域教育協議会を初め関係機関と連携して取り組んでまいります。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　学校受付員と交通専従員のマニュアルに関するご質問にご答弁申し上げます。

まず、学校受付員でございますが、受付員活動は、始めました平成１６年度は国の緊急雇用を活用し、シルバー人材センターに委託をし、事業を実施してまいりました。１年かけて市民ボランティアの方々を募り、翌平成１７年度からは現受付員の体制をとったものでございます。

ボランティアとして業務に当たっていただくに当たり、各学校の施設の諸条件によって若干運営の状況は異なりますが、受付員活動標準マニュアルを市として、教育委員会として作成しており、その運用をいただいておるところでございます。

マニュアルの中身でございますけども、学校に来られる方々がまず初めに出会うのが受付員の方々でございます。来校者へのごあいさつ、言葉遣い、身だしなみ等について定めております。また、受付員活動として、受付の方法や、事前に許可をお渡ししております物品業者等々の対応についても定めているところでございます。子どもたちの登下校時には校門付近に出ていただき、安全確保や万が一の緊急時の対応といたしまして、室内に備えております非常通報用の警報ボタン等で教職員室にお知らせいただくというようなことも定めております。また、ご自身の身の安全を守っていただくためにも、ご自身に危害が加わらないよう、まず身の安全を確保していただく等々のことも定めておるところでございます。

今後もこのようなことを必要に応じてマニュアル改正を行い、受付員の方々がやりがいを持って活動していただけるように取り組んでいただけるよう目指してまいりたいと考えております。

次に、交通専従員についてご答弁申し上げます。

専従員につきましては、マニュアル書というような形では現在、示しておりませんが、あいさつを励行していただき、児童生徒や地域の方々との信頼関係を築くこと、また、常に危険を予測していただき、緊張感を持って業務に当たっていくことなど、日ごろの心構えが大切であるとシルバー人材センターとは確認をとり合っているところでございます。

業務に当たっては、積極的なあいさつはもちろんでございますが、危険箇所等々、安全確保をしていただき、子どもの安全確保に主眼を置いて業務に当たっていただくようお願いをいたしているところでございます。具体的な対応といたしましては、児童生徒が道路を横断する場合には旗を活用して安全の確保を行っていただいたり、踏切時においては遮断機の前で児童を制止していただいたり、また、列車が通過するときには児童と踏切の間に位置をとっていただくことなどの対応を行っているところでございます。

議員ご質問のマニュアル書については、このような取り組みも含めまして、交通専従員としての共通意識を深められるよう、今後、整備してまいります。

○村上英明議長　水谷議員。

○水谷毅議員　では、３回目の質問をさせていただきます。

まず、１点目に小学校のパソコンについての関連でございますけれども、これは要望です。１週間ほど前からテレビのニュースでもよく取り上げられておりますけども、いわゆるオンラインゲームを通じて高額の請求が発生をした、また、二つ目には、ＳＮＳを通じて子どもたちに対して好ましくない接点が生まれていると、このような報道がございました。

一般に、映画館に映画を見に行きますと、映画が始まる前に映画を録画してはいけませんとかいうのが必ず流れますけども、各小学校におきましても、親御さん、また子どもさんに対して、こういうことがないようにしっかり注意喚起できる文言、また文書等をしっかり整備していただきたいと、

このように思います。これは要望です。

続いて、２点目につきまして、児童生徒の安全対策に関してでございますけれども、地域防犯研修会の取り組みについて理解ができました。市で一本の大きな研修会も確かに必要かとは思いますけれども、校区によっては実情も異なります。基本的には小学校区単位での開催が望まれるのではないか、このように思います。例えば、校区の関係者が多く集う地域連絡会の前後で、地域安全センター会を開催できるよう、学校や地域の方にも呼びかけていただき、所管の職員の方も、お忙しいとは思いますが、可能な限り現場での状況をつかんでいただきたいと思います。

学校受付員や交通専従員の継続的な取り組みについても、適正な配置や配属を毎年見直していただいて、年度の変わり目には仕切り直しと引き継ぎの意味を兼ねた結成式の開催も確認をしていただけたらと、このように思います。

さらに、例えば、教職員の引き継ぎの場として設けられている離任式に、可能な限り担当員の皆様にも同席いただいて、教職員や児童にも顔の見える機会をぜひ設けていただきたいと思います。

最後に、要望になりますけども、この案件に関してのご答弁も担当割の関係で複数の所管にまたがっています。事件を未然に防ぐためにも、あってはならないことですが、万一のためにも、各所管の情報を統括をしていただいて、所管の調整役や市民の窓口になる部署が必要であると考えます。市の安全宣言の一つでもありますように、例えば、子どもの安心安全課を新設し、市民の安全全般に特化して取り組めるセクションを、この際ぜひとも設けていただけることを願います。

市長からも、本市の第４次計画の中で、「みんなが育むつながりのまち摂津」、さらに、基本姿勢にも、「安心」を実感できるまちとうたわれています。市役所に安心・安全に関する窓口を設置することは、市としての安全に対するスタンスを示す上でとても重要な課題であると考えまして、この点を強く要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○村上英明議長　水谷議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

（野口博議員　登壇）

○野口博議員　最初に、桜町の自動車教習所前、大正川東詰交差点の安全対策についてお尋ねします。

長年、市としてもこの場所の危険性を認識され、警察署や地元自治会、自動車教習所など関係機関と協議され、信号機設置では優先順位１番というときもありましたが、結果として、当時の計画内容では同意に至らず、実現に至っていないわけであります。

改めて改善を求めるものでありますが、危険性は変わらず、何としても早期実現に再度取り組んでいただきたいと思いますが、この間の取り組みと今後の方向性についてお聞きいたします。

２番目に、民間住宅の耐震化促進の到達と今後についてお尋ねします。

「大阪府住宅・建築物耐震１０ヵ年戦略プラン」に基づいて、平成２７年度までに９０％まで到達を目標に取り組まれていますが、平成２３年３月にまとめた中間まとめにおいて、現状では９０％到達達成が困難な状況だという認識が示されました。学校施設などの公的特定建築物は平成２７年度に完了見込みでありますが、市内民間住宅の耐震化の到達状況や、この間の取り組

みの中心点などについてお聞きいたします。

３番目に、水道鉛管の取りかえと水道水備蓄についてお尋ねします。

水道鉛管の取りかえについては、平成１６年から１５年計画で進めています。大分昔、桜町地域のあるご家庭で水の出方が悪く、水道本管から水道メーターまでの鉛管について塩ビ管に取りかえていただきました。その後、桜町地域一帯での下水道工事の際にこの取りかえ工事も行い、また、直径１３ミリ管から２０ミリ管に変更工事について、材料費は自己負担という形で整備され、そのことが今日の鉛管の取りかえ整備計画につながってきていると思っております。

平成１６年度からの取り組み状況と、１００％整備に向けての計画についてお聞きいたします。

また、水道水備蓄の問題ですが、災害に備えるという点でも重大な課題であります。それぞれ水道タンクが設置され、災害時に対応することになっていますが、本市の準備状況と災害時の対応についてお尋ねいたします。

４番目に、市民の暮らしと財政運営についてお尋ねします。

４点です。一つは、来年度に向けて、国の動きや地方財政計画についての報道などから、本市並びに市民への影響についてです。自民公明両党は、先週１２日に来年度の税制改正大綱を決定いたしました。毎日新聞では、企業負担軽く、個人重く、低所得者対策は後回し、朝日新聞では、安倍税制家計を圧迫と報じました。同じ１面では、ＪＲ、私鉄運賃を１０円刻みで上乗せするという記事も出ておりました。年金も、この１２月、来年度９月支給分からそれぞれ１％削減。そしてご承知のとおり、来年４月から消費税８％で８兆円の負担増など、国民への大負担増路線まっしぐらであります。

地方自治体の財政についても、幾つかの報道がなされています。消費税増税による増収、法人市民税を地方交付税の財源に使うという話、軽自動車税の２年後１．５倍に引き上げ、自動車保有税の２年後廃止、固定資産税の償却資産の活用などが言われていますが、本市や市民への影響についてお聞きいたします。

二つ目に、消費税増税と公共料金の問題であります。今議会は、上下水道料金の引き上げが提案されています。法律では、消費税法第６０条６項で、一般会計処理されている公共料金分は消費税を導入しなくてもよいことになっております。消費税を転嫁しないことで、自治体財政には実害は出ないわけで、今後、本市として、一般会計に係る公共料金については現行料金で対応するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目に、平成２４年度決算を受けての中期財政見通しについてです。これまでに本市として、平成１９年度決算後からこうした中期財政見通しを策定しているわけですが、今回、平成３１年度では基金が枯渇をし、約２８億円の赤字が出るとの予測の数字でありますが、その内容についてお聞きいたします。

四つ目には、市民の暮らしを守る立場での予算編成についてです。来年度、市長が市政を担当されて１０年目を迎えます。今、予算編成作業に入っていますが、先日、市長と教育長に、私、日本共産党議員団として、１６９項目の要望書を提出させていただきました。この間にわかったこととして、市民の暮らしの実態として、この１４年間

で市民の年間平均所得が６８万円減少していることを申し上げてきました。本市はこの６年間、全ての公共料金の値上げをストップしてきています。ぜひこの立場で予算編成を行うべきだと考えますけども、この点についての考え方をお聞きいたします。

以上、１回目です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。土木下水道部長。

（藤井土木下水道部長　登壇）

○藤井土木下水道部長　桜町の自動車教習所前、大正川橋東詰交差点の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

大正川橋東詰交差点の安全対策としまして、平成１６年度に信号機設置へ向けての条件整備では、自動車教習所西側堤防道路を一方通行規制する必要があるということで、地元、自動車教習所、摂津警察署及び本市で検討を行い、地元要望の南向き一方通行で規制をお願いしておりましたが、大阪府警察本部及び摂津警察署により、南行き一方通行規制で現場検証を行った結果、北行き一方通行規制で車両を通行させないと危険であるとの見解が示されました。

整備条件につきまして摂津警察署並びに大阪府警本部と協議を進める中、府道沢良宜東千里丘停車場線と、市道昭和園２号線との交差点及び自動車教習所西側堤防道路の交差点が変則的な交差点であり、当初の地元要望並びに自動車教習所の出入り口の安全確保を考え、検討、協議を行ってまいりました。自動車教習所には、教習所所有地を使用した道路整備版をお示しし、可能な限りの協力を前向きに検討していただきましたが、駐車スペースの減少や、教習者の通行車両にも支障が出ることから、実施は困難でございました。

今後は、新たな他の方法も含め、安全対策について検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　民間住宅の耐震化促進の到達と今後についてのご質問にご答弁を申し上げます。

まず、大阪府におきましての平成２４年度及び２５年度の耐震予算戸数につきましては、平成２４年度では耐震診断２，４００戸、耐震設計１，６００戸、耐震改修１４０戸であり、平成２５年度におきましては耐震診断２，４００戸、耐震設計７００戸、耐震改修８３０戸でございます。

次に、本市におきましての状況につきましては、これまでの耐震補助実績といたしまして、平成１９年度に摂津市既存民間建築物耐震診断助成制度を創設し、平成２５年１１月末現在では、利用件数６年半で１００件となっております。そのうち、４４件につきましては、平成２４年度及び平成２５年度の２か年の実績となっております。摂津市木造住宅耐震改修補助金につきましては、平成２０年度から木造住宅の耐震改修にかかる費用を補助する制度を創設し、さらに、平成２３年度からは、設計時補助や改修費用につきましても所得に応じて定額を補助できるように拡充を図りながら、診断、設計及び改修を一連のものとして充実を行っているところでございます。

耐震改修の補助実績につきましては、平成２５年度１１月末現在では、５年半で約２０件となっており、そのうち１１件につきましては、平成２４年度及び平成２５年度の２か年の実績となっております。

次に、平成２７年度までの耐震化率の見込みにつきましては、平成２０年３月に摂津市住宅建築物耐震改修促進計画を作成し、

計画作成時点では７０％であった耐震化率を、目標年次の平成２７年度までに９０％とする目標を定めているものでございます。

しかしながら、「大阪府住宅・建築物耐震１０ヵ年戦略プラン」の中間検証報告におきまして、平成２７年度末耐震化率９０％の達成は困難であるとの報告がなされている状況でありますことから、本市におきましても、平成２４年１０月現在の耐震化率は７４．６％であり、平成２７年度末までに耐震化率９０％の目標達成は極めて難しい状況となっておると考えております。

本市の安全・安心の推進の観点からも、少しでも耐震化率の向上に向けまして、今後とも引き続き大阪府と連携して進めるまちまるごと耐震化事業の趣旨に基づき、市民フォーラムなどを開催し、市民啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　水道部長。

（渡辺水道部長　登壇）

○渡辺水道部長　水道鉛管の取りかえと水道水備蓄についてのご質問にお答えいたします。

水道鉛管の取りかえにつきましては、鉛給水管に係る衛生対策で、鉛濃度の一層の低減化を推進するため、平成１４年３月に水質基準に関する省令の一部を改正する省令が公布されました。本市におきましても、昭和６１年３月まで鉛給水管を使用しておりましたので、平成１５年度に実態調査を行い、１万３，２６０件の引き込み管に鉛管が使用されていることを把握し、平成１６年度より鉛管対策事業を開始しております。

その結果、平成２４年度末には６，３８１件の鉛管を改修しておりますが、依然、６，８７９件が残存している状況でございます。

今後の取り組みについてでありますが、今までは鉛管使用世帯を早期改修するために、比較的集中している地域の対策を実施してまいりました。今後につきましては、鉛管使用世帯が散在しており、個別の工事が多くなりますが、計画的、効率的に鉛管の改修に努めてまいりたいと考えております。

また、取水量につきましては、現在、ほぼ解消はしておりますが、さまざまな要因がございました。主な要因といたしましては、経年劣化により口径が減少している場合などとともに、現在の生活様式や公共下水道の普及により、各ご家庭の水需要についても大きくさま変わりしており、以前であれば、引き込み管径の口径が１３ミリで足りていたものが、現在では、一般家庭でも２０ミリ管が必要となっているためでございます。したがいまして、本管整備を行う際には、引き込み管径を１３ミリ管から２０ミリ管に増径しながら進めてまいったところでございます。

水道水の備蓄につきましては、一般的に、災害直後の３日間に必要な水は１人１日３リットルとされております。本市人口約８万４，０００人に対し給水するためには、７５６立方メートルが必要となってまいります。

まず、非常時の給水活動につきましては、千里丘送水所、鳥飼送水所、太中浄水場の３か所の配水池を給水供給拠点と位置づけております。また、千里丘送水所と鳥飼送水所の配水池につきましては、緊急遮断弁というものがついておりまして、震度５以上の地震が来たときには配水池内の水を確保することができる構造で、太中浄水場に

おきましても、地下式の配水池でポンプをとめることにより、配水池内の水を確保することができる構造でございます。

以上３池で確保できる水量は６，７００立方メートルで、災害から３日間に必要な飲料水については十分確保できるように、現在、施設の充実を図っているところでございます。

また、大規模災害が起きた場合には、広範囲の断水が起こり、市域全域への給水活動が必要であると考えております。給水活動につきましては、避難所を中心に行う予定としており、給水タンクにより飲料水を運び、非常用給水袋などを活用し、市民の皆様に供給することを考えております。また、その後の応援給水につきましては、日本水道協会を中心に、全国から応援給水に来ていただける体制となってございます。

以上でございます。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　市民の暮らしと財政運営についてでございますが、まず、国の税制改正等による影響について、現時点において得ている情報では、平成２６年４月から消費税等増税に伴い、大都市圏の財政力が高い富裕団体と、財政力が低い団体との財政力格差が拡大することが想定されるため、法人住民税の一部、約６，０００億円を国が徴収し、交付税として再配分することが検討されています。本市の強みである法人市民税を交付税の原資にされることになれば、来年度以降の財政運営に多大な影響が出ると考えております。

２点目の、消費税導入と公共料金について、市の対応についてでございますが、使用料等の受益者負担を求める公共料金については、その算定根拠に物件費等が算入されており、消費税増税によって影響を受けることになります。今後、受益者負担の原則を踏まえ、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

３点目の中期財政見通しの内容についてでございますが、歳入の根幹であります市税見通しについては、法人税実効税率引き下げや、固定資産評価がえの影響等により、平成２６年度は１７０億４，０００万円、その後は減少し、１６０億円台で推移すると見込んでいます。歳出については、扶助費や国民健康保険特別会計繰出金等、社会保障関連経費が毎年増加すること、義務教育関連の耐震補強工事等主要事業を見込んでおります。歳入、歳出を積み上げた結果、毎年財政不足が生じるため、主要基金を取り崩すことになります。平成３１年度には累積赤字額が約２８億円となり、財政健全化法でいう早期健全化基準に該当し、財政健全化団体となります。

４点目の、市民の暮らしを守る立場での予算編成についてですが、リーマンショック以降、厳しい経済情勢を踏まえ、市民の暮らしを守る予算編成をしてまいりました。その具体的な成果を申し上げますと、平成２４年度決算での評価になりますが、市の単独施策で行う扶助費は、決算額を市民１人当たりに換算しますと府内第１位となります。また、国民健康保険特別会計に係る基準外繰出金は府内第６位であります。

今後も市民の暮らしを守る自治体としての役割を果たすため、第５次行政改革を実施し、財政健全化を図ってまいります。

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　２回目の質問をさせていただきます。

最初の、桜町の自動車教習所前の交差点の安全対策問題であります。２日前の朝、

朝７時半から８時半の１時間だけ交通量調査をしてまいりました。交通専従員の方が寄ってこられて、きょうは摂津高校の学生さんが大変少ないですということをおっしゃってくれましたけども、自転車を利用する方、歩く方、３０４名の方がこの交差点を渡りました。１時間の間に、あと数メートルで自転車の通行と自動車がぶつかる場面も、そういう状態も何回かありまして、もし天気が悪くて滑った場合は、大きな事故に発展する可能性がある場面がたくさん、２日前にありましたので、改めて、今おっしゃった方向で頑張っていただきたいと。

そこで一つ、やっぱり渡る方々が安全に通行していただくというためには、最近よくやっておられるボタン式の信号機ですね、これもぜひ一度検討していただきたいと思います。

あわせて、最低限度の周辺の安全対策を進めていただきたいと思うんです。土手の車道部分のガードレールが低い問題だとか、教習所側の安全柵のところも、あと数十センチ用地買収していただいて、ご協力いただいて拡幅できれば、大分違うんだということも専従員の方がおっしゃっていましたので、そういう押しボタン式の信号機設置と、最低限度の安全対策、改善をぜひしてもらいたいと思いますけども、どうでしょうか。

民間住宅の耐震化促進問題であります。ご答弁にありましたように、この６年間で耐震診断助成が１００件ありました。５年半で改修補助金は２０件であります。到達が７４．６％。残り２年半で９０％が目標であります。そうしますと、単純に数字を引きますと、残り９０％まで残り２年半しかありませんけども、５，６００あるわけです。そうしますと、もともと大阪府を含めて、この「大阪府住宅・建築物耐震１０ヵ年戦略プラン」は何だったのかということが、そのそもそもにあるわけでありますけれども、きょうは本題ではありませんのでそれはおいておきますけども、今後、いかに災害が発生した場合でも倒壊しない建物をつくっていくかということが大きなこの事業の出発でありますので、そういう点からして、今おっしゃったようなまちまるごと耐震化支援事業、これぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

なかなか残りの数が多いわけですから、大変だと思いますけども、ぜひ体制をつくっていただいて、きちっとこのまちまるごと耐震化支援事業を積極的に取り組んでいただきたいと思いますけども、最近の取り組み状況を含めてお答えいただきたいと思います。

水道鉛管と水道水備蓄問題であります。一つは、お答えありましたように、鉛管については１８．２％残りであります。件数は６，８７９件であります。いろいろ今後困難な面もありますけれども、当初の計画に向けて、平成３０年度までに１００％を目指すのが市の計画でありますので、困難なところを解消する努力もしていただきながら、ぜひ目標達成に向けて頑張っていただきたいということを申し上げておきます。

備蓄問題については、震度５が発生しましたら、遮断弁がとまってポンプ場に飲料水を確保するんだという話であります。その結果、お答えにありましたように、８万４，０００人の市民の方々が３日分の飲料水の９割、今、確保できるんだというお話であります。

実際、災害が起きた場合に、じゃあどうするのかということをお尋ねしたいと思うんですけれども、日ごろからの訓練だとか、

災害時の対応問題について、少しご説明いただければと思います。

市民の暮らしと財政問題であります。一つは、国との関係であります。ご答弁にありましたように、法人住民税、全体で６，０００億円国が取り上げて、地方の交付税の財源に使うんだというお話であります。本市の法人市民税は２１億円であります。具体的に、この６，０００億円の絡みの中でどのぐらい本市に影響があるのか数字を示していただきたいのと、消費税増税の関係、特別交付税の問題、臨時財政対策債の問題、そして自動車関連でもいろいろ出ておりますので、個別にそれぞれ、摂津市財政だとか市民への影響についてお答えいただきたいと思います。

二つ目の消費税と公共料金の問題であります。先ほど、答弁では、適切な対応と言われました。消費税法上は、この一般会計にかかわる公共料金については消費税をかぶせないというのが法律の趣旨であります。資料いただきましたけれども、ここにＡ３の大きさで、庁舎施設等使用料から消防関係の保安３法設置許可検査手数料まで７８項目の公共料金があります。総額で６億円になります。これ全部かぶせたら大変なことになるわけで、消費税をかぶせないということが適切な対応になるわけで、大変失礼な話でありますけども、消費税増税に便乗した、いろんな理屈をつけて値上げをするということにならんと思いますけども、ぜひ一般会計の公共料金については値上げしないという立場で、ぜひ厳命をお願いしたいと思います。

３点目の中期財政見通し問題です。いろいろ中期財政見通しは数字の違いが発生するのは明らかでありますけれども、これは承知をしております。ただ、前回の議会で副市長が、ある程度の差異は仕方ありませんけれども、みずから立てたこういう中期財政見通しの問題に対して、安易に、変わって当然なんだという形で答弁されたかと思っておりますけども、そういう発言をなさったので改めて聞くわけでございますけども、５年前、中期財政見通しをつくった最初が平成１９年であります。このとき、今年度末の見込みでは、平成２５年度６億８，１００万円の赤字で、基金は２８億円残であります。直近の平成２４年度決算の今回見通しでは、今年度末９，８００万円の黒字で基金残高が６０億円。いろんな予測できない状況も当然ありますけども、それはわかっておりますけども、残高で見ますと、３６億円の差があるわけであります。

僕らもいろいろこの中期財政見通し、勉強させていただきながら、いろんな物事を考えていきますけれども、少なくとも、そういう発言をされないで、いかに精度を高めていくのかということをぜひ取り組んでいただきたいと思うんです。そういう点でも、この乖離を少なくする問題とか、精度を高めていく方向での改善の方向について、お聞きしたいと思います。

最後の、暮らしを守る財政問題であります。先ほど指摘もしましたけども、この６年間、市長を初め頑張っていただいて、公共料金据え置きをされました。来年、市長は１０年目を迎えます。最初の１期目と２期目に、大変な公共料金値上げをされました。これは事実であります。９年間トータルで見ますと、市民の新たな負担はこの９年間で６３億円であります。

今、安倍さんが内閣総理大臣になって大変な来年度から負担増路線が敷かれようとしています。諸物価もどんどん引き上がっていきます。これに基礎自治体として公共

料金を値上げされれば、トリプルパンチになりますので、ぜひこの６年間頑張ってきたこの姿勢を来年度も踏襲していただきたいと、公共料金値上げについて来年は行わないと、そういう立場で最大限努力をお願いしたいと思いますけども、市長なり副市長からもあわせて答弁を求めておきます。

以上、２回目です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長　桜町の自動車教習所前、大正川橋東詰交差点の安全対策につきましての２回目のご質問にお答えいたします。

本交差点の信号機設置を含めた安全対策につきましては、変則的な交差点における歩行者横断の安全確保に向け、従来からその実現を目指しており、今までも車道の信号機設置要望に加え、歩行者横断の安全対策に絞った、人、自転車向けの押しボタン式信号機の設置など、新たな他の方法も含めた安全対策につきまして、摂津警察署に要望してまいりますとともに、歩行者の方々などの通行経路の安全対策につきましてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　都市整備部長。

○吉田都市整備部長　民間住宅の耐震化促進にかかわりますまちまるごとの耐震化支援事業の内容と、今後の予定についてのご質問にご答弁申し上げます。

まちまるごと耐震化支援事業は、一つの「まち」単位でその地域を重点的に耐震化を進めていくことを目的といたしております。その内容につきましては、市町村、大阪府、民間事業者と連携して進めていくもので、その地域に対し、集中的に講演会の開催、チラシの配布、戸別訪問を行っていくものでございます。

実績といたしましては、昨年１１月に柳田地区を対象に、チラシを配布、耐震講習会を開催し、戸別訪問を行ってまいりました。その結果、柳田地区の方で補助制度を利用して耐震診断件数が１３件、耐震改修件数が２件で、平成２４年度全体の補助件数の半分を占める結果を得ております。さらに、平成２４年度の耐震補助を受けた柳田地区の方で、２件につきましては、平成２５年度に入ってから耐震改修の補助制度を利用され、実績を上げる結果となっております。

今年度末でございますけれども、大阪府や民間事業者と連携しながら、一部の「まち」を設定し、民間事業者からチラシの配布、来年度当初には講演会を開催する予定をいたしており、今後につきましても、順次市域全域へ耐震化の普及、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長　水道部長。

○渡辺水道部長　災害時における給水活動体制やその訓練についてはどのようにしているのかについてのご質問にお答えいたします。

災害時の給水活動につきましては、避難所を中心に行う予定といたしております。そのための訓練といたしましては、水道部危機管理計画に基づき、発生時の体制を確立した中で、給水車の作動方法などを水道部全職員に対し、現在も実施しているところでございます。また、広域的には、大阪広域水道企業団と府下市町村が合同で行う給水訓練や、市内の地域自主防災訓練などにも積極的に参加しております。

また、本年１２月１日には、災害時相互応援協定を結んでおります尾鷲市で行われ

ました合同訓練にも参加し、給水車によりポリタンクに給水する訓練を行ってまいりました。

今後におきましても、非常時に備えるため定期的に水道部内での訓練を継続し、さまざまな訓練にも参加してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　総務部長。

○有山総務部長　今回の地方税制の改正について、本市への影響、具体的に数字をということでございます。

まず、この改正で一番大きな影響を受けますのは、先ほど申しましたように法人市民税でございます。市町村において、現在１４．７％の税率で課税しております法人税割の税率が１２．１％に下がります。これを本市の２４年度決算ベースの法人税割の決算額１６億円で試算しますと、平年ベースで２．８億円の減収となります。

ただし、今回の税制改正において、会計年度の事業年度の関係がありまして、この影響額が出るのは２７年度からとなっております。２６年度については従前の形になっております。

それから、なお１０％に引き上げられたときに、またこの法人税についてどのようになるかというところが、現在決められておりません。したがいまして、この影響はさらに大きくなるのかなというふうに現在思っておるところでございます。

それから、主な税負担というところで言うと、固定資産の特例措置ということがございまして、これは住宅減税などにかかっている分で、これらが２年間延長されるということで、これは具体に現在の制度が続くということで、影響額については算定をしておりません。

それから、先ほど言いましたように、１０％に上がったときにどうなるのかというところで申しますと、今回の改正の中で、検討事項項目として掲げられたものの中に、固定資産税の償却資産税に対する税の措置というものがのけております。これは、設備投資を目的とした固定資産の償却資産を減免をするという制度でございまして、基礎自治体である市町村で安定した収入であるこの償却に係る部分の分が検討課題とされて、今回は対象とはなりませんでしたけども、本市においてはこの償却資産についてもかなりの額があるので、１０％導入時に受ける影響は大きいものと考えております。

それと、消費税に伴う使用料、料金などの改定についてですが、消費税を一般会計が納めていないのは、歳入に入ってくる消費税の額、それから引く消費税の歳出に出している消費税の額というものがございまして、これを差し引きするということになりまして、そうすると、結果として全ての地方自治体は還付を受ける側の状況になります。したがいまして、消費税の還付を受けるほど税金を払っているわけでございますが、この部分については、税法上差し引きゼロとされているところでございまして、したがいまして、一般会計は消費税を、本来は還付するほど消費税を払っているんですが、その分の差し引きをゼロとされているところでございまして、料金については、やはり受益と負担の関係から、適正な処置をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、中期財政計画なんですが、この間の事情としましては、私ども、今まで不交付団体ということで、交付税を受けておりませんでしたが、既に交付税をいただ

く交付団体となっている、そのことによって、臨時財政債の発行でありますとか、また、この期間中で言いますと、たばこ税の増収部分があったりいたしました。それで、それぞれの、３６億円ですか、ご指摘いただいた乖離が生じているものと思っております。

ただ、中期財政見通しにつきましては、歳入の見通しにつきましては、為替、株価、経済情勢、外部環境によって大きく影響を受けております。決算との乖離が大きくなるというのはこういうことでございます。また、歳出の見積もりについても、現実には扶助費等の社会保障費、制度変更によって大きく乖離をしてまいります。

中期財政見通し作成に当たっては、経済情勢を注視するとともに、担当所管との考え方、それらを事情聴取することにより、精度向上に努めるとともに、毎年度の予算活用をしたいと思っております。

以上でございます。

○村上英明議長　副市長。

○小野副市長　６年間、その公共料金の評価をいただいておるんですが、これは、今、総務部長が言いましたように、第５次行革の中で具体的にさせてもらわなければならないと思っておりますし、それで、この議論は、また当初予算に、続くものと思っています。だから、そういう意味では、森山市長の市政を見てわかってもらって、わかってもらっておるように、公共料金をできるだけ抑制してきたということは、これ評価していただいていいんじゃないかと思います。

そういうことができる状況になれば一番いいと思うんですが、総務部長が言っていますように、１６０億円の税収というようなことを今、申し上げました。それで、これ中期財政計画にも影響するんですけども、私は、いつも税というのはアッパー、つまり最大限強気で見込めということを指示してまいりました。いわゆる低く見積もるんじゃなくて、見積もれる最高でいけということを言ってまいりました。そういうことの中身もあって、中期財政見通しの中の若干の差異があったと思います。

それで私は、今一番、私の観点を申し上げますと、ご存じのように税収は平成９年に２００億円までいきました。２０２億円までいったんですね。そういたしますと、１６０億円となりますと、４０億円からの一般財源が減ると。この間、大体税収は、この５年間ぐらいは、いいときで１９８億円の平成１９年、１９０億円、１８０億円、１８８億円、１８４億円、１７８億円で来てます。

それで、ここに影響するのが、野口議員もご存じのように、私は経常収支比率を物すごくやっぱり注目したほうがいいと思います。それで、ここの議会でも議論されましたように、この平成９年から１００％を超えて、最悪が１１０％の平成１７年。９年間、１００％を超えてまいりました。それから６年間９０％台が続いて、２４年度に１００％を超えたということであります。

それで、議論いただいておりますが、この人件費は最悪の平成１７年度と比較すると平成２４年度では５．３ポイント下がっております。ところが、扶助費は６．２ポイント伸びました。したがって、人件費伸び分を抑えているのは全て扶助費のほうに回ったと。それから、公債費も、森山市長になられてから、当時１１０％のときに約３０ポイント持ってましたけども、２４年決算が１７．５まで下げておりますから、１２ポイント下がっております。今後の公

債費もどういうふうに見ていくのかということがあります。公債費の償還範囲の中で、元金償還範囲までしておりましたが、それから、もう一つの繰出金は、これによって市民の負担を抑えてまいりました。この繰出金は平成１７年度も１６．７％ございました。平成２４年度で１６．９％でございますから、これは公共料金の値上げを止めてきたということでございますから、この辺との兼ね合いで、経常収支比率が１００％を超えてきたと、私はこれ、２５年度以降も１００％を超えるというように見ておりますので、数字上の市民に回す財源はないということでありますから、いかに基金を温存しながら、施策展開をしながら、市民サービスの維持向上と公共料金の問題をどう考えるかと、私は大きくこういうふうに捉えてこないと、個々の問題を議論いたしますと、これは非常に無理が来ると。いわゆる経常収支比率そのものでどう見るかと。

そこの指標を見ながら、来年度予算を見ながら、また２６年度からの第５次行革を進めていくということでありますから、この予算編成も総務部長やっておりますので、一定、また市長の考え方の中での公共料金も整理しながら、できる限り公共料金を抑えていきたいとのは市の姿勢でございますから、そういうことができるかどうか、どこまでお願いしなければならないかという、これからのことでございますから、どうか、これからの議論の中で十分なご指摘なり、議論をさせていただきたいというふうに思っております。

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　３回目になりますので、要望なりしていきたいと思います。

一つは、民間住宅の耐震化問題でありますす。余りにも残っている数が多いものでですね、どうするのかということがあります。そういう点では、ほんの数件の年間伸び率では到底間に合わないわけで、どうするのかということがありますので、ぜひきちっと目標を据えて、体制をとっていただいて進めていただきたいと思います。

消費税と一般会計の公共料金問題でありますけども、もっとわかりやすく説明していただけますか。適切だというお話をされましたけれども、じゃあかけないでいくのかということで理解していいのかということで、少しわかりやすく説明をいただきたいと。ちょっとこれは質問になりましたけども。

最後、副市長からご答弁いただきましたけれども、要は、市民の生活実態だとか、当然、自治体の財政しんどいです。わかっております。それを含めて来年度頑張っていただきたいということで、改めて申し上げておきたいと思います。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長　その消費税の分についてでございます。私どもとしましては、先ほど申しましたように、一般会計で多くの消費税を支払っているところでございます。その分につきましては、例えば光熱水費でありますとか、物によります物件でございますね、これらの分で支払っております。そのことを全て税で賄うということではなくて、やはり、使用料、あるいは利用料というところで転嫁をするということで、受益者負担の原則を踏まえて対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○村上英明議長　以上で野口議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

（中川嘉彦議員　登壇）

○中川嘉彦議員　それでは、質問させていただきます。今回は、質問事項４項目を上げさせていただいております。全て自転車に関連する事項です。子どもからお年寄りまで身近な乗り物として親しまれている自転車ですので、イメージが湧きやすいと思います。皆様と一緒に自転車行政について考えていきたいと思います。

それでは、なぜ今自転車なのか、自転車がなぜ有益なのか、私の考える自転車についての考えをまずお話しさせていただきます。

１９６０年代、経済の著しい成長により、国民の所得水準が向上し、自家用車が次第に普及してまいりました。自家用車の増加と道路網の整備によって、人がいつでもどこでも自由に行きたいところへ移動することができるようになり、車社会の進展は、我々の暮らしを大変豊かなものにしてくれました。

一方で、石油などの資源、エネルギー枯渇化の問題、排気ガスによる地球温暖化、ＰＭ２．５の発生等、生活環境の悪化や、地方の農村地域におけるバスや鉄道などの公共交通機関の弱体化をもたらすなど、負の面も生み出しています。

こうした背景から、現在、車社会のあり方そのものについて見直しが叫ばれています。交通インフラの充実している大きな都市部などでは、自家用車に頼らなくても、日常の移動手段は確保することができます。一方で、交通インフラが充実していない地域では、自家用車に依存する割合が高くなります。

自転車交通について見てみると、自転車は、買い物、通勤、通学など、日常の暮らしに欠かせない気軽に利用できる手軽な移動手段であり、大変環境負荷の小さい乗り物であると言えます。また、スポーツやレジャーとしての利用も拡大しています。

しかし、本来車両である自転車は、原則、車道走行を求められていますが、例外的に認められているはずの歩道通行において、歩行者との事故トラブルが多発し、大きな社会問題となっています。そんな中、今月１日より道路交通法改正に伴い、自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備が行われました。

このように、自転車は生活交通の中でなくてはならない交通手段でもあるにもかかわらず、道路交通政策の中で、車両や歩行者との共存方法について積極的な対策が講じられてこなかったように思います。

しかし、近年、ＣＯ２排出量増加に起因します温暖化による自然災害の増加、原油価格の高騰などをきっかけに、自家用車の利用を控えるとともに、低炭素社会や自然共生社会、循環型社会を目指す中で、自転車は主要な移動手段としてより重要性が増してくるはずであります。また、運動不足による肥満や成人病などが社会問題となっており、これを解決する一つの方法としても自転車利用が期待されています。

さらに、一昨年の東日本大震災を契機に、自転車が災害時には非常に有用であることも再認識され、全国的に巨大地震への備えに対する認識の高まりとも相まって、通勤などの日常利用において自転車が脚光を浴びています。

私は、こうした理念を踏まえつつ、自転車が自然に我々の身近にあるものだという考え方を持ってもらいたいと考えております。この考え方は、これまで個人の私的な移動手段としての役割に限定されていた自

転車に対して、単なる公共交通との連携だけでなく、その役割を見直し、新しい価値と公共性を付与していくことで、自転車を地域における交通体系に位置づけていくという新しい考え方を見出したいのです。

安全・安心で住みよいまちを目指す摂津市で、市民一人一人が地域づくりに積極的にかかわり、みずからの暮らしの中で、自覚と責任を持って交通社会にかかわっていってもらいたいと思います。そして、バランスのとれた交通体系を構築し、自転車が積極的な役割を担うため、自転車の普及、活用を考えたいと思います。

そこでまず、一つ目、摂津市自転車安全利用倫理条例についてお伺いいたします。

平成２４年４月１日に施行された摂津市自転車安全利用倫理条例ですが、条例施行から間もなく２年がたとうとしています。私はすごくいい条例だと思っております。内容は、安全意識の啓発、交通ルールの遵守など、当たり前のことをしっかりと掲げられており、自分の命は、ルールを守り自分で守る命の大切さをうたっているようにも思います。日ごろ、よく自転車を使っている私には、改めて勉強するところがたくさんありました。

このような条例は、私の知っている限りでは、寝屋川市さんが今年の４月から自転車安全利用条例を施行されています。また、近隣の高槻市でも、導入を検討されているとお聞きしています。摂津市は、森山市長のもと、先進的に取り組んでこられた結果、他市が追随しているように感じ、このことを高く評価したいと思います。

そこで、自転車の利用者のマナー向上について、現時点でどれぐらいの成果があったと認識されているのか、また、今後の運用についてお教え願います。

また、条例第６条、８条では、自転車利用者や市民の責務はもとより、関係団体や自転車小売業者、学校長にも啓発に向けた責務が課せられています。それぞれにおける啓発の取り組みはどのようなものであるのか、お教え願います。

また、条例第１２条で、市長は危険な運転、迷惑をかける者に対して、必要な指導または警告をすることができるとありますが、私個人としては、非現実的な文言であるように感じます。どのような方法で市民個人を特定し、どのような手段で指導・警告を行うことになるのか、お教え願います。

二つ目、用水路上部の自転車専用道路についてお伺いいたします。

平成２５年１２月１日より、道路交通法の改正において路側帯通行が可能になりました。しかしながら、本市の道路は幅員が狭いところが多く存在し、容易に車両の通行をすることは事故の危険性を高めることにもなろうかと思います。自転車通行の安全確保及び快適性向上に向けて、どのように取り組んでいこうとお考えなのか、お教え願います。

三つ目、電動アシスト自転車購入費助成についてお伺いいたします。

国土交通省の道路交通センサスによりますと、自家用車による移動のうち、５キロ未満の移動が４２％を占めており、自転車は５キロ未満の移動における交通手段の２割を担っているそうです。この自動車の５キロ未満のうち、一定の割合が自転車での移動に移行できれば、さまざまな観点から、実に多くのメリットがあるはずです。

しかし、そのためには積極的な支援も必要となります。自転車利用をより一層促進するため、近年、随分普及したとはいえ、まだまだ高額な電動アシスト自転車の購入

費の一部助成することは、飛躍的に自転車が促進される方策の一つとして効果が期待されるものであると思います。そのことについて検討の余地があるのか、環境、地球温暖化の防止の観点からも含め、考え方をお教え願います。

ちなみに、私が調べた中では、北摂市町村、吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、池田市、箕面市、島本町で、例えば自転車利用環境整備計画、また自転車利用促進協議会のような取り組みをなさっているところは、まだありませんでした。電動アシスト助成についても同様です。そこで、範囲を広げてみると、大阪府泉大津市で幼児２人同乗用自転車購入助成金交付制度がありました。導入していただきたいと思いますので、参考に、少し制度の説明をさせていただきます。

この制度は、環境に配慮し、省エネの観点からの制度です。これは、普通の幼児２人同乗用自転車と電動アシスト機能つき幼児２人同乗用自転車になります。趣旨の意味合いから、市民の方が購入された指定ごみ袋の収益の基金、泉大津市地域環境基金を活用した事業です。対象は、簡潔に言うと、市内に住所を有し、かつ、居住している人で、６歳未満の幼児を２人以上養育し、または生計を同一にしている人です。助成金の額ですが、購入費の２分の１に相当する額で、限度額は電動アシスト機能なしが３万円、電動アシスト機能つきで４万５，０００円で、年３回募集しているそうです。

この制度は、平成２４年度から実施されております。予算と実績ですが、電動アシスト機能つきだけで言うと、平成２４年度は予算１５台で６７万５，０００円に対し、実績１８台で８１万円、平成２５年度は予算２０台で９０万円で、１２月現在で前年度を上回る実績だそうです。

泉大津市は人口約７万６，０００人の、摂津市より若干人口が少ないだけです。人口規模から考えて、同じような施策ができるのではないかと期待しています。交通インフラが弱い鳥飼の東地域の方々には、身近な駅に行くのに大変役に立ち、負担が減ることと思います。ぜひ、頑張っているお母さんのため、子育て家庭を先行してでも検討していき、前向きに導入していただけるようお願いいたします。

四つ目、レンタル自転車の活用についてお伺いいたします。

健康増進を進める摂津市として、山や谷がなく、コンパクトな地理的条件をポジティブに、プラス思考に捉え、地球に優しいエコな自転車の活用を推進していく必要があると思います。また、さまざまな場所で自転車を活用してもらえるように、レンタサイクル、自転車シェアリング、自転車リースなど、多種多様な種類の自転車に試して乗っていただける機会を増やすこともおもしろいと考えます。民間事業者とも連携しながら、レンタサイクルの拠点、お店を、現在の駅前だけではなく、それぞれの事業者をネットワーク化し、汎用性を高め、片道利用もしやすい環境をつくる必要があると考えます。

市が積極的に導入し、業者に任せるのか、市が広域的なコーディネートだけ行うのか、いろいろ手法はあると思います。今まで車で入れなかった路地の業者、お店の産業活性化の効果も期待できると考えます。もっと言えば、近隣他市との連携も視野に入れられてみてはいかがかと思います。レンタル自転車、レンタルサイクル、自転車シェアリングのシステムを導入されるお考えはあるのかどうか、お教え願います。

以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。

土木下水道部長。

（藤井土木下水道部長　登壇）

○藤井土木下水道部長　それでは、自転車安全利用倫理条例についてのご質問にお答えいたします。

まず１点目の、現時点でどれぐらいの成果があったと認識されているのかについてでございますが、摂津市自転車安全利用倫理条例は、道路交通法など先行する他法令を踏まえ、その上で摂津市の責務を明らかにし、自転車の安全利用に関する市民の方々などの意識を高めていくことを目的といたしております。また、まちづくりのテーマにも掲げております人間基礎教育の一環としまして、社会のルールを守れる人づくりを目指し、自転車が関係する事故を未然に防止していきたいという観点から条例を制定しております。

条例制定後の新たな取り組みといたしまして、自転車安全利用啓発にかかわります専任の非常勤職員１名を配置し、摂津市自転車安全利用指導員設置要綱によりまして任命されました指導員とともに、市内各所におきまして、車載マイクによります広報、啓発活動を実施いたしております。そのほかにも、ひったくり防止を兼ねました自転車の安全利用啓発カバーを作成し、集客施設などにおきまして、自転車で買い物に来られました市民の方々に対しまして、直接啓発カバーの取りつけを行うなどの配布を行い、自転車の安全利用に対する意識の高揚とマナーの向上を図っておるところでございます。

これらの啓発活動により市民の意識的な効果は高まり、一定の成果はあるものと認識しているところでございます。今後におきましても、継続して啓発活動を続けることで、さらに成果が上がるものと期待しております。

また、摂津警察署からの報告では、自転車関連の事故件数が平成２３年度では１２８件、平成２４年度では１２４件と、４件減少しております。本年におきましては、１月から１０月末時点で約９０件の事故が発生しており、昨年と同程度の件数と伺っております。

次に、２点目の、関係団体、自転車小売業者の啓発の取り組みについてでございますが、関係団体につきましては、摂津市交通安全推進協議会に加盟いたしております摂津市、摂津警察署を初めとした５６団体でございます。この摂津市交通安全推進協議会を通じまして、ＪＲ千里丘駅周辺での街頭キャンペーンや、交差点、踏切などでの啓発などを実施しております。また、高齢者や小学校３年生を対象にした交通安全教室の開催を実施し、大人から子どもまで、自転車の安全な利用について啓発を行っております。さらには、老人クラブや人権協会などの各種団体が交通安全教室や啓発活動などに自発的に取り組まれており、自転車の安全利用に対する意識の広がりを感じているところでございます。

自転車小売店舗につきましては、市内にございます６店舗を訪問し、条例の主要部分を抜粋いたしましたチラシや、自転車の安全利用五則、一つ、自転車は車道が原則、歩道は例外、２、車道は左側を通行、３、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、４、安全ルールを守る、５、子どもはヘルメットを着用、に関しますパンフレットを、自転車反射材とともに設置していただき、条例の周知及び自転車の安全利用に関する啓発にご協力いただいておるところでござい

ます。

最後に、３点目の、どのような方法で市民個人を特定し、指導・警告をするのかについてでございますが、条例第１２条に、市長は自転車に関する事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、または迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対し、必要な指導または警告をすることができると記載しております。

現在、摂津市自転車安全利用指導員設置要綱により任命されました指導員や交通指導業務委託業者などによりまして、市内の自転車安全利用啓発に取り組んでいるところであり、その指導員からの指導啓発報告書、あるいは委託業者からの活動報告書を確認することで、危険運転者や迷惑運転者の把握に努めておるところでございます。現時点では、再三指導・警告を発するような悪質な自転車利用者はいない状況でございます。

今後におきましても、日々の啓発活動を実施し、自転車利用者が道路交通法やその他の法令を遵守し、自転車の安全な利用に努められるよう、さらに指導啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、用水路上部の自転車専用道路整備についての、平成２５年１２月１日より道路交通法が改正されたことにより、自転車通行の安全確保及び快適性の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

この道路交通法改正は、近年多発する自転車事故対策から、自転車は軽車両として車両の仲間との認識を高めるために、自転車にも交通ルールの徹底、道路交通の秩序を守り、事故防止につなげる目的から、法整備されたものでございます。

改正内容につきましては、一つ、自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定の整備、二つ、自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備でございます。この改正によりまして、道路交通法施行規則である基準に適合したブレーキを備えていない自転車を運転している場合、警察官は、その自転車のブレーキを検査し、ブレーキの整備や運転機能の禁止を命令することができます。また、自転車など軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように通行しなければならないとなっております。

ここで、路側帯とは、歩行者の通行の用に供し、または車道の効用を保つため、歩道が設けられていない道路または道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものとなっております。

歩道を自転車が通行できる場合は、１３歳未満あるいは７０歳以上である場合、または身体に障害を負っている場合、また自転車通行可の道路標識などがある原則３メートル以上の幅員がある歩道に限り、歩道を通行することができますが、この場合、原則歩道の車道寄りを走行することになっております。

このように法が改正され、自転車利用に関する法整備が進む中、安全確保及び快適性の取り組みについては、自転車の通行環境の面で、自転車専用の通行空間を整備する必要がありますが、本市におきます道路事情は、狭小な道路が多く、新たな自転車専用道路などの整備を実施することは、用地の確保や財源の問題など、容易なことではないと考えておりますが、現況の市管理道路におきまして、自転車の走行に著しく支障を来す箇所につきましては、改修などを行い、安全対策に努めてまいります。

以上です。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　学校長の啓発の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

交通安全教室につきましては、摂津警察と道路交通課により、小学校３年生全員を対象として、交通安全知識の習得と、安全な行動の励行、習慣づけを図るために実施していただいております。

また、自転車安全利用倫理条例の施行や歩きスマホ禁止の取り組みを受けまして、教育委員会で作成しました自転車運転のルールやマナーについての啓発チラシを児童生徒全員に配布し、特に長期休業前に、全校集会や学校だより等により、保護者も含めた啓発活動を行っております。

○村上英明議長　生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　電動アシスト自転車購入助成についてのご質問にお答えいたします。

摂津市地球温暖化防止地域計画の中で、運輸部門のＣＯ２削減効果が期待できる施策として、低炭素型交通、物流対策の推進を掲げており、運輸事業者の方々へ天然ガストラックの普及啓発、ドライブシミュレーターを活用したエコドライブの推進、公用車へのエコカー導入などを行っているところでございます。

この計画の中に自転車の利用促進についても掲げており、財政面や道路整備などの課題を関係各課で協議を行いながら、低炭素型交通施策の一環として進めてまいりたいと考えております。

電動アシスト自転車購入助成につきましては、他の自治体の事例も参考にしながら、今後研究を行ってまいりたいと考えております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　自転車を利用した健康づくりとしてのレンタル自転車の取り組みの考え方についてのご質問にお答え申し上げます。

今日、地球温暖化や大気汚染などが世界的に深刻な問題となる中、自転車は排ガスを出さない環境負荷の少ない手軽な乗り物として、非常に注目を集めております。また、健康志向の高まりや経済状況の変化に伴い、自転車の利用は一層進んでいると言えます。

しかし、その一方で、自転車の走行空間の確保や、放置自転車対策の問題、自転車事故の増加の問題などが生じており、本市におきましても、自転車安全利用倫理条例の施行などにより、これらの問題に取り組んでいるところでございます。

さて、議員ご提案のレンタル自転車の取り組みでございますが、自転車利用の促進は、まちづくりを進める上で大きな課題でございまして、ご質問のような制度は、ヨーロッパで先進的なレンタサイクルシステムであるヴェリブ型レンタサイクルシステムとして導入され、自転車利用の促進が図られております。このヴェリブ型レンタサイクルシステムと申しますのは、パリ市内の自動車交通量を４０％縮小させることを目指し、夜行バスの都心から郊外への運行、歩道の拡張、バス、タクシー専用レーンの設置、トラム、路面電車の敷設などとともに導入されたものでございます。市民や観光客に２４時間無休でレンタサイクルを提供し、路上にある専用の駐輪ポイントにて利用者自身が貸し出し、返却を行い、どの駐輪ポイントへも返却が可能となっており

ます。

このシステムは、開始後１年間の実績として、利用者が延べ２，７５０万人にも及び、２０万人の方が年間パスを登録し、好評を博しており、自転車共有サービスとしては現在世界最大の規模となっており、日本でもこのシステムを取り入れる市町村が出てきているところでございます。

さて、サイクリング自体は、ジョギングやウオーキングなどと同様に有酸素運動の代表的なもので、サイクリングを続けることで体脂肪が減少し、持久力が強化されますので、健康づくりに大いに役立つものでございます。

保健福祉部では現在、市民の健康づくり活動としまして、摂津市独自の体操を制作して、その健康体操普及活動やウオーキングコース設置を行い、ウオーキングの推奨を図る活動に取り組んでいるところでございます。また、２５年度からは、別府、味生地域に新たにウオーキングコースや健康遊具を設置し、誰でもどこでも、そして特別な道具がなくても手軽に取り組めるウオーキングしやすい環境整備を開始しており、平成２７年度までの３年間で市内全域に拡大していく予定で進めております。

今後、レンタル自転車の整備を含め、自転車利用の環境整備が進むことは、健康づくりにも大いに有益なことと考えており、まちづくりにおける多方面においての研究とあわせて研究してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　暫時休憩します。

（午後０時３分　休憩）

---

（午後１時　　再開）

○村上英明議長　休憩前に引き続き再開します。

中川議員。

○中川嘉彦議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

一つ目、自転車安全利用倫理条例についてですが、実際に自転車安全利用倫理条例に基づき指導・警告は行っておられるのか、また、検挙措置まで要請はいっていないということでありますが、今後どのように取り締まりを行い、危険運転やルールを無視した自転車利用者に対策を講じていくのか、お教え願います。

私は、まだまだ交通事故の減少には、モラル、人間基礎教育の倫理観に訴えるしかないと思っています。心の道徳の問題だと思います。摂津市管内の自転車事故件数は、平成２２年、１６５件に比べれば減少していますが、まだまだ高い水準で推移しています。それに対しての対策をお教え願います。

二つ目、用水路上部の自転車専用道路整備についての安全確保の取り組みについてですが、道路交通法の改正事項はわかりました。しかし、本当に条件などがあり、わかりづらいですよね。絵や写真を使って説明していただいても、詳細までわかる人は少ないんじゃないかと思います。今回の改正で、自転車利用者は規制の中でかなり肩身が狭いようになったんじゃないかと思います。

そこで、自転車専用道路を新たに用地買収をして整備するのが難しい中、現在の自転車専用道路などの行政の取り組みをお教え願います。

また、現在、新在家鳥飼上線道路整備事業で、歩道が約８００メートル整備されようとしています。今まで、この区間だけ歩道がなく、危なかったところです。来年度までに用地買収をし、平成２７年度には完

成すると聞いております。自転車専用道路ではありませんが、安全の面で大いに期待しています。

そこで、例えば、新幹線側道にある新在家鳥飼上線のような用水路の上部を歩行者や自転車の通行できる空間として活用しているように、自転車専用道路等として市内に流れている用水路等の上部を活用することについて、一部地域で実施され、非常に自転車利用者にとっては利便性が向上したところです。今後も積極的に展開されることを望みます。どのようにお考えなのか、お教え願います。

三つ目、電動アシスト自転車購入費助成については、前向きな答弁をいただいたと考えております。研究検討していただき、早期導入をお願いしたいと思います。

四つ目、レンタル自転車の活用について、健康増進の観点からウオーキングを中心になされていくことはわかりました。しかし、ヨーロッパなどの自転車社会は、日本に必ずやってくると思います。日本では、金沢市さんや富山市さんが、観光を含めて自転車行政を積極的に推し進めています。ぜひ参考にしていただき、要望しておきます。

以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長　それでは、自転車安全利用倫理条例につきましての今後の危険運転やルールを無視した自転車利用者への対策についてお答えいたします。

自転車安全利用倫理条例第１３条第１項には、市長は、先ほど申し上げました第１２条の規定による措置をとる場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署長に対し協力を要請することができると記載しており、また、第２項では、この措置をとっても当該自転車利用者がこれに応ぜず、なお他人に危害を及ぼし、または迷惑をかけるような運転をする場合において、特に必要があると認めるときは、当該自転車利用者に対する検挙措置等を行うよう所轄の警察署長に要請することができると定めております。

現在、交通指導業務委託業者によります市内巡回パトロールにおきまして、２人乗り自転車や２列、３列走行などの迷惑自転車に対し、口頭による指導・警告を行っております。また、本年１１月からは、指導員により、週２回程度、ＪＲ千里丘駅や正雀駅周辺におきまして手渡しで啓発ティッシュを配布し、啓発活動を行いながら、ルールを無視した自転車利用者を発見した場合には指導・警告を行っておりますが、繰り返し常習性のある自転車利用者はいない状況でございます。

したがいまして、第１３条に記載のある警察署長への協力及び検挙措置など、本条項を適用するような事例はございませんが、摂津警察署独自での取り締まりで、本年におきまして１件の悪質な自転車利用者を検挙しましたと、そういうふうに伺っております。

今後におきましても、市内巡回パトロールや駅周辺での啓発活動にも積極的に取り組み、危険運転やルールを無視した自転車利用者への指導・警告を実施するとともに、摂津警察署に対しましても引き続き取り締まりの強化を要請し、自転車の安全利用に対する意識の高揚に取り組んでまいります。

次に、用水路の上部を自転車専用道路などとして活用することについてのご質問にお答えいたします。

自転車専用道路などの指定には、自転車の一般交通の用に供する自転車専用道路、

自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路としまして自転車歩行者専用道路、歩行者の一般交通の用に供する道路としまして歩行者専用道路などがございます。

これまで、国土交通省河川の淀川右岸部のダムに整備しました淀川右岸線や、大阪府河川の天端部を利用して整備しました大正川右岸線、安威川右岸１号線、用水路の上部を利用して整備しました安威川右岸２号線や鳥飼水路左岸線などを含めた２４路線合計約９キロメートルの自転車歩行者専用道路を指定しております。市内では、ほかにも管渠の用水路が多く流れていますが、用水路の役割、構造、また覆蓋などをすることへの用水路機能への支障などにつきまして、関係機関との協議が必要となります。

今後におきましては、自転車利用の状況や、現況道路の補完的な役割としまして用水路の上部利用が可能な用水路があるのか、また、自転車走行に有効な効果が発揮できる用水路があるのかなど、さまざまな視点を加味させながら関係機関と研究してまいります。

○村上英明議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　再質問３回目は、全て要望とさせていただきます。

まず、学校長の啓発の取り組みの中で、自転車運転のルールやマナーについて教育委員会でチラシを作成し、児童全員に配布しておられるとのことでした。いい取り組みをしていただいていると思います。

ほかに啓発活動の資料として、摂津市交通安全推進協議会、摂津市交通安全自動車協会が、摂津警察署とともに、交通安全・交通マナーを高めようのパンフレットがつくられています。これなんですけれども、摂津市管内の死亡事故や重傷事故の発生地点がカラーでわかりやすく載っています。また、事故のデータも載っています。聞くところによりますと、予算の問題で小中学校の子どもたちには配布していないということでした。ぜひ、これもいいものだと思いますので、小中学校の子どもたちに、ホームルームにでも、みんなで通学路の危ない箇所についての話し合いをしていただき、配布していただきたいと要望しておきます。

また、情報発信という観点から、レンタサイクル拠点や自転車屋さんを明示されている自転車マップ、自転車情報を集約したホームページによる情報発信、サイクリングガイドなどの啓発活動も積極的に行っていただきたいと要望しておきます。

また、用水路の上部利用を考える上で、連続性、ネットワーク、つながりが大事だと思います。自転車利用者の安全を確保するのも喫緊の課題だと思っておりますので、早急に検討していただけることを要望しておきます。

また、行政範囲が違うかもしれませんが、淀川右岸線の堤防中段は自転車専用道路として位置づけられると聞いております。中段まで行く入り口が少なかったりしますが、鳥飼地域東西の数少ない安全に走れる自転車道だと思います。有意義に活用されていきますよう要望しておきます。

そして、これからは、いろいろな形で市民の方々の意識及び実態調査が必要だと考えます。自転車施策、利用促進を語る前に、国勢調査にもある通勤、通学時の交通分担率や、また、将来的には摂津市内の自転車の保有台数など、各家庭にアンケートを実施してデータを収集し、きめ細かな行政に生かしていただきたいと要望しておきます。

最後に、自分が考える自転車利用拡大におけるメリットを述べさせていただきます。メリットは大きく五つ、一つ、利用者にと

ってのメリットは、経済的負担の低さ、健康の維持増進、レクリエーションの拡大、ストレスの解消。２、企業や商業施設などのメリットは、駐車場設備を持たない事業者へも足を運んでもらえるようになること。３、地域社会にとってのメリットは、車減少による渋滞と公害の緩和、道路整備費負担の軽減、駅前駐車場の整備費負担の軽減、健康保険費の削減。４、国、地球にとってのメリットは、地球環境に対する負荷の軽減、化石燃料の節約です。５、市にとってのメリットは、産業振興、交通インフラに係る財政負担の軽減です。

私の理想は、摂津市に自転車で入った瞬間、誰もが、配慮のある走りやすいまちだな、マナーがいいな、安心・安全、快適に走れるな、気持ちいいなと感じていただけることです。このようなまちにしたいんです。

また、これはあくまでも例え、仮定ですが、現在の道路で片側１車線ずつの交互通行の道路があるとします。１車線を一方通行化にして、厳選したところを歩道自転車道としてしっかり整備し、緑あふれる植樹することなどはいかがでしょうか。人口が減少していく中、当然、自動車利用者も減っていくわけです。このような大胆な発想の転換も必要になっていくのかとも思っております。

ぜひ、自転車利用環境整備促進にしっかりと取り組んでいただき、地域に先駆け、摂津市の地の利を生かし、自転車先進都市摂津として誇れるまちづくりをしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○村上英明議長　中川議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

（大澤千恵子議員　登壇）

○大澤千恵子議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問番号１番、市内の公園について。１回目でございます。

全国的に見て、公共施設の維持管理費は非常に大きな問題となっています。中でも、公園の維持管理の負担は、これまで箱物の陰に隠れてきましたけれども、同様の問題、またそれ以上の問題であるというふうに思っております。しかも、売却や賃貸ができず、管理費削減といった改善策の余地が非常に乏しい公園は、担当課も実際、非常に苦労されていらっしゃると思います。摂津市の１３６か所の公園の現状と、維持管理費について、１回目の質問とさせていただきます。

質問番号２番、ひとり親家庭の現状と支援策についてでございます。

ひとり親家庭の自立支援策におけるこの諸課題は、全国母子寡婦福祉団体協議会でも、自立に向けた就業支援、実態調査とともに、実は考察されています。全国的にひとり親家庭が増加している中で、摂津市のひとり親家庭の世帯数、それから児童手当の現状、不正受給額とそれに対する取り組み、そして、正規雇用の勤労状況、また、制度や給付金の周知方法と件数、それから相談体制について、１回目の質問とさせていただきます。

質問番号３、市役所庁舎西別館の今後の使用についてでございます。

平成２４年４月まで、１階部分は社会福祉協議会の事務所として使われておりました西別館について、建築後２８年が経過し、建物の脆弱性から長期間利用することが難しい状況だということですが、今後の西別館の利用、建てかえ等の方針についてお聞

きいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　市内の公園についてのご質問にお答えを申し上げます。

市内におきましては、現在、都市公園４１か所、ちびっこ広場９５か所、緑地・緑道など２７か所があり、これらを市が全て維持管理を行っております。

公園の維持管理につきましては、市民に安心・安全に利用していただくために、樹木の剪定、除草、薬剤散布、砂場の消毒清掃、トイレの清掃及び遊具などの点検、補修などを適時実施いたしておるところでございます。また、ちびっこ広場の維持管理につきましては、地域の自治会などにおきまして除草や清掃などの維持管理を行っていただいており、自治会に対しまして管理費の補助を行っているところでございます。これらの公園などの維持管理につきましては、年間約１億２，０００万円の費用が生じております。

次に、市内の公園におきまして主な利用状況でありますが、比較的に面積のございます都市公園におきましては、早朝から地元自治会の高齢者の方々がゲートボールやグラウンドゴルフなどを楽しまれており、午後からは、子どもたちが帰宅後にミニサッカーやキックベースボールなどを練習したりして、１日を通して利用がなされております。ちびっこ広場では、地域の方々たちが自治会の祭りなどの行事で使われたり、また、小さな幼児が母親に手を引かれ、和やかに遊ばれている姿も散見されるところでございます。

公園の使われ方につきましては、規模や場所、また時間帯におきまして、さまざまな年齢層にいろいろな形で利用されており、幅広く公園を利用されているものと考えております。

以上です。

○村上英明議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　ひとり親家庭の現状と支援策についてのご質問にお答えいたします。

本市のひとり親家庭の世帯数は、今年１１月現在でございますが、１，００４世帯と把握いたしております。うち、９１８世帯に児童扶養手当の受給をいたしております。

児童扶養手当の受給世帯数の推移につきましては、平成２０年度で７８８世帯、２１年度で７９３世帯、２２年度で８１３世帯、２３年度で８９９世帯、２４年度で９０５世帯と、年々増加をいたしております。

不適正な受給防止に向けた対応策といたしましては、申請時や受給者の方を対象に、毎年８月に実施をいたしております現況届時において直接面談を行っており、制度の趣旨説明や世帯状況の確認を行うとともに、必要に応じてご家庭のほうへ訪問を行い、生活実態の把握に努めているところでございます。

このような取り組みを行った中で、昨年度、平成２４年度におきましては、４件の方の受給資格の喪失についてつながるものと判断をいたし、６５万２，９４０円の返還を求めたところでございます。ただ、このような案件はごく一部であると認識いたしており、必要な方に対しましては、必要な情報をお届けし、必要な制度をお受けいただけるよう努めているところでございま

す。

その周知の方法といたしましては、児童扶養手当新規受給時や、先ほど申しました毎年の現況届の際に、ひとり親家庭ハンドブックを配布するとともに、ホームページやチラシなどを活用しているところでございます。

議員のほうからお話がありましたように、ひとり親家庭、特に母子世帯の方々の大きな課題といたしまして、正規雇用の就労が少ないということが考えております。不安定な雇用が多いということも認識をいたしております。

そのため、平成２４年度からでございますが、母子自立支援員を１名増員し、相談体制の充実に努め、相談者の事情に応じた制度につながることを支援を行っておるところでございます。その中で、就業につながる資格の取得や能力開発のため、国の補助制度である母子家庭等自立支援教育訓練給付金や、母子家庭等高等技能訓練促進費を活用し、就労の機会を得やすい環境づくりを図っているところでございます。今年度は３名の方が、昨年度は５名の方が利用されたところでございます。

今後も積極的にこのような周知を図り、自立につながるよう、さまざまな社会資源を活用し、支援を行ってまいります。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　ご質問の西別館の現在の状況についてお答えいたします。

西別館は延べ床面積５８３平方メートルの鉄骨造２階建て、昭和６１年１２月に建設されています。１階部分は、会議室１室と平成２４年４月までは摂津市社会福祉協議会の事務室として使用しており、同事務所部分１４５．８平方メートルは、現在、倉庫として利用しています。２階部分は、摂津市国際交流協会事務所、入札室及び会議室として使用しています。会議室につきましては、本館、新館の会議室の不足を補完する形で、庁内の会議等で高い稼働率で使用しています。また、業務時間外においては、庁外からの参加者のある会議や研修などについては、庁舎のセキュリティー上、西別館会議室を使用することとしており、有効に活用されております。

しかしながら、同施設につきましては、建築後２８年が経過し、老朽化の進行や建物の脆弱性等から、長期間継続して使用することが難しい状態となっており、今後の課題となっております。

○村上英明議長　大澤議員。

○大澤千恵子議員　それでは、市内の公園について、２回目の質問をさせていただきます。

先ほどご答弁いただきましたように、この維持管理費、年間１億２，０００万円の費用が生じているという中で、どの公園も類似した遊具などが設置されておりまして、特色がなくなっていること、そしてまた、時代の変化とともに地域住民の構成も変わり、非常に利用度が低くなっていて閑散とした公園があるなど、課題は非常に多いかと思います。

しかしながら、公園は公共の資産でありますから、一定範囲の利用に限定され、活用にはさまざまな制約がもちろんあるというふうに承知しております。

しかし、この制約を乗り越える一つとして、地域住民の合意を前提として、公園の活用を検討していく必要があるのではないかと思います。地域住民と公園の共益的な活用管理を認めることで、地域住民は公園からの経済効果を持ち、それから、結束を

強めて、市は管理負担、そして人的負担を軽減することができるのではないかというふうに思っております。

実際にこの維持管理に毎年投入されている費用を考えれば、公園のあり方を抜本的に見直して、また、地域住民の力を引き出して、経済的な効果を生み出す可能性を探ってみられてはいかがでしょうか。担当課としての、有効活用の推進と、管理費用の削減と、この二つの大きな課題について、今後どのように考えられているのかをお聞きしたいと思います。

ひとり親家庭の支援策についての２回目の質問をさせていただきます。

平成２０年から増加傾向にある中で、２００２年３月、厚労省より、ひとり親家庭自立支援策大綱、これが提示されました。所得支援から就労による労働施策へと転換しました。さらに、２００３年の５年間の時限立法で、就業支援に関する特別措置法が施行され、民間事業に対する協力要請など、母子福祉改革が打ち出されています。

しかし、ひとり親家庭の生活実態として、就業率は非常に、８０％から９０％という高就職率でございますが、その中で臨時、パートが約４０％を占め、収入のよい職場を希望しつつも、低賃金の中で就労せざるを得ないという、いわゆるワーキングプアの状態でございます。国の自立支援計画、センター事業、ハローワーク、それから職員体制、関係医療との連携など、さまざまな問題はあると思いますが、実際、この摂津市でひとり親家庭の雇用の実態把握ができているのか、そしてまた、前回、実態調査を行ったのはいつなのか。

それから、いわゆる国は民間事業に対する協力要請を、市町村が施策に準じて講じるように努めるというふうにあります。民間事業に対する協力要請は行っているのか、これを２回目の質問といたします。

質問番号３、２回目の質問です。市役所庁舎西別館の今後の使用について。

非常に財政状況の厳しい中で、市の単独で建てかえるとなると、建設費用、それから維持管理と、多額の費用がかかると推測される中で、何らかの方向性を考えなければならないというふうに思います。

昨今、公共施設の活用も多様化しておりまして、いわゆる全国的にさまざまな取り組みが行われています。例えば、この庁舎の中にコンビニエンスストアを誘致する、それから、今はやりのスターバックスですね、武雄市の図書館の中にスターバックス、それからツタヤが誘致されております。それから、庁舎の中に道の駅、こういったものも、実は設置されているところもございます。このような店舗などの収益施設の誘致などについても検討するべきではないかと思いますが、実際、こういったことを部署の中では検討されているかについて、お聞かせいただきたいと思います。

また、収益店舗の誘致になりますと、その企業を集めて採算ベースに乗るか、また集客率など、産業振興とも連携していかなければならないというふうに思いますが、実際、この庁舎の中で食堂の売り上げや利益率、そして１日の来庁者数など、そういったことも把握して、もちろん交渉していかなければならないということでございます。

こういったことのデータが、今、そろっているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。これは、ちょっと変わるかもしれませんけども、担当課と連携しながら、そのようなデータもしっかりと準備しながら協議する必要があるかと思いますが、い

かがでしょうか。

以上、２回目の質問とさせていただきます。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。都市整備部長。

○吉田都市整備部長　それでは、公園の有効利用についてのご質問にお答えさせていただきます。

本市におきましては、都市公園及びちびっこ広場につきましては、緑化推進の拠点として有効に利用いたしております。さらに、鶴野苗圃を拠点といたしまして、市内の三島公園や庄屋公園などは、地域の市民団体が公園の中で花壇活動を展開され、この活動によりまして、公園の利用もより一層促進されているところでございます。

今後も、花壇活動団体などの市民活動を支援し、多くの公園に広く展開していただけるような働きをかけてまいるとともに、公園利用の促進、さらに公園が市民の身近な存在として利用していただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

特に公園の利用につきましては、規模や場所、そして時間帯などにより、多くの世代にさまざまなニーズがあるものと考えております。今後、地域自治会を初め、公園利用者などからの要望などを踏まえながら、財政的な課題がありますが、先進都市の事例なども参考に、市民や各種団体との協働を軸に、これからの公園のあり方や活動方法などにつきまして検証してまいりたいというふうに考えております。

また、維持管理費の削減につきましてでございますけれども、特に公園と申しますのは、地元ニーズが非常に強くございますので、それに対応していくためには、ある程度の費用、管理も含めましてです、必要であろうかというふうに考えておりますが、現在、担当諸課につきましては、できるだけ維持管理費が縮減できるように努めるように常々心がけておるという状況でございます。

以上です。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　ひとり親家庭の現状と支援策についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、支援策でございますけども、先ほども申しました訓練給付費や高等技能訓練促進費等々がございます。就労に結びつきやすい支援であるというふうに考えておりますけども、国においては、その支給額の上限が決められているような状況でございますので、我々といたしましては、市長会を通じて国に対して拡充の要望を行っており、今後も継続して要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

母子世帯の雇用実態についてでございますが、現在、私ども、詳細な把握は、市内の状況はできていない状況でございます。国におきましては、５年ごとに実施をしております全国母子世帯等調査の平成２３年度の状況をご説明申し上げますと、先ほど議員のほうからもございましたように、パート等の非正規雇用の割合が４７．４％、一方で、母子世帯は８％となっており、母子世帯の就労の不安定さが明るみになっている状況でございます。

また、本市の児童扶養手当申請者における所得の状況を申し上げますと、１００万円未満の方が５８％、１００万円から２００万円未満が２９．４％、２００万円から３００万円未満が８．１％、３００万円以上が４．５％となっており、厳しい状況があらわれているというふうに考えておりま

す。

もう一方、支援といたしましては、先ほども申しました母子家庭自立支援員の増員を行っており、その者がハローワークに在籍しておられるひとり親家庭の支援員と連携をとりながら、多くの方が就労していただくよう支援を行っているところでございます。

母子世帯の雇用状態、就労状況を把握するということは、大変重要であると認識いたしておりますので、毎年８月に実施いたしております現況届時を活用し、実態把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

実態把握の以前はいつごろかというご質問でございますけども、古くなって申しわけございませんが、平成１８年８月時点で調査をさせていただいたところでございまして、しばらく調査をしていないということでございます。

それと、民間企業の方々へのアプローチということでございますが、今年、母子福祉会のほうからも市長に、教育委員会のほうに対しまして、そういうアプローチができないかというような要望書も届いておるところでございます。今、内部検討をしているような状況で、外に対しては、現在、アプローチができていないというような状況でございます。

以上でございます。

○村上英明議長　総務部長。

○有山総務部長　ご質問の西別館の建てかえについてお答えいたします。

西別館の建てかえについては、現在、西別館そのものが老朽化をしており、中長期的な使用が難しい状態でございます。市有財産の活用の観点からも、今後、早期に取り壊しの上、整備に取り組む必要があると考えております。

しかしながら、新規の施設の建設及び建築後の維持管理にかかるランニングコストなど、多額の費用の負担が見込まれます。現在の本市の厳しい財政状況の中では、施設事情について十分な検討を行った上で、事業を実施することが望ましいと考えております。

現在、第５次行政改革を進めております。この中で、資産の圧縮、ファシリティマネジメントとの考え方というものを取り入れております。庁内の中に空きスペースがあるとか、そういうところの活用についても、建てかえと並行して考えていきたいと思っております。

それから、議員から提案のございましたコンビニあるいはコーヒーショップなどということで、現在の来庁者数のデータ、あるいは現在売店としている母子福祉会が経営しております売店、あるいは食堂、これらについての詳細なデータは現在、持ち合わせておりませんが、私どもは、こういうコンビニあるいはコーヒーショップなどを入れた場合、現在の母子福祉会に対する影響、それから食堂に対する影響、もちろん、コンビニなどではコンビニ弁当などという形で売られておりますので、これらに対しての影響が出るものということを考えております。

現実にこれらのことを、具体に今後、西別館の建てかえにあわせて、あるいは建てかえをしなくて、中の施設の有効活用で済むのかといったことも含めて、検討していきたいと考えているところでございます。

○村上英明議長　大澤議員。

○大澤千恵子議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

市内の公園について、３回目の質問でご

ざいます。

先ほどご答弁いただきました公園の利用について、今後、自治会、それから公園利用者からの要望を踏まえながら、この先進事例も参考に検証していただけるというようなお答えをいただきました。

まず、今現在ある１３６か所の公園の現状の利用把握と地域性、いわゆる、つまり新婚や若い方が多い地域の公園には、幼児の利用、またその遊具が必要であるというような地域性があると思います。それから、高齢者の方が多い地域では、例えば花壇を植えたりお花を植えたり、それから、仮にひなたぼっこのような、そういった休憩、ベンチ、こういったものが必要かと思います。実際、この足を踏み入れていない公園、こういったところもあるかもしれません。ちょっとまだ私もわかりませんが、そういった公園、これはなぜこういう公園になっているのかというような現状把握をやはりしていただきたいと。

それから、加えて、自治会が管理している公園はどのように管理をして利用されているのかということも、実態把握として持っていかなければならないのかなというふうに思います。実際、自治会によっても、この公園の管理というのは差が、もちろん現状としてはあると思いますので、そのあたりも含めて実態調査をしていただきたいなと思います。

それから、都市公園は、担当課が管理されているというふうに思いますが、具体的にどのように管理をされているのでしょうか。実際、自治会が管理していただいているところは、管理費用は通常、仮に市が管理すればどれぐらいの管理費がかかるか、そして、自治会管理だとこれぐらいだと。市がやればこれだけだけど、今、実際、自治会管理だとこれぐらいだというような、こういったデータを数字で、細かいところまで出るかわかりませんけれども、上げておくべきであると思いますけれども、いかがでしょうか。

また、今後、自治会の管理となれば、次世代にこの管理業務を引き継いでいくことになります。そのときに、今行っていただいている方が継続できるような、こういった仕組みも今後は考えていかなければならないと思います。これは、自治会とともに考えていかなければならないことでございますが、自治会によっても、先ほど申し上げたように管理の差もありますので、一定基準というのはなかなか、その公園によって難しいというふうに思いますが、現在の自治会の管理料はどのようなベースでお渡しいただいているのかということも、少しお聞かせいただきたいなというふうに思います。

そして、先ほど都市公園、この都市公園、市のほうが管理しておりますけれども、実は、平成１８年よりスタートしました資格認定試験、公園管理運営士認定試験というものがあります。そういった資格を持つ方、こういった方を例えば業務委託、こういったことに移行していくのも一つではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

先進事例の中には、制札板をなくして、草っぱら公園としてあらゆる可能性を引き出すような公園、そういった公園もあります。

日本の公園は行政主導でつくられてきた公園が多いので、海外のようになかなか定着しないところがありますが、ぜひ、まず公園の活用を考える、公園、例えば仮称わくわくプランなど称して、利用実態を調査して、そして有効活用していただきたいと

思いますが、その業務も自治会などと協力していただきながら進めていただきたいということを要望と、ここはさせていただきたいと思います。

続いて、質問番号２番目の３回目、ひとり親家庭の現状と支援策についてでございます。

自立支援センター事業の実施側とそれから利用者側、自立支援給付金についてもずれが生じているのが今の現状であることは、恐らく担当課も周知されていることというふうに思います。この制度はここがずれているんだというふうに分析をするためにも、市町村でも現状把握し、調査することが必要であると思います。

先ほど、答弁の中で、平成１８年以降調査をしていないという答弁をいただきましたので、今後は、社会の動向や企業のニーズを的確に収集して、そして、摂津市の企業とも連携して、またインターネットを活用しながら、ハローワークともしっかりと連携して一緒に進めていく、そして自立をしていくという意識転換を行うためにも、まず、実態調査を早急に行っていただきたいと思いますが、具体的に、この実態調査が行えるのか、行えないのか、また、行えるとしたら時期はいつごろなのか、お答えください。

また、先ほど申し上げました、産業振興ともしっかり連携すべきと考えますが、いかがでしょうか。この方向性をお聞きして、３回目の質問とさせていただきます。

それから、質問番号３、３回目の質問でございます。

先ほど、母子福祉会の売店、それから食堂、こういった兼ね合いももちろんあると思います。いろんなことが考えられると思いますので、そのあたりも全て考慮しながら、市の財政負担を抑えながら、市民の方たちにも喜ばれる、また職員の方々にもいろんな提案をしていただきながら、魅力的な活用ができるように進めていっていただきたいと、強く要望とさせていただきます。

以上、３回目の質問です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。都市整備部長。

○吉田都市整備部長　それでは、何点か３回目の質問でいただいておりますので、できるだけお答えさせていただくようにがんばります。

それではまず、都市公園の担当課で整備されて、管理されている部分につきまして、４１か所の都市公園がございます。この４１か所につきましては、今、公園みどり課の職員が常々パトロールをして、それで施設なり附帯施設なりをチェック入れているということで、毎日パトロールに回っております。その部分につきましては、当然、その折に地域の方々のお話を聞いたり、それを日報に記しまして、管理に当たっているということで、それによって悪いところは改修に入っているという状況でございます。

次に、通常、市が管理すればどれぐらいの費用がかかるのかということで、特に自治会さんのほうの補助を出しているということでございますけども、一応、年間の補助としましては１２８万９，０００円が全体の補助でございます。これで、公園の、ちびっこ広場の広さによって補助を出す額が決まります。大体１万円から１万２，０００円程度が、補助をお渡しさせていただいている金額でございます。

これが、多いのか少ないのかというのは非常に微妙な数字でございますけども、ただ、我々としましては、当然、自治会でち

びっこ広場を管理していただくという部分につきましては、その地域の公園としての意味合いもございますので、そのあたりの気持ちを持って管理をしていただいて、日々の清掃、そして草の除草等をいろいろ協力いただいているということについての補助をお渡しさせていただいているという額でございます。

次に、当然ながら自治会によっての管理の差があるのではないかというご質問でございますけども、ご指摘のとおり、やはり今の自治会さんが、全部が全部ちびっこ広場を管理していただいているということはございません。ただ、我々からしますと、ご指摘のとおり、やっぱり自治会の高齢化も含めまして、そのあたりの今、影響が出てき出しているのかなというのは思っております。

その部分を踏まえますと、今後の、将来の管理についてはやはり、もう一度全体的なイメージをつくり上げて、どのような形でマネジメントできるのかということを一度検証すべき、先ほど申しましたように、新しい検証の仕方を考えるべきかなというふうに思っております。

次に、ご指摘いただいております将来の、今後の管理のあり方ということでございますけども、お話しいただいた公園管理運営士という認定制度がございまして、その方々は、国家試験ではございませんけども、そういう団体の認定を受けて、一定の研修を受けて、２７歳以上でしたかね、の年齢の方が受けれる、そういう認定制度の運営士ということで、今、そういうような免許をもらっているという方がおられますけども、ただ、割合的に、実態の話としては、我々、その方を来ていただくなり、採用するなり、そういうコンサルさんがあるんだったら契約するなり、そういう実態を、どういう状況で今、府下なり北摂なりがやられているかということを一度検証させていただかないと、その方がどういう役割を担っているのかなというのは、やはり今後の、将来の管理運営についてもあわせて考えるべき内容かなと。

ただ、公園管理運営士となりますと、技能的な部分になるのか、それとも体を動かしていただく部分になるのかということも、我々の理解が浅くございますので、そのあたりは今後、実態と、どのような役割、マネジメント含めまして、やっていただけるかというのを考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　母子家庭の自立支援策等々のご質問にご答弁申し上げます。

議員のご質問にありましたように、実態調査については、我々も重要であるというふうに考えております。

その中で、いかように実施をしていくのかということでございますが、簡易な調査につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、現況届という場を利用しながら直接面談等も行っておりますので、その中でこの８月には実施していきたいというふうに考えております。

ただ、１８年８月の実施は大変多くの調査票項目になっております。このような調査になりますと、少し予算をいただきながら実施をしていく必要があるのかなと思っておりますので、その辺は少し時間をいただければなと思っております。

それと、企業さんとの連携でございますけども、やはり、先ほども申しました母子福祉会からのご要望もありました。今、内

部検討を行っているところでございます。

その中身と申しますと、やはり企業さんが求める人材が、どのような方をまず求めておられるのか、その人材が今、母子家庭でいらっしゃる方の中でどのような方がいらっしゃるのか、そういう結びつきが必要であると。そういう結びつきをどのように連携をとっていくのかということで、今、内部検討をしておりまして、まだ、先ほどもご答弁申し上げましたように、外には打って出てないような状況でございます。もう少し内部検討もさせていただきながら、関係機関とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　大澤議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

（嶋野浩一朗議員　登壇）

○嶋野浩一朗議員　順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず１点目といたしまして、消費生活行政につきましてお聞かせいただきたいと思います。

これは、同じような趣旨の質問を前回の定例会のときにもさせていただきましたけれども、前回は、具体的な例といたしまして、国民健康保険料の還付ということがお話しさせていただきましたので、保健福祉部長から答弁いただきましたけども、そのときの答弁といたしまして、消費生活相談ルームと、あるいは警察と連携をしていきながら、しっかりと啓発に努めていくんだというようなお話をいただいたと思いますけれども、私は大きなポイント、二つあると思っております。

一つは、市民の財産を守るということから、さまざまな情報を市民の皆様にわかりやすく目につく形で提供していく、このことが一つであろうなというふうに思います。

もう一つは、市内で何か案件が発生する以前に、さまざまな情報をキャッチをしながら、市民の皆さんにお知らせをしていく、このことが重要でないのかなと思っておりますけども、主にこのような観点から、今後、この消費生活の行政につきまして、どのように進めていかれようとしておられるのか、これを少し具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

２点目といたしまして、スポーツ振興、体育振興についてでございまして、１点目に、総合体育館の設置についてお聞かせいただきたいと思います。

これは、我が会派といたしましても、従前から代表質問の中でも要望をさせていただいておりました。そのときから調査研究を進めていきますというようなお話をいただいてきたわけなんですけれども、今、総合体育館の設置についてどのようなお考えをお持ちなのか、この際、お聞かせいただきたいなと思います。

それと２点目に、総合型の地域スポーツクラブのことにつきましてお聞かせいただきたいと思います。

準備段階を経まして、たしか今、このクラブが正式に発足をして２年目になるのではないかなと思います。今ではＮＰＯの資格も取得をされておられまして、それだけ公共性の高いクラブとして活動をしていただいておるわけなんですけれども、今後、スポーツ振興、体育振興といったことを考えたときに、さらにこのクラブが充実をしていくといったことは非常に大きなウエートを占めるんじゃないかなと思いますけれども、今後、このクラブの充実についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それで最後、学校体育についてなんですけれども、私が偉そうに言うまででもないんですけれども、教育というのは知育と徳育と体育と、その三つのどれも欠かすことのできないわけでございます。

今までのこの本会議の中でも、特に学力ということにつきましては、私も含めてですけれども、多くの議員が指摘をしてこられたと思っておりますし、あるいは、道徳、徳育ということにつきましては、市長は人間基礎教育といったことについて本当にまちづくりの柱として捉えられておられますし、しっかりとこの点についてはスポットを浴びることが多いと思うんですけれども、体育についてもやはり、しっかりと目を向けていかなくてはならないというふうに思っておるんですけれども、今現在、本市の小学校、中学校において学校体育、どのようになっているのか、この際、その現状をお聞かせいただきたいと思います。

そして、三つ目といたしまして、摂津市立の中学校の自由選択制についてお聞かせいただきたいと思っております。

私は以前は、小学校も中学校も選択制にすべきじゃないかなというふうに思っておりましたけれども、よくよく考えていくと、特に小学校低学年の児童のことを考えると、いわゆる通学面での安心・安全ということを考えると、確かに、今住んでいる近くの小学校に通うということについての理解はできるわけなんですけれども、しかし、中学校については、私は自由選択制にすることのメリットは大きいんじゃないかなと。そのことによって、それぞれの学校が、例えば部活動の面も含めて特徴を出していくと。そのことによって健全な競争をして、そのことによって、子どもたちに対しても、よりよい中学校での教育といったものが提供できるんじゃないかと思いますけれども、この市立中学校の自由選択制につきまして、是非をというか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　新たな詐欺への周知、啓発対策についてのご質問にお答えいたします。

本年５月に市内での医療費還付金詐欺のお問い合わせが増えたことに対しましては、保健福祉部など、庁内での連携を図る中、摂津警察の安まちメールの配信、金融機関や商業施設での通知、ごみ収集時のテープ放送、市ホームページの掲載などの対策を講じてまいりました。

ご質問の新たな手口への対策につきましては、市民への早目の情報提供が被害の発生防止につながると考え、市広報紙の暮らしのワンポイントコーナーに、消費者庁や国民生活センターの発します最新情報を掲載してまいります。

また、国の施策により大阪府が設置いたしました消費者行政活性化基金からの交付金の活用により、出前講座に使用する機材及びパンフレットなどを購入し、より充実した消費者教育を提供できるよう、幅広い年齢層を対象とした講座を実施してまいります。

また、相談窓口は、引き続き身近な疑問を相談していただけるよう、気軽に立ち寄っていただける環境づくりに努めてまいります。

○村上英明議長　生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長　登壇）

○宮部生涯学習部長　総合体育館の設置につ

いてのご質問にお答えいたします。

本市には鳥飼、正雀、味生の３体育館がございます。これらの体育館はいずれも、バスケットコート１面、バレーボール２面とをとることができる地区体育館でありまして、平均稼働率は７５％から８５％と、活発に利用いただき、市民の方々にスポーツに親しんでいただいております。

しかしながら、三島地区や北摂地区、あるいは府レベルの大会を開催する場合には、体育館が手狭なため、複数館を利用したり、隣接市の体育館をお借りすることによって実施しているのが現状でございます。また、住宅密集地に所在するため、大型車通行規制があったり、駐車スペースも少ない館があり、大規模なスポーツ大会の開催には支障を来すことがございます。

現在、財政状況等の問題から、具体的計画策定には至っておりませんが、総合体育館の必要性は十分認識しており、近隣市等を参考に、調査につきましては継続して進めております。総合体育館は、自治体のスポーツステイタスであり、防災上からも必要な施設であると考えており、今後も調査研究を進めてまいります。

次に、総合型地域スポーツクラブの充実についての質問にお答えいたします。

国のスポーツ振興基本計画に基づき、成人の２人に１人が週１回以上スポーツに親しむことを目指し、その実施機関として平成２４年１月に創設されました摂津総合型地域スポーツクラブは、同年１１月にはＮＰＯ法人を取得され、地域に貢献し、親しまれ、摂津をよくするためのクラブとなることを理念に活動されており、現在では、卓球、バドミントン、ヨガ、健康体操など、２０種目２４教室の開催や、各種イベントを開催され、本市のスポーツ推進を担っていただいております。

このような総合型地域スポーツクラブは、全国で約３，５００団体が活動されておりますが、どのクラブも金、人、施設の不足が課題と言われております。

摂津総合型地域スポーツクラブも、サッカーくじｔｏｔｏより、クラブ創設から５年間は８００万円の助成金が援助される予定となっておりましたが、今年度は２割カット、来年度は、東京オリンピックに助成金をシフトするため、今年度からさらに４割カットされるとのことでございます。

助成金があるうちに自立できないと、確実にクラブ運営は行き詰まってしまうと言われており、収入のうち会費、事業収入などが占める割合、自己財源比率が７０％を超えることがクラブの自立の目安とされております。このように、クラブの財政基盤強化のためには、会費、事業収入の確保が課題となってまいりますが、収入確保のためには、会員数の増加、事業の充実が必要であり、そのためには実施種目の多様化と教室数の拡充、そのためには指導者と活動場所、すなわち金を確保するためには人と施設の充実、確保が不可欠でございます。

今後も引き続き当クラブとの連携を強化し、クラブの充実、自立に向けて活動拠点の提供、事業委託等、できる限りの支援をしてまいります。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　学校体育の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

新しい学習指導要領は、生きる力を育むという理念のもと、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の、知・徳・体をバランスよく育てることを目指しております。

本市小学校では、体育の授業時間以外に

おきましても、低学年だけではなく全学年で縄跳びの練習に取り組む学校や、大阪府教育委員会が主催する子どもドッジボール大会に出場いたしました学校、また、子どもジャンプアップ大会にエントリーしております学校もございます。

学校体育科の課題には大きく３点が挙げられます。１点目は、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られること。２点目は、子どもの体力の低下傾向が依然深刻であること。３点目は、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成が十分に図られていないことでございます。これらの課題は、中央教育審議会の答申の指摘にもあり、本市におきましても同様の課題が見られます。

特に小学校低学年の体育の指導におきましては、児童の発達の段階に応じて易しい運動遊びを楽しく行えるようにすることから始まり、児童が自分たちの力に応じて進んで活動の仕方や競争のルールなどを工夫することができるようになったり、体の基本的な動きや各種の運動の基礎となる動きを身につけることができるようになることは、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるスタートの段階として必要なことでございます。

これからも体育の授業等を通して、児童生徒の健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てることを目指してまいります。

続きまして、市立中学校の自由選択制についてのご質問にお答えいたします。

学校選択制につきましては、平成９年１月、当時の文部省通知により、通学区域制度の運用に当たっては、地域の実情や保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うよう求められ、さらに、平成１５年３月３１日に学校教育法施行規則の一部改正により、市区町村の教育委員会の判断によって学校選択制を導入できることが明記されるに至りました。

現在の実施状況は、平成２４年に文部科学省が行った調査によりますと、全国の市町村のうち１６．３％で学校選択制が実施されているとのことです。この調査によりますと、学校選択制を導入してよかったこととして、生徒が自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになったこと、保護者の学校教育への関心が高まったこと、選択や評価を通じて特色ある学校づくりを推進することなどが上げられている一方、生徒数が大幅に増大する学校と減少する学校が顕著になり、部活動やＰＴＡ活動に支障が生じたことや、地域と学校の連携に陰りが見られたこと等を理由に、学校選択制を見直した自治体もございます。

これまでから、本市の中学校では、保護者や地域の方にさまざまなご協力をいただきながら、開かれた学校づくりに努めてまいりましたが、現在お住まいの地域で指定された中学校に就学する不安や、その学校に魅力がないという保護者のご意見があることにつきましては、重く受けとめなければならないと考えます。不安感を生じさせる原因や、魅力がない理由につきましては、改善が必要であり、早急に原因等を調査し、問題解決に向けて取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、市内の全ての中学校におきまして生徒に豊かな教育を行うという考えを基本に、教育政策に取り組んでまいります。

○村上英明議長　嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員　では、２回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、消費生活のことなんですけれども、

具体的に広報に載せていただくというようなお話をお聞かせいただきましたけれども、ぜひお願いしたいのは、まずは市民の皆様方にわかりやすい、目につきやすい工夫をしていただきたい。それとともに、やはり形骸化しないようにぜひ注意をしていただきたいと思います。

それと、市内には本当に数多くの広報板、掲示板がございますので、そういったところも使っていただきながら、周知についても工夫をしていただきたいなと思っておるところでございますし、今、２０２０年の東京オリンピックに絡めた、少し詐欺がはやり出しているというようなお話も聞くところでございまして、ぜひさまざまな情報を、本当にアンテナ高く持っていただいて、収集する中で、本当に周知についても工夫をしていただきたいなと、これお願いをしておきたい、要望として申し上げたいと思います。

それから、スポーツ振興、体育振興のことなんですけれども、総合体育館につきましては、今後調査を進めていくというお話をいただきましたけれども、なかなか進んでいないなと、正直私は今、感じておりまして、吹田操車場の跡地を考えたときに、当時、そこには、私できるのかなと思っておったんですけども、どうも国立循環器病研究センターの関係ですごい難しい話になってくると、市内の中には選択する場所が限られてくると思うんですね。しっかりとそういったところについてもやはり場所を定めていきながら、具体的にどうしていくのかということも、もうちょっと具体的な調査をこれから進めていっていただきたいなというふうに思います。

それと、スポーツクラブのことに絡めてなんですけれども、これも充実させていこうとする中で、今後の、１回目の部長のお話もお聞かせいただいておりまして、非常に今後厳しいのかなというようにも思うわけでございます。

ぜひ、これから誰もが気軽に参加できるクラブを目指していくんであれば、もっとより多くの講座を提供していかなくてはならんと思っておりますし、そのためには、ちょうど摂津高校に体育科ができましたので、そういったところからもご協力いただきながら進めていっていただきたいなと。

それと、体育館とともになんですけれども、ぜひその財源ということについても、本当に市内のそういうさまざまな方であったりとか、事業所からもいろいろご協力をいただきながら、ぜひそこらも工夫をしていただきながら進めていっていただきたいなと、これもお願いとして申し上げたいと思います。

学校体育のことなんですけれども、答弁をいただきまして、２回目は、摂津市の子どもたちの、いわゆる体力テストの結果ですよね、状況がどうなっているのか、少しお聞かせいただきたいなと思います。

それと、中学校の自由選択制なんですけれども、ぜひこれ２回目、教育長にお聞きをしたいと思うんですけれども、大阪府の学校ではなかなか進んでいないという状況があると思うんですけれども、私は先ほど申し上げましたように、それぞれの中学校が本当にいい意味で特徴を出していきながら競い合っていく、それをそれぞれのご家庭が選んでいくということが、私は必要ではないのかなと思っているところでございますけれども、ぜひそこら辺のことについて教育長の、自由選択制のことについてお考えがあれば、ぜひこの際、お聞かせいただきたいなと思います。

２回目は以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。

次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　体力、運動能力、運動習慣等調査についてのご質問にお答えいたします。

本市小学校では八つの実技種目のうち男子、女子ともに握力や長座体前屈で大阪府平均を上回り、女子はソフトボール投げでも大阪府平均を上回りました。平成２１年から４年間の種目別結果の推移を見ますと、男女とも上体起こしの回数が増え、女子は５０メートル走と握力が記録を伸ばしております。

しかしながら、男子、女子ともに反復横跳び、２０メートルシャトルランで大阪府平均を下回っておりますことから、男女ともに素早さや動きを持続する能力が低い傾向にあります。種目別得点表に基づき各種目の得点を合計したものである体力合計点は、３年間上昇傾向にあったものの、平成２４年度は下がっております。

児童の体力の向上のためには、体育の授業研究や児童の運動時間の確保が重要であると捉えており、各小学校では授業の中で運動意欲を高めるための授業改善や、児童の総運動時間を増やす等の工夫を行っております。各学校における効果のある取り組みを全ての学校に広めていき、児童生徒の体力、運動能力の向上を目指してまいります。

○村上英明議長　教育長。

○箸尾谷教育長　市立中学校の自由選択制についてのご質問にお答えします。

先ほど部長答弁でも申し上げましたように、学校選択制の全国での実施状況と申しますのは、全国で２校以上小中学校を設置しております１，２５０の市町村のうち、平成２４年現在で１６．３％、数にしますと２０４の市町村があるというふうに聞いております。

その中で、新たに実施を検討している市町村もある一方で、やっていたのにやめたとか、あるいは今、廃止を予定しているといったところもありまして、ここ数年、この２０４という数字は一定、この数字で推移している状況でございます。

また、学校選択制と一口に申しましても、さまざまな方式がございまして、この２０４のうち約半数の市町村では、例えば小規模校とか僻地校等を対象に、そういう学校についてのみ市町村内のどこからでも就学できるようにするとか、あるいは逆に、ある特定の地域に在住の児童生徒だけ学校を選べるようにするとか、そういった方式もございまして、今、議員お示しの市町村内の全ての児童生徒を対象に学校選択を認めるという、いわゆる自由選択制を実施しております市町村は全体の約５％、６１市町村ということになっております。

このように、平成９年度から始まっておりますこの学校選択制が、一定以上の広がりを見せませんのは、やはり、学校選択制そのものにプラス面もある一方で、やっぱりマイナス面もあるのではないかというふうに推測されます。

実際に、これ伝聞ではあるんですけれども、実質的な学校選択制を導入しております府内のある中学校で、新１年生の入学希望者が本来の予定者の４０％を切ったというような学校もございます。その学校は、一時期荒れた状態が続いておったんですが、学校あるいは市教委の支援によって一定改善はしつつあるものの、やはり学校に対する風評等によりまして忌避されまして、ついには適正な学校規模が維持しにくくなっ

てきているという状況だそうでございます。

また、先ほど、議員ご指摘がありました学校の部活動等の特徴ということですけども、部活動顧問は、やはり小中学校の場合、教員は定期的に異動させます。また学校施設、設備につきましても、順次改修、改築をしていっておる関係で、いわゆる私立の高等学校のように、学校そのものに部活動での特徴をつくるというのは、公立の小中学校の場合、なかなか難しいのが現状ではないかなというふうに考えております。

そういうこともございまして、教育委員会としましては、制度の導入につきましては、来年度から大阪市が区内で学校選択制を導入する予定をされているというふうに聞いておりますので、そういった取り組みも注視しながら、慎重に研究してまいりたいというふうに考えております。

ただ、一方、学校選択制に関する要望があるというのは、地域の学校に行きたくないという児童、保護者の意思表示の一つでもあるというふうに考えられますことから、教育委員会といたしましては、まず学校に対して、これまで以上に学校の教育活動の実態や、取り組みの成果や課題などについて積極的な情報発信をするように努めるとともに、保護者や地域の方々との意見交換の場を設定するなどして、学校の取り組みに対する理解と支援を求めるよう指導してまいりたいというふうに考えます。

○村上英明議長　嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員　それでは３回目、要望として申し上げたいと思いますけれども、まず、学校体育のことなんですけれども、２４年度の摂津市の５年生と中学校２年生の状況についてご答弁いただきました。

一時は大阪府の平均も超えて、全国平均を超えたときもあったんですけれども、ここ数年はそれを下回っているという状況が続いてるわけなんですよね。学力の点では、教育フォーラムを通じていろんな取り組みを市民の皆さんにお知らせをしたり、本当にそれぞれの学校でご努力をしていただいていると思うんですけれども、じゃあ、この体育の授業はどうなのかというと、具体的な工夫がまだなされていないというような状況も、ヒアリングで何回もお聞きしている状況でございまして、ぜひ、知・徳・体、そのバランスが大事なんだとおっしゃっているわけで、しっかりと体育の授業に目を向けて、子どもたちの体力の増進ということについてもしっかりと取り組んでいっていただきたいなと。そのことが、その子どもにとっての、将来生きていく上で大きな財産をつくることになるんだろうなと思っておりますので、ぜひこれはよろしくお願いしたいと思っております。

それと、選択制について教育長からご答弁いただきました。風評ということも確かにあると思うんですよ。ただ、やはり今の学校を考えてみると、余りにも情報の出し方が下手なんではないかなということが一つの側面としてあると思っておりますし、また、いろいろと今、教育を進めていく中で、どうしてもご家庭の協力が必要だという側面があるんだと思うんですよね。そのときに、ここに住んでいるからここの学校に行きなさいというよりも、やはり１回ご家庭に考えていただく、そしてその学校の特徴という点をしっかりと確認していただいた中で選んでいただく、そのことがあるとないとで、その後の教育が全然違うと思っています。

教育長から、大阪市の状況も今後確認していきながらというお話もありましたので、ぜひそういったことも確認していただいて、

選択制のプラスの面をどうやって取り入れていくのかということについてもしっかりと今の段階から研究をしていただいて、よりよい学校教育をお願いをさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村上英明議長　嶋野議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

（東久美子議員　登壇）

○東久美子議員　順位に従い、学校施設の整備について、学校給食の課題について、教育環境について、文化的事業について、質問いたします。

まず初めに、学校施設の整備についてですが、トイレ環境の改善で、便器の洋式化について質問いたします。

洋式化については、子どもたちや保護者の要望が強いことは十分に理解されていると思いますが、洋式化に向けてのお考え、また計画についてお答えください。

続いて、学校給食の課題です。

摂津市が誇れることの一つに、子どもたちにとって安全・安心な給食が挙げられると思っております。食材や食器の選択など、給食にかかわる全ての人の日々の努力の成果だと思います。

そのような中ですが、さらに課題として取り組みを進めなければならないことに、食物アレルギー対応があります。文部科学省でも、学校給食における食物アレルギー対応の充実を図るため、５月から学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協議会で検討が行われ、この１２月１６日には、学校給食における食物アレルギーを有する児童生徒への対応調査の結果報告が行われました。

食物アレルギー対応は命にかかわる重大な課題であると思います。食物アレルギーでアナフィラキシーを起こす危険性があるためエピペンの携帯が必要な児童の実態と、学校での対応について質問いたします。現在、市内の学校に在籍しているエピペンの携帯が必要な児童の数と、適切な対応を行うためにどのような教職員研修が行われているのか、お聞かせください。

また、食物アレルギーの対応や、食育の観点からも、栄養教諭の配置状況について、配置の基準、配置数についてお答えください。

続いて、教育環境についてです。

摂津市駅前開発に伴い、他市からの転入世帯が増えたと聞いております。摂津市の人口増が期待されます。住居については従来、利便性を考え、駅近くが望まれていたようですが、子どもたちの安全を脅かす事件が発生した時期から、子育てをされている方は学校の近くの住まいを求める傾向だと聞いております。駅に近い、学校が近いという両方の条件を満たした場所にあるパークシティでは、小さな子ども連れの方をよく見かけます。

そのようなことからも、建設中のタワーマンションには、パークシティ同様に子育てをされている方が多く入居されるかもしれません。ところが、子育てをされている人たちの間で教育環境についての不安の声を聞きました。それは、就学前の子どもがいて、これから学校に子どもを通わせる層の人たちですが、今後、タワーマンションが完成され、子育ての方が多く入居された場合、校区である摂津小学校へ通う子どもたちが増えることによる教育環境に不安を持っておられます。

駅前開発では、まだタワーマンションが完成されていない状態ですので、どのよう

な層の人口が増加されるのかなど、未定の部分が多いと思いますが、今後の児童生徒数の変動についてどのように捉えておられるのか、お答えください。

最後、４点目ですが、文化的事業についてということで、文化の薫り漂うせっつを目指し、文化、スポーツの事業に取り組まれておられると思いますが、より多くの市民の皆様がさまざまな行事に参加できるよう、市民への広報活動についてどのように進めておられるのか、お答えください。

以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　学校施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

最近では、家庭におきましてもトイレの洋式化が進み、子どもたちは幼少期の時期から洋式トイレを使い、和式のトイレを知らない児童も増えているということは承知をいたしております。

これまで、国の施策といたしまして、児童生徒の安全対策に重点を置き、学校施設の耐震工事を行うと同時にトイレ等の大規模改修を行うというようなことをすることで、補助採択の順位を上げてこられているような傾向がございました。教育委員会といたしましても、厳しい財政状況の中ではございますが、耐震工事とあわせてトイレ改修を進めてまいったというところでございます。また、教育環境の向上、また熱中症対策等々の意味合いからも、全校にエアコンの整備を行ってまいったところでございます。

しかしながら、平成２３年１１月に、小学校におきまして、外壁の劣化が原因で３階部分のひさし、モルタルが落下するというような事故が発生いたしました。全学校の外壁等の劣化状況を緊急に調査したところでございます。早急に改善を行わなければならない校舎がたくさんあることが明らかになりました。現在は、子どもたちの安全を最優先に事業を構成し、トイレの大規模改修等は見送り、耐震工事とあわせ、外壁や屋上防水の改修を優先的に取り組んでいるところでございます。

学校のトイレにつきましては、建築時から改修していない箇所もあり、老朽化が進んでいるということは否定できませんが、各学校におきましては、車椅子対応の洋式トイレ等々も設置しております。また、足等にけがをされた子どもたちも容易に利用できるよう、一部ずつではございますが、洋式トイレへの入れかえを行っているところでございます。今後とも、洋式トイレの箇所を増やすよう、部分改修を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、学校給食の課題についてのご質問にお答えいたします。

小学校の給食におけるアレルギー除去食の提供は、集団給食を基本としながら、児童の発達、発育状況などを考慮した上で除去品目を定めて、可能な範囲で実施をいたしております。アレルギー除去食の対応といたしましては、対象とする児童は、原因の食品を摂取することにより症状が出るお子様で、医師の検査、診断等により食物アレルギーと診断され、家庭においても除去食が行われている児童を対象といたしております。

除去食の対応は１年ごとの更新としており、保護者の方から年度初めに申請書と医療機関で記載していただいたアレルギー疾患による学校生活管理指導表をご提出いただき、保護者、学校管理者、指導教諭、栄

養教諭等々との面談を行い、特に新入生に対しましては、必要に応じて担当医師や学校医の助言をいただきながら、市教育委員会も協力し、対応を検討し、除去の対応を決定をいたしているところでございます。また、転入者などにつきましても、転入時にアレルギーがあるかどうかを確認し、対応が必要であれば、同様に確認書類のご提出をいただき、依頼をして面接を行っているところでございます。

アナフィラキシーショック等の重篤な症状を持つお子さんでございますけども、アドレナリン自己注射、いわゆるエピペンを担当医から処方され、学校で管理させていただいている児童は、現在３校で３名がおられる状況でございます。その管理につきましては、各学校で定められた場所があり、学校教職員の全員がわかるような情報共有を図っているところでございます。

次に、教育環境についてのご質問にご答弁申し上げます。

南千里丘地域におきましては、大規模マンションが開発され、平成２３年１月にはＡ街区のマンションが竣工いたしました。この地域における市外からの転入者の割合は約７割と伺っております。

ただ、千里丘地域、南千里丘地域の校区でございます摂津小学校における児童数は、平成２２年度から現時点まで約６５０名と横ばいの状況で推移をしており、学級数につきましても、ほぼ横ばいの状況でございます。一方で、同地域の就学前の児童は増加傾向にございます。今後は、摂津小学校において入学児童数の増加が想定をいたしております。また、来年春にはＢ街区のタワーマンションが竣工との予定となっております。今後、この影響も含め、児童数の推移の把握に努め、児童が豊かな学校生活を送れる方策を研究してまいります。

議員のお話にございましたように、本市が実施したＡ街区の居住者を対象といたしました調査では、購入前の評価で一番多くの選択をされた項目が、駅前立地、次いで通勤通学の利便性となっております。転入された方々は、駅前で利便性が高いことに魅力を感じてこの場所を選択されたものであると考えております。本市といたしましては、平成２６年度の予算編成方針といたしまして、安心して子育てができる住み続けたいまちを実現していくために、子育て環境に重点を置いた施策に取り組むということになっております。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　食物アレルギーの教職員研修と、栄養教職員の配置についてのご質問にお答えいたします。

食物アレルギーに関する研修は、全校においてアレルギーに関する基本的な知識を全教職員が理解することを目的に、栄養教諭や養護教諭などが中心となって研修を受けています。また、アドレナリン自己注射製剤、いわゆるエピペンの使用方法についての研修は、専門医等を講師とし、栄養教諭や養護教諭が受講しております。さらに、エピペンを預かっている学校では、注射器のトレーナーを使った実践的な研修を実施し、緊急対応が必要になる可能性がある児童を把握し、保護者や主治医からの情報等を教職員全員で共有する取り組みを行っております。

これらの研修は、各校で毎年度に実施していただいている貴重な研修でございます。市全体で開催する研修等へ教職員が参加することにつきましては、今後検討してまいります。

次に、栄養教諭並びに学校栄養職員の配置に関しましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、今年度、本市では定数の６名を配置しております。各校におきましては、栄養教諭等が中心となり、食育や給食の指導、アレルギー除去食の対応等を行っておりますが、全国的にもアレルギー除去食が必要な児童が増えてきており、教育委員会といたしましては、アレルギー除去食のきめ細かい対応や日常的な食育指導の充実を図ることが期待されることから、小学校全校に栄養教諭が配置されるよう、大阪府教育委員会を通じて引き続き要望してまいります。

○村上英明議長　生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長　登壇）

○宮部生涯学習部長　文化的事業についてのご質問にお答えいたします。

本市では、摂津市文化振興条例に基づき、摂津市文化振興計画を策定し、総合的かつ計画的な文化振興の推進を図っており、芸能文化祭、美術展、演劇祭、摂津音楽祭などの市主催事業を初め、各団体によるさまざまな文化的事業が開催されております。

これらイベントを開催するだけでなく、しっかりＰＲし、より多くの市民にご参加、ご観覧いただくことも文化振興の大きな役割であると考えております。現在、広報せっつや市ホームページへの掲載、市内各所に設置された広報板への掲示等により情報発信するほか、秋のイベント集中時には、市主催事業や各団体の実施する文化芸術、スポーツ等のイベント情報を共有化し、市内大学生ボランティアの手による摂津市文化芸術・スポーツ情報誌、セッピィイベントガイドを作成、発行し、市内各所に配布するなど、情報の収集発信、共有化を図っております。また、イベント開催時には、来場者アンケートを実施し、住民ニーズの把握に努めております。

今後も、文化振興条例に掲げます文化の薫り漂うせっつのまちづくりに向けてイベントの内容の充実に取り組むとともに、市民にとって最も効果的なＰＲの方法について研究、検討してまいります。

○村上英明議長　東議員。

○東久美子議員　ご答弁ありがとうございます。２回目の質問をいたします。

トイレの洋式化については、財政の課題があり、取り組みが困難であるという答弁であったかと思います。なかなか難しいということです。十分に理解されていることだとは思いますが、重ねて子どもたちの実態についてお伝えいたします。

ある製薬会社が、小学校のトイレぴかぴか計画を実施されています。その中で、２０１２年小学生に聞いた学校のトイレ事情というアンケートをしていました。その質問の中で、五つ質問がございましたが、その中で、「学校のトイレは和式？洋式？」というものもありました。それについては、洋式よりも和式が多いが７８％で、非常に結果としては洋式トイレがない学校が多かったです。２番目の「小学校でトイレをするとき、和式と洋式のどちらがよい？」という質問に対しては、洋式がよいというのが７４％、和式がよいが８％、どちらでもよい、わからないというのがあとの残りです。また、小学校でうんちを我慢したことがありますか、という質問もありました。４６．１％の小学生があると答えています。では、うんちをなぜ我慢したのですか、という質問には、恥ずかしいが５３．７％で、２番目に、和式トイレが苦手というのが３５％でした。

このようなことからも、子どもたちは希望していても、なかなか全体的には洋式化は進んでいないということは、摂津市だけでないことは十分理解しております。

今まで、このトイレの課題については、たびたび議会で質問と答弁が繰り返されてきました。平成１５年３月の議会で、１５年度のトイレ改修計画方針について質問もありました。６月の議会運営委員会でも、総務部長から、学校の施設管理事業として千里丘、鳥飼西小学校の改修が説明されておりました。また、１０月にも、文教常任委員会でも質問がありました。平成１６年３月の定例議会では、議員の方から、平成１３年度に全ての小学校トイレの点検を行い、１万６，０９５人の改修要望書の署名についての発言がされておりました。この年には、トイレの改修については国庫補助対象という説明もございました。

この議会では、教育長が、学校は児童生徒にとって１日の大半を過ごす場であり、何よりも勉学にいそしむ場であります。教育委員会は、行きたくてたまらない学校、学びのある教室の実現を目指しておりますが、そのためには、子どもたちにとって学校が快適で楽しい場所でなければならないと考えております、と答弁された上で、学校のトイレの改修は、教育環境を向上するための重要な課題です、と言われております。また、ライフスタイルの変化に合わせて、和式トイレを洋式トイレに改造するほか、便器や手洗い認識センサーを導入したり、学校トイレのイメージを一新するため、手洗いの鏡を大きくし、壁面塗装の色彩に工夫を凝らし、また、児童の要望を取り入れてタイルにキャラクターの絵を入れたものを使用するなど、明るくて清潔で快適なトイレづくりを目指してまいりました、とおっしゃられております。この結果、トイレに行くのが楽しくなったと子どもが家庭で話したり、完成後に見学に来られた保護者の方からも、学校のトイレのイメージが一新されたと、非常に高い評価をいただいております、と答弁されています。

今、このような会議録を見直すと、余りにも学校間での差が大きいことが非常に残念です。改修されたトイレには子どもの好きなキャラクターの張られたタイルが使われていたり、光を十分に取り入れた明るいトイレの学校になっています。しかし、一方では、平成２５年の現在でも十分な改修が行われていない学校のトイレがあります。保護者からは、学校でトイレをしたくないから子どもが走って帰宅するという話も聞いております。これが、同じ摂津市内の学校のトイレ環境です。入学説明会のときには、和式トイレの使い方の練習をお願いしている学校もあります。それも、多くの家庭が洋式トイレになっていますので、家庭にも練習の場がなく、お店や公園など、練習していただいているような実態があります。

平成１６年からきょうまで、どれだけの年数を待てば、同じようなトイレ環境で子どもたちが過ごせるのでしょうか。子どもたちは自分の学校のトイレしか知らないので、比較することができません。どうしたら快適な学校のトイレになるのか、その方法も知りません。耐震工事、大規模改善、補助金の削減など、財政事情が厳し過ぎるのを十分踏まえた上で、それでも改修に向けて計画を立て、推進していただきたいので、学校間での大きな開き、格差についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

質問番号２の学校給食の課題についてですが、栄養教諭の配置については、ぜひと

も教育委員会が、学校の実態を踏まえ、増員が必要ということを強く、関係機関に重ねて要望していただくようにお願いいたします。

また、栄養教諭を配置されていない学校への支援として、市独自に職員を配置して、学校巡回などを行っていただきたいのですが、このことについてお答えください。

質問番号３の教育環境についてですが、他市からの転入者も多いようですので、摂津市を選択された方が摂津を選んでよかったと思われるよう、教育環境が今以上に整備されるよう要望いたします。若い方たちはいろいろな手段で情報を発信されます。摂津いいよ、子育ていいよ、まち便利だよっていうことが広がれば、また多くの方が摂津に住んでいただけるかなと期待を持てるところです。

質問番号４の文化的事業についてですが、イベント情報の共有、大学生によるボランティア活動についてお答えいただき、事業の取り組み状況がわかりました。事業に望むこととして、一例を挙げたいと思います。

摂津市の文化的事業の一つに、摂津音楽祭があります。この摂津音楽祭については、音楽関係者には知名度が高い音楽祭ですが、市民レベルの事業としては広報活動の工夫が必要かと思います。また、この摂津音楽祭は出場された方が学校でのミニコンサートも行われ、コンサートなどで直に音楽に触れる機会が少ない子どもたちに、質の高い本物の演奏を届けてくださっています。どのような分野でも、本物は心に響くものが必ずあるはずです。音楽祭だけで終わらせず、学校でのミニコンサートへ発展させたことは、文化的事業を広げた効果的な一例に思います。

平成２４年度事業報告では、各事業に対する市民の参加数を初め、設定された目標を達成されていました。平成２５年度も、残すところあとわずかですが、今年度も設定された目標を達成されたことだと思います。今後も事業の内容、広報活動を充実され、文化の薫り漂うせっつのまちづくりにさらに取り組まれることを要望いたします。

以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長　学校のトイレ改修についてのご質問にご答弁申し上げます。

これまでトイレ改修を行いました学校につきましては、議員のほうからお話がありましたように、イメージを一新し、子どもたちだけでなく保護者の方々からも大変喜ばれているというような実態はございます。トイレ内にベンチを設置したり、キャラクターのタイルを使うなどの改修も行ってきたところでございます。

先ほど１回目の答弁でも述べましたように、現時点では、安全・安心の観点から、耐震工事、並びに、それにあわせて劣化改修の工事を行っているというようなところでございます。トイレ改修等々、大規模改修におきましては、多大な予算を要しますことから、このような今やるべき緊急課題の工事が終わりました後に、教育環境の向上の観点からも、大規模改修全体の優先順位を見きわめながら学校施設の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　栄養教諭等の配置でございますが、現行法の基準のもとでは全校配置が困難な中で、市単独で職員を配置し、学校を巡回することなどにより、アレルギー除去食などのきめ細かい対応を図れ

ないかとのお問いでございますが、市単独の職員配置につきましては、財政状況からも困難でございます。アレルギー対応につきまして、栄養教諭等と教育委員会事務局の栄養士が一層の連携を図るなど、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　東議員。

○東久美子議員　３回目ですが、それぞれ要望とさせていただきます。

トイレの改修については、摂津だけではなく、近隣の市の厳しい状態にあると思います。しかし、子どもたちの実態を踏まえ、同じような環境整備を進めていただけるようお願いいたします。

また、栄養教諭の配置等については、摂津市だけの課題ではありませんので、他市と連携しながら、関係機関に重ねて強く要望していただけるようお願いいたします。

少し、財政にかかわってです。摂津市の広報のことなんですが、市の財政状況を、もし家庭であれば、収入が、支出が、ローンの返済がといったものに置きかえた記事がありました。大変わかりやすい。市の財政を身近に引き寄せて伝える工夫をされていると受けとめました。市民が財政に関心を持たれることは、摂津市全体の暮らしの向上、改善につながると思います。市民の声を反映させるために、いろいろな要望を出しておりますが、次のこともお伝えしたいと思います。

３０年ぐらい前の話になるんですが、実は、給食費等の未納があったときに、そこのお家に行って納めていただくようにお願いに行ったことがあります。それは、きのうのことのようにはっきりと覚えております。なかなかお家に行ってもチャイムが押せない、中にいてはるんやろうと思うんですが、出てきてくださらないというような中で、でも、本当にきっちりと納めていただきたいということで努力した経験がございます。

当然、このことについては、生活が厳しい方には、生活保護など福祉の支援を受けられるよう寄り添って、その中でのお願いに上がった例です。今、財政については、何百億の単位で話をしておりますので、何だか随分遠い話のような面もあるんですが、全て財政の収入等、全てお金は、単位は１円だと私は思っております。今、摂津の市役所の中で、未納の方から、これは繰り返しになります。きちんと必要というのか、払っていただかなければならない方と捉えてください。保護の必要な人ではありません。未納の方から適切に納めていただくために、日々努力されている市の職員の方には、きっと市民の皆さんもエールを送られていると思います。このような中で、財源がきっちりと確保される中で、摂津市全体がよりよいまちになるようにと思っております。

それでは、私のほうから要望も出させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○村上英明議長　東議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後２時４９分　休憩）

---

（午後３時２８分　再開）

○村上英明議長　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、安藤議員。

（安藤薫議員　登壇）

○安藤薫議員　それでは、順位に従いまして一般質問を行います。幾つか質問が重複を

しておりますが、省くところは省き、重ねてお聞きすることはお聞きして進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、学校施設等の安全についてであります。

施設の劣化対策は、先ほどのご答弁にもありましたように、２年前、公共施設の外壁等が落下する事故が相次いだことで、学校施設劣化調査を行って、緊急を要する箇所の応急修繕であったりとか、耐震化とセットで大規模改修を行っていくなど、劣化対策の計画が進められてきました。同時に、日常的な建物の管理の重要性から、日常的な点検と維持、メンテを行うために、施設管理者に、建築課の研修で示されたチェック項目に基づいた日常点検も行われることになりました。

日々忙しい業務に追われている学校現場で、目視による日常点検は機能しているんでしょうか。どのように行われているのか、お聞かせください。

同時に、学校の施設は、日々子どもたちが生活する、学習する場でもあって、安全でなければなりません。専門家の目でのチェックも必要だと思いますが、特殊建築物点検など法定点検や、また、火災、洪水などの緊急時危機管理の観点からの設備の点検はどのようになっているのか、お聞かせください。

同時に、子どもたちの安全を守るために、地震や豪雨、洪水、落雷、また不審者の侵入など、子どもたちの安全を図るための訓練や、防災の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。１回目です。

２番目に、学校給食の安全についてであります。先ほどの東議員の質問で、重複している部分もあるかと思いますが、お聞かせください。

先日、文部科学省が全国の小中校生を対象に実施した食物アレルギー調査の中間報告が発表されました。９年前の調査時に比べますと、１．７倍、４５万人余りの子どもたちに食物アレルギーがあることが報じられました。昨年１２月、東京の調布市のアレルギー児童の死亡事故以来、アレルギー対策の見直しが求められています。摂津市でも、アレルギーを持つ児童が増加傾向にあり、今年５月の時点で７２名もいるとの報告を受けていますし、新たなアレルギー対応のガイドラインもつくられたというふうに聞いています。

アレルギー除去食物は多種多様にわたって、調理段階でも、配缶でも、配食段階でもきめ細やかな対応が求められると思いますが、摂津市の学校現場に配置されている栄養教諭・職員は、先ほどのご答弁からも６名しかいらっしゃいません。４校は栄養教諭、栄養職員さんが未配置の状況であります。しかも、そのうちの１校は、調理業務の民間委託校であります。

より安全な給食のためには、各校１名以上の栄養教諭もしくは栄養職員の配置が絶対に必要だと思いますが、改めてお考えをお聞かせください。また、栄養教諭、栄養職員の未配置校でのアレルギーの対応についても、どのように注意が払われているのかについてもお聞かせください。

続いて、民間委託にかかわりまして、衛生管理基準などをあわせてお聞きしたいと思います。既に、学校給食の調理業務の民間委託については、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校、そして今年４月は味舌小学校で実施がされています。さらに来年４月には、摂津小学校でも直営給食から民間委託にとってかわられようとしています。

民間委託業者の調理員さんは、経験が浅く、入れかわりが多くなっていると言われています。調理現場で直接指導ができないような状況で、摂津市が培ってきた給食のノウハウ、メニュー、調理技術、衛生管理がしっかりと保証されるのでしょうか。民間委託校の現状と、委託校で毎年行われている検証会議の結果、あわせて来年４月に摂津小で実施しようとしている民間委託の業者さんの選定過程、到達状況についてお聞かせください。

三つ目に、道路の安全についてであります。

午前中の中川議員の質問でも同じように、改正道路交通法と自転車の安全対策について質問がなされていました。この１２月１日に改正道路交通法の一部が施行され、自転車の走行区分が、道路の左側、路側帯など限定されるようになりました。対策の強化も図られてきています。また、摂津市では、平成２４年４月１日に自転車安全利用倫理条例が施行され、自転車利用者に対して、歩行者の安全確保など、自転車利用の際のモラルやルールを求めています。

一方で、幹線道路が市内を縦横に貫いて、交通量が多い割に、歩行者や自転車利用者など交通弱者にとっては危険な道路が多いというのが実情であります。近年急増してきた自転車事故対策として、自転車利用者の安全啓発というソフト面とともに、自転車が安心して安全に走行できる道路整備などハード面でも、両面での対応が重要だと思います。

そうした中で、今、都市計画決定されてから５０年放置されてきた府決定の２路線、市決定の１路線の一部廃止、１路線の変更などの見直し手続が始まっています。こうした道路は、都市計画道路の中には歩道が未整備の状況の場所が数多く残るなど、交通安全上問題を残したままの廃止となっております。幹線道路の安全対策という点でも非常に不安が残っています。そこで、２点お聞きします。

一つは、改正道路交通法と自転車の安全対策について、道路整備というハード面、モラル向上を求めるソフト面、両面からの市の取り組みを改めてお聞かせください。

都市計画道路については、決定廃止、変更後の道路の拡幅など、安全対策が保障されるのかどうか、その点についてお聞かせください。

１回目は以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　学校施設等の安全についてのご質問のうち、施設の劣化対応についてお答えいたします。

学校で外壁のモルタル等が落下するという状況を受けて、平成２４年２月、専門業者による劣化状況の調査を行ったところでございます。本調査の内容を学校に情報提供するとともに、日常点検のノウハウの向上を図るために、建築課とともに学校管理職等を対象に研修会を実施いたしました。このような取り組みを踏まえ、決まった日を点検日とは定めてはおりませんが、学校施設において、学校管理職や学校公務員によって、チェックリストに伴う項目を外観目視にて日々点検を行っております。

外観目視による調査といたしましては、剥落、欠損、ひび割れ、水漏れ、雨漏り等を注視しており、危険性の判断が難しい場合には、建築課の職員のご協力を得ながら確認を行っているところでございます。また、教職員に対しても周知を行い、外観目

視により日々異常がないか注視していただいているところでございます。

さらに、３年ごとに行います建築物定期調査報告において、専門家による外壁等を含めた調査を実施し、その結果を大阪府に提出することが建築基準法で義務づけられております。この調査におきまして、緊急に改善が必要な箇所につきましては改修を行っており、これら以外、学校での点検等で見つかった場合には、その都度現場を確認し、危険と判断した場合は直ちに専門業者に連絡をし、速やかに改修を行っております。

次に、火災時に施設等の防火施設が大切であるというご質問でございますが、避難する通路、階段などの防災のための設備がいざというときに確実に使用でき、また、作動するようにしなければなりません。この点検につきましても、先ほどご説明いたしました建築物定期調査報告において、防火戸が感知機能により連動機能が有効かつ円滑に作動するかどうか、また、避難のための廊下や階段、通路等に障害物がないかなどを調査項目として定められております。

結果といたしましては、時に一部において注意や不適格というような指摘がございますが、防火戸等につきましては円滑に開閉できるよう、補修、調整等を行っているところでございます。

次に、学校給食の安全についての３点のご質問にお答えいたします。

まず、アレルギーに関するご質問でございます。小学校の給食におけるアレルギー除去食の提供は、集団給食を基本としながら、児童の発達、発育状況などを考慮した上で除去品目を定めて、可能な範囲で実施をいたしております。除去食につきましては、調理員と担当栄養教諭等が確認を行い、マニュアルに沿って調理を行い、間違いのないよう個人名を明記して、個々に確認を行いながら提供を行っております。また、教室でも、献立表にアレルギー除去食についてマーカー等で表記し、確認を行い、対象児童とも最終確認を行い、提供いたしておるところでございます。

栄養教諭の配置についてということでございますが、議員のほうからもお話がありましたように、全校配置ということには至っておりません。そのような状況でありますので、大阪府教育委員会等を通じて国に要望いたしているところでございます。

また、栄養教諭等未設置の学校につきましては、基本的には、中学校区内で複数校を担当していただいているというような状況でございます。アレルギー除去食対応においても、担当する栄養教諭が養護教諭等と一緒に保護者との面談を実施し、設置校と同様に除去食対応の受け入れについて決定を行っているところでございます。

次に、２点目の衛生管理についてでございますが、これまで市が培ってきた給食調理員のノウハウは、長年の経験が給食調理業務に生かされているものであると考えております。業者に対する資格、配置する職員の資格につきましては、募集要項にそういう資格要件を設け、特に職員につきましては、栄養士や調理師等の資格要件や、学校給食調理経験等を要件といたしております。

また、衛生管理に関しましては、従業員に安全衛生教育が徹底され、かつ文部科学省が定める学校給食衛生管理の基準、厚生労働省が定める大量調理マニュアルに基づいた衛生管理マニュアルを自社で確立し、現にそれらに基づき調理業務を行っていること、そして、それらを参考にして作成し

た本市の衛生管理業務マニュアルに基づき、準拠できることを選定基準といたしているところでございます。

したがいまして、委託している業者の職員は決して経験が浅いということではなく、経験の深い職員が、個々職員に対して指導管理を行っているというところでございます。新献立におきましても、業務責任者に対し、調理方法の指導等も行っているところでございます。

次に、３点目の民間委託の現状と委託検証会議等々についてお答えいたします。

現在、市内小学校のうち３校の給食調理を民間委託を行っております。平成２０年度に鳥飼西小学校、平成２２年度には鳥飼北小学校、本年４月より味舌小学校の３校を民間業者で学校給食調理業務を行っているというところでございます。

委託を開始したときから、過去年１回実施しております小学校給食調理業務等委託検証会議は、その内容は、衛生管理の状況、調理の状況、配缶時間、下膳作業、子どもたちへの声かけなどを中心に、学校給食会の会長を初め関係職員がメンバーとなり、委託内容に基づき作業方法などの検証を行っているところでございます。昨年度からは、栄養教諭などから作業中の説明を受け、衛生面、調理面等々気がついたことをメモし、その後に意見等を出し合い検証会議を行っております。

今年度におきましては、７月４日に鳥飼北小学校、１１月２２日に味舌小学校の検証会議を実施いたしました。味舌小学校につきましては、今回が初めてということで時間を長く設定し、市の調理員、栄養教諭等が加熱作業工程前から確認を行っているところでございます。一部に改善を求める意見もございましたが、丁寧な作業がなされており、調理業務におきましても、指示に従い行われておったというような状況でございます。配膳においても、子どもたちへの声かけも行っており、アレルギー除去食の担任の先生等への手渡し等もしっかりなされておりました。なお、鳥飼西小学校につきましては、３学期に実施をする予定でございます。

次に、摂津小学校の民間委託事務に対するご質問にお答えいたします。

来年４月より摂津小学校の給食業務を委託する予定で事務を進めております。これまでに、保護者の方を対象に１０月に説明会を実施させていただきました。

業者選定につきましては、これまでも行ってまいりましたように、プロポーザル方式で委託業者を選定し、来年１月には締結予定を考えております。現在、１３社から提案書の提出をいただいております。今後、本市の定める基準を満たしているかどうかなど、書類審査を行い、プレゼンテーションも実施し、審査し、業者の選定を行ってまいる所存でございます。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　学校や保育所における避難訓練などの防災の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

災害発生時に最優先すべきことは、子どもたちの命を守ることであり、そのための安全確保が最も重要であると考えております。教育委員会と学校、園、所は、さまざまな災害発生時に備えて、避難訓練などを年間計画に位置づけ、各施設で行っております。小中学校、幼稚園、保育所で共通のものは、６月の安全月間に不審者侵入に対応する避難訓練、１月１７日前後に行われます地震及び火災発生に対する訓練等がご

ざいます。多くの小学校では９月に台風などの風水害に対応した避難訓練を、さらに幼稚園では年間を通してさまざまな災害に対応した避難訓練を実施いたしておりますし、保育所では毎月１回、いろいろな状況を想定した避難訓練を実施いたしております。

また、昨年度から９月に実施されている大阪８８０万人訓練では、地震発生時の初期行動について子どもたちへ啓発するとともに、緊急速報メールを活用した情報伝達訓練を行いました。

小中学校、幼稚園、保育所では、地域や児童生徒の実態に合わせて、避難訓練を中心に防災計画の見直しも行っております。河川の氾濫に備えた訓練で校舎の最上階へ避難場所を設定したり、避難後の保護者への受け渡しのあり方などについても検討を進めております。８月３０日より気象庁が運用を開始した特別警報に合わせ、気象警報発令時の措置の改定も行っております。

○村上英明議長　土木下水道部長。

（藤井土木下水道部長　登壇）

○藤井土木下水道部長　道路の安全についてのうち、改正道路交通法と自転車の安全についてお答え申し上げます。

本市では、道路幅員が狭小で歩道未整備箇所が多いため、交通バリアフリーや通学路の歩道整備など、歩行者の安全な歩行空間の整備を最優先に取り組んでいるところでございます。自転車の通行環境の整備につきましては、安全な走行を確保するための連続した自転車専用帯を設けるなどの必要が生じますが、新たに自転車専用帯などを整備するには、用地の確保や財源状況などから考えますと容易なことではございません。

近年、自転車事故の増加が社会問題化していることを踏まえ、平成２４年４月１日に摂津市自転車安全利用倫理条例を施行し、自転車の安全利用に対する本市の責務を明らかにし、市民の意識の高揚に努めているところでございます。

安全な走行に対する対策としましては、ハード面での整備が困難であるため、ソフト面での交通安全啓発を充実させるために、今後も摂津警察署と連携し、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○村上英明議長　都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　都市計画道路の見直しについてのご質問にご答弁申し上げます。

今回の都市計画道路の見直しにつきましては、平成２３年に大阪府が示しました都市計画道路の見直しの基本方針に基づきまして、今年度までの３か年をかけまして府下一斉に進められておる状況でございます。見直しの基本方針におきましては、都市計画決定後、長期間事業に着手されていない都市計画道路について、今後の人口減少など社会経済情勢の変化を踏まえ、計画の必要性とともに、おおむね３０年以内に着手できるかといった事業の実現性なども再点検することによりまして、計画の存続、変更、廃止の方向性を決定し、不要な権利制限を解除していくことを目的といたして進めております。

本市域におきましての都市計画道路の見直しにつきましては、大阪府決定路線では、都市計画道路大阪鳥飼上上田部線及び千里丘正雀一津屋線の２路線、本市決定路線では、都市計画道路開藤森線の一部区間、合計３路線が廃止とされるものでございます。

このうち、府決定路線の２路線につきま

しては、その現道であります府道大阪高槻線や正雀停車場線及び正雀一津屋線におきまして、歩道の連続性や安全性に欠けるなど、歩道未整備の区間も多く見受けられますことから、本市といたしましては、これまで、大阪府との協議におきましては本市の実情を強く訴えかけておりますとともに、大阪府市長会などからの要望や、次年度予算編成時に府議会各会派への要望、さらに大阪府都市計画街路促進協議会からの要望などにおきましても、これらの要望活動を広く展開しており、機会あるごとに都市計画道路見直し後におきましての道路管理者の責務として、交通安全対策事業によります歩道整備の積極的な実施などを働きかけてまいったところでございます。

その結果、大阪府といたしましても、都市計画道路廃止後、地域実情などを総合的に勘案し、優先整備区間を定めることとしており、今後、事業の必要性や優先度について検討を行っていくとの考えが示されている状況に至っております。

今後、都市計画道路が廃止となりますと、数百メートル単位での整備が行われる都市計画事業によります整備が要望できなくなりますことから、府道の道路管理者としての道路利用者に対する安全確保の責務は、これまでとは何ら変わるものではありませんので、危険箇所の状況に応じた柔軟な交通安全対策の実施を、今度も粘り強く働きかけてまいることが不可欠であると考えております。

以上です。

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　学校施設の安全についてです。

劣化対策について、チェック項目に基づいた日常点検、目視でやっておられるということですが、この間、説明会が行われてから１年半、約２年ほど経過しようとしていますが、日々の目視による日常点検で、危険箇所の発見であるとか、修繕をしたりとか、もしくは建築課など専門家の協力を依頼して対応に当たったケースはあったのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたい。

それから、建物の専門的な観点からの点検で、３年に１度の法定点検があるということで、これは、どの公共施設でも行われていることだと思います。ただ、こうした法定点検が行われた上で、２年前の事故が相次いだということでありますので、この法定点検についても、どのように行われているのか、厳しいチェックをしていく必要があるというふうに思いますが、今後の３年に１度の点検、今後、当面はどのような予定になっているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、学校の避難訓練などのお話を、ご説明もいただきました。

今年ですか、摂津市の防災アドバイザーとして群馬大学の片田教授が就任をされたということで、私も釜石のあの子どもたちの被害が最小限に食いとめられたという、大きなあの勘所としては三つ述べられておられましたけれども、想定にとらわれない、最善を図る、率先避難者たれということを、日々日常生活の中で防災教育が行われてきたということでありますので、こういったような教育も生かされていくべきだと思いますけども、どのようにお考えなのか。

また、防災マニュアルも各校ごとにつくられていると思います。各校ごとの危機管理マニュアルであったり防災マニュアルについて、校内で教職員、それから子ども、それから保護者、地域でも必要がある場合は共有化していく必要があるのではないかというふうに思うんですね。その点、どの

ような取り扱いになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

学校給食の質問です。

アレルギーのお話は、先ほどからも質疑応答されていました。一歩間違えれば人の命にかかわる問題で、きめ細かな対応が必要だというふうに思います。現在、摂津市で７２名の児童が除去食を必要としているというご報告を以前、いただきました。未配置校が４校あると。それぞれ４校のうち、それぞれ５人、８人、４人、７人と、それぞれの未配置校に除去食を必要としている児童がいらっしゃいます。中学校区で栄養士さん、栄養教諭さんが持ち回るというようなお話でありますが、きめ細かな対応をする上で、本当にこれで大丈夫なんでしょうか。

先ほども申し上げましたように、アレルゲン除去食物は、今、多種多様になっています。卵がだめな子、大豆がだめな子、甲殻類がだめな子、それぞれ一人一人に合った除去食をこれまで摂津市の給食はつくって、できるだけ多くの子どもたちに、アレルギーを持っている子もアレルギーを持っていない子と同じように、おいしい温かい給食を提供してきたわけですが、そういったレベルが守られるのか。そして、きめ細かで細心の注意が必要とされるアレルギー対応を、未配置校を残したまま、大阪府、国に要望して、それを待っているだけでいいのかどうか、ちょっとそこをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、民間委託にかかわってなんですけれども、決して民間委託校だからだめだというようなこと、立場ではありません。民間委託校であったとしても、直営校であったとしても、子どもたちの安全を守るためには最善の努力をしていただく必要があるというふうに思います。

摂津市が実施している研修にも、民間委託校の調理員さんが参加されるケースがあるというふうに聞いていますが、本来であれば、それぞれの会社がそれぞれの責任においてノウハウのもとに研修を行うべきでありますが、摂津市の研修にも参加させているというようなことが事実であれば、それはどのような理由からなのか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、この間、民間委託が毎年のように拡大してきまして、いよいよ１０校中、来年の４月で４校、４割になります。これまでの議論では、民間委託は半分ぐらいまでというようなお話があって、直営校は残すというようなご答弁をいただいてきましたが、その方針は変わらないのか。同時に、直営校を残していくその理由についてもお聞かせください。

次に、道路の安全の問題であります。

自転車の問題については、やはりモラルやルールの問題というのが非常に大事だということはわかりますので、その点、ぜひ幅広く展開をしていっていただきたいと思いますし、実際に、かつてプロドライバーの方々がチェックした摂津市の危険箇所マップというのをつくられました。これを、子どもたちや地域の人たちと一緒になって、現地で、この場所での自転車の危険なものは何なんだろうかというような、一緒になって取り組んでいくような取り組みを求めておきたいというふうに思います。

都市計画道路の見直しについてでありますが、今、お話がありまして、計画決定廃止後でも、交通安全を守るために引き続き大阪府に求めていくし、大阪府も優先順位をつけて取り組まないことはないよというようなお話であります。

心配をしておりますのは、都市計画道路の見直しのフローチャートを説明会で見せていただきました。未着手の計画道路の廃止や存続を決める上で、まず必要性、それから実現性から、廃止をするのか、存続をするのか決めていきます。で、廃止に至る前に、交通安全機能と、それから防災機能はどうなのか、そこをもう一回チェックをして、存続候補を存続に引き上げるのか、交通安全上もう必要ないなというときには廃止になるというようなフローチャートになってるんですね。

そう考えますと、計画決定が廃止されて、でも、残った道路の安全は守りますよとおっしゃっていただいたとしても、既に交通安全や防災機能がそれほど高くないから廃止したという決定がなされている道路に、しっかりとした安全対策をやれるのか。道路管理者が責任を持って、しかも優先順位をしっかり上げて管理ができるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長　まず、学校施設の安全についてのご質問にご答弁申し上げます。

モルタル等の落下事故を受けまして、劣化調査でＤ判定であった施設につきましては、建築課とも現場確認を行いながら、緊急対応が必要な箇所については直ちに、部分的ではございますが改修を行ってまいりました。その後、外壁等の全面改修にあわせ、平成２４年度は鳥飼北小学校校舎、第二中学校体育館を、今年度は耐震工事とあわせ、千里丘小学校、味生小学校、鳥飼西小学校の校舎と別府小学校体育館、第二中学校の校舎の改修を行っているところでございます。

目視点検において、学校等から新たに報告があった場合には、教育委員会の担当職員が現場に出向き、高所など確認ができにくい場所につきましては、必要に応じて建築課とも相談しながら、専門業者に調査を依頼し、改修が必要であれば修繕を行っているところでございます。

今年度は摂津小学校体育館のひさし等の修理、味生小学校体育館ギャラリー部分の修理、第一中学校外壁部クラックからの雨漏りの修理等を行っており、現在、第五中学校体育館の外壁クラックからの雨漏り及び校舎一部のクラックについて、建築課に相談を申し上げながら修理を行うよう準備をしているところでございます。

次に、法定によります建築物調査でございますけども、現在、調査を行っているところであり、今年度の状況については、今現在、詳細な資料はないような状況でございます。

次に、学校給食に関するご質問でございます。

先ほどのご答弁でも申し上げましたが、栄養教諭未設置の学校につきましては、基本的に中学校単位で複数校を担当していただいているというような状況でございます。毎月の除去食対応につきましても、献立表からアレルギーの原因物質となるアレルゲンをチェックの上、保護者と連絡調整を行いながら、担当の栄養教諭や養護教諭等が中心となり、また担任等とも確認を行いながら、除去食の対応を行っているということでございます。

正規職員に関してでございますけども、今年度２３名の調理員を配置いたしております。年齢構成といたしましては、３０歳から４０歳が２名、４１歳から５１歳が１０名、５１歳から６０歳が２名となっております。今後５年間で５名が定年退職を迎

えるというような状況であり、平成３０年には１５名になる予定でございます。

直営校のあり方ということでございますが、第４次行財政実施計画におきまして、１０校中５校を委託する計画を予定しておりました。現在３校、来年４月に１校し、４校になるような状況でございます。今後の退職者の推移や職種がえ等の動向も見きわめながら、今後のことは検討していくということになると考えております。

次に、委託校の研修についてでございますが、委託している業者は、仕様書におきまして、自社で独自に調理担当者に学校給食の調理の役割を十分理解するよう、調理や食品の取り扱いなど衛生研修を適正に行い、資質の向上に努めるようというふうに定めております。また、研修計画と実施報告書の提出も求めているところでございます。

場合によって、教育委員会が開催する研修に参加をいただいております。その際、その研修につきましては、学校給食を実施する上で必要になる研修ということで、協議の上、研修に参加いただいているというような状況でございます。

○村上英明議長　次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　今後の学校等におけます防災の取り組みについてでございますが、本市の防災アドバイザーである群馬大学片田教授が本市と同じようにアドバイザーを務めておられます、そしてまた本市と防災協定を締結しております尾鷲市のほうにも、教育委員会としまして訪問させていただきまして、事業内容などさまざまな取り組みについてお話を聞かせていただくなど、そういった取り組みをさせていただいております。

今後、釜石市など先進的な防災教育の実践を参考にしまして、子どもたちが主体的に考え、行動できるような防災教育について研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ご指摘にありました各学校での防災マニュアルにつきまして、地域への周知についてはまだまだこれからの課題というふうに認識しておりますし、そういったためにも、子どもたちが地域の一員としての役割を認識するような、地域と小中学校が例えば合同で行う避難訓練などのあり方についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　都市整備部長。

○吉田都市整備部長　それでは、安藤議員の２回目のご質問にお答えいたします。

都市計画道路の廃止ということで、存続か、それとも廃止かという選択肢の中で、現実の話としては再検討という項目を見られたと思います。そこには、交通安全機能及び防災機能が著しく高いかという文言がつけられております。ご指摘のこの府道の２路線につきましては、もともと変更前は凍結路線、つまり事業は当分できませんよという凍結路線の位置づけになっております。だから、大阪府といたしましても、出発点が凍結路線である限りは、再検討のラインにはのってないだろうというふうに我々は判断いたします。その上で、我々は、都市計画事業ではなく、改めて管理者としての責務を果たしてもらいたいということに切りかわったというのが現実でございます。

もう一点、もしも重要性で、市として非常に重要であると、著しく高いと、都市計画道路としては存続すべきだという話になりますと、そうしたら府の回答としては、市でやってください。これが答えです。都

市計画道路は誰がやってもいい事業なんですよ。区画整理で組合でやろうが、国がやろうが、ＵＲがやろうが、誰でもできる事業です。ただし、認可をとっての話でございますけども、そのあたりからしますと、大阪府は、摂津市がどうしても重要であるという場合は、市独自で都市計画事業として進めてもらいたいと、それが向こうからの結果であろうというように判断いたしております。

以上でございます。

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　学校施設につきましては、専門の目で見るというのがやはり基本だと思います。日常の目視というのは、あくまでも補完的なものであって、専門的な目で見られる体制を求めておきたいと思います。

それから、学校給食についてですけども、民間委託でも研修に参加をしてもらう、アレルギーの対応、それから保護者への説明が必要だということは、やはり安全を重視して、民間で全てを任せることについては不安があるからだと思うんですね。同時に、それをやればやるほど偽装請負という労働法制上の問題が出てくるわけですから、その点については指摘をし、民間委託の拡大をやめるように求めておきたいと思います。

道路の点については、必要性、交通安全の点から、摂津市としてもしっかり見てもらえるように要望しておきます。

○村上英明議長　安藤議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

（渡辺慎吾議員　登壇）

○渡辺慎吾議員　それでは一般質問をさせていただきます。

まず初めに、住工共生のまちづくり条例についてであります。

東大阪市では、今年４月１日から東大阪市住工共生のまちづくり条例が施行されました。この条例は、住工共生のまちづくりの推進に関する基本的な事項等を定め、市民の良好な住環境及びものづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちづくりの実現に寄与することを目的として制定されたわけであります。

この条例は、主に住宅の建設主や宅地建物取引業者に一定のルールを設け、宅地建物を購入希望されている顧客に、工業地、準工業地域の趣旨説明や、近隣の企業の立地状況、公害関係法令に定める規制基準、土壌汚染に関する情報等を説明する義務を課するものです。ご存じのように、東大阪市は中小企業のまちで、ものづくりのエキスパートが集結し、大変な技術力を持ったプロ集団があります。彼らの生活と技術が市外に流出することを未然に防ぐためと、新しく転入される新市民を守る目的で制定されました。

我が摂津市も多くの中小企業が点在し、プチ東大阪市的なまちであります。ここ２０年続いた不景気により、倒産企業が土地、建物を売却し、その後、その土地に住宅が建っている光景をよく目にします。開発業者は、売却が順調に進むことを念頭に置いておりますので、周辺の環境の説明を正しく住宅購入者にしているかが疑問です。また、現在存続する用途地域を見直すことも難しいと思います。その意味で、我が市にもこのような条例を制定するお考えはないかお尋ねしたいと思います。

次に、文化財保護条例のその後について質問いたします。

市は、私がかねてから要望しておりました市立第６集会所の歴史的価値を認め、維持補修をし、後世まで建物の価値を伝え、

活用するとして、平成２３年６月に市立第６集会所と明和池遺跡出土土馬を市指定有形文化財第１号として指定していただきました。私はこのことを高く評価したいと思います。その後、この民家を含め、市内に第２号の文化財としてふさわしい建物を調査されているのか、お尋ねしたいと思います。

これで１回目を終わります。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　住工共生のまちづくり条例についてのご質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、北摂地域で唯一昼間人口が夜間人口を上回る産業都市の性格を有しており、工業系土地利用の用途地域が半分以上を占め、そのうち７割以上が準工業地域となっているものでございます。その多くは昭和４０年代からの土地区画整理事業によります市街化された地域であり、製造や流通などにかかわります工場や倉庫としての土地利用が進み、今日まで発展してまいりました。

準工業地域におきましては、議員ご指摘のとおり、住宅購入者が入居後、平日の工場操業に伴います騒音や振動によりましてトラブルが発生することもあり、東大阪市と同様に、準工業地域を多く抱える衛星都市に共通した課題であるものと認識いたしているところでございます。

この課題に対しましては、解決の手法といたしましては、用途地域の変更も考えられるところでございますが、土地区画整理事業の際、準工業地域とすることで土地の有効利用が図れるものとして、地権者の理解が得られた経緯がありますことから、また、住居系用途地域への変更に当たりましては、一定規模の面積が必要となりますことや、現況、土地利用におきましての住居系と工業系への二分化に際しましては、多くの既存不適格建築物が発生しますことから、現実的な解決策にはなり得ないものと考えております。

現在、本市におきましては、住宅購入後の同様のトラブルを避けるため、住宅地の開発行為に当たりましては、周辺に住居以外の建築物がある場合は、開発事業者に対しまして、住宅購入者に周辺環境について十分説明するよう指導をいたしているところであります。今後も産業都市としての特色を生かしつつ、住環境にも配慮できますよう、他市の先進事例も参考にしながら、条例化も視野に入れ、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長　生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長　登壇）

○宮部生涯学習部長　摂津市文化財保護条例に基づく文化財指定の状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市には市指定有形文化財として市立第６集会所と明和池遺跡出土土馬の２件、また、大阪府指定有形文化財として金剛院所蔵不動明王像と味舌天満宮の２件の計４件の指定文化財がございます。摂津市内におきましては、神社仏閣や古民家等の歴史的建造物を初め、古文書、参考史料など文化財が多数現存しており、また、吹田操車場跡地にございます明和池遺跡からは、近年の発掘調査により新たに貴重な遺物などが発掘されるなど、指定文化財の候補となる案件が存在しております。

今後、これら指定文化財候補につきまして、文化財的価値等を調査した上で、摂津

市文化財保護審議会に諮り、指定してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それでは、２回目の質問をさせていただきたいと思います。

一般市民にとって人生の最大の買い物というのは、やっぱりマイホーム購入だと思います。私もよく、新しく越してこられた市民が、非常に隣の工場の騒音がうるさいとか、振動がうるさいということで、ちょっと来てほしいというようなことで、複数回、そういう現場に立ち会ったことがあるんですけど、双方の言い分、両方ともの言い分、ごもっともなわけでありまして、その解決方法と問われても、私どもお手上げの状況があったわけです。これは行政でもそうだと思うんです。

その中で、東大阪市がこういう形の条例を制定されて、非常に東大阪市というのは、皆さんご存じのように、非常に手づくりのまちというか、ものづくりのまちというか、中小企業が多々ありまして、その辺の匠の技を持った企業がたくさんあるわけです。そのようなトラブルが頻繁にあるということで、摂津市の数倍の規模があるまちですから、当然、トラブルも多々あるということで、この条例を制定するということで、１年間の準備期間をとりまして、非常に、そのワーキングチームをつくって、さまざまな観点からいろんな方々の意見を聞きながら、また法的なことも踏まえながら、この条例を制定されたわけです。

摂津市も準工業地域７割ということですから、何を建ててもいいというような状況の中で、そのようなトラブルが、先ほど言いましたように、過去から多々あったわけです。以前にもほかの議員からもこういう質問がされたというふうに聞いておりますが、非常に具体的に、例えば宅地建物の業者に対して、具体的にさまざまな要望をしてるんですね。

まず、開発業者に、この宅地建物取引業者の皆様へということを渡しまして、この条例の趣旨をきちっと説明し、それから、騒音、振動の基準を示して、また土壌の汚染の状況とか、そういうものをしっかりと説明して、それに即した一つの調査を独自でやってもらって、その上で、その顧客、家を購入する顧客にきちっと説明をしてくださいということで、業者と綿密な打ち合わせをしながらそういう指導をしているということなんです。

摂津市でも、一応その辺は配慮をしてくれということで、説明をされているようですけど、ただ、これを条例にしてより徹底させるということが必要だということで、非常に、今のところ、双方から非常に高い評価を得ているというような、そのようなことを聞いております。

行政のトップ、市長、副市長、その辺の責任が非常にあるというふうに思いますので、トップとして、この条例に関して今後制定するお考えはないのか、副市長、市長でもどちらでも結構ですので、ご答弁いただきたいと思います。

それから、歴史ある建物ですけど、今、非常に１００年ぐらいたった建物が、誰も、地権者はいてはるんですけど、住む方がおられないということで、そのまま放置されているような状況があるということで、私もこの第６集会所がこのままの状況だったら、いずれ朽ち果ててどないもならへん状況になるん違うかというような危惧があったんで、あえてここで質問させていただいたんですけど、摂津市にはまだまだそういう歴史的な価値のある建物が複数あるとい

うふうに、私も摂津市内を見渡しまして、自分自身で調査したら、やっぱり数件あるわけですね。

そういうことをしっかりと後世に残すための、いきなりその文化財としての立場を位置づけるというのは、地権者もあることですから、難しいと思いますが、ただ、調査して、それに対して保存するという、そういう意向は実際あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上で２回目を終わります。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長　ご質問の、歴史的価値のある民家の保存、活用について、考え方と具体的な方策についてのご質問にお答えいたします。

摂津市内には、神社仏閣以外にも、明治から昭和初期にかけて建築された歴史的価値を有する個人所有の家屋が現存しております。これらの民家は、当時のすぐれた建築技術や生活文化を伝承するものでございまして、摂津らしさを生かした個性あるまちづくりや郷土愛を育むための重要な文化資産であると考えておりますが、核家族化や、生活様式が変化する中で、これら近代の建造物は次々と失われつつあり、これらを保存、検証することは取り組むべき課題であるというふうに考えております。

具体的な施策でございますが、現在、公的な文化財保護制度といたしましては、国、府、市それぞれの指定文化財制度及び国の登録文化財制度がございます。それぞれ指定の登録や基準、補助や優遇制度の内容、また文化財としての規制内容について差がございますため、対象となる文化財の重要性、緊急性、活用方法など、その文化財の保護方針により最適な制度を選択する必要がございますが、議員ご指摘のように、いずれの制度を活用するにいたしましても、所有者のご理解とご協力が必要不可欠となってまいります。

今後につきましては、本市におけます古民家等の現存物の現況調査を進めますとともに、所有者の方々への制度説明を十分に行い、文化財保存、活用への理解をいただきまして、本市における古民家等の文化財の保存継承、また活用を図ってまいりたいと考えております。

○村上英明議長　副市長。

○小野副市長　条例化の考え方ということでございます。

部長が言いましたように、他市等の先進事例も参考にしながら、条例化も視野に入れて考えてまいりますということでございます。

それと、部長の答弁の中に、私も覚えておるんですが、あの大きな土地区画整理事業をする際にいろいろとありましたが、基本的には、地権者の方々に準工業地域として有効活用ができますよということで、あれ相当大きな議論になった中で、でき上がってるんです。条例化をするとなれば、そのことを十分、その土地区画整理事業で強行された方の意向、今言われたマイホームの方の意向、企業の意向があると思います。

それで、その際、考えなければならないのは、今年、２４年度に市内の事業所の実態調査の結果報告を出させていただきました。それは、この結果に基づいて具体的に、産業振興のプランにつなげていくとなっております。この中で気になる形が、今、渡辺議員が言われている中身で、現に摂津市内でものづくりでやっておられる工場は１，７２０社ぐらいになっていますが、その中で利点で、交通道路網が整備されていると

か、得意先、顧客先が近いんだと。それでその中に、デメリットは何かといいますと、やっぱり住工混在に影響がありますというように企業が答えているんですね。それから、もう一つは、市外の関係団体から摂津市に来る場合に何がデメリットでしょうかと聞いたときに、この場合は４０％前後が住工混在だと言っておられます。

したがいまして、これを企業者ととれば、この問題は必ず企業は考えられるということがあります。そうしますと、ここのことを考えていかなければならない。一つは産業振興の問題と、それから準工であるがゆえに、いわばマイホームを建てられた、そういう建物の問題はこの議会でも議論されました。

渡辺議員ももちろん承知しておられるように、摂津市には１，７２０ほどものづくり企業があるとなっています。いわゆる産業都市ということがはっきり書かれております、この報告書の中に。そうであると思います。その中に、東大阪のことは、ご承知のとおり、工業地域への新たな住宅開発を抑制するというのがもう基本原則なんですね、東大阪は。したがって、産業集積の観点から、住宅地としての開発は慎んでもらうんだと、東大阪はものづくり一本でいくということを条例ではっきりうたいました。その経過の中で、宅建業者等には工業地域、準工業地域とはどういうことか、それから公害関係法令の正す規制はこうですよ、近くにつくった企業にこういうふうにやってきましたよとなっています。

そういたしますと、東大阪の場合は、住工共生まちづくり協議会ができました。そうすると、その重点地域に指定されましたら、開発規制についての協議をするんですね、これ。そのときに厳しいのは、隣接の工業用途用地には必ず緩衝地帯を設けなさいと、それから、住居の環境を害するおそれのない措置を講じなさいというように、原則は企業を中心の軸でいきたいということになっております。

したがいまして、市としては、終のすみかでお住まいになっているマイホームの、その形と、それからこの産業プランに出てきている産業系が望んでおられる、その一つの形。条例にいたしますと、近隣とのトラブルをどうするかということではなくて、今、言われているように住工のきちっとしたすみ分けといいますか、そういうことまで図っていくということを考えるべきだろうというふうに思うんです。

したがって、住居側につくわけにもいかない。企業側についたとしたら、住居系の問題の方がやっと住まいしたのにとなりますし、今度、企業がもめますから、住工共生というのは難しいことでありますが、私は、市長も常に言っておられるんですけど、これは真剣に、他市事例も、東大阪の事例がございます。区画整理で協力してもらった地権者の方の意向もあります。現にお住まいの方、近所の方もおられます。この辺をどうやってうまく調整できるのかということを一度真剣に、今、部長言いましたように、そういう視点に立って、共生ということの視点に立って、日本全国、東大阪ありますが、そういうことを一遍調べさせていただきまして、研究させていただきたいというふうに思っております。

○村上英明議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　非常にありそうでない条例なんですよね。本来、土日にちょっと住宅を見に行こうということで行ったら、土日だから工場は休んでいるから、非常に静かな住環境やと思って住みついたら、非常に

そのあいの日はやかましかった、振動があるというふうなことで、そういうトラブルが起きるわけですけど、宅建業者には非常に、建築主には非常にそういう形で負担を強いるかもしれませんけど、やっぱり税収の、この摂津市の大きなシェアを占めているのは法人市民税ですから、そういう点も踏まえて、両方とも大切にするというような観点から、その条例施行に向けて研究していただきたいと思います。また、摂津市に合うような条例をやっぱり研究していただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、建物ですけど、非常に地権者があることやから、勝手なことができんのは、それは十分わかっています。だから、その地権者の中に、私の知っている友達がその地権者であったと。何とか活用できないかと、逆に向こうから言われたこともあります。

まず、そういう建物に関しての一遍実態調査、調査をしてもろて、歴史的な建物やら、さまざまな匠の技を一遍調査させてください。その調査の後にというようなやり方をやっていただいたらいいと思いますし、なかなかそこまで到達するには時間がかかると思いますけど、ただ、一旦潰してしまったらもう二度とよみがえることはできないし、郷土に愛着を持つということは、そういうことの一つ一つが大切なことだというふうに思いますので、それも要望しておきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○村上英明議長　渡辺議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会いたします。

（午後４時３３分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　村　上　英　明

摂津市議会議員　　水　谷　　毅

摂津市議会議員　　南　野　直　司

# 摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２５年１２月２０日

（第３日）

# 平成２５年第４回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２５年１２月２０日（金曜日）
午前 １０時　　開 議
摂　津　市　議　会　議　場

---

１ 出席議員 （２１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 森西　正 | ２番 | 木村勝彦 |
| ３番 | 上村高義 | ４番 | 福住礼子 |
| ５番 | 藤浦雅彦 | ６番 | 村上英明 |
| ７番 | 三好義治 | ８番 | 東　久美子 |
| ９番 | 市来賢太郎 | １０番 | 中川嘉彦 |
| １１番 | 増永和起 | １２番 | 弘　豊 |
| １３番 | 山崎雅数 | １４番 | 水谷　毅 |
| １５番 | 南野直司 | １６番 | 渡辺慎吾 |
| １７番 | 嶋野浩一朗 | １８番 | 大澤千恵子 |
| １９番 | 野原　修 | ２０番 | 安藤　薫 |
| ２１番 | 野口　博 | | |

１ 欠席議員 （０名）

---

１ 地方自治法第１２１条による出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森山一正 | 副市長 | 小野吉孝 |
| 教育長 | 箸尾谷知也 | 市長公室長 | 乾　富治 |
| 総務部長 | 有山　泉 | 生活環境部長 | 杉本正彦 |
| 保健福祉部長 | 堤　守 | 都市整備部長 | 吉田和生 |
| 土木下水道部長 | 藤井義己 | 教育委員会次世代育成部長 | 登阪　弘 |
| 教育委員会教育総務部長 | 山本和憲 | 教育委員会生涯学習部長 | 宮部善隆 |
| 水道部長 | 渡辺勝彦 | 消防長 | 熊野　誠 |

---

１ 出席した議会事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 寺本敏彦 | 事務局次長 | 藤井智哉 |

1 議　事　日　程

1,　一般質問

福　住　礼　子　議員
山　崎　雅　数　議員
藤　浦　雅　彦　議員
森　西　　正　議員
増　永　和　起　議員
南　野　直　司　議員

2,　議　案第　６０号　平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）
議　案第　６６号　指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか６施設）
議　案第　６７号　指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）
議　案第　６８号　指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）
議　案第　６９号　指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）
議　案第　７０号　指定管理者指定の件（摂津市立小川自動車駐車場）
議　案第　７１号　指定管理者指定の件（摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか６施設）
議　案第　７２号　指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか２施設）
議　案第　７３号　指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）
議　案第　９１号　摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議　案第　６１号　平成２５年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）
議　案第　６２号　平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議　案第　６３号　平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
議　案第　６４号　平成２５年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議　案第　６５号　平成２５年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議　案第　７４号　指定管理者指定の件（摂津市立障害児童センター）
議　案第　７５号　指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）
議　案第　７６号　指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
議　案第　７７号　指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）
議　案第　７８号　指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）
議　案第　７９号　指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）
議　案第　８０号　指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場）
議　案第　８１号　指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）
議　案第　８２号　指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）
議　案第　８３号　指定管理者指定の件（摂津市斎場）
議　案第　８４号　指定管理者指定の件（せっつメモリアルホール）
議　案第　８５号　吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件
議　案第　８６号　摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議　案第　８７号　摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件
議　案第　８８号　摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
議　案第　８９号　摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件
議　案第　９０号　摂津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件
議　案第　９２号　摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件

3,　議会議案第　１３号　障害のある人の介護保険制度利用に関する意見書の件
議会議案第　１４号　ブラック企業への厳正な対処を求める意見書の件

議会議案 第　１５号　介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書の件

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程３まで

（午前１０時　開議）

○村上英明議長　おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び嶋野議員を指名いたします。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。福住議員。

（福住礼子議員　登壇）

○福住礼子議員　おはようございます。けさは大変寒い朝となり、路面の凍結が心配されました。私の質問も凍結とならないように、しっかりと行ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、特定健康診査の受診率向上とがん検診率向上についての質問をさせていただきます。

毎年４月スタートで健康づくり年間日程表が配布されていますが、各種健診の内容と日程、予防接種、健康体操、健康相談など、健康と予防に関する市としての１年間の計画がよくまとめられてあります。そして、同じく４月には、国民健康保険加入者に特定健診とがん検診の受診票が送られています。今年の受診については現在進行中ですが、年間計画において、受診率向上に向けた取り組みの経過及び現状について、また、わかる範囲で受診状況を教えてください。

次に、セッピィ商品券の第６弾の発行についてです。

セッピィ商品券が、第５弾が今年も１０月に販売されました。毎回好評で、完売していることは大変うれしいことですし、市民の皆様も楽しみにされている、ニーズが高い事業であると思います。セッピィ商品券は１２月３１日までの使用期間ですが、第５弾の現在の進捗状況を教えてください。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　それでは、特定健康診査とがん検診の受診率向上に向けた取り組みの経過と現状についてのご質問にお答え申し上げます。

特定健康診査につきましては、近年の生活習慣の変化により、糖尿病を初めとする生活習慣病の増加に伴い、その要因でありますメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の実施が平成２０年度から医療保険者に義務づけられることとなりました。本市におきましては、被保険者の方が身近に健診を受診できるように、大阪府医師会及び摂津市保健センターに特定健診の委託を行い、受診環境の整備を行ってまいりましたが、初年度の平成２０年度は受診率が２６．４％と、目標値を下回る結果となりました。

そこで、平成２１年度から受診率向上のため、さまざまな取り組みを実施いたしております。主なものといたしましては、未受診者の方へアンケートを行い、その中でご要望が多くございました受診券の年度当初の発送や、がん検診と特定健診受診券の一体化を初め、被保険者の方へ直接の働きかけとしまして、はがき、電話による受診勧奨、ポスターによる啓発、特定健診受診勧奨講座の開催などと実施してまいりました。その結果、昨年度におきましては受診率が２８．８％と、初年度と比較し２．４ポイント向上となりました。平成２５年１０月までの受診状況は、昨年の同時期と比べ１８０人増となっているのが現状でござ

います。

本年度におきましては、がん検診と特定健診のセットプランの実施日を土曜日に広げ、受診機会の拡大を行うとともに、受診勧奨業務を摂津市立保健センターに委託し、地域の特性を考えたきめ細やかな受診勧奨により、さらなる受診率の向上に取り組んでいるところでございます。

次に、各種がん検診の平成２４年度の受診状況でございますが、胃がん検診９．９％、大腸がん検診１１．７％、肺がん検診１２．９％、乳がん検診１３．１％、子宮がん検診１７．８％と、これも目標受診率には届いていない状況でございます。平成２５年度の受診状況は、昨年の同時期と比較しますと、肺がん検診と乳がん検診の受診数は増加しておりますが、胃がん、大腸がん、子宮がん検診については同程度となっております。

これまでの取り組みにつきましては、先ほど特定健診で説明させていただきましたがん検診と特定健診受診券の一体化や検診のセット化のほか、平成２１年度から乳がんと子宮がん検診につきましては、検診自己負担金の無料クーポン券を節目年齢の方に送付して、受診勧奨しており、平成２３年度からは胃がん、大腸がん、肺がん検診に拡大して実施してまいりました。また、がん検診の検診日を土曜、日曜に設定したり、子宮がんと乳がん検診のセット検診や胃、大腸、肺がん検診をセット検診にするなど、受診しやすい環境整備に努め、受診率の向上を図ってまいります。

○村上英明議長　生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　セッピィ商品券第５弾の進捗状況についてお答えをいたします。

今回で第５弾となりますセッピィ商品券は、１０月２４日、２７日、２９日の３日間にわたり、市内郵便局、公民館、市役所など２０か所で販売し、即日完売となりました。特に今回は、正雀駅前、とりかいの両商店会の積極的なご協力により、地元商店街での販売が実現いたしました。また、第４弾で小規模店対策として取り組んだセッピィお年玉などにより、小規模店での利用が前年比２．８％上昇したことを踏まえ、第５弾では、お年玉を１００本から２００本に増やし、継続して実施いたしております。

商品券の利用については、１１月末現在で発行額５，５００万円のうち２９．７％が換金され、小規模店での利用は約２４％となっております。また、各商店街では、商品券発行に伴い、１２月末までの商品券利用期間中に、商店街限定の金券抽選会や１００円商店街など、地元商店街での利用促進への取り組みをいただいております。

○村上英明議長　福住議員。

○福住礼子議員　ありがとうございます。それでは２回目の質問をさせていただきます。

特定健診とがん検診の受診率でございますが、昭和５１年、市民総合健診を保健センターで集団健診として始められ、受診率向上のために開催日数の増加や医療機関での個別健診などを取り入れ、平成１１年には受診率５１．１％という実績を上げられています。その後、乳がん検診では視触診とマンモグラフィ検査の併用を取り入れ、子宮がん検診では受診対象者を３０歳から２０歳に引き下げられ、また、二つの健診をセット検診に組み入れるなど、日数を増やしながら、一人でも多くの市民が受診できるよう取り組まれております。

ご答弁にありましたように、平成２０年度、特定健診に制度変更後は、受診率が低

下した中で、目標値を目指して現在も努力されております。受診勧奨においては、未受診者に対して、還付金詐欺と間違えられないよう、まず、はがきでのご案内を送り、次に電話をされていると伺いました。私も以前の仕事で、商品発送のため在宅確認で何件も電話をした経験がございます。携帯電話が主になっている現在では、自宅の電話に出られない、また自宅におられても留守電にされているといったケースも多いため、１軒に何回も電話をかけますが、なかなか思うように連絡がとれないといった現状がございました。

保健センターに委託して受診勧奨業務とのことでございますが、アンケート結果にもあるように、できれば年間日程に土曜または日曜、祝日の検診日を増やすことをお願いし、要望といたします。

病気からの予防、がんの早期発見のための検診であることをもっと訴えていく必要があります。今年のがん検診を受けられた方には早期発見できた方もおられ、喜ばれる結果もございます。そのような健康にかかわる実績を紹介する、例えば、検診受けてネットというような、市民の声や体験談を広報やホームページなどで取り上げてはいかがでしょうか。また、平成３０年予定で吹田操車場跡地に国立循環器病研究センターが移転することについては、市民にとっても大きな関心事であり、期待されていると思います。今後のさらなる受診率向上に向けた展望について、本市のお考えをお聞かせください。

続いて、セッピィ商品券の第６弾の発行について。

セッピィ商品券販売実施に当たっては、販売方法から換金方法に至るまでさまざまな工夫がされております。第１弾のときは、身体の不自由な方への購入方法に関する配慮、第２弾では取り扱い、登録店舗が増え、第３弾では商業者独自のイベント企画があり、商店街の集客につながっております。ご答弁にもありました第４弾、第５弾でも、いろいろな知恵と工夫が取り入れられ、中でも小規模店の利用が上昇し、商店街の活気につながっております。行政と商店街が市民の期待に応えようとされる意欲のあらわれが、即日完売という市民の関心を高めることにつながっていると思います。

そこで、セッピィ商品券第６弾の発行について、どのように考えておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、２回目の質問でございます。

○村上英明議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　受診率のさらなる向上に向けた展望についてのご質問にお答え申し上げます。

これまで、特定健診を受診しやすい環境の整備を図ってきておりますが、特定健診の未受診理由の主なものは、治療中だから、日時が合わないから、受診予約の機会を逃したなどでございます。今後の特定健診受診率の向上に向けては、健診の必要性や受診者への啓発など、決め細かい未受診の方への個別案内を行い、また、病気の予防や健康づくりの意識向上の啓発事業、健康マイレージ制度などの検討を行い、特定健診の動機づけを図ってまいります。

がん検診につきましては、継続して節目年齢の方へ自己負担金免除のクーポン券を活用した個別案内を行い、未受診者への再案内や子宮がん検診時の保育を設定するなど、検診受診環境の整備を図ってまいります。

また、現在、吹田操車場跡地で新たなま

ちづくりが行われており、平成３０年度の国立循環器病研究センターの移転に向け、開発が進んでおりますが、本研究センターでは健康寿命の延伸を目指した予防医療を推進されていることから、今後、本市でも、本研究センターが吹田市域で実施されております吹田コホート研究への参加や、市民公開講座などの開催、生活習慣病にかかりにくいかるしおレシピや健康体操の普及啓発など、ノウハウを地域で展開してもらうなど、健康づくりへの支援に期待をしているところでございます。

○村上英明議長　生活環境部長。

○杉本生活環境部長　セッピィ商品券の第６弾の発行についてのご質問にお答えいたします。

セッピィ商品券は、平成２０年のリーマンショックによる経済不況に対応するべく、市内消費の活性化と商業者の支援を目的に、緊急経済対策として平成２１年１１月に第１弾を発行いたしました。その後、日本経済が円高、グローバル化による海外への工場移転、ヨーロッパの債務問題、東日本大震災などの影響により、十分な回復に至らないことから、本市では、商品券発行事業を市内事業所の活性化への一助として検討を重ねながら、５か年にわたり発行を行ってまいりました。

最近の日本経済は、株価上昇、超円高の終息による輸出の増加など、景気回復の兆しを見せております。こうしたことから、景気停滞期における消費の底上げを目的とする商品券事業は、一定の目的を達成できたものと考えております。また、同様の商品券事業を実施した近隣自治体でも、商品券の発行を既に終えております。

これまでの取り組みで培ってまいりました商業者との関係や、先ほど議員からご紹介いただきました商品券発行に伴うさまざまなノウハウを活用し、地域の商店街などが自主的に取り組む事業などへの支援に重点を置いてまいりたいと考えております。

今後の商工業施策におきましても、中小企業が集積する本市特性を踏まえ、引き続き商工業者への幅広い支援を検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　福住議員。

○福住礼子議員　ありがとうございます。それでは、３回目の質問は全て要望とさせていただきます。

吹田コホートは、病気になってから治すのではなく、病気になることを防ぐ予防医療に重点を置かれ、健診でのデータをもとに研究が進められています。国立循環器病研究センターという知名度の高さが、健康や健診への関心を上げる効果につながることを期待したいと思います。

健康づくりは、自分自身がしっかりと問題意識を持つことが大事だと市長もお話をされております。きめ細かな個別案内、意識向上の啓発事業など、全て協働の精神を持って市民全体に広がっていくことが望ましいと思います。

さて、本年は２０２０年に東京オリンピック開催が決定し、日本中の人々にとても明るい希望ある目標ができました。そして、本市においても、第４次総合計画の目標地点も、同じく２０２０年です。

これを偶然に終わらせず、７年間を目標に、健康づくり、病気改善と介護予防への実践期間、啓発期間として、個人やグループ、自治会、事業所などの実績や功績をたたえる取り組みをしてはいかがでしょうか。７年後も元気に年を重ねていこうという思いを込めてキャッチフレーズを考えました。「目指せ幸齢社会メダリスト」でございま

す。この高齢の高という字は、幸せの幸という字を当てております。友人や隣近所を誘い、一緒に受診するお誘い受診、地域行事に合わせて、そこにバスのがん検診を行う地区乗り合い受診、健康マイレージ制度のように、個人の努力と楽しみが合わさったのもよいと思います。オリンピックにかかわるような一流のスポーツ選手やトレーナーなどを招いて、マラソン大会、市民運動会、健康まつりなどで一緒に競技ができれば、子どもたちの夢にもつながります。

２０２０年特定健診とがん検診の受診率５０％達成を目指して、啓発事業として、夢と希望のある健康推進への取り組みとしてご検討いただきたいと思い、要望とさせていただきます。

次に、セッピィ商品券事業についてでございます。

平成２１年、森山市長の英断によって、地域活性化、経済危機対策として、臨時交付金を活用し、市内の冷え込む消費の底上げを図るべく、２０％のプレミアムつき商品券が発行されました。その後もプレミアムが１０％に変わっても、市民のニーズは変わることがありません。さらに、近隣自治体が商品券発行事業を終えているにもかかわらず、第５弾まで継続されたことは高く評価しております。

安倍内閣が発足して、デフレからの早期脱却と再生の１０年に向けて、大胆な経済政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の３本の矢を打ち出されて、もうすぐ１年を迎えます。確かに少しずつ経済は上向いていると思いますし、その傾向にございます。しかしながら、景気の回復が中小企業や商店業者まで波及しているとは言えない状況ではないでしょうか。また、来年４月から消費税が８％になり、市民の方々は、景気の動向についてはまだまだ慎重な見方をされていると思います。

セッピィ商品券利用については、やはり利便性の高い大型店舗に使われております。しかし、その商品券換金率を商店街などに循環させ、商業者の活力を引き出す大きな要因にもなっております。

ご答弁にもありましたように、商品券事業の取り組みで培った商業者との関係や、商品券発行のノウハウを活用し、地域の商店街などが自主的に取り組む事業の支援をされるとのことでございますが、例えば、商工会がノウハウを運用し、商品券の発行をすることというのは不可能でしょうか。商店や商店街が消費者に評価されるサービスの提供をする努力は不可欠でございます。商店街では、シャッターがおりたままの店舗が増えないためにも、また、商品券事業というのは、期間と実績が明確であり、有効的な施策だと思います。

来年は商工会館が南千里のモデルルーム跡に移転します。商工会の新しい出発を飾る事業として、ぜひ、ぜひセッピィ商品券第６弾の実施を要望いたし、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村上英明議長　以上で福住議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

（山崎雅数議員　登壇）

○山崎雅数議員　おはようございます。

では、まず、さきの国会で特定秘密保護法なるものが強行可決をされました。これに対しては、怒りをもって強い抗議の意を表明したいと思います。本議会においても、自由な討論が本当にできるのか、国の責任、政策はどうなっているのと聞いたら、私たちは罪に問われるんでしょうか。こういっ

た暗い影が及ぼされないとも限らない、こういった法律は本当に欠陥法であり、希代の悪法であるということをまず申し上げておきたいと思います。

次に、では、質問に入らせていただきます。

今度の補正予算で、また、ごみ収集業務、環境業務の民間委託拡大の方針が示されました。ごみ収集、廃棄物処理をどうしようとしているのか伺いたいと思います。

まず、その背景をはっきりさせたいと思います。退職者不補充で業務が遂行できないような職員の削減が進められているのではないか。それは、業務の妨げになっているのではないか、お聞かせいただきたいと思います。環境センターの夜間業務の委託、焼却炉の状況はどうか、延命化の推進はどうなっているのか、将来の展望が示されていないと思っておりますが、いかがでしょうか。まず伺います。

１回目、以上です。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　環境業務課及び環境センターにかかわるご質問にお答えをいたします。

まず、職員の減少に伴う業務が遂行できないような民間委託が行われているのではないかというようなお話でございます。環境業務課におきましては、定期的に校区懇談会などを開催し、自治会長やごみ減量推進員さんからごみ出しの現状や問題点等をお聞きする中で、地域とともにごみ問題の解決に取り組んでおります。また、地域の皆様のご協力により、食品トレーのモデル収集にも着手することができ、分別による資源化は順調に進んでおります。

事業所のごみ減量対策につきましても、紙資源の無料回収を実施するなど、事業所と連携を図りながらリサイクルの拡大に努めているところでございます。

ご質問の職員数の減少につきましては、行革による退職者不補充、事務職への任用がえ等により、この３年間で６名の減少となっておりますが、市民、事業者、行政の３者協働によるごみの減量とリサイクルの拡大を推進していくため、民間でできる部分は民間にお任せをし、職員は、ごみ減量の啓発や分別指導、ふれあい収集など、地域とのつながりのある事業も担ってまいります。

今回、委託を拡大いたしますが、例えば災害が起こった場合でも対応できる職員体制と車両を確保することによって、円滑な収集業務が維持できるものと考えております。

環境センターの件でございます。焼却炉の延命化を中心にお答えいたします。

環境センターにおきましては、平成２２年度から２炉ある焼却炉を交互に運転する１炉運転を実施し、電気代などの経費の節減を図るとともに、停止中の炉の検査、修繕を計画的かつ重点的に行うことによって延命化を図っております。また、焼却に適さないごみ搬入による炉の損傷や緊急停止を防ぐため、搬入時のごみ立ち会い、ごみの展開検査、監視カメラの設置、クレーンによる撹拌など、延命化に向けた不適物対策にも取り組んでおるところでございます。こうした取り組みを確実にすることにより、平成４０年度までの焼却炉の延命化が図れるものと考えております。

また、業務委託につきましては、先ほども業務課のほうでありました退職者不補充等による職員数の減少に対応するために、

今回、業務の委託をお願いしようとするものでございます。

○村上英明議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　では、続けて質問させていただきます。

まず、そもそもごみ処理問題は、暮らしを守り、環境を守る視点から論じなくてはなりません。市民から市の生活と環境を守れと税金が託されている以上、最終処分まで市が責任を持つべきです。

ごみ減量は、２０００年に循環型社会形成推進基本法というのができました。廃棄物に関しては３Ｒを基本に据えるということにした基本法ですけれども、これをしっかり進めることが重要です。残念ながら、日本の社会はこれに沿って大きく変わっては、１３年たちますけども、なっていません。

まず一つ目のＲのリデュース、まずごみを出さない。ヨーロッパでは当たり前のルールになっている生産者責任を、日本でも制度化し、生産者に回収、廃棄、リサイクルの費用を負担させる、これによって過剰包装などを抑制し、リサイクルしやすい製品の開発、環境に配慮した製品の開発、そういったこと、廃棄物処理の社会的コストもこれによって軽減が図られる。大量生産でつくり過ぎて廃棄、こんなことはとんでもないと、これを国がしっかりやらなくてはなりません。二つ目のＲのリユース、再使用、再利用。この二つのＲを三つ目のリサイクルより先に進めなくてはならない。そういった上で、プラスチックトレーなどリサイクルを拡大していくのは大賛成ですし、そういうごみの減量の啓発が求められているわけです。

そこで、これまで直営で市の職員がまちへ出て力を尽くされてきた。災害時においても道路網の隅々まで熟知していると、委員会でも部長がおっしゃいました。この職員が必ず役に立つと胸を張られております。これからのごみの減量についてさらに推進ができるのか、ごみ減量の推進をどういう体制で行うのかが示されていないのではないでしょうか。

この春から、４月からですね、再任用を含めて大体センターの職員１６名、１７名と、こういった職員体制になりますね。市全体のごみ減量の啓発がこういった体制でできるのか、非常に疑問に思っております。

この７割まで業務を民間に渡していくという方針を、現場、組合の皆さんとどのように説明をして、話し合いをされたのか。業務内容の変更を皆さんはどのように受けとめられたのか。その話し合いは記録をされていらっしゃるのか。組合との協定を行ったのなら文書を交わしているのではないかと。うかがえる資料をぜひお示しいただきたいと思います。

そこに、ごみ減量をどうしていくのかということがしっかり書かれているのか。ふれあい収集や定期収集以外の収集、自治会の清掃ごみ、引っ越しごみなど、臨時収集では委託できない。職員がどのぐらい必要で、収集車両などもどれぐらい保有が必要か、検討されているのでしょうか。道路網、まちの隅々まで熟知しているという現在の現業職員の技術継承、人材育成を進めるという議論はされているのか。こういう職員の知識は、災害避難、そのときの経路、それから災害時要支援者の救出、がれき処理などにも生かされるべきではないでしょうか。お考えを伺いたいと思います。

民間への拡大は、業者がごねたらたちまち業務が行き詰まる。吹田で、業者が仕事を受けられないというふうに表明したこと

で、もめたことがあると聞きます。事態の収拾ができない状況にならないか。業者から７割も８割も渡していったら、単価の引き上げが一斉に求められるということにならないか。

副市長は３年前、民間の一般公募と、今、５割、全部渡しています。この２２年９月１３日の委員会の議論で、摂津市のごみ行政が安定した部分どこを持つ、何％を持つのかは、業界にイニシアチブを握られぬためにどうするかということについて、これは議論して一定の方向を定め、また組合とも協議していきたいというふうに考えている、と示されました。

さらに、私ども清掃で頑張っている職員は、私は府下ナンバー１と言えるぐらい頑張っておられるということは理解をしておりますし、評価もします。これからどんどん職員がそういうところに、市民のところに、自治会長のところに、ごみの減量、分別、大いにもっと入ってもらう。資源化の問題。これは非常に職員である清掃で集積した彼らのノウハウでやり抜く。我々にはできない、彼らこそできる部分だと思っているので、そういうところをきちっと彼らにもポリシーを持って、将来性を持って頑張ってほしいなと、そういうことはこれから組合とも話をいたします。彼らがどういう形でもって望み、これがどういう形で今現在の職員が業務をしていくかということは、その辺は十分議論をいたします。評価は十分いたしておりますので、決してごみ収集業務は全部委託に回したいということは思っておらないことを再度申し上げたいなと思っています、というふうにお答えになっておられます。

これらの話がどうなったのか示されないままの７割への拡大ではありませんか。お考えを伺いたいと思います。

次に、焼却炉の問題です。焼却炉の処理能力は、ごみ減量が進んで全国的に余り状態、たくさん燃やせる状態です。これまで、改修、長寿命化の路線が全国的にとられてきました。本市も同様です。

しかし、景気対策を目玉とする安倍政権ができて、大量生産、大量消費路線復活に今、なりつつあります。ごみ焼却施設に対する交付金は通常３分の１ですけれども、熱回収を行う高効率ごみ発電、これには２分の１にかさ上げするという時限的な予算措置も入れながら、広域化、集約化、さらに大型化の議論を進めています。プラントメーカーにすれば、２０年、３０年に一度の大仕事ですから、いろんな力が働きます。このプラントを効率的に動かす熱量確保のために、ごみを集めるというような議論にもなっています。

しかしながら、身の丈に合った、１割、２割と処理能力を抑えて小さい施設にすれば、相当経費の節約にもなります。長寿命化の方針は指示しております。しかし、行く行くは建てかえも必要だと。ほかの自治体の大型プラント化の議論、広域化に飲まれてしまう、運用のための高額の負担金をよその自治体に求められる、こんなことを避けるためにも、しっかりと市の責務で単独で完結し、市の規模にふさわしい処理を行っていくという方針、路線をしっかり示していただきたいと思います。お考えを伺います。

２回目、以上です。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　まず、業務課の民営化の部分でございますが、私、議員のご主張になっていることと私どもの考えること、

余り変わっていないんではないかなと考えております。

と申しますのは、確かに率の問題であるとか、そういったことはございますが、先ほどから申していますように、我々は職員のノウハウも継続しながら、なおかつ民間でできるところは民間でお願いする、これはやっぱり、経済的な効率は、これは考えざるを得ません。ではあるんですが、かといって経済効率ばかりで、先ほど申されたように業者が全てを握り、全ての金額を業者側が決定できるような体制、例えば吹田市とおっしゃいましたけども、他の市で、業者ができないと言ったことによってその市の行政がとまってしまう、これでは当然、市民に対する市の責任は放棄ということになるんであろうと思っております。

ですから、そういったことも全て勘案をしながら、行政の責任を今いる職員がしっかり担っていく、この中にあるのは、災害時もそうです。それから減量についてもそうです。全てについて、職員が本来前へ出てやる仕事についてはしっかりやらせていただくということを考えております。

ただ、確かに一方で、行革であったりとか、職員数の減の問題であるとか、さまざまな問題も総合的に勘案した中で、我々が担うべき、職員が担うべきについては財政とも話をし、これは我々が担うということで、今回の委託が、この前の委員会でも申しましたけども、一定の民間委託を考えていく上での、今までの手法で言えば一定のターニングポイントになるということは、この前の委員会でもお話をいたしました。

今後、そんな中で、職員でも当然そのような話はしております。この職員との協議会、文書とおっしゃいましたけども、確かに組合との協定はございますけども、それ以前に、職場集会であったりとか、協議会であったりとか、また職員を含めた今も検討部会をるるやっておりまして、その中で、いかに効率的に、かつ市民の方に喜んでいただける収集をしていくかということについて検討を重ねております。決して我々が全部仕事を投げてしまって、市の責任を放棄するといったことではないというふうにご理解をいただけたらなと思います。イニシアチブは市が持つ、これが大前提と、収集の担当として考えております。

それともう一点、焼却炉の問題でありますが、焼却炉は確かに１炉運転、これは職員も努力いたしましたが、これはひとえに市民の方々が分別をしていただいたと。もう十何年前になりますが、職員も頑張りましたが、市民の方が一生懸命協力をしていただいて分別をし、それが今、我々の今、持っております焼却炉は平成４０年までもつという、この結果にあらわれております。焼却炉を更新しますと、多分１００億円前後のお金を、補助金の問題はあるけれども、トータルとして１００億円以上要る事業になると思います。そんな中で、これを１年でも２年でも延ばしていく。我々の重要な使命だと思い、また市民の方もそれをご理解いただいてということで、非常にありがたい、大きな意味での市民と我々の協働の作業がここにあるのではないかと考えております。

先ほど申されました大型化による広域化、確かにこれも一つの検討課題であると我々は思っております。一つは、本市の持ちます特徴といいますのは、この狭い市域の中で、ではどこに焼却場を持っていくのかという、この命題はもう一つ、バイアスといいますか、プレッシャーとしてかかってまいります。地元のご理解も要ります。

また、これからの技術革新によって、例えば燃やさないごみ処理というようなことも最近言われております。バイオの方針であるとか。こういったことも全て含めながら今後のあり方を検討し、おおむね検討から完成まで１０年は要するであろうという事業でございます。ですから、その中で一番本市にとってよいもの、市民にとって一番利益の上がるものというのを検討していくのが、我々の責務ではないかと考えております。

先ほど、大型化によるプラントメーカーが云々というお話がございましたけど、一方で、大型化を決して我々は否定はいたしません。広域化も一つの手法としてあっていいと思います。それから、自前の、自分のものを自分で処理するということもあっていいと思います。だから、この辺はそれこそ市の議会の皆様、市民の皆様、我々、一生懸命考えていって結論を出していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　まず、職員の皆さんとの検討、議論をしっかりしていくと、副市長は３年前にも言っているんです。これは、しっかり記録にとって公開すべきではないでしょうか。

で、どうなったのかという結論は出ているのかどうかですよ。職員をこれ以上減らすのかどうか、ボーダーラインを示すべきではないかと言っているわけです。将来のビジョン、今のごみ収集、７割まで拡大しました。２年後、それこそ、今の契約の更改もありますよね。そういうときに、どうなっていくのかということを示されないままに、次々と民間委託が拡大すると。ごみ処理の延命化も、将来はいろいろ検討、大型化も小型化もいろいろ検討すると、それは、検討はいいでしょうけれども、どういうスタンスでやっていくかということをきちんと示さないままにごみ行政が進んでいく、このことに非常に私、危惧を抱いているわけですから、ぜひこのことをお示しいただきたいと思います。環境に優しい社会を目指して、しっかりごみ減量に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長　山崎議員、今のは全て要望ですか。

○山崎雅数議員　方針を示していただきたいと。出るものであるなら、しっかりと出すべきだと思います。

○村上英明議長　では、将来のビジョン的なものについて。副市長。

○小野副市長　２点についてご指摘いただきました。

私、今思い出しますのは、第１次行革のときに、民間委託すべきは環境センターという考え方を持って処理してきた経過があります。収集ということで言えばと。それで、そのときに考えたのは、一つは、環境センターは十分民間でいけると、機械操作だと。しかし、職員がどこに異動させるか、当市的に二重投資が要るということで、見送った経緯がございます。

何よりも、何も他市が今日まで、清掃業者について、民でできることは民でやると。摂津市は全て直営でやってきた。非常に直営が高い市でございました。私ども、やはり基本的には、民間でできるものは民間でいくという形であります。したがいまして、ごみ収集については約７割までまいりました。

部長が言いましたように、私は、組合と

の交渉も大事でありますが、１回目の答弁でございましたように、協働のまちづくりであったり、災害時であったり、そういうときに市としてどれだけの職員でいくべきか、民間業者にイニシアチブをとられないためにはどうすべきかということは、これは先進事例もありますわけでございますから、民生でも答えましたように、基本的に、組合交渉以前に、市としてこれからの直営委託は何ぼでいくかということを議論すべきときが来たというふうに思っておりますから、市としてその方向は必ずお示しするということを申し上げておきます。ただ、今の段階でこの形を申し上げるということには至らないと思います。基本的には９０％民間委託等の市もございます、北摂の中で。

したがって、やはりきのう言いましたような経常収支という一つの指標を見たときにも、人件費はどうあるべきかということの、そこも踏まえた上で、税収が１６０億円になるのであれば、それに耐え得るところはどうあるべきかというところがありますから、これは、民営化の問題については、我々はできるところはまだやっていくという考え方を持っております。

ごみ収集については、一定の７割に来たというところに立って、これ以上進めるのか、ここでとめるのか、２５％でいくのか、２０％でいくのか、３０％でいくのかということについては、内部議論をいたした上で、第５次行革の中で一定の方向を示したいというふうに思っているところでございます。（「議事進行」と山崎雅数議員呼ぶ）

○村上英明議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　それならば、先ほど言いましたように、３年前に議論をして出すべきだったんじゃないですか。今の議論は。

○村上英明議長　副市長。

○小野副市長　私は長い摂津市行政に携わる中で、基本的にはやはり、一定の方向は３割ということは見てまいりました。基本的に３割と。２０％という議論もあります。１０％という議論も、これもございます。一定、３割のときに一定の方向、中身も考えるべきだと。

森山市長は今日まで不補充でやってまいりました。いつも議論があったときに、民間委託した場合に、その委託料が増える、職員が余っているという状況は出せないと。二重投資でありますから。だから、そのことを考え合わせながら、職員不補充の中であるべき姿を考えていくと。

だから我々は、私は、市として３割は、まずここまではいくという方針を持ってやってまいりました。したがって、今後、その方向で３割にとめるのか、２５％でいくのか、２０％でいくのかということは、市の方針と、それに立って、組合と職員の意見も聞きたいということでございます。

○村上英明議長　山崎議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

（藤浦雅彦議員　登壇）

○藤浦雅彦議員　今年も残すところあと少しとなりましたが、今回も、多くの市民の皆様からいただいたご意見を明年に持ち越さないために、除夜の鐘のごとく質問をさせていただきます。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

１番目は、府道の安全対策です。この場所の改修については、地元自治会や千里丘小学校ＰＴＡからも要望書が何度も提出をされている場所でございます。

１番目の、大阪高槻京都線の千里丘小学

校前及び千里丘２丁目先の歩道の改修についてですが、千里丘小学校前は、狭い歩道を解消するために溝ぶたをかけることと、それから千里丘２丁目先は、傾斜のきつい歩道のために、ベビーカーや高齢者の押し車が真っすぐ進めないなどで、改修することです。

千里丘小学校前の改修につきましては、私は、平成２２年６月、それから平成２３年１２月にも一般質問をさせていただいております。また、平成２１年３月に、茨木土木事務所の担当者と本市の教育委員会と立ち会いを実施をいたしました。また、平成２４年７月にも、茨木土木事務所と本市の担当者と立ち会いをさせていただいております。いずれも改修の必要性を現地で確認をいたしました。平成２２年６月の議会の答弁では、測量作業が完了し、今後、改修計画案をつくる予定との答弁がありました。平成２３年１２月議会での答弁では、新たな進捗についてはありませんでした。現状はどのようになっているのか、今後の取り組みについてご答弁をお願いいたします。

２番目には、府道茨木摂津線の千里丘６丁目交差点から千里丘７丁目交差点までの改修についてです。市場池公園からコカコーラ前の交差点までですが、イズミヤからの人通りが多い上に、歩道が狭く、街路樹のケヤキが大木に成長し、歩道を狭めて、路面を盛り上げてぼこぼこになっています。また、木の根が排水管に入り込み、排水能力が低下をして、少し多目の雨が降ると道路が川のようになり、近隣の田んぼに流れ込んでおります。

私が平成１３年に市会議員に当選以来、地元自治会から、改善についての繰り返し要望を受けてまいりました。地元からの要望書も提出されており、また、何度か計画図も作成されておりますが、進捗はどのようになっているのかわかりません。今後の取り組みについてご答弁をお願いいたします。

次に２番目、境川のグランドハイツ前の閉鎖されている堤防の整備の進捗についてですが、このことにつきましても、平成２３年１２月、また平成２４年１２月にも一般質問をさせていただきました。また、今年１２月に質問をするというふうに予告もしております。この１年間も、現地の状況は何ら変わっておりませんが、柵の取りかえや近隣との協議など、進捗についてどのようになっているのかご答弁をお願いいたします。

次に３番目、ＪＲ千里丘駅の電車とホームの段差解消及び子どものすり抜ける危険な柵の取りかえについてですが、ホームと電車の段差のすき間については、平成２１年にも調べましたけれども、先日も高槻駅から大阪駅まで調べてまいりました。

段差の改修工事ができていないのは、摂津富田駅と千里丘駅だけで、今現在、新大阪駅が工事中であります。いずれも７センチ以下となっておりました。段差の大きさは、千里丘駅の大阪行きホームでは約１８センチ、次に摂津富田駅の大阪行きホームで１７センチです。また、電車とホームのすき間は、千里丘駅京都行きホームが１８センチでございました。

また、京都行き電車のこの千里丘駅の前に、車掌がアナウンスで、千里丘駅だけ電車とホームのあいているところがありますのでご注意くださいというふうにアナウンスをされます。こういうことからも、千里丘駅のホーム改修が必要度が非常に高まっているということがわかります。

また、摂津市の交通バリアフリー基本構想にも記載をされておりましたこのホームの安全柵ですが、平成１６年度にＪＲの基準のステンレス製の安全柵に改修をされておりますけども、この手すりが１９．５センチの間隔があいておりまして、子どもが十分にすり抜けられるピッチになっており、これでは安全が十分とは言えません。

これらのことは、平成２０年１０月２８日、当時私は議長といたしまして、ＪＲ千里丘駅プラットホームの安全対策についての要望書をＪＲ西日本京都支社に持っていったことがあります。そのときに、段差解消工事を行う趣旨の回答書をいただいております。しかし、あれから丸５年の月日が流れましたが、約束は実行されず、私も当時の責任を果たせない状態が続いております。

平成２４年６月の答弁では、西口エレベーターの設置協議時に早期実施を要望していくとのことでした。エレベーターの設置めどがついてきましたら、ホームの安全対策についてはどうなっているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に４番目、市民の健康を守るまちの構築についてですが、１番目に、平成２５年度より３年間の予定で実施される「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」事業については、昨日にも議論がありましたけれども、全市的に展開をするためにも、４年目以降の年次計画を策定し、財源も踏まえた上で、公園等にも健康遊具の設置を検討することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、昨年１２月にも、この健康ポイント制度の導入について質問いたしましたし、先ほどの議論の中でも健康回りのことについて答弁がありましたが、２番目に、市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を実施する行動変容のきっかけとなるよう、インセンティブとなる健康マイレージ事業の仕組みを構築するとともに、新健康せっつ２１に盛り込むことを提案したいと思いますが、市としてそれぞれどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いをいたします。

以上で１回目、お願いいたします。

○村上英明議長　答弁を求めます。土木下水道部長。

（藤井土木下水道部長　登壇）

○藤井土木下水道部長　府道の安全対策についての１点目、府道大阪高槻京都線の千里丘小学校前及び千里丘２丁目先の歩道の改修についてのご質問にお答えいたします。

千里丘小学校前につきましては、通学路でもありますことから、安全対策は非常に重要なことと考えております。府道大阪高槻京都線の千里丘小学校前の歩道の拡幅改修につきまして、大阪府茨木土木事務所から説明を受けている進捗状況としましては、小学校向かい側の事業所前の歩道拡幅整備につきましては、拡幅用地の確保が困難とのことでございます。しかし、千里丘小学校前歩道につきましては、今年度におきまして一部拡幅整備を予定されていると伺っており、早期の着手、整備に努めていただくよう茨木土木事務所に要望してまいります。

千里丘２丁目先の京都行き歩道の傾斜がきつい部分の改修につきましては、道路高と宅地高との差による歩道の地形的な制約もあり、沿道土地所有者、店舗などの承諾も必要だと考えられますが、大阪府茨木土木事務所に歩道の改修に努めていただくよう要望してまいります。

続きまして、２点目、府道茨木摂津線の

千里丘６丁目交差点から千里丘７丁目交差点までの改修についてのご質問にお答えいたします。

府道茨木摂津線の千里丘６丁目交差点から千里丘７丁目交差点までの約１５０メートルの区間の南行き歩道は、有効幅員２．５メートルから１．３メートルとなっており、自転車、歩行者の往来の多い歩道でありますことから、以前より大阪府茨木土木事務所に対しまして歩道の改修要望を行っております。また、茨木土木事務所に対し、地元からも強い要望を受けられ、概略設計をもとに現在、地元説明、警察協議を進めておられます。来年度には詳細設計を行う予定と伺っており、今後、実施に向け関係各機関との協議、調整などの準備を進めていただくよう、引き続き大阪府茨木土木事務所に要望してまいります。

○村上英明議長　都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　境川のグランドハイツ前の閉鎖されている堤防の整備の進捗についてのご質問にご答弁申し上げます。

境川の堤防整備につきましては、河川管理者であります大阪府茨木土木事務所と昨年度から継続して協議を進めてまいっているところでございます。府との協議の中では、河川管理上の観点から、封鎖しております当該区間につきましての管理車両の通路としての機能回復について懸念されており、当該区間が一旦供用して、もともとの堤防通路として回復できないかとの意向が示されている状況でございます。

ただ、府が当該区間に設置されております既存の転落防止柵が、安全基準に沿ったものではなく、堤防通路としての利用は困難であることが考えられますので、管理者である府におきましては、基準に適合した柵に取りかえていただくことが最優先ではないかと強く要望いたしているところでございます。府におきましても、阪急摂津市駅の開業から数年にわたりまして、当該堤防通路の封鎖状態の長期化に対しまして憂慮されておりますことから、府の担当者からは、柵に取りかえにつきましては、来年度予算計上に向けて検討される旨の意向を伺っております。

堤防の整備につきましては、府におきましての柵の整備状況を注視してまいるとともに、今後とも府と連携を図り、整備の具体化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、ただ、隣接するマンションなどとのかかわりも重要であり、整備計画の策定に当たりましては、住民の方々のご意見を伺いながら、堤防敷の有効利用が図れるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ＪＲ千里丘駅の電車とホームの段差解消と子どものすり抜ける危険な柵の取りかえについてのご質問にお答え申し上げます。

プラットホームの安全対策につきましては、平成２０年１０月２８日付でＪＲ西日本に対しまして、市長及び議長名でＪＲ千里丘駅のプラットホームの安全対策についての要望書を提出しております。ＪＲ西日本からは、必要な安全対策は進めていく所存であり、今後、列車乗降口とホームとの段差を解消する工事を予定しているとの回答をいただいております。しかしながら、なかなか整備が進まないため、平成２４年１１月６日に再度、ＪＲ西日本に対しまして、市長名で要請書を提出し、早期に改良について要望している状況でもあります。

また、西口エレベーター設置協議の折にも、段差解消及びホーム柵の安全対策につ

いて早期に改良を行うよう、ＪＲ西日本に対しまして要請を重ねている状況でもあります。

ＪＲ西日本からは、予算が厳しい中で、まだまだ安全対策が必要な駅は多くあり、整備に向けて優先順位をつける必要があるとのことから、現在、早期の事業着手を図るための新たな補助制度の検討もなされているとの件を伺っているところでございます。

今後も、早期改良の要請を行いながら、ＪＲ西日本の対応を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」事業の４年目以降の年次計画の策定と、公園などにも健康遊具の設置を検討することについてのご質問にお答え申し上げます。

平成２５年度は別府、味生地域に約６キロメートルのウオーキングコースと健康遊具を、３か所に９基の設置を進めております。平成２６年度は新幹線公園周辺、平成２７年度は吹田操車場跡地を活用した千里丘地域の整備を進め、現在あるウオーキングコースや健康遊具などとあわせ、全市域の整備を図ってまいります。

４年目以降につきましては、この整備した資源を活用していただくように、市民への周知を初め、地域の自治会、町会などの団体への啓発や、市内全域のマップを作成して配布するほか、ウオーキング推進リーダーなどによるウオーキングイベントを企画して、市民参加を促し、出かけたくなるまちづくりで健康づくりを図ってまいります。

次に、健康マイレージ事業の仕組みの構築のご質問についてお答え申し上げます。

健康マイレージ事業は、健康づくりへの関心を高め、健診受診率を向上させることにより健康寿命の延伸を図ることを目的とし、健康づくりに関連する講習会や講座の参加、特定健康診査や各種検診の受診等に対してポイントを付与し、ポイントをためると特典や記念品と交換できる仕組みをつくることで行動変容に結びつける事業で、大阪府が事業を実施する市町村の支援を開始いたしております。平成２５年度は４市で取り組まれ、平成２６年度、２７年度でオール大阪による取り組みを検討されているものでございます。

本市といたしましても、各種検診の受診率の伸び悩みや介護認定者の増加など課題があり、このようなポイントの付与で、市民の健康に対する関心が高まり、健診受診率の向上や予防活動への取り組みが活発となり、健康的な生活習慣を実践する行動変容の動機づけになると考えますので、健康マイレージ事業の構築を検討し、新健康せっつ２１の取り組みにも取り入れてまいりたいと存じます。

○村上英明議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１番目の府道の整備につきましては、千里丘小学校前につきましては、答弁にありましたように、適切に改修工事が図られますように、また、千里丘２丁目先及び市場池公園からコカコーラ前の交差点までにつきましては、早期に改修ができるようにしっかり働きかけをお願いし、要望といたします。

次に、境川の堤防の整備についてですが、府が来年度に柵の取りかえ予算を計上した

いとの意向だということでございます。先ほどの答弁ですと、整備計画のことについては、ほとんど触れられておりませんでした。

この整備計画のほうが非常に重要視をしているわけでございまして、平成２３年１２月の質問での答弁では、市の若手技術職員の育成やスキルアップを考え、測量や図面作成、整備計画や簡易な施工まで行っていくとともに、市の第４次総合計画の基本構想では、協働による計画推進であることから、地域の方々、緑化団体、市や府が一体となり、協働で整備を行うワークショップなどを開催し、管理方法も含めまして地域に求められる整備計画づくりを検討してまいりたい、このようにご答弁いただいているわけでございまして、その後、地方改革で職員が大変減少して、若手職員による担当部署での計画策定や簡易な施工というのは、ちょっと無理になったかもわかりません。

しかし、この協働という面において、さきの答弁から後退しないように、ぜひ取り組みをこれからも進めていただきたいということで、これは要望としておきますので、よろしくお願いします。明年こそは、現地が少しでも一歩前進できているようにお願いをしたいと思います。

次に、３番目のＪＲ千里丘駅のホームの改修についてですけども、これは、ＪＲの体質としまして、なかなか圧力がかからないと前に進めないという体質があります。千里丘駅前の自転車対策についても、マスコミに取り上げられて始めて真剣に考えたというような経緯もありますので、さらにいろんな形で、市としても、また議会としても、さらに何か手があるのであれば、協議をしていただいて、何とか早期に実現できるように要望しておきたいと思います。

次に、市民の健康を守る施策についてですが、現在、国においては、第６期介護保険事業計画を視野に入れて、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付については、市町村が実施をしている地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められております。そうした意味では、今年から実施しております「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」事業の展開、また、これまで、いきいき健康づくりグループの助成など、積極的に活動できる施策が大変重要になってくると思います。

ところが、健康づくり施策は介護保険からの施策、また国保からの施策、また一般会計からの施策と、担当課も入り乱れております。制度も複雑で、途中ではしごが外されてしまうようなことにもなっています。これらを超越して、オール摂津で取り組める体制が必要だと思いますが、制度の再構築とあわせて、担当課としてはどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、健康マイレージ事業については、大阪府下では寝屋川市、大東市、泉佐野市、阪南市の４市が導入していますが、全国的には多くの自治体で取り組まれております。特定健診とがん検診についてのみポイントをつけている市から、また、健康講座や運動勧奨型や、食事療法型など、さまざまな取り組みがなされています。

阪南市の例を紹介いたしますと、特定健診、がん検診、運動勧奨、食事療法、健康講座と盛りだくさんな内容になっています。また、地元産業振興と結びつけて、ポイントで当たる賞品は地元企業からの協賛品となっており、商品と製造者や販売者の紹介

も兼ねています。

本市におきましても、健康マイレージに取り組まれる場合に、緑化や環境については基金があるように、健康づくりも基金を設けて、市内企業に登録をしていただき、社会貢献の実施及び産業振興にも結びつくような仕組みをつくれないかと思います。

吹田操車場跡地には、国立循環器病研究センター誘致をされて、国際医療都市としての大きな構想も検討されております。先ほど、吹田コホートというふうなことも議論されていましたけども、こうしたことを通してモデル地域をつくれないものかと思いますが、本市としてのお考えをお聞かせください。

以上で２回目といたします。

○村上英明議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、健康づくり体制の再構築と、健康づくり基金の創設等についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、本市の健康づくりの体制は、議員ご指摘のとおり、特定健診、特定保健指導は国保年金課、介護予防に関する取り組みは高齢介護課、保健事業一般の健康づくり事業は保健福祉課がそれぞれ担当し、実施してきております。しかし、今後高齢化の進展に伴い、医療費の削減、介護予防、生活習慣病の予防などの予防の取り組みがますます重要になってくるものと考えており、健康づくりをキーワードに一体的に取り組む体制が効率的であると認識をいたしております。

また、平成２５年度から取り組んでおります「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」事業は、平成２７年度でウオーキングコースの整備が終わりますが、平成３０年度には吹田操車場跡地への国立循環器病研究センターと吹田市民病院の移転があり、本市の保健医療環境も大きく変化することが想定されますので、長期的な展望に立って健康づくり体制の研究をしてまいりたいと考えております。

次に、健康づくり基金やモデル地区についてでございますが、まずは、先ほどご説明申し上げました健康マイレージ事業の構築を図って事業を進めていき、その効果や本市の保健医療環境の変化を分析し、医療、保健の施策を検討していく中で、健康づくり基金の創設等を検討してまいりたいと存じます。

○村上英明議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　それでは、３回目、最後の質問とさせていただきます。

まず、市民の健康を守る施策の構築についてですが、これから本格的な高齢社会の到来を迎え、社会保障費をいかに抑えるかが大きな問題になってまいります。以前から、健康づくり制度の展開で、健康寿命を延ばすとともに、医療費や介護費を抑制することを訴えてまいりました。また、国の社会保障改革では、新しい地域支援事業の検討などの新たな動きも始まっております。

先ほど申し上げましたように、国循を中心としたまちづくりが始まりますし、これは大きなチャンスだと思います。これまでに健康づくり自主グループの育成や、今年から森山市長の英断で、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」事業も展開されておりますが、平成２６年度からまた新健康せっつ２１もスタートいたします。また、先ほどは福住議員からも、オリンピックを目指した取り組みなどの提案もありました。

そこで、森山市長として、本市の伸びる社会保障費の対策及び健康づくりを主体と

した健康寿命を延ばせるまちづくりについてどのようにお考えなのか、今までの議論も踏まえて、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。市長。

○森山市長　藤浦議員の３回目の質問にお答えをいたします。

ご指摘のように、医療費が４０兆円ですね、今。このままいくと、毎年１兆円ずつ増えると。国が成り立たなくなると。これはもう皆さんご存じだと思いますが、だから、いかに医療費を抑えていくかということなんですが、これは、やっぱり国民一人一人がしっかりとした問題意識を持たないと、なかなか結果には結びつかないと思います。

で、我々は何をすべきかと。そういう啓発とか環境をつくっていくんですけれども、私、あちこちでこの話をしてまいりましたけれども、ある一つのデータがあります。人間がさらに１歩歩くことによって、０．０６１円の医療費が少なくなるというデータがあるんですね。それから言うと、１日１，０００歩歩くと６０円ですね。１，０００歩といえば五、六百メートルですから、誰でもできる数字なんですけれども、１年間に換算すると約２万円になるんです。２万円。もし摂津の市民の皆さん、１万人の皆さんがこのことを行うとしたならば、１年間に２億円の医療費軽減につながると、実数は別として、それだけの効果がある、健康づくりに効果があるというデータがあるんですね。

ということで、我々は道路をつくったり、橋をつくったり、いろいろやりますけれども、インフラを整備するとき、ただ道をつくるだけじゃなくて、あ、この道歩いてみようかな、俗によく言われる歩きたくなる道づくり、その辺までしっかり考えて、ものをつくっていかないかんなと私は思うんですね。

「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」は、まさにそのことなんです。一応、５年の計画で、目標年次を定めて取り組んでまいりますが、これ、５年で終わるような話ではないと思いますが、とにかく、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

国立循環器病研究センター移転に際しまして、総長というんですかね、理事長が言われました。今度の移転は、ただの移転だけじゃなくて、しっかりとした予防医療のお手本になるような移転にしたいと。それには、吹田、摂津両市との密接なといいますか、連携、これは不可欠ですとおっしゃいました。

そういう意味では、我々は、私がこの「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」を言い出したころは、まだ循環器は決定してなかったころなんですけれども、まさに摂津市が先取りをして、循環器病研究センターが言っているようなことの具体的な取り組みをまずスタートを切ったわけでありますから、さらに、この循環器病研究センターの移転を機に、なるほどなという健康づくりのまちづくりを目指してまいりたいと思います。

以上です。

○村上英明議長　藤浦議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

（森西正議員　登壇）

○森西正議員　それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

ごみ収集や処理の適正化についてですけ

れども、先ほど山崎議員が、ごみ収集、廃棄物処理の諸問題について質問されました。重なるところがあるかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

１、環境センターの延命化について。

さきの民生常任委員会において、炉の延命を平成４０年までという答弁がありました。摂津市一般廃棄物処理基本計画には、平成２３年度から平成３２年度の間、１炉運転の実施を継続するということになっておりますけれども、炉を平成４０年まで延命するという記載はないと思います。平成４０年までの延命化と、延命化に向けた取り組みについてお聞きをします。

２、リサイクルプラザの整備について。

一般廃棄物処理基本計画には、プラスチック製容器包装ごみの分別収集とリサイクルプラザの整備について、平成２３年度から平成２７年度は検討、平成２８年度から平成３２年度を実施となっております。これまでの経過、現在の状況、今後の計画についてお聞きをします。

３、近隣自治体との広域連携について。

一般廃棄物処理基本計画には、平成２３年度から平成３２年度の間、検討となっておりますが、現状についてお聞きをします。

４、災害時の廃棄物処理について。

民生常任委員会において、ごみ収集処理事業で委託が拡大されるに当たり、災害時の廃棄物処理に関しては、環境業務課の職員が対応されるという答弁でありました。今後、職員が減少し、委託が拡大すると、収集エリアの事情を把握できなくなるのではないかと思われますが、見解をお聞きします

続きまして、障害福祉サービスと給付費の差異についてですが、グループホーム、ケアホームに関して、日中支援事業所等の休日や体調不良等で日中支援事業所を休んだ場合、日中、グループホーム、ケアホームで世話人等が利用者の見守りサービスを行っていても、職員配置がなされていても、給付費として算定されないようでありますけれども、実態はどのようになっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設についてですけれども、第５期せっつ高齢者かがやきプランにおいて、地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設の整備方針が出されておりますが、今までの経過と現状についてお聞きをします。

続きまして、北部大阪都市計画道路の変更についてですけれども、（１）大阪鳥飼上上田部線について、（２）千里丘正雀一津屋線について、（３）茨木寝屋川線について、（４）新在家鳥飼上線について、（５）開藤森線について。昨日、安藤議員も質問をされておりましたけれども、対象５路線の変更案についてどのような内容なのかお聞きをします。

続きまして、「就学前教育実践の手引き」「小中一貫教育実践の手引き」の活用による学力・学習状況調査並びに体力・運動能力、運動習慣等調査への反映についてですけれども、この二つの手引きの活用により、学力の向上、昨日、嶋野議員が体育の質問をされておられましたけれども、体力の向上など、調査の結果へ実際に反映されているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

１回目は以上であります。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　まず、炉の延命化につ

いてお答えいたします。

環境センターには、９０トン、日量でございますが、の焼却炉が２基ございます。それぞれ供用から３０年と２０年が経過しております。一般的に、焼却炉の更新は築３０年から３５年が目安と言われておりますが、本市の場合は、平成１２年から１４年にかけて、昭和５８年度竣工の３号炉の基幹改良工事を行っております。また、平成２２年度から３号炉と４号炉の交互運転による１炉運転を実施するとともに、炉の精密機能検査を行いました。その結果、今後も定期的な検査と計画的な補修工事を行うことによって、平成４０年までの稼働が可能であるとの所見を得ております。

これらを踏まえ、炉の延命化に向けた取り組みとしまして、安全と保全を基本に、より一層計画的で効率的な延命化対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、リサイクルプラザの整備についてでございます。リサイクルプラザにつきましては、ごみの減量化、資源のリサイクルを目指し、平成１３年２月から主に瓶、缶、ペットボトル等の中間処理と保管を行っております。

今後につきましては、さらなるごみの減量とリサイクルの拡大に向けて、家庭系の燃やせないごみの中から、組成割合の高い発泡スチロール製食品トレーなどのプラスチック製包装容器ごみを対象に、資源化の拡大に取り組む予定でございます。

ご質問のリサイクルプラザの整備につきましては、今年度から、プラスチック製容器の包装ごみを資源化する中間処理施設の基本設計に取りかかっております。具体的な施設整備のスケジュールといたしましては、今年度に基本計画と生活環境影響調査を行い、平成２６年度から２か年で実施設計と施工工事を進め、平成２８年度の本格稼働を目指してまいります。

近隣自治体との広域連携についてでございます。ごみ処理に関します広域連携の現状といたしましては、本市が加盟いたします北摂地区清掃施設長協議会において、緊急事態に伴う協力体制についての協定を平成１０年４月に交わしております。また、寝屋川市とも平成１３年７月に相互支援実施協定を締結いたしました。これは、廃棄物処理の重要性と広域性を鑑み、積極的な情報提供や技術支援などを通じて、相互の有機的な連携を図ることを目的としたものでございます。

このような広域連携による廃棄物処理の相互支援体制は、災害時はもとより、炉の改修工事の際にも有効に機能することから、今後ますます重要になってくるものと考えております。したがいまして、北摂以外の近隣市との連携も視野に入れながら、廃棄物処理全般についての広域連携の道を探ってまいります。

災害時の廃棄物処理でございます。災害時の廃棄物処理につきましては、日ごろから地域のごみ減量等推進員との懇談会を通じて地域事情を把握しております環境業務課の職員が、災害時においても、ごみやがれき等の処理について十分力を発揮できるものと思われます。

今後、職員数が減少し、委託地域が拡大していった場合に、収集エリアの実情把握ができなくなるのではないかとのご質問につきましては、直営の職員が資源の分別収集や委託業者の指導等の中で、市内の全てのエリアで収集に関連した業務を行う体制を維持することで、これまでと同様に地域とのつながりを密にし、市内の実情把握に努めてまいりますので、災害時に地域事情

がわからないということにならないと考えております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　障害福祉サービスの給付費との差異についてのご質問にお答え申し上げます。

グループホーム、ケアホームの日中につきましては、多くの利用者が共同生活住居外で日中活動のサービスを利用して活動していることから、給付費として算定をされておりません。心身の状況等により予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対して、昼間の時間帯に支援を行った場合は、月ごとに３日目から日中加算の給付を算定できるなどの制度がございますが、実態との差異がある状況でございます。

これらの課題に関しましては、平成２６年４月から制度改正に向けて平成２５年１１月に開催されました国の障害保健福祉関係主管課長会議資料の中で、ケアホームとグループホームの一元化のあり方について検討する中で、日中の支援体制についても、現行の日中支援加算の拡充、見直し等により対応することを検討するとの記載がございますので、今後の国の動向をしっかりと見守ってまいりたいと考えております。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設の整備方針の経過及び現状についてのご質問にお答え申し上げます。

地域密着型介護老人福祉施設は、平成１７年度の介護保険制度改正により、平成１８年度から新設された地域密着型サービスの新規介護サービスとして、介護老人福祉施設入居者生活介護から独立したものでございます。地域密着型介護老人福祉施設の基本方針には、地域密着型介護サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない、とうたわれております。

本市において、特別養護老人ホームの入所の必要性が高い待機者数は、平成１８年度では５２人、平成２１年度では６４人と増加傾向にあったことから、第５期摂津高齢者かがやきプランにおいて、今後も住みなれた地域で多様で柔軟な介護サービスが受けられるよう、施設整備として、地域密着型介護老人福祉施設を安威川以北圏と安威川以南圏に１か所ずつ整備を行う計画をいたしました。

計画の進捗状況といたしましては、平成２４年度に募集を行い、１事業所の応募があり、今年度末、安威川以南圏に１か所の整備を行います。残りの１か所につきましては、現在募集を行っているところでございます。

本市を除く北摂各市の状況としましては、第４期の整備は３１施設に対し１２施設が整備済みであり、第５期計画では２３施設に対し１１施設の整備が決まっております。

○村上英明議長　都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　北大阪都市計画道路の変更についてのご質問にご答弁申し上げます。

ご質問にあります５路線につきましては、相互に関係いたします関係から一括して答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回の都市計画道路の見直しは、平成２３年に大阪府が示しました都市計画道路の見直しの基本方針に基づき進められており

ますもので、未着手の都市計画道路につきまして、今後の人口減少など、社会経済情勢の変化を踏まえ、計画の必要性とともに、今後おおむね３０年以内に着手できるかどうかという事業の実現性なども加味しながら、計画の存続、変更、廃止の方向性を決定していくこととされております。

本市域におきましては、ご質問にあります５路線が見直し対象路線となっており、その見直しの内容につきましてご説明申し上げます。

まず、大阪府決定の１番の大阪鳥飼上上田部線につきましては、府道と重複し、既に計画車線数の２車線が確保され、現状で交通処理が可能と考えられております。また、一部区間におきましては、歩道幅員が計画幅員より不足している箇所も見受けられますが、両側に歩行空間がおおむね確保されており、都市計画事業としての整備の必要性は低いとの評価から、全線廃止されるものでございます。

次に、大阪府決定の２番の千里丘正雀一津屋線におきましては、大半の区間が府道と重複し、既に計画車線数の２車線が確保され、現状で交通処理が可能と考えられております。また、歩道の未整備区間が見受けられますが、大半の区間で片側の歩道空間が一定確保されておりますことから、都市計画事業としての整備の必要性は低いとの評価から、全線廃止されるものであります。

以上の２路線につきましては、大阪府におきまして都市計画事業の凍結路線とされております。

次に、大阪府決定の３番の茨木寝屋川線につきましては、既に道路整備が完了しておりますが、現状に合わせた構造形式から、都市計画図書の軽微な変更が行われるものでございます。

続きまして、本市決定路線の４番の新在家鳥飼上路線につきましては、東海道新幹線沿いの未整備区間が延長約８００メートルの区間について見直すもので、新幹線側の歩道の必要性が低いことから、幅員２．５ずつの両側歩道の計画を幅員３．５メートルの片側歩道とし、計画幅員を１２メートルから１０．５に変更するものでございます。

最後に、本市決定路線の５番の開藤森線につきましては、府道大阪高槻線以南の延長約４７０メートルの未着手区間におきまして、周辺が住宅市街地でありますことと、交通量が比較的少なく、付近の現道におきましては代替の交通処理が可能でありますことから、廃止するものでございます。

以上の都市計画道路の変更案につきましては、平成２６年１月に予定の都市計画審議会並びに２月の予定の大阪府都市計画審議会におきましてご審議をいただき、３月中に都市計画変更に係る決定告示を行う予定で、現在、都市計画手続を進めているところであります。

以上です。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　手引きの活用により学力調査等の結果に効果があらわれているのかとのご質問にお答えいたします。

就学前教育実践の手引きは、就学期における教育が人間形成の土台となる重要なものであることや、小学校入学時のいわゆる小１プロブレムに、保護者を含めた関係者が共通認識のもとに取り組んで対応していくために策定したものであります。手引きでは、就学前の時期に身につけたい豊かな心、すこやかな体、学ぶ力、つながる力を

目指す子ども像として設定しております。

また、小中一貫教育実践の手引きについては、中１ギャップと言われる小中の段差解消のため、小中学校の教職員が義務教育を連続的に捉え、９年間で子どもたちに育みたい力を、同じ中学校区の小中学校で共有するためのハンドブックでございます。中学校区ごとに設定した目指す子ども像、小中協働の具体的な実践事例を掲載しております。小中学校の教職員が中学校区合同研修会などで中学校区の課題を共有し、系統的な取り組みを進めるためのテキストとしても活用しております。

二つの手引きにより、就学前教育機関と小中学校が連続性、一貫性のある視点を持って子どもたちの成長にかかわることで、全段階の取り組みを踏まえた指導を行い、発達段階に応じた学力向上や体力向上の取り組みを進めることができております。

手引きを活用した取り組みは緒に就いたばかりであり、必ずしも学力調査等の結果へ反映はされておりませんが、今後も引き続き手引きを活用し、子どもたちの学ぶ力や、すこやかな体を育む協働の取り組みを行ってまいります。

○村上英明議長　森西議員。

○森西正議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

ごみ収集や処理の適正化についてですけれども、環境センターの炉延命化について、平成４０年まで延命化対策後の炉の更新をどのように考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

そして、近隣自治体との広域連携についてですけれども、１回目で現状についてお聞きしましたが、近隣自治体の枠組みを超えたごみ処理の広域連携としては、大阪湾広域廃棄物処分場大阪埋立処分場、フェニックスがございます。このフェニックスは平成３３年度に埋立処分終了年度とされておりますけれども、今後の広域連携の考えについてお聞きしたいというふうに思います。

続きまして、災害時の廃棄物処理についてですけれども、環境業務課の職員が対応できますという、市民にとって本当に心強いご答弁をいただきました。現在、委託業者が受け持っておる収集エリアにおいて、災害時には当該エリアは当然、廃棄物処理を行っていただけるであろうというふうには思いますが、しかしながら、災害はどのような規模で発生するのか、予測がつきません。摂津市環境事業協同組合の委託業者以外、許可業者も収集車と収集技能を所有しております。私は、この摂津市環境事業協同組合と協定を結んで、災害時には協力をいただく体制をとるべきだと思いますけれども、考えをお聞きします。

続きまして、障害福祉サービスと給付費の差異についてですけれども、実態との差異があるという答弁でありました。職員配置されていても給付が算定されないため、日中支援事業所等の休日に、グループホーム、ケアホームを閉め、実家に帰宅させる、また、ヘルパーを依頼し、グループホーム、ケアホームで日中見守りをしないようにしているということも、これは全国的にあるように聞いております。

それでは、グループホーム、ケアホーム同様、他の障害福祉サービスについても、職員配置されているが給付費として算定されていないサービスがあるのか、お聞きをします。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設についてですけれども、本市の特別養護老人ホームの待機者は増加傾向であるとい

う答弁でありますが、その待機者解消を図るために、地域密着型介護老人福祉施設の整備を進められておられますが、北摂各市の整備は進んでいないようであります。国は、施設介護から在宅介護への方針がある中、特別養護老人ホームの待機者解消についてどのように考えているのか、お聞きをします。

続きまして、北部大阪都市計画道路変更についてですけれども、大阪府決定廃止区間となっております大阪鳥飼上上田部線と千里丘正雀一津屋線について、それと、新在家鳥飼上線についてお聞きをしたいというふうに思います。

大阪鳥飼上上田部線、現道名が府道大阪高槻線ですけれども、交通安全上危険な箇所、改善しなければならない箇所がまだまだ存在しています。

例えば、別府２丁目、南別府町の別府交差点から新幹線高架下付近、また新在家口バス停付近、また鳥飼八防バス停付近、また下鳥飼バス停付近、また鳥飼五久バス停付近など、歩道は狭小であり、鳥飼中マンハイム前の歩道は急傾斜であります。

千里丘正雀一津屋線、現道名が府道正雀停車場線と府道正雀一津屋線の一部にも危険箇所が多くあります。

千里丘東４丁目から千里丘東５丁目の間、第四中学校南側の東別府には、歩道がございません。片側の歩道空間が一定確保されているから廃止ということでありますけれども、正雀本町１丁目から正雀本町２丁目の間、別府１丁目などは、片側の歩道だけでは安全確保は十分ではありません。

千里丘東４丁目から千里丘東２丁目までの間、第四中学校からダイキン工業グラウンドまでの間は、現道がございません。

新在家鳥飼上線は、中川議員も質問をされておられましたけれども、歩道が一部ございません。

これらの変更に伴う今後の取り組みについて、お聞きをしたいというふうに思います。

続きまして、「就学前教育実践の手引き」「小中一貫教育実践の手引き」の活用による学力・学習状況調査並びに体力・運動能力、運動習慣等調査への反映についてですけれども、子どもたちを連続的に支援するためにも、また、指導の検証を図るためにも、保育所や幼稚園、小学校、中学校卒業後の子どもの様子について共有することが大切だと考えますけれども、この点、現状はどのようになっているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

２回目は以上です。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　延命化対策後の炉の更新についてのご質問にお答えいたします。

炉の更新につきましては、基本計画から本格稼働までに約１０年が見込まれます。したがいまして、焼却炉の稼働を平成４０年までと考えますと、少なくとも平成３０年ごろまでには一定の方針を打ち出さなければなりません。担当部といたしましては、炉の更新方法として、現地建てかえ、移転、広域化の三つを選択肢に掲げており、現在、研究を行っているところでございます。これらの選択肢にはそれぞれの課題があり、所管部局の判断だけでは解決できない部分も多いことから、今後は政策部局や財政部局も交えた協議が必要になってくると考えております。

いずれにいたしましても、平成３０年を目標に市としての方針が打ち出せるよう、最善の更新方法を探ってまいります。

次に、ごみ処理における今後の広域連携についてのご質問にお答えをいたします。

災害時や炉の改修工事の際に相互支援が有効であることは先ほど答弁いたしましたが、近隣自治体の枠組みを超えた広域連携としてフェニックス埋立処分場の共同利用がございます。この処分場は、近畿２府４件の１６８市町村の廃棄物処分場として平成２年に供用された施設であります。フェニックスでの廃棄物の受け入れ期間は、当初の計画から６年延びて、平成３９年までとなりました。しかし、次期整備計画については、いまだめどが立っておりません。廃棄物処理の問題は市民生活に直接かかわる問題であるだけに、近隣自治体との相互支援や府県を超えた広域連携の推進は、廃棄物行政を進める上で不可欠となっております。

特に、本市の場合は、先ほどの炉の更新という大きな課題も迫っております。広域連携による廃棄物処理についても、今後、引き続き研究を進めてまいります。

災害時の収集体制でございます。

災害時には膨大な量の作業が必要となると考えますので、十分な官民の力を合わせた体制をつくっていく必要があることは言うまでもございません。議員ご質問いただきました環境事業協同組合との災害時における応急対策業務の協定については、今のところ締結には至っておりませんが、災害時の復旧活動や衛生状態の保持を円滑にするためには必要であると考えますので、そのために今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　他の障害福祉サービスについても、職員配置されているにもかかわらず給付費として算定されていない場合があるのかということでございますが、入所施設に関しましても、障害福祉サービスの日中活動の選択を図るとの理念で、日中活動と夜間支援を分けてサービス運営が行われておりますが、日中活動の場所の選択には至っていないのが現状でございます。しかし、給付費の算定は日中活動の平日のみが対象となり、土曜日、日曜日の日中の算定は行われていない状況でございますので、職員の配置を行っている実態と差異がある状況でございます。

これらの給付費の課題に関しましては、国の制度を見定めながら、適切な給付費になるよう国に対して要望してまいります。

続きまして、特別養護老人ホームの待機者の解消についてでございます。

先ほどもご説明申し上げましたように、特別養護老人ホームの待機者が増加していることから、地域密着型介護老人福祉施設の整備計画を進めているところではございますが、各市の状況からも、第５期計画においては、東日本大震災の影響による資材の高騰などのさまざまな要因もあり、準備が順調に進んでいるとは言いがたい状況でございます。

今後の対策といたしましては、施設の形態を、単独の小規模の介護老人福祉施設のみではなく、本体施設のあるサテライト型居住施設や、居宅サービス事業所や地域密着型サービス事業所と併設された小規模の介護老人福祉施設といった事業形態も可能であることの事業所への周知を図り、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

また、施設につきましては、高齢者人口のピークも視野に入れながらの整備が必要なことから、平成２４年度から新設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備を進めることにより、施設での介

護を必要とされていた方が自宅で同じように介護サービスを受けていただくことや、高齢者の住居の安定を確保することを目的として、高齢者を支援するサービスを提供するサービスつき高齢者住宅の活用など、特別養護老人ホーム待機者の解消に努めてまいります。

今後も、摂津市地域密着型サービス運営委員会の意見を反映させながら、誰もが住みなれた地域で安心して生活し続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、市民、事業者、行政が協働して事業を円滑に実施できるようにしてまいりたいと考えております。

○村上英明議長　都市整備部長。

○吉田都市整備部長　府決定路線の現道上での交通安全上の危険な箇所の今後の取り組みについてという点につきましては、ご指摘の箇所は、いずれも歩道の連続性や安全性に欠ける区間であり、本市といたしましても、これまで機会があるごとに、道路管理者の責務として、交通安全対策事業による道路整備の積極的な実施などを大阪府に対して働きかけてまいったところでございます。

現在、一部区間の歩道設置、水路ぶたがけによる歩行スペースの確保及びガードレールの設置などは、そうした交通安全対策事業により実施されてまいったものであり、これまで改良された箇所は、都市計画事業ではなく、交通安全対策事業によるもので、整備で対応されているのが実情でございます。

今回の見直しに際しましては、大阪府としましても、都市計画道路廃止後、地域状況などを総合的に勘案し、優先整備区間を定めることとしており、今後、事業の必要性や優先度について検討を行っていくとの大阪府の意向が示される状況に至っております。

ご指摘の箇所での交通安全上の問題につきましては、常に大阪府に対しまして整備を要望しており、今後、都市計画道路が廃止となりますと、数百メートル単位で整備が行われる都市計画事業での整備が要望できなくなりますが、府道の道路管理者として利用者の安全確保の責務は、これまでとは変わらないものでありますので、危険箇所の実情に応じた柔軟な安全対策の実施を今後も粘り強く働きかけていくことが不可欠であるというふうに考えております。

次に、本市の事業といたしましての新在家鳥飼上線につきましては、現在、都市計画道路の見直し幅員１０．５メートルに合わせた用地買収に取り組んでいる状況でございます。本路線につきましては、おおむね１５０メートルの区間について事業を進めておりますが、設置、完成の時期といたしましては、現在、２７年度末を予定いたしております。この事業につきましては、都市計画事業でなく、交通安全対策事業の一環として事業を進めており、大阪府におきましても、同じくこのような形で安全対策に取り組んでいただくことを、今後とも強く要望いたしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長　次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　卒業後の学校などでの子どもの様子を把握することの重要性についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、保育所、幼稚園や、小学校が、次の教育機関での子どもたちの状況を把握し、在籍中に行った指導について検証することは、大切なことであると認識しております。保育所、幼稚園や小学校

では、卒園、卒業後の子どもたちの状況を共有するため、授業や行事の参観を通して協議を行い、お互いが連続性、一貫性のある指導に生かすと同時に、在籍中に行った指導の結果として検証し、みずからの指導改善へと反映させております。

中学校の卒業生につきましては、以前は継続的な進路指導の一環としての追跡調査を行い、進学先や就職先の詳しい状況について共有し、中学校での指導を検証しておりました。また、必要に応じて卒業生への継続支援を行っておりました。

しかしながら、個人情報取り扱いの観点から、現在では、詳細な追跡調査は行っておりません。進学先や就職先と個別の連携、交流を行っているのが現状でございます。

○村上英明議長　暫時休憩します。

（午前１１時５０分　休憩）

---

（午後　０時５９分　再開）

○村上英明議長　休憩前に引き続き再開いたします。

森西議員。

○森西正議員　それでは、午前中に引き続いて質問をさせていただきます。３回目になりますけれども、よろしくお願いします。

ごみ収集や処理の適正化についてについてですけれども、今まで、おのおのご答弁いただきましたけれども、副市長に総括的な考え方について、ごみ処理についてお聞きしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、障害福祉サービスと給付費の差異についてですけれども、国の制度改正を見定めながら、適切な給付費になるよう国に対して要望してまいりますということでありますけれども、仮に、国の制度改正でも適切な給付費にならなければ、市として、職員配置の補助、給付を見ていくべきだというふうに私は思うんですけれども、特別養護老人ホームのように年間数千万円の利益が生じるような施設や、借り入れをしても返済が十分可能な施設に優遇するのであれば、障害福祉に私はもっと力を注いでいくべきであろうというふうに、私は思います。

障害施設、保育所は、利益が出ても同じ法人の他の施設に供してはいけないということになっております。老人介護施設は、利益を同法人の障害施設や保育所など他の施設に供することに特段の制約や制限がかかっておりません。このことは、老人介護施設は多くの利益が生じ、通常運営を行っている限り経営難にならないため、他の施設に供しても資金問題には至らないということを意味しているというふうに思います。

市は通常に業務、サービスを行っていても、運営、経営が厳しい福祉に力を注いでいくべきであります。この点は意見と要望といたしますので、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設についてですけれども、安威川以南圏域に今年度末に１か所整備され、安威川以北圏域には現在、募集を行っているところであるという１回目の答弁でありましたけれども、その平成２６年度摂津市指定地域密着型サービス事業者、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス事業所の公募がきょう、応募書類の提出締め切り日となっておりますけれども、まだ締め切っておられませんけれども、今まで応募があったのか、応募のめどがあるのか、この点、お聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

安威川以北圏域には、地域密着型介護老

人福祉施設を開設する用地もなかなか存在しないのが現状であります。手を挙げていただける事業者がなければ、特別養護老人ホームの市の待機者解消のために、市が用地を提供するのも考えの一つではないのかなと私は思うんですけれども、しかしながら、その場合、有償譲渡であって、賃借料をいただくべきであるというふうに私は思います。

応募の件だけご答弁いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、北部大阪都市計画道路の変更についてですけれども、市民の中には、私は、道路拡幅、車道拡幅のために土地を提供した。いまだに買収されていない場所は車道の拡幅をされておらず、歩道は狭小のままであると。都市計画道路として廃止になって、道路拡幅が進まなければ、土地を提供した者と、土地を提供していない者とは不公平であって、不平等である。そうであれば、これでは行政の怠慢ではないのかというようなことをおっしゃる方、不満をおっしゃる方がおられます。

今までの答弁で、危険箇所の改善をしていくということは今までと変わりがないということでありますけれども、凍結路線がとれて、本市にとって、市民にとってよくなるというのであれば、市民のそのような声に対してわかりやすい説明をしていかなければならないというふうに思うんですけれども、公述の申出期間があって、公聴会の広報をされ、そして縦覧という行程を踏んできたわけでございますけれども、その点は理解しております。市民への情報提供、そして危険箇所の早急な改善を、この点は強く求めたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

続きまして、「就学前教育実践の手引き」「小中一貫教育実践の手引き」の活用による学力・学習状況調査並びに体力・運動能力、運動習慣等調査への反映についてですけれども、個人情報の取り扱いの観点から、現在では詳細な追跡調査は行っておらず、個別の連携・交流を行っているという答弁でありましたけれども、例えば、以前は、中学校を卒業して高校に進学した後に、高校生活になじめずに中退を考えている卒業生に対して、中学校と高校とが平素から個人の情報を交換しているために、中退に至る前に中学校や中学校の担任から卒業生のフォローができていたというふうに聞いております。現在は、その情報がもらえずにフォローできずに、後に聞き捨てに、中退してから情報が入ってくるということもあるというふうに聞いております。

就学前から小中学校９年間の義務教育の間、一貫性、連続性を持つことは、摂津市の教育委員会において重要視をされておりますけれども、就学前と義務教育だけでなく、義務教育終了後の高校、専門学校、就職先と強力な連携をとっていかなければならないと思いますし、人の進路や教育は、人生は、簡単に線を引いてはいけないというふうに私は思っております。割り切れるものではないというふうに思っておりますので、この点は、教育委員会としてどのようなことができるのか、研究を重ねていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

手引きの件ですけれども、私は、就学前に運動することを楽しく思うこと、椅子にじっと座ること、朝食を食べることなどの当たり前の生活習慣を身につけることができたら、義務教育で苦労して教えることなく、義務教育での学力も、体力の調査結果

は、自然とアップするものと思っております。

「就学前教育実践の手引き」「小中一貫教育実践の手引き」の活用による学力・学習状況調査並びに体力・運動能力、運動習慣等調査がよい結果となることを期待いたしますので、しかしながら、一人一人の児童、生徒は、今ですから、今をしっかりしないと将来の進路や人生に苦労しますので、その点はよく、今は結果は出ておりませんけれども、将来には必ず結果が出るというふうな答えをよくいただきますけれども、その児童、生徒にとっては今ですからね、今を大事にして、よろしくお願いしたいというふうに思いますので、これをもちまして私の質問を終わります。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　地域密着型サービス事業者の公募についてお答え申し上げます。

１２月１６日から１２月２０日までの間で第５期せっつ高齢者かがやきプラン、摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービスの三つの地域密着型サービス事業者の公募を行っております。

現在、このうち１サービスにつきましては、事前に連絡を受け、応募の意思のある事業者を確認しておりますが、その他については現在、応募がございません。締め切りまで半日ございますが、もし応募がなかった場合には、それぞれのサービスの事業形態、設置圏域などの見直しの検討を行い、摂津市地域密着型サービス運営委員会のご意見も頂戴しながら、平成２６年度の早い時期に再度募集を行い、地域密着型サービスの基盤整備を進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長　副市長。

○小野副市長　ごみ問題全般のお問いでございますが、部長のほうから答えておりますように、リサイクルプラザにつきましては２６、２７年に実施設計なり施工、工事をやって、２８年に稼働すると。ただ、今現在、ご存じのように、家庭ごみの不燃物につきましては、近隣市にお願いしております。というような状況があるということはご承知のとおりでございます。

それで、いずれにいたしましても、部長が答えておりますように、分別のお願いなりをしてきた中で、また、市民の皆様方のご協力によって、９０トン炉２基でやってきたと。それによって、一定のことであれば４０年もつということであります。

それで、いずれにいたしましても、そういたしますと、部長が言っておりましたように、３０年までには市の方向を決めなければならないと。それで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、いわゆる廃掃法では、自前で行わなければならないということでありますから、過去においても大阪市とも相当やってまいりました。いわゆる東淀工場のあの問題であります。それで、そういう意味では、広域も考えていくんですが、私の経験からいたしますと、市はお願いばかりいたすと、やはり非常に弱い立場であるということは、これは見えてまいりました。見えております。

したがいまして、やはり市としては、市でやるという姿勢は、主体性はやはり持っておかないと、何もかも近隣各市にお願いしてということになれば、経験値としては非常に厳しいなと思います。

したがいまして、市では最終的にはやる

こともやむなしということも考えながら、やはり、広域的な形でごみ行政を考えるという形を持っていかなければならないというふうに思います。来年から２６年でありますから、私どもは、近隣市は平成３７年に建てかえ問題をやると言っておりますから、平成２７年度ぐらいにはもう決めなければならない。したがいまして、平成２６年には基本的に決定をすると、こういうふうに聞いております。そういたしますと、摂津はその内容にのれるのかどうか、その財源はどうなのか、炉の問題もございます。

したがいまして、そういうことも見ながら、また大阪市との関係も含めながら、最終的にだめであれば自前でやるという姿勢も、きっとその場合には技術革新における炉の問題もございますから、これも調査をいたしております。そして広域もやると。こういう二つの道を考えながら、２６年度には議会にも一定、ご報告なり協議をしなければならないということもくるであろうということも予測しながら、今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　以上で森西議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

（増永和起議員　登壇）

○増永和起議員　順位に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、中学校給食についてお尋ねします。

私たちは、中学校給食は、教育の一環として自校式全員給食で行うべきであるとの立場ですが、摂津市が中学校給食を実施することは大きな前進だと受けとめております。摂津市が行うデリバリー選択制の中学校給食の意義、目的、目標喫食率とその根拠、またスケジュール、進捗状況についてもお聞かせください。

次に、国民健康保険です。

働く人の所得が上がらないまま、消費税の増税など、市民の生活がますます大変になっていく状況です。国民健康保険には、自営業者だけではなく、派遣労働者、失業者、年金生活者など、低所得、無所得の人が多く加入しています。摂津市の国民健康保険加入者の所得ごとの世帯数を教えてください。

国民健康保険は、全ての人に医療を提供するための皆保険制度の下支えをする社会保障制度です。国保が社会保障であることの確認をお願いいたします。

摂津市は市民の願いに応え、この間、国保の料金料率を据え置いてきました。引き続き値上げをしないようにお願いいたします。

また、ここ数年、差し押さえ、換価など、滞納処分が増えていますが、その件数を所得階層ごとに教えてください。

以上、１回目の質問です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　よりよい中学校給食の実現を目指してについてのご質問にお答えいたします。

中学校給食の実施に当たりましては、成長期にある中学生に栄養バランスのとれた給食を提供することにとどまらず、給食の提供を通して、中学生が食事の大切さ、食事の喜び、楽しさを理解し、食物に興味、関心を持って望ましい栄養や食事のとり方を学び、みずからの食生活を管理し、健康に生活できる力を育んでいくことが大切であると考えております。

育ち盛りの子どもたちにとっては、食事は大切なものでございます。学校給食は単

なる食べ物としての提供ではなく、教育の一環として位置づけられるものであるという意味も持ちますことから、どのような内容のものが望ましいのか、また、その反面、思春期を迎える中学生にとって、お弁当は家庭とをつなぐ大切な役割を果たしているという教育的観点や、中学生の子どもたちにとって給食はどのようにあるべきかという観点から検討してまいりました。

教育委員会といたしましては、デリバリー選択制給食は、市の栄養士が献立を作成し、食材の選定につきましても関与し、さまざまな事情によりお弁当を持参できない生徒や栄養バランスを心配する保護者の方々が、中学生にとって必要な栄養バランスが図れた給食を提供できるように考えております。

喫食率に関するご質問でございます。以前の議会でもご答弁をさせていただいております。目標については３０％を掲げております。平成２３年度ではございますが、中学校長からいただいたアンケート、そのアンケート結果を見ますと、学校によって少しばらつきがございますけども、全体で２割程度の方がお弁当を持ってこられているというような状況になっております。そのようなことを加味して３０％というようなことを設定いたしました。

また、大阪府の補助金を活用したいということも考えております。大阪府とのいろいろなヒアリングを通して、３０％ということの報告をいたしておるものでございます。

近隣各市におかれましても、２０％から５０％という数字を出しておられるところがあり、おおむね全体を通しますと３０％というところが多いように考えております。

進捗状況、またスケジュールでございますけども、今年８月にデリバリー給食選択制中学校給食検討委員会というものを立ち上げさせていただきました。これまでに３回、検討委員会を開催させていただいております。その中でお決めいただいたのは、給食の提供方法、保管方法、また配膳室についてご議論をいただいているところでございます。

その内容の一部を申し上げますと、提供方法につきましては、主食、ご飯でございますが、温かく、副食、おかずでございますが、これは衛生管理で定められました１０度以下とし、汁物等をつけるような形を検討して、一応結論を出していただきました。その結果につきましては、教育委員会議にもご報告をさせていただいているところでございます。

今後の検討委員会のスケジュールでございますけども、今現在、教育委員会内部において、いろいろ試査検討しております。その検討結果がまとまれば、１月に入りまして、また再開をしていただく予定になっております。今後のスケジュールでお決めいただくことは、調理業務や衛生管理、献立作成や給食食材、そして予約のシステム等々に係る協議が残っております。また、それに関して仕様書等の確認もそこでしていただきたいというふうに考えております。

配膳室の関係につきましては、来年の夏休みを利用して工事等に当たらせていただく予定であります。

なお、その検討委員会の結果につきましては、ホームページ等で情報の開示をさせていただいておりますので、今後ともその結果についてはホームページ等を活用し、ご報告をしていく予定でございます。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　国民健康保険に関するご質問にお答え申し上げます。

国民健康保険は、被保険者の疾病や負傷などに対し、医療の現物給付により経済的な困窮に陥ることを未然に防止する社会保障制度でございます。その運営に当たり、保険料は、国、府の負担金や、市からの繰入金と並び、健全な財政運営を行うに当たっての貴重な財源となっているものでございます。

現在の国民健康保険の所得階層及び滞納処分の状況でございますが、本年度の保険料賦課決定時におきます世帯のうち、１００万円単位で申し上げますと、所得なしが２，８９４世帯、１００万円未満が３，８７５世帯、２００万円未満が３，５２６世帯、３００万円未満が１，５３３世帯、３００万円以上が２，０６２世帯となっております。

滞納処分につきましては、平成２２年度に実施して以降、平成２２年度差し押さえ件数３１件、換価２１件、平成２３年度差し押さえ件数９８件、換価４３件、平成２４年度差し押さえ件数１２７件、換価５４件という状況になっております。

なお、所得階層別の差し押さえ件数は集計いたしておりません。

次に、保険料の引き下げについてでございますが、本市の保険料は、平成２１年度から料率の据え置きを続けてきました結果、現在の保険料率は、府下でも最も低い率となっております。しかし、これまで５年間において、少子高齢化の進展により、保険給付費を初め、国民健康保険運営経費は大きく増加し、特に後期高齢者の医療を支える後期高齢者支援金は、団塊の世代が全て７５歳以上となる平成３７年度まで増え続けるものと見込まれています。

このような中で、これまでの保険料を維持し、健全な国民健康保険の財政運営を行うことは、非常に困難であり、今後については一定の負担をお願いしなければならない状況となってきております。

○村上英明議長　増永議員。

○増永和起議員　２回目の質問を行います。

中学校給食についてです。

喫食率３０％は達成すべき大事な目標だと思います。しかし、大阪府下各市の喫食率は大変低い。どう達成させようと思っておられるのか、決意もあわせてお聞かせください。

中学校給食でのアレルギー対応について、他市では選択制の場合、簡単な表示だけで除去食や代替食はやっていません。茨木市と吹田市の献立表を見てみると、１２月は１５日給食があるんですけども、卵が使われている日は、茨木市９日、吹田市７日。牛乳は、吹田市、茨木市ともに７日。卵や牛乳のアレルギーのある子どもは、月のほぼ約半分、給食が食べられない。大豆、小麦に至っては、両市とも１５日ずつ、一日も食べられない状況です。表示以外のアレルゲンは、入っているかどうかもわからない。

摂津市の小学校給食では、アレルギー対応も丁寧にやっていただいていると思うのですが、中学校給食では、注文すらできない。他市と同じなら、そういうことになるわけです。初めから排除される子どもたちをつくり出して、それが給食と言えるのかと、そういう問いに、摂津市独自の考えを出す必要があるのではないでしょうか。

衛生管理基準や調理業者委託についてです。摂津市と同じく、デリバリー選択制の豊中市、吹田市、茨木市の仕様書を見比べてみました。市によって内容が全く違いま

す。

まず、食材の調達では、豊中市は、市が発注指示書に指示書をつくって発注させる。食材の選定は、市が責任を持って行うという形です。吹田市では、吹田市独自の食用物資規格基準を定め、使用物資承認申請書を事前に提出させ、物資によっては微生物及び理化学検査結果を提出させると、選定、調理に枠組みを設け、市が管理をする形をとっています。ところが、茨木市の仕様書では、国内産等の安全な農産物等の使用に努めるなど、一般的な注意でしかありません。

また、給食は当日調理が原則ですが、豊中市は食材の納入まで細かに指定し、納品書でチェックできるようにしています。

豊中市、吹田市では、給食調理はほかの一般調理と区分して行うことが明記されていますが、茨木市は記述がありません。

吹田市は、残菜についても報告書の提出を求めています。

食材の選定、調達、納入と調理実施日、給食調理とほかの一般調理との区分、残菜、そしてこれらのチェック体制について、安全・安心な給食として摂津市はどのような内容をお考えでしょうか。

教育の一環としての給食であるならば、経済的な問題で利用できないということがあってはなりません。就学援助金の導入についてもお聞かせください。

国民健康保険の２回目の質問です。

国保加入世帯の７割が所得２００万円未満であるということがわかりました。摂津市の国保は料率は低いとのことですが、所得２００万円４人世帯で年間三十数万円。市民には大変高いです。滞納してしまうと、差し押さえなどの滞納処分があります。私の持っている資料は２３年６月の分なんですけれども、北摂７市の中で比べると、差し押さえ件数、摂津市は１１９件。豊中２８６件、茨木１４８件に次いで３番目に多い。滞納に対する制裁率は２．６％。茨木３．１％に次いで２番目です。世帯数の多い茨木、豊中と肩を並べる差し押さえ件数です。どうしてこんなに多いのでしょうか。

地方税法第１５条の７では、滞納処分の執行停止が定められています。停止の要件として、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるときというのがあります。所得が僅少で安定性がないときは、多少の財産があっても執行停止の要件を満たすとされています。執行停止の要件に当てはまる人にまで差し押さえ等をしていないか、検証する必要があると思います。所得ごとの数字が出せないというのはどういう理由か、もう一度教えてください。

また、差し押さえ禁止財産が預金口座に振り込まれた場合も、差し押さえは違法として、鳥取県児童手当差し押さえをめぐる広島高裁の判決が確定しました。口座に振り込まれた差し押さえ禁止財産への考え方についてもお聞かせください。

２回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長　中学校給食に関する２回目のご質問にご答弁申し上げます。

調理委託の仕様書等についてのご質問でございますが、参加資格がある業者等と、今、ヒアリング等々を我々、行っております。今後、そのあたりを検討している段階でございます。また、議員のほうから各市の先行団体のいろんな仕様書のご説明もございました。我々といたしましても、それを取り寄せ、摂津市として何をしていける

か、今、内部で検討している段階でございます。

１回目のご答弁でも申しましたように、１月に入りまして検討委員会の再開を予定しておりますので、それまでには考え方をまとめて、そちらのほうでご検討をしていただきたいというふうに思っております。

アレルギーのところ、先行のデリバリー方式ではアレルギーチェックはしておりますけども、除去食等対応していないというご説明も議員のほうからございました。我々としても、それは、各市の状況を聞いて我々としても認識をしております。最終、我々としては、まだまとめてはおりませんけども、そのあたりも検討委員会のほうでご検討いただく予定をいたしております。

それと、３０％に関する意気込みと申しますか、担当としての思いということでございますけども、私自身も先行する２団体について試食に行かせていただきました。そこでの対応も拝見をしてきました。やはり、担当者の思いで喫食率というのは変わるということもございます。メニューのあり方であるとか、議員のほうからお話がありました、そういう、どこまでできるかはわかりませんけども、今後、考え得る市としての考えをまとめて、全体として喫食率を上げていきたいというふうに考えております。

それと、就学援助に関してでございますけども、この件も過去、議会でご答弁させていただいておりますけども、現時点、教育委員会といたしましては、就学援助の対象には考えていないというような状況でございます。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、増永議員の２回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、所得別滞納処分状況についてでございますが、滞納処分を実施するに当たりましては、前年中の所得をもって判断するのではなく、現状の所得や資産などを含めまして、個々の被保険者の状況を勘案して実施いたしているところでございます。

滞納処分を行った件数や金額以外の滞納者に関するさまざまな情報につきましては、個人の秘密に属する情報であり、これを公表いたしますことは、個人が特定されましたり、事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼしたりするおそれがありますので、公開はできないものでございます。

また、本市では情報公開条例におきましても、当該実施機関が保有していない行政文書は、公開の対象とはなっておりません。滞納処分を行った滞納者の所得階層などの統計資料につきましては、現在保有いたしておりませんし、また、今後作成する予定もございませんので、お答えできないものでございます。

それから、国保年金課におきましては、滞納処分に際し、先ほども申しましたように、十分な納付交渉を経て、それぞれの方の個別の事情を勘案した上で、滞納処分を実施しております。すぐに滞納処分するということはございません。滞納した翌年度において、財産調査を行い、その後、滞納処分をするということになりますが、そのときでも、差し押さえした財産をすぐに換価するということはせず、納付相談のために一定の期間を設けているところでございます。

また、差し押さえ禁止財産につきましても、ご質問ありましたけれども、当然ながら法令に基づき対応するとともに、財産調査により預金等の状況確認を十分行って、生活困窮とならない対応をいたしておりま

す。
○村上英明議長　増永議員。
○増永和起議員　３回目です。
　中学校給食です。
　平成２３年３月議会で、このときはスクールランチですけども、デリバリーの選択制について教育長が、他市における状況が非常に低迷しており、多額の財源を投入して導入に踏み切ることは適切ではないと答弁しています。当時からデリバリー選択制が喫食率の低いことはわかっていたわけです。今、各市も喫食率が非常に低い。２０％に達しないのがほとんどです。十数％、あるいは数％という市も多くあります。そういうことをわかっていながら、わざわざデリバリー選択制を選んだわけですから、摂津市独自の向上策をもう持たなくてはいけないんではないでしょうか。
　アレルギーの問題でも、食材発注、調理、衛生管理の問題でも、厳しいことを求めると業者が応募してくれないという声もありますが、教育の一環としての給食を税金を投じて行うのですから、業者のレベルに合わせて、業者リードでいいということにはならないと思います。仮に、しっかりしたものを要求して応募がないというなら、デリバリー選択制をやめてもいいわけです。委託の中身を業者に合わせて決めるということのないよう求めます。答弁をお願いします。
　就学援助金に関しても、これは喫食率に大きくかかわる。大阪市は、半分ですけれども、就学援助の世帯にも補助をするということを決めております。ぜひご検討ください。
　国保です。
　換価が少ないから、差し押さえをたくさんしてもよいということではないと思います。差し押さえ件数１２７件、換価５４件、所得階層ごとに分けると何件ずつか、手計算でもできると思います。これは個人情報ではありません。集計していないでは回答になりません。所得が低いことを考慮する必要はないということか、議会に示す必要がないということですか。地方税法に基づいて執行停止もちゃんとかけてもらっているか、ベースになる数字も出せないでは困ります。後日でも結構ですので、出してください。
　それから、国民健康保険料の値上げは、ぜひともしないようにということをお願いして、質問を終わります。
○村上英明議長　それでは答弁を求めます。教育総務部長。
○山本教育総務部長　中学校給食に関する３回目のご質問にご答弁申し上げます。
　デリバリー選択制の決定につきましては、子どもたちへのアンケート、保護者の方々へのアンケート、そのアンケート内容を見ていますと、やはりお弁当がいいというようなこともございます。そのような全体的な観点から、今回、教育委員会といたしましては、デリバリー選択制を選ばせていただきました。
　また、その件につきましては、教育委員会議においても決定をいただいたところでございます。私ども担当といたしましては、やめるという選択は今、考えておらず、よりよいデリバリー給食選択制の制度をこれから検討してまいりたいというふうに考えております。
○村上英明議長　保健福祉部長。
○堤保健福祉部長　増永議員の３回目のご質問にお答え申し上げます。
　先ほどもご答弁申し上げましたように、滞納処分を行った件数や金額以外の滞納者

に関するさまざまな情報につきましては、先ほども申し上げましたように、これを公表することによって個人が特定されたり、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼしたりするおそれがありますので、公開できないと考えております。

また、本市では、先ほども申しましたように、保有をしていない資料につきましては公開の対象とはなっておりません。

以上でございます。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○村上英明議長　増永議員。

○増永和起議員　３回目の質問で、私は、給食の問題でお聞きした業者のレベルに合わせて、業者ができるかできないかに合わせてではないのかということについて、ちょっとご答弁がなかったように思うので、それを答えていただきたいというのと、それから、今、国保のほうで所得に合わせて何人かということを言うと、それが個人情報だというようなお話がありましたが、国保に加入してはる方の所得階層については、回答いただいているわけです。それが滞納の分になると回答いただけないというのは、おかしいと思います。私、別に個人情報は聞いておりません。今、資料がないんだったら、後日でも結構ですから出してくださいということを言っておりますので、ぜひそれは提出をしていただきたいと思っています。お願いします。

○村上英明議長　では、先ほどの業者のレベルの件で。教育総務部長。

○山本教育総務部長　申しわけございませんでした。

業者に合わせてというようなことは考えておりません。我々としては、まず何ができるのか、その中でデリバリー選択制をスタートしていくのに、我々としてはよりよいものにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　先ほどの国保の滞納の件につきましては、保健福祉部長も２回目、３回目の答弁のときも同じ形で、個人情報ということもあるということですので、今、議事進行という中であっても、多分同じ。（「どこが個人情報かわからないんですよ。所得の階層が何人かというだけじゃないんですか」と増永和起議員呼ぶ）

では、保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　再度、私のほうから、もう一度ご説明をさせていただきたいと思います。

摂津市の情報公開条例によりますと、まず、保有していない行政文書は公開の対象となっていないということは、先ほど申し上げましたとおりです。また、この個人の秘密に属する情報でありということで申し上げましたけれども、これを公表することで個人が特定されたり、あるいは事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼしたりするおそれがあるということも申し上げております。この２点でございます。

実際、ではどういうことが考えられるのかということを具体的に申し上げればわかりやすいと思うんですけれども、例えば、所得がゼロの方に対して差し押さえをしたということがあったとしましょう。こういうケースでも、例えば前年度において何千万かの土地を売却されたという方がいらっしゃいます。実際、そういう方はたくさんおられます。翌年度は国保の賦課限度である７７万円の賦課限度の保険料がかかってまいります。もし、その方が滞納されますと、私どもの事務の流れでいきますと、当該年度に差し押さえをするということは、

先ほど申し上げましたように、私どもはやっておりません。その翌年度に財産調査をしまして、十分な期間をおいて差し押さえなりを執行させていただいているところです。その時点では、差し押さえを執行した時点では、その方の所得はゼロということになってしまいます。

ですから、このような所得階層を私どもが指針として出すということはございませんし、このような、翌年度にならないと現在の所得というのは把握することもできません。

あるいは、こういったケースもございます。国保を離脱をされて、社保に加入されると。そうしますと、その方は、国保に加入されておられる場合は無職無収入、所得ゼロでございますが、実際に国保を離脱したときに、国保料を滞納して社会保険に入られる。で、今現在は所得がおありだと。そういったケースもございます。

そういったことで、現在、この所得というものが差し押さえの判断の基準にはならないというふうに考えております。そのことをもって、私どもがそういった集計をすること自体が適切ではないというふうにも考えております。幾つか理由はございますけれども、個人の情報、それから特定の個人が特定されるおそれがある、それから事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼしたりする可能性があると、こういったことで、公開はできないというものでございます。(「ちょっといいですか」と増永和起議員呼ぶ)

○村上英明議長　議事進行ですか。では、増永議員。

○増永和起議員　今、おっしゃったことの細かいところまでを聞けば、それは個人情報ということになって、特定もされるということになるんだと思いますけれども、私がお聞きしているのは、差し押さえをした１２４件、これの所得階層、何百万円以下が何人というようなことを教えてほしいと言っているわけです。

それがイコール、低所得の人が多かったから、国保年金課のされた差し押さえがイコール、だめだというようなことは、私は何も言っていません。そういうことの考える資料として欲しいので、数字を出してくださいということを言っているわけです。課長おっしゃったような、年度によって変動があるということも、いろいろそれは、十分私も認識をしております。その数字だけをもって摂津市の国保のやっていることはおかしいというふうなことは、別に言うつもりはありません。

ただ、各市でも差し押さえが増えてきている中で、所得の階層がどうなっているのかということについて、一定の資料、判断材料の一つとしていただきたいと言っているわけですから、何もそんなに出し惜しみをされることはないと思いますので、これはぜひいただきたいです。(「議事進行」と野口博議員呼ぶ)

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　先ほど、部長のほうから、ない資料については出せないという答弁がありましたけども、いろいろ過去、そういう切り口からだめですよということはないと思うんですよ。だから、おっしゃっているような、事務の執行上、諸問題だとか、プライバシー問題だとかね、それが判明するとか、そういうことがなければ、最大限答えていただいて、資料を出していくというのが当然だと思いますけども、この場ですから、ぜひ議長のほうで取り計っていただいて、きっちりと精査していただいて、出

す方向で努力をお願いしたいということで注文しておきます。（「議事進行」と安藤薫議員呼ぶ）

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　ちょっと確認して。今、部長のほうから、出せない理由の一つに情報公開条例を出されて、作成されていない資料については出さなくてもいいというような趣旨のことを理由として上げておられました。

しかし、議会というのは、いろいろな角度から市政をチェックする役割を持っているわけで、現在、行政側が作成されていない資料においても、問題意識を持ってこういった資料をいただきたいという資料請求をいただいた上で、そのもとで議論をしなければ、議論の深まりはありませんので、議会の場において、情報公開条例で出さなくてもいい要件になっているから出さなくてもいいんだいう理由については、その点は取り消しておいていただきたいというふうに思います。（「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ）

○村上英明議長　木村議員。

○木村勝彦議員　個人情報に対する見解の相違で、ここでその問題を決着するという問題ではないですし、議会は、そういう個人情報を超越して議論する場でもないですから、その辺はもう平行してますんで、この辺で議長のほうで議事の整理をしてください。

○村上英明議長　先ほど、いろいろとご意見もありました。答弁のほうでも、個人のプライバシーの件とか、個人情報等々の件ということも義務として明確に答えられているということもありますので、その点では、要望ということでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で増永議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

（南野直司議員　登壇）

○南野直司議員　今回の質問に関しましても、多くの市民の皆様からの声でございます。しっかりと市政運営に反映できるよう質問してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

１点目の、市政の情報をスマートフォンや携帯電話などに配信する（仮称）セッピィめーる配信サービスの導入についてでございます。

近年、インターネットが普及しておりまして、スマートフォンや、あるいはタブレット端末が普及しております。この件は、多くの市民の皆様が望んでおられることでございます。

本市におきましても、第４次総合計画の中で、広報活動の充実ということで、広報誌、インターネットのほか、多様な広報媒体を活用して、市政情報をわかりやすく、積極的に提供、発信しますということで掲げていただいております。この件につきましては、一般質問、あるいは公明党といたしましての代表質問でも何度か質問させていただきまして、その中で、答弁といたしまして、しっかりと検討、研究をしてまいりますというご答弁をいただいておりますけども、現在の進捗状況につきましてお答えをいただきたいなと思います。

それから、２点目の別府地域の鳥飼水路堤防沿い道路の改修と、自然に親しめる憩いの空間づくりについてでございます。

この道路につきましては、担当課の皆さんも認識していただいておると思いますけども、ちょうど水路沿いに防護柵が立っておりまして、斜めに倒れた状況でございま

す。それから、アスファルトはもう割れておりまして、本当に危険な状況であるというふうに認識をしていただいておるところでございますけども、この改修に合わせて、向かいの浜町側の番田水路沿いや別府小学校前にありますポケットパークのような、例えば自然に親しめる憩いの空間づくりを行うことによりまして、これも総合計画に掲げていただいております施策である良好な景観のまち、水と緑に親しめる空間づくりはできないでしょうか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

そして、３点目でございます。吹田操車場跡地に設置予定の防災公園を子どもたちがスポーツに親しめる広場として有効利用することについてでございます。

これは、平成２８年春の開園に向けて、今現在取り組んでいただいておりますけども、ちょっと改めてお聞かせいただきたいと思います。どのような防災公園になっていくのか、また、多目的広場はどのように利用されていくのか、そして、もう一つは、今現在、市内の公園でございますけども、市場池公園、あるいは庄屋公園であります多目的広場について、どのように活用されておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

１回目を終わります。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　メール配信サービス導入の検討状況と今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

情報をスマートフォンや携帯電話にメール配信するサービスにつきましては、今年度、教育委員会が摂津安全安心メールシステムの導入を行う予定で、現在、稼働に向けてシステム構築を行っているところでございます。教育委員会が構築しているシステムは、登録をされている保護者や関係者に対し、メール配信によって、保育所や幼稚園ほか、学校関係の緊急情報等の提供を行うものであり、緊急時のスムーズな対応を可能にするものでございます。

また、このシステムを利用した防災情報や消防関連情報などのメール配信についても、関係課において検討が行われているところでございます。

情報のデジタル化が進み、発信方法も多様化した昨今、さまざまな形の情報発信が求められており、摂津安全安心メールシステムのような発信方法は、その時々の新鮮な情報を人々に提供するのに効果的であると考えられますことから、教育委員会での運用開始後、その成果や問題点などを検証し、防災や消防関連情報の配信だけなく、全庁的な情報配信に活用できるか、引き続き検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長　土木下水道部長。

（藤井土木下水道部長　登壇）

○藤井土木下水道部長　別府地域の鳥飼水路堤防沿い道路の改修と、自然に親しめる憩いの空間づくりについてのご質問にお答えいたします。

別府地域の鳥飼水路堤防沿い道路であります市道別府１号線につきましては、鳥飼水路堤防敷を利用した道路であり、歩行者の安全対策としまして、歩道設置により歩車分離を図っておりますが、車道の路肩部分の老朽化が進行し、神安土地改良区の防護柵にも経年劣化や傾斜などの影響も見受けられることは認識しており、今後、計画的な改修も必要と考えております。

実施計画検討時には、道路機能と安全対

策が最優先となりますが、対岸の浜町側や別府小学校前のような、水辺を生かした自然に親しめる空間づくりにつきましても、水路所有者でもあります神安土地改良区などの関係機関との協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　吹田操車場跡地に設置予定の防災公園を子どもたちがスポーツに親しめる広場として有効利用することについてのご質問にご答弁申し上げます。

当該都市公園は、仮称、千里丘公園として、地震などの災害発生時におきまして、近隣住民の方が一時的に避難できる防災機能を有する近隣公園の位置づけで整備を行っているところでございます。

公園整備の経過につきましては、平成２０年９月から平成２１年２月にかけまして、公園づくりワークショップを合計５回開催し、住民の方々のご意見をお聞きする中で、公園整備に係るゾーニングやイメージプランを作成し、平成２３年５月に公園基本計画についての地元説明会を開催してまいったところでございます。

本都市公園は近隣公園であり、ふだんは一般的な公園として不特定多数の方々が利用され、多目的広場などもありますことから、子どもたちが自由に遊び、走り回ることができ、また、グラウンドゴルフなどで高齢者の方々にも軽スポーツなどを楽しんでいただけることができるよう、基本的な公園機能を有しております。

また、災害時におきましても、一時避難地としての活用が可能であり、災害時の物資などを保管する防災備蓄倉庫、防災用トイレ及び炊き出しベンチなどの施設を設ける予定であります。

現在は公園の施設整備工事を行っており、今後、吹田操車場跡地土地区画整理事業の完了となる平成２８年春に合わせまして、本公園につきましても開園する予定にいたしております。

次に、市内の都市公園に整備されております多目的広場のスポーツ活動への利用についてのご質問ですが、本来、多目的広場は、幅広い世代の方々の運動などのレクリエーション活動などを目的とした広場でもあり、スポーツの利用を目的としたグラウンドとは違う性質を持っております。

ただ、多目的広場において、グラウンドゴルフやゲートボールなど軽スポーツや、子どもたちのキャッチボールなど、他の公園利用者に危険が及ばないものについては支障がないものと考えておりますが、ソフトボールやサッカーなど、本格的な球技による利用になりますと、他の公園利用者に危険が生じることも考えられますことから、摂津市都市公園条例に基づき、禁止をしているものであります。

本市域におきまして多目的広場を持っております公園につきましては、摂津市都市公園条例に基づき、子どもたちの心身や育成、地域イベントなどを目的に、地域の団体に対し公園の貸し出しを行っておりますが、先ほど申し上げましたように、他の公園利用者に危険が及ばない範囲での使用を許可しているものであります。

以上です。

○村上英明議長　南野議員。

○南野直司議員　１点目のメール配信サービスの導入についてでございます。

教育委員会が行われます摂津安全安心メールシステムの導入をされますけども、それの進捗状況を見ながら、それに乗っかるといいますか、それにあわせて導入をされ

るということでご答弁をいただきました。どうか全庁挙げて協議会などを設置していただいて、各課から手を挙げていただいて、早期導入できるようによろしくお願いをいたします。

豊中市では、メール配信サービスは以前から実施されておりまして、あわせて、ＳＮＳ、ソーシャルネットワーキングサービスを利用して、いわゆるフェイスブックを利用して、市の魅力等々を発信をされておりますし、中には、河内長野市でございますけども、動画ライブラリーということで、自分の市の魅力をアピールするライブラリーを作成されて、流している市町村もございます。

多くの市民の方に即座に市政情報を発信するということは、本当に大事なことであると思いますので、どうか導入していただけるようによろしくお願いをいたします。

それから、２点目の別府地域の鳥飼水路堤防沿い道路の改修と、自然に親しめる憩いの空間づくりについてでございますけども、答弁いただきました。改修については、計画的に実施されるということでご答弁いただきました。よろしくお願いします。

私が思いますのは、今まさに別府地域で新たな公民館機能を備えたコミュニティ施設が建設されようとしております。そして、この水路沿いの道路といいますのは、横に味生体育館がございます。この別府地域を一つのまちとして、そういう水路を利用した緑と水に親しめる空間づくりをあわせてしていくことが、協働の、市民の皆さんとの協働のまちづくりになるかなというふうに思っております。

別府地域におきましては、朧ケ橋のところや、また水路沿いで、花のいっぱいの緑の運動もしていただいています。そういう観点から、ぜひ、今回は道路改修、予算もかかりますので、改修だけになるかもしれませんけども、将来そういった空間づくりというのは非常に大事になってくるかなと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

そして、３点目の吹田操車場跡地に設置予定の防災公園を、子どもたちがスポーツに親しめる広場として有効利用することについてでございます。ご答弁を、多目的広場についての利用ということでご答弁をいただきました。そして、どのような防災公園になるかということもお聞かせをいただきました。

ここで、教育委員会としての、生涯学習部文化スポーツ課としての、現在のスポーツ施設、中でもスポーツ広場について、どのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上で２回目を終わります。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長　教育委員会といたしまして、そしてスポーツ施設、とりわけスポーツの広場についての質問にお答えいたします。

本市におきましては、体育協会、スポーツ少年団初め、多数の団体、あるいは市民の方々に、競技スポーツから健康づくりまで、さまざまな形で活発にスポーツに親しんでいただいております。特に週末におきましては、施設が不足している状況は把握いたしており、グラウンドを含め、市内の体育施設の充実の必要性は、これはもう十分、重々に認識いたしております。

この抜本的解決策は、スポーツ専用施設を新設することであると考えますが、用地や財源等々の課題があり、非常に難しい状

況にございます。

引き続き既存施設の有効活用をお願いいたしますとともに、さまざまな方向からスポーツ活動場所の確保、充実に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長　南野議員。

○南野直司議員　それでは３回目を行います。

ご答弁いただきました。この公園整備ゾーニング案ということで、この防災公園の図を見させていただきました。多目的広場におきましては、二つに分かれておりまして、一つは、本当に大きな広場になるかなというふうに思っております。ここに、ぜひ防球ネットを設置していただきまして、子どもたちがソフトボール、あるいはサッカーに親しめる、そういった広場に、２８年の春からですから、ぜひ僕はしていただきたいなと思っております。

高槻にも防災公園があります。そして、兵庫県にも三木の総合防災公園等々がございます。もちろん、大きな災害が発生したときに地域の皆さんが避難する防災公園という機能は備えておりますけども、平時には、そういった有効利用の可能性をどうか考えていただいて、摂津の未来の宝である子どもたち、例えばですけども、子どもたちに、そういったスポーツ広場ということで開放していただけたらなというふうに、本当に心から思うところでございます。

昨日も、摂津市の子どもたちの運動能力についての議論がありました。僕は、摂津市の子どもたちは、運動能力は高いと思っております。そして、２０２０年には東京オリンピックが開催されます。どうか可能性を最後まで探っていただいて、スポーツ広場にしていただけるようによろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○村上英明議長　南野議員の質問が終わり、以上で一般質問を終わります。

日程２、議案第６０号など３３件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

（野口博総務常任委員長　登壇）

○野口博総務常任委員長　ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

１２月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第６０号、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分、議案第７３号、指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）、議案第８５号、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件、議案第８６号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第９２号、摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件の以上５件について、１２月６日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○村上英明議長　建設常任委員長。

（木村勝彦建設常任委員長　登壇）

○木村勝彦建設常任委員長　それでは、ただいまから建設常任委員会の審査報告を行います。

１２月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第６０号、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分、議案第６１号、平成２５年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）、議案第６３号、平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第７１号、指定管理者指定の件（摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか６施設）、議案第７

２号、指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか２施設）、議案第８０号、指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場）及び議案第９１号、摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の以上７件について、１２月５日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査をしました結果、議案第９１号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告をいたします。

○村上英明議長　文教常任委員長。

（嶋野浩一朗文教常任委員長　登壇）

○嶋野浩一朗文教常任委員長　ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

１２月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第６０号、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分、議案第６６号、指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか６施設）、議案第６７号、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）、議案第６８号、指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）及び議案第８７号、摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件の以上５件につきまして、１２月６日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○村上英明議長　民生常任委員長。

（森西正民生常任委員長　登壇）

○森西正民生常任委員長　ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

１２月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第６０号、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分、議案第６２号、平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第６４号、平成２５年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第６５号、平成２５年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、議案第６９号、指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）、議案第７０号、指定管理者指定の件（摂津市立小川自動車駐車場）、議案第７４号、指定管理者指定の件（摂津市立障害児童センター）、議案第７５号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）、議案第７６号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）、議案第７７号、指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）、議案第７８号、指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）、議案第７９号、指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）、議案第８１号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）、議案第８２号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）、議案第８３号、指定管理者指定の件（摂津市斎場）、議案第８４号、指定管理者指定の件（せっつメモリアルホール）、議案第８８号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件、議案第８９号、摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第９０号、摂津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件の以上１９件について、１２月５日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第６０号所管分、議案第６９号及び議案第７０号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○村上英明議長　議会運営委員長。

（南野直司議会運営委員長　登壇）

○南野直司議会運営委員長　ただいまから議会運営委員会の審査報告を行います。

　１２月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第６０号、平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分について、１２月１７日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○村上英明議長　委員長の報告が終わり、質疑に入ります。安藤議員。

○安藤薫議員　既に所管の委員会で審査も行われてきたわけですが、指定管理者指定の件の中で、とりわけ公募で今回決定をされる議案ですね、その中身についてお聞きをしたいと思います。

　公募で今回、指定管理者の指定がされる件は、議案第６６号、６７号、６８号、６９号、７０号、７１号、７２号、７３号、８件２５施設であります。これは、それぞれの所管の委員会で所管する施設についての審議を行いましたが、選定にかかわった中身については、所管がまたがっているということで、所管の委員会での審査は十分にできなかったというふうに思っています。ですので、今回この場で改めてお聞きをしたいというふうに思います。

　１２月４日の本会議で、指定管理者の選定の結果報告、プレゼンテーションで評点をやる委員会で、委員６名のうち４人しか参加されていない会議があったのではないかというような質問をさせていただきました。その後、各委員会での質疑を行っていく中で、委員長が少なくない会議を欠席されているということがわかってきましたので、この際、事実関係をお聞きしたいというふうに思っています。

　選定委員会は、公開されています指定管理者候補者の選定について（報告書）の１ページ目にありますように、６月２８日に第１回会議、このときは委員の委嘱が行われたと思います。７月５日には公募対象施設見学が行われて、７月１２日から８月２日までは、それぞれの施設の応募要項などを審議する会議が行われてきました。９月１３日から１０月４日までは、それぞれの施設に応募した団体のプレゼンテーションを聞いて評点を行い、候補者決定を行う会議が行われてきたと。施設見学日を除いて、計１１回の会議が行われてきましたけども、委員長の欠席は、この中でどの会議を欠席されたのか、最初にお聞かせいただきたいというふうに思います。

　それから、もう一つ、委員会の設置要綱の中にあります欠格要件についてであります。欠格要件に記されていますのは、第５条に、指定管理者の候補となる団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役またはこれらに準ずべき者及び支配人の地位にある者は委員になることができないものとするとなっています。

　今回応募し、選定、決定される団体の監事をやっておられる方が選定委員に加わっているということでありますが、この方の出席状況、欠席状況、そして欠格要件に当たらないのか、お聞かせください。（「議事進行」と三好義治議員呼ぶ）

○村上英明議長　三好議員。

○三好義治議員　今、安藤議員の質疑に対しまして、この質疑の機会につきましては、常任委員会、議会運営委員会の委員長報告でありまして、その審査内容並びに審査結果ならば質疑の必要は了解できるんですが、議案のそれぞれの内容については、先ほど委員長報告がありましたので、これについては議長として裁いていただきたいという

ふうに思います。(「議事進行」と安藤薫議員呼ぶ)

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　議案全体の質疑ですので、委員会の中でも、私たちは個別の対応をするためにも、この指定管理者制度そのものをやはり、選定委員会というあり方は非常に大事なものだと思うんですね。２年かけて指定管理者制度のあり方、外郭団体のあり方を庁内挙げて議論をしてきたと。そして、大事な公の施設を指定管理者に任せていく上で、競争原理の働く公募を原則やっていこうと。公募をするための原則は、原則はあるけれども、公平性や客観性等が図られなければならないというのが、これは当然のことであります。

ですから、この選定委員会のあり方については、大変重要なものであります。しかし、所管の委員会では、選定委員会の中身については総務の委員会と、みずからの委員会では議論ができなかった委員会もありますし、その委員会を所管する、委員会を束ねる委員長が欠席をされているケースが非常に多かったということは、委員会のあり方そのものも問われるということで、これは改めてこの場で、全体の選定委員会のあり方として質疑することは、当然、これは認められていいというふうに思いますので、その点、議長、答弁のほうをお願いしたいと思います。(「議事進行」と三好義治議員呼ぶ)

○村上英明議長　三好議員。

○三好義治議員　それが、議案の中身に対して触れているということを私は言うてるわけですよね。だから、ここのこの質疑につきましては、それぞれ委員長報告があった、その結果と、運営に対する質疑ならば受け付けたらいいと思うんですが、中身の問題であって、また、今の意見を聞いておりますと、それぞれ付託された常任委員会、また、その委員に対する侮辱発言とも問われるんではないかなというふうに私は考えております。議長のほうで裁いていただけますようお願いいたします。

○村上英明議長　今回、提案をされた案件につきましては、１２月４日の本会議のときに提案案件の説明もされました。そして、その後、委員会付託もされたということでありまして、その議案の中身につきましては、委員会付託をするということでこの本会議の中で決定をさせていただいて、そして、それぞれの委員会の中で審査をされたというふうにも思っております。

そういう意味で、先ほども三好議員のほうからも議事進行等々もありましたけども、今回、この委員長報告の後といいますか、に対しての質疑というものは、付託案件そのものの中身での質疑ということではなくて、この委員会の審査経過とその結果の報告に対して行うものというふうにも認識しております。

そういう意味で、この１２月４日の本会議、そしてまた、それぞれの委員会の中で十分この案件の中身については審査をされたというふうにも、私も議長として認識しておりますので、先ほどのご意見等々につきましては、今後、この後の討論等々も踏まえて、その中で表明していただければなと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。(「議長、議事進行」と安藤薫議員呼ぶ)

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　各委員会、全て把握しているわけではありません。自分の所管している委員会での議論はわかります。しかし、そのほかのところについてはわかりません。

指定管理者というのは、そこの施設ごとに所管をしてやりますけども、指定管理者の考え方そのものは、全ての施設に共通していくものですよね。そういったものを、それぞれの所管で個別に審査することは個別の審査であって、全体として大まかな、全体像としてつかむ上で、それぞれの委員会だけでの議論では、まだ不十分ではなかったかと、不十分というか、私としては不透明だと思ったので、私は質疑させていただいています。

ですから、私が参加していない総務の委員会でどのようなことがあったのかわからないわけですから、その点について、この場で、全体でお聞きするということについては、当然、これは議会としてはあるべきですし、それを封じるのは議会としては自殺行為になるのではないかなというふうに思うんですけども。

○村上英明議長　それにつきましては、委員会記録もアップされておりますし、そういう意味では、委員会の中で審査をされたと思いますし、また全体論という意味では、この１２月４日の議案の提案の説明の中でされるべきことだと思いますので、委員長報告の後だということにおいては、この議案のひとつの中身の審議ということではないというふうに思っておりますので、そういう意味で、よろしくご理解のほどお願いをしたいというふうに思っております。

（「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ）

○村上英明議長　木村議員。

○木村勝彦議員　もともと原点に戻って考えてもらいたいんやけどね、これ、提案理由の説明を受けたときには、一応、細部にわたっては質疑はやっぱり控えないかんけれども、大まかな議案についての質疑はできるわけですわな。それだと、専門委員会に付託をして、そこで議論されて、採決をされる、そのことを本会議で委員長報告をされて、そのときに質疑してはいけないということには、私はならないと思うんでね。今おっしゃっているように、委員長の報告に対する質疑はここで受けて、理事者のほうで答弁すべきだというふうに考えます。

○村上英明議長　暫時休憩します。

（午後２時２５分　休憩）

---

（午後２時２６分　再開）

○村上英明議長　再開いたします。

市長公室長。

○乾市長公室長　安藤議員の二つの質疑にお答えいたします。

まず、１点目の委員長がこの選定委員会を多く欠席されていたということで、どの委員会のときに出席されておったかというご質問でございます。これは、第５回の選定委員会で体育施設の募集要項等を審査したときに出席いただいております。それから、第１１回の温水プールのプレゼンテーション等の審査を行ったときに出席いただいております。以上２回の出席をいただいております。

それから、次に欠格条項のことでございますが、関係団体といいますか、候補者に応募された団体の監事を務めておられる委員がお一人おられるということで、その方の出席状況ということでございますが、その方につきましては、第９回の会議で第１児童センターのプレゼンテーションの審査を行ったときの選定委員会を欠席されておられます。それ以外は出席されておられます。

以上でございます。

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　１１回ある会議の中で、委員

長の出席は２回と。その出席されたもの以外は欠席されているということになりますと、応募要項を議論する、審議する会議と、それからプレゼンテーション、評決をする会議と、それぞれありますが、応募要項を決める会議が１８施設にのぼります。プレゼンテーションをやって評決をする施設で２４施設。この施設を決めるときに、委員長が参加されなかったということでありまして、この点は非常に問題があるのではないかなと思うんですね。

選定委員会のあり方や権威、それから市民に対する公開性、公平性、それから選定の過程における透明性という点から言っても、選定委員会そのものが問われてくるようなものになるのではないかというふうに私は思うわけですけれども、なぜこんなに委員長が欠席をされていたんでしょうか。

設置要綱を見ますと、この選定委員会は副市長が委員長になると。それから、所管の部長、総務部長、公室長、識見者のお二人、計６名になっていますから、お一人が欠席すれば５名で、またもう一人の方が欠席されれば４名と、非常に少ない人数で委員会をやらなければならない。しかも、委員長が招集をして会議を行うわけですから、初めから委員長の日程を調整した上で会議を行うことは当然のことだと思いますけども、なぜこんなに欠席が多かったのか、それから、透明性や公平性、公開の原則から考えて、この選定委員会のあり方についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○村上英明議長　市長公室長。

○乾市長公室長　委員長が出席していたのは２回というようなことで、この選定委員会が適切に機能したのかどうかというような点が、特に問題にされているのかと思いますけども、摂津市指定管理者選定委員会の委員等につきましては、ご承知のとおり、設置要綱で定めております。委員長につきましては副市長をもって当て、委員長に事故あるときはあらかじめ指名する委員がその代理を務めることと定めております。また、選定委員会は委員の過半数が出席しなければ開催できないこととし、会議の議事は出席委員の過半数で決することといたしております。

選定委員会は、当然、フルメンバーで議事を処理するのがベストであるとは考えておりますけども、各委員の公務等の都合により、なかなかフルメンバーがそろわないこともございます。実際に、６月２８日から開催した選定委員会では、全て過半数以上の委員が出席しておりましたし、委員長が欠席している場合は代理の者が委員長の職務を務めましたし、出席委員は誰もが精いっぱい職責を果たしておりましたので、選定委員会は適切に議事を処理できたというふうに考えております。

また、議事の内容につきましては、その後、速やかに副市長に報告し、了解をいただいておりますので、そういう点からも、適切に選定委員会の事務は処理できたというふうに考えているところでございます。

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　議事に参加された委員さんたちが、公平公正を図れるように努力して頑張っておられるということは、そのとおりだというふうに思いますよ。しかし、そもそもこの選定委員会の位置づけというものが、非常に軽く見ての取り組みだというふうにもとられかねないような状況ではないかなというふうに思うんですね。

この議会でいきますと、議長が招集をされて、議長はその日公務だから出られませ

んなんてことはあり得ないわけで、それだけ議長、それからこの議会が最優先事項として、職務として責任を持ってやられるわけです。

選定委員会というのは、それほど重大な委員会ではないかと私は思っているわけで、委員長が公務のために１１回の会議のうちで９回も欠席をするというような委員会が、果たして行政として本当にきちんとした位置づけをもって設定した委員会なのかと。

もともと公募と非公募とを分けておられますけども、あえて公募として、競争原理を働かせてサービス向上に努めようということを議論をしてきた上で、しかもそれを透明性をもってやらなければいけない。その選定委員会は、公開はされずに、評点の結果だけをもって皆さんにお知らせをするということだからこそ、余計にその選定委員会のあり方というのは、しっかりととらなければならないわけだと思うわけですね。

そういった委員会が、委員長がそもそも出席できない日にちを設定していたのか、それともほかの用事があって、選定委員会の中身よりも重要なものがあったのか、そういうことが私は問われて、その辺が疑問なんです。選定委員会の位置づけというのはどうなのか。

なぜ聞くのかと言えば、これは市の大事な公の施設、市民の財産を管理運営する団体を決める大事な委員会だったと思うんですね。非公募という判断をした施設については、匿名で、競争せずに、今までの団体にお願いするということを政策的に決めました。これは２年間かけて、あり方検討委員会でしっかりとした議論をやってこられたというふうに思います。

指定管理者の制度そのものについては、私は別の意見を持っていますけども、少なくともこうした経過に基づいて公募と決めた団体の選定においては、しっかりとした位置づけでもってやるべきだというふうに思うんですけども、市民から見ても、私から見ても、この選定委員会の位置づけは余りにも低い。初めから結果がわかっていた出来レースではなかったのかというような指摘に対して、市はしっかりとした、責任を持った答えができるのかどうか。

今後、指定管理者に対しては、セルフモニタリング、それから庁内でのモニタリングや評価をやっていかなければいけない。さらには、第三者機関があるような施設では、第三者機関からも意見を聞いて、適正な運営ができているのかどうかというチェックをしていかなければならないということになっています。

しかし、選定の段階からこれでは、摂津市がわざわざ公募をして、サービス向上のために選んだ団体さんに対しても失礼ですし、応募してくれて、残念ながら選ばれなかった団体さんに対しても失礼ですし、同時に、市民が利用している施設、市民にとっても大変失礼な委員会ではないかというような指摘があっても、答えられないんじゃないかということを申し上げているわけで、その点の見解を改めてお聞かせいただきたい。

同時に、ちょっと先ほど漏れましたけども、欠格要件の問題です。この欠格要件の方の人格が悪いということでは決してございません。しかし、公募されてくる予想をされている団体の監事をやっておられる方は、設置要綱の中では初めから欠格要件になっています。その方をあえて入れられること、プレゼンテーションには参加されていませんが、応募要項を決める会議には参加されているわけです。もちろん、その方

がそういった情報を流すなんてことはないとは思いますが、しかし、第三者から見れば、そこもまた指摘されていくことになりかねない問題だと思うんですね。

ですから、選定委員会の委員の選定の仕方の問題についても、私は今回、大きな問題があって、ここはきちんと姿勢を正していかなければ、今後の指定管理者制度のあり方そのものにも禍根を残します。と思いますので、見解をお聞かせください。

（「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ）

○村上英明議長　木村議員。

○木村勝彦議員　大阪市の公選の区長の問題と相通ずるものがあると思うんですね。ですから、この問題は、委員会が終わってしまって審査も終わってしまった後のことですから、今後の反省材料としてはやっぱり、安藤議員の質疑については、理事者のほうも真摯に受け取られて、今後そういうことがないようにしていくという形で、私はおさめていくべき問題だと思いますので、この辺で議長のほうで整理をして、終結をしてください。

そうせんと、議事進行者が言っているように、公選の区長がいろいろな問題を起こしたときに、ああいう大きな問題になります。そういう意味で、選ばれた委員長がやっぱりもう少し自覚を持ってやってもらう。また、そういう委員なり委員長を選んだ側の責任もやっぱり私は大きいと思いますので、もう済んでしまったことはこの辺でおさめて、議長のほうで終結をしてもらいたいと思います。

○村上英明議長　答弁ありますか。では、市長。

○森山市長　安藤議員の議事進行について、私のほうからお答えをいたします。

私もたくさん行事とか、いろんな会議に参加します。よく重なることとか、都合つかないことがよくあります。どちらかを優先することになります。そのときに、一方の、まず成立するのか、会としてその趣旨が成立するかしないか、これはしっかりと見きわめる必要があります。

その上で判断をするわけですけれども、今回のこの指定管理者の委員会につきましては、私は報告を受けた上で、しっかりとした委員会としての機能が果たせるということ、そして、委員長が不在である場合の代理人がしっかりとおり、そして、委員長の出席がかなわなくても、それによって結果が変わるとか変わらないとか、そういうものではないという報告を受け、了承いたしました。

ただ、今の議事進行の中にもありましたけども、大半の委員会に出席できなかったということについては、日程の調整等、委員の任命等々、ご指摘の点に、やっぱりそういうことには余り好ましくないということで、また今後のこういった委員会にも生かしていきたいなと、そういうふうに受けとめております。

以上でございます。

○村上英明議長　ほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可をいたします。

弘議員。

（弘豊議員　登壇）

○弘豊議員　日本共産党議員団を代表して、議案第６０号、議案第６６号から７３号及び議案第９１号に対し、一括して反対討論を行います。

議案第６０号、一般会計補正予算では、ごみの収集業務を２年間、環境センターの

管理業務の民間委託を３年間行う債務負担行為が組まれています。

３年前、一般ごみの収集、ペットボトルの収集、不燃ごみの中間処理と運搬業務と、実に環境業務の半分を民間委託しました。その契約の５年を待たずに、直営と民間の割合は検討課題とした、その展望も示されることのないままに、今回、７割まで民間委託の拡大が提案されました。これでは、２年後の契約完了の時期には、さらに拡大の方針が出ないとも限りません。

ごみ問題は、暮らしを守り環境を守るという視点からも大変重要な課題です。循環型社会、環境破壊を防止する活動に、ごみの減量は欠かせません。今後のごみ処理基本計画でも、リサイクルプラザの整備を進め、プラスチックトレーの再資源化など、さらにごみの分別を細分化していくとしています。その際、これまでのように、現場の職員が地域へ足を運び、市民に理解と協力を働きかけるような地道な取り組みも一層求められます。

また、災害時においても、道路網の隅々まで熟知している職員が、必ず役に立つと胸を張られています。

そして、環境センターの焼却炉の延命のためにも、不適物の混入が多いという事業系ごみの指導などを含め、民間業者にしっかり指導でき得る体制の維持は欠かせません。

しかし、この間進められてきた現業不補充、任用がえの推進で、職員のモチベーションやノウハウの継承はどうでしょう。環境政策課ができ、地球温暖化防止地域計画などがつくられている一方で、現場で汗を流している職員が５年後、１０年後の体制も見通せない、次の世代への継承が展望も持てないということであれば、環境政策の推進には逆行します。

市民との協働の取り組みでごみの量を減らし、環境を守ることと、環境センターの炉を長もちさせることで、市の財政も守ろうと力を入れてきた本市のような自治体の取り組みがある一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済構造が問題視されているにもかかわらず、ごみ処理業務をもうけの対象とし、処理量が増えるともうかる、ごみ減量そっちのけで、ごみを原料とした大型発電プラントの開発などを推し進める動きもあります。

他市では民間委託をもっと進めているとか、本市は現業職員の数が多いとか言われているわけですが、市の規模に合った、できるだけ経費のかからない設備でこれからも行っていくという長期的な展望を示し、職員体制については不補充の方針を見直すこと、必要な人員の確保を行うことこそ求められているのではないでしょうか。これ以上の民間委託拡大を進める計画は撤回することを強く求めます。

議案第６６号から７３号の指定管理者指定の件についてです。

日本共産党議員団として、今回の指定管理者指定にかかわっては、民間事業者だからとか、公募に切りかえたから全て反対という立場ではなく、施設の課題や性格も踏まえて、個別の賛否を検討してきたところです。

公の施設の管理運営を公的な団体以外の民間事業者に委ねる点では、これまでに市立図書館鳥飼図書センターで行われてきましたが、さらにその流れが大きく広がるもとで、どういう変化が今後起こってくるのか、注意して見ておく必要があります。目的として上げられている市民サービスの向上や経費節減と同時に、働く人の条件がど

う変わるのか、選定にかかわっての選定委員会のあり方や選考の公平性、透明性が図られているのか、市民への説明責任が果たされるのかなどなど、指摘を行ってきました。

ところが、今回の選定作業そのものが、到底市民や議会への説明責任を果たせるものではないことが、委員会での審査で徐々に浮き彫りになってきました。選定委員に選ばれている外部委員が欠格要件に当たることがあらかじめ想定されていたにもかかわらず、含まれていたことや、選定委員会の委員長が１１回の会議の中で２回しか出席していないという事実、候補者選考の評点やプレゼンテーションを含め、ほとんど参加せずに進められていたという実態です。

外郭団体の見直しに関する指針や指定管理者制度の導入に関する指針の改定など、この３年間、さまざま検討が進められてきたと言われますが、公募、選定の進められ方がこのような形では、今までの議論が何だったのかと言わなければなりません。候補者に挙げられている事業者がいずれも不適格であるとは言いませんが、市としての果たすべき責任と、この問題に取り組む姿勢を正していく必要があるということ、このことを改めて指摘しておきます。

次に、議案第９１号、摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてです。

昨年、消費税増税法案が国会で採択されたとき、附則で、今年秋の経済状況を見て消費税増税をするかどうかの判断をするとされました。安倍首相は、アベノミクスが効果を発揮して経済状況が回復したと自画自賛していますが、経済状況が回復したのは財界や一握りの資産家だけであり、圧倒的多くの市民にはその恩恵は見えないばかりか、食料品や光熱費など、諸物価の高騰ばかりが押しつけられました。また、ばらまきによる一時的なカンフル剤にすぎない財政出動や金融緩和は、借金増による財政規律の崩壊への懸念を国民に残すことになります。

その上、消費税は社会保障のため、福祉のためと導入され、増税されてきた経過がありますが、現実にはそのようにはなっていません。今なお、どの世論調査でも多くの国民が消費税増税を予定どおり実施することに反対しています。将来に消費税増税が必要と考えている方の中にも、今は引き上げるべきではないという意見が少なくありません。

こうした問題が大きい消費税の８％を上下水道料金に反映させようというのが、今回提案された議案です。国の制度上、企業会計上、回避することは困難だという答弁もいただきましたが、ただでさえ近隣市と比べても高い上下水道料金で、今年から障害者や高齢者世帯に対する福祉減免制度さえ廃止された経過もあります。市民生活の実態や、とりわけ低所得者の状況から見ても、せめて近隣市並みに料金を引き下げる検討がなされてしかるべきです。

市内事業所の倒産などで、不納欠損が増えているということが決算の委員会でもわかりました。不況の中でも頑張ってこられた多くの中小企業が、消費税の増税には持ちこたえられないと悲鳴が上がっています。市として、国に対して消費税の増税中止をきっぱり求めていただきたい。そして、負担だけかぶせる今回の提案には賛成することはできないとのことを申し上げ、以上、反対の討論とします。

○村上英明議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　以上で討論を終わります。

議案第６０号、議案第６６号、議案第６７号、議案第６８号、議案第６９号、議案第７０号、議案第７１号、議案第７２号、議案第７３号及び議案第９１号を一括採決します。

本１０件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　起立者多数です。

よって、本１０件は可決をされました。

議案第６１号、議案第６２号、議案第６３号、議案第６４号、議案第６５号、議案第７４号、議案第７５号、議案第７６号、議案第７７号、議案第７８号、議案第７９号、議案第８０号、議案第８１号、議案第８２号、議案第８３号、議案第８４号、議案第８５号、議案第８６号、議案第８７号、議案第８８号、議案第８９号、議案第９０号及び議案第９２号を一括採決します。

本２３件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、本２３件は可決をされました。

日程３、議会議案第１３号など３件を議題とします。

お諮りします。

本３件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をしました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本３件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をしました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可をします。

山崎議員。

（山崎雅数議員　登壇）

○山崎雅数議員　議会議案第１５号、介護保険制度における新たな地域支援事業導入に係る意見書案についての反対討論を行います。

厚生労働省は当初、介護保険で要支援と認定された人への保険給付を全廃する方針を示していました。しかし、世論に押され、見直しをせざるを得なくなり、訪問介護と通所介護のみを予防給付から外し、市町村事業として、地域支援事業の中に新しい創造事業として盛り込むことになりました。

これまでの訪問介護事業に加え、ＮＰＯ、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活支援サービスや、住民ボランティア等によるごみ出し等の生活支援サービスをすることとしています。ボランティアやＮＰＯなどによるインフォーマルな社会資源による地域福祉への参加を否定するものではありません。しかし、福祉の専門家が担う介護保険サービスのかわりになるものではありません。

訪問介護を担うホームヘルパーは、単なる家事の代行ではありません。利用者と関係を築きながら、生活援助を行う中で、心身の状況を改善し、生活への意欲を引き出す専門職です。特に認知症の人は、初期に専門的なケアがなければ急速に悪化する場合もあります。まさに命綱であり、それが

取り上げられれば、重度化、重症化、地域生活の破綻を招きかねません。制度の見直しの根本にあるのは、今後の事業費の伸び率を抑えようとしているものですから、需要が伸びるのに供給は抑え込もうとしているのは明らかです。

厚労省は、市町村事業に上限を設けて抑え込む方針についても、上限を超える場合は個別に判断をするとして、国が追加負担する考えも示しました。これも抑制だけでなく、財政をしっかり確保すべきだと市町村の要望に押されたものです。つまり、厚労省が具体的な案を出せば出すほど、当事者や自治体の反対意見が広がり、方針の転換を今なお余儀なくされているのが実態です。

そもそも、４０歳以上の国民は、介護や支援の必要性が生じれば保険給付を受けるという前提で介護保険料を支払い続けています。最も利用頻度の高いサービスだけを途中で保険給付から外すなどという約束違反は、保険制度の破綻に等しい暴挙です。

この要支援を介護保険から外して地方に押しつけること、そして利用者負担を２割に増やす、要介護３以上を特養の入所条件にするという２点を加えて、三大改悪と言われています。この提出されている意見書の中でも、６期介護保険計画を視野に、介護予防給付について市町村が実施している地域支援事業に移行をさせる、介護サービス受給者の３割を占める要支援者を外し、介護予防給付も４，０００億円を超える額と指摘をしています。この改悪を認めて、地域事業の整備、実施に国に負担を求めるというのは本末転倒です。改悪そのものをやめさせることが、国の負担を減らさせない、国の責任を後退させないことになります。かわりの新制度導入を促す議論は、介護保険制度改悪にお墨つきを与えることになりかねません。

要支援外しなどの改悪案はきっぱり撤回し、介護を受ける人も支える人も安心できる介護制度の確立に転換することを求めて、反対討論といたします。

○村上英明議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　以上で討論を終わります。

議会議案第１３号及び議会議案第１４号を一括採決します。

本２件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、本２件は可決をされました。

議会議案第１５号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　起立者多数です。

よって、本件は可決をされました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成２５年第４回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後２時５７分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　村　上　英　明

摂津市議会議員　渡　辺　慎　吾

摂津市議会議員　嶋　野　浩一朗

☆　　添　　付　　資　　料

# 平成２５年第４回定例会審議日程（案）

| 月　日 | 曜 | 会　議　名 | 内　　容 | 開 議 時 刻 |
|---|---|---|---|---|
| 12 ／ 4 | 水 | 本会議（第１日） | 委員長報告（継続分）<br>提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 | 10:00 |
| | | | （議会議案届出締切　17:15） | |
| 5 | 木 | | 建設常任委員会（第一委員会室） | 10:00 |
| | | | 民生常任委員会（第二委員会室） | 10:00 |
| 6 | 金 | | 総務常任委員会（第一委員会室） | 10:00 |
| | | | 文教常任委員会（第二委員会室） | 10:00 |
| | | | （一般質問届出締切　12:00） | |
| 7 | ㊏ | | | |
| 8 | ㊐ | | | |
| 9 | 月 | | | |
| 10 | 火 | | | |
| 11 | 水 | | | |
| 12 | 木 | | | |
| 13 | 金 | | | |
| 14 | ㊏ | | | |
| 15 | ㊐ | | | |
| 16 | 月 | | | |
| 17 | 火 | | 議会運営委員会（第一委員会室） | 10:00 |
| 18 | 水 | | | |
| 19 | 木 | 本会議（第２日） | 一般質問 | 10:00 |
| 20 | 金 | 本会議（第３日） | 一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 | 10:00 |
| | | | 議会運営委員会（第一委員会室） | 本会議終了後 |

# 議　　案　　付　　託　　表

平成２５年第４回定例会

〈総務常任委員会〉

議案 第 60 号　平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分
議案 第 73 号　指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地）
議案 第 85 号　吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件
議案 第 86 号　摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 92 号　摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

議案 第 60 号　平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分
議案 第 61 号　平成２５年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号）
議案 第 63 号　平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案 第 71 号　指定管理者指定の件（摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか６施設）
議案 第 72 号　指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか２施設）
議案 第 80 号　指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場）
議案 第 91 号　摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

議案 第 60 号　平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分
議案 第 66 号　指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか６施設）
議案 第 67 号　指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）
議案 第 68 号　指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター）
議案 第 87 号　摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

議案 第 60 号　平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分
議案 第 62 号　平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
議案 第 64 号　平成２５年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案 第 65 号　平成２５年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案 第 69 号　指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）
議案 第 70 号　指定管理者指定の件（摂津市立小川自動車駐車場）
議案 第 74 号　指定管理者指定の件（摂津市立障害児童センター）
議案 第 75 号　指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設）

議案 第 76 号　指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
議案 第 77 号　指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）
議案 第 78 号　指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３）
議案 第 79 号　指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）
議案 第 81 号　指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）
議案 第 82 号　指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）
議案 第 83 号　指定管理者指定の件（摂津市斎場）
議案 第 84 号　指定管理者指定の件（せっつメモリアルホール）
議案 第 88 号　摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 89 号　摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 90 号　摂津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件

**〈議会運営委員会〉**

議案 第 60 号　平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号）所管分

# 平成２５年　第４回定例会　一般質問要旨

質問順位

| | | |
|---|---|---|
| １番　上村高義議員 | ２番　水谷毅議員 | ３番　野口博議員 |
| ４番　中川嘉彦議員 | ５番　大澤千恵子議員 | ６番　嶋野浩一朗議員 |
| ７番　東久美子議員 | ８番　安藤薫議員 | ９番　渡辺慎吾議員 |
| １０番　福住礼子議員 | １１番　山崎雅数議員 | １２番　藤浦雅彦議員 |
| １３番　森西正議員 | １４番　増永和起議員 | １５番　南野直司議員 |

## 上村高義議員

１　南千里丘地区への郵便ポスト設置について
２　「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」の取り組み状況について

## 水谷毅議員

１　小学校のパソコンの更新について
２　児童生徒の安全対策について
（１）学校受付員の検証と再構築について
（２）通学路の安全対策について
（３）交通専従員について
３　市民に向けた積極的な情報発信について
（１）平成１３年に作成された「せっつ市民ハンドブック」に代わる市政情報が分かる「暮らしの便利帳」を市の負担をかけずに作成および配布するよう検討することについて
（２）秘書課の応接室等に、取材の折に「インタビューボード」を設置し、市の特色をアピールすることについて

## 野口博議員

１　桜町の自動車教習所前、大正川橋東詰交差点の安全対策について
２　民間住宅の耐震化促進の到達と今後について
３　水道鉛管の取り替えと水道水備蓄について
４　市民のくらしと財政運営について

## 中川嘉彦議員

１　自転車安全利用倫理条例について
２　用水路上部の自転車専用道路整備について
３　電動アシスト自転車購入助成について
４　レンタル自転車の活用を推進することについて

## 大澤千恵子議員

１　市内の公園について
２　ひとり親家庭の現状と支援策について
３　市役所庁舎西別館の今後の使用について

## 嶋野浩一朗議員

１　消費生活行政について
２　スポーツ振興、体育振興について
　（１）総合体育館の設置について
　（２）総合型地域スポーツクラブの充実について
　（３）学校体育について
３　市立中学校の自由選択制について

## 東久美子議員

１　学校施設の整備について
２　学校給食の課題について
３　教育環境について
４　文化的事業について

## 安藤薫議員

１　学校施設等の安全について
　（１）施設の劣化対応について
　（２）災害への対応について
２　学校給食の安全について
　（１）アレルギー対応について
　（２）衛生管理について
　（３）民間委託の問題について
３　道路の安全について
　（１）改正道路交通法と自転車の安全について
　（２）都市計画道路の見直しについて

## 渡辺慎吾議員

１　住工共生のまちづくり条例について
２　文化財保護条例について

## 福住礼子議員

１　特定健康診査とがん検診の受診率向上について
２　セッピィ商品券第６弾の発行について

## 山崎雅数議員

１　ごみ収集、廃棄物処理の諸問題について

## 藤浦雅彦議員

１　府道の安全対策について
（１）府道大阪高槻京都線の千里丘小学校前及び千里丘２丁目先の歩道の改修について
（２）府道茨木摂津線の千里丘６丁目交差点から千里丘７丁目交差点までの改修について
２　境川のグランドハイツ前の閉鎖されている堤防の整備の進捗について
３　ＪＲ千里丘駅の電車とホームの段差解消と子どものすり抜ける危険な柵の取り替えについて
４　市民の健康を守るまち（健康寿命促進と介護予防、ロコモ予防）の構築について
（１）平成２５年度より３年間の予定で実施される「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせっつ」事業については、全市的に展開するために４年後以降の年次計画の策定と公園等にも健康遊具の設置を検討すること
（２）市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践する行動変容のきっかけとなるよう、インセンティブとなる健康マイレージ事業の仕組みを構築すると共に、新健康せっつ２１に盛り込むこと

## 森西正議員

１　ごみ収集や処理の適正化について
（１）環境センターの炉延命化について
（２）リサイクルプラザの整備について
（３）近隣自治体との広域連携について
（４）災害時の廃棄物処理について
２　障害福祉サービスと給付費との差異について
３　地域密着型介護老人福祉施設について
４　北部大阪都市計画道路の変更について
（１）大阪鳥飼上上田部線について
（２）千里丘正雀一津屋線について
（３）茨木寝屋川線について
（４）新在家鳥飼上線について
（５）開藤森線について
５　「就学前教育実践の手引き」「小中一貫教育実践の手引き」の活用による学力・学習状況調査並びに体力・運動能力、運動習慣等調査への反映について

## 増永和起議員

１　よりよい中学校給食の実現をもとめて
２　高すぎる国民健康保険料－負担の実態と差押え問題について

## 南野直司議員

1　市政の情報をスマートフォンや携帯電話に配信する（仮称）セッピィめーる配信サービスの導入について

2　別府地域の鳥飼水路堤防沿い道路の改修と、自然に親しめる憩いの空間づくりについて

3　吹田操車場跡地に設置予定の防災公園を、子ども達がスポーツに親しめる広場として有効利用することについて

議決結果一覧

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 結果 |
|---|---|---|---|
| 報告　第 12 号 | 平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第４号）専決処分報告の件 | １２月４日 | 承認 |
| 報告　第 1 号 | 訴えの提起専決処分報告の件 | （１２月４日　報告） | |
| 認定　第 2 号 | 平成２４度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 | １２月４日 | 認定 |
| 認定　第 3 号 | 平成２４年度摂津市水道事業会計決算認定の件 | １２月４日 | 認定 |
| 認定　第 4 号 | 平成２４年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 | １２月４日 | 認定 |
| 認定　第 5 号 | 平成２４年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 | １２月４日 | 認定 |
| 認定　第 6 号 | 平成２４年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 | １２月４日 | 認定 |
| 認定　第 7 号 | 平成２４年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 | １２月４日 | 認定 |
| 認定　第 8 号 | 平成２４年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 | １２月４日 | 認定 |
| 認定　第 60 号 | 平成２４年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 | １２月４日 | 認定 |
| 議案　第 61 号 | 平成２５年度摂津市一般会計補正予算（第５号） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 62 号 | 平成２５年度摂津市水道事業会計補正予算（第１号） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 63 号 | 平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第４号） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 64 号 | 平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 65 号 | 平成２５年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 66 号 | 平成２５年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 67 号 | 指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか６施設） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 68 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立温水プール） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 69 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立第１児童センター） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 70 号 | 指定管理者指定の件（正雀市民ルーム） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 71 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立小川自動車駐車場） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 72 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか６施設） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 73 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか２施設） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 74 号 | 指定管理者指定の件（鳥飼八町団地ほか３団地） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 75 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立障害児童センター） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 76 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか２施設） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 77 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立みきの路） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 78 号 | 指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール） | １２月２０日 | 可決 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議案　第 79 号 | 指定管理者指定の件（フォルテ３０１及びフォルテ３０３） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 80 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 81 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 82 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立保健センター） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 83 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 84 号 | 指定管理者指定の件（摂津市斎場） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 85 号 | 指定管理者指定の件（せっつメモリアルホール） | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 86 号 | 吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 87 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 88 号 | 摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 89 号 | 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 90 号 | 摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 91 号 | 摂津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 92 号 | 摂津市下水道条例及び摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議案　第 13 号 | 摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議会議案 第 14 号 | 障害のある人の介護保険制度利用に関する意見書の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議会議案 第 15 号 | ブラック企業への厳正な対処を求める意見書の件 | １２月２０日 | 可決 |
| 議会議案 第 16 号 | 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書の件 | １２月２０日 | 可決 |